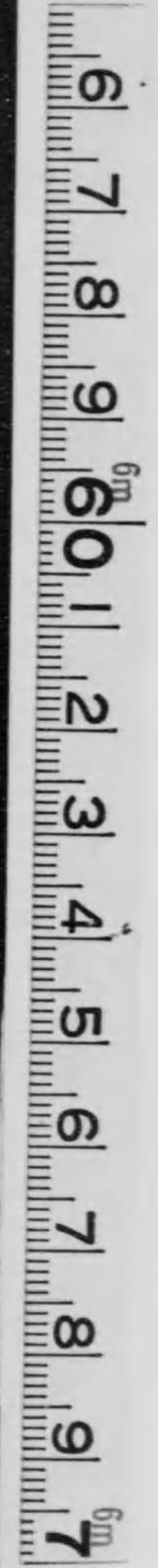
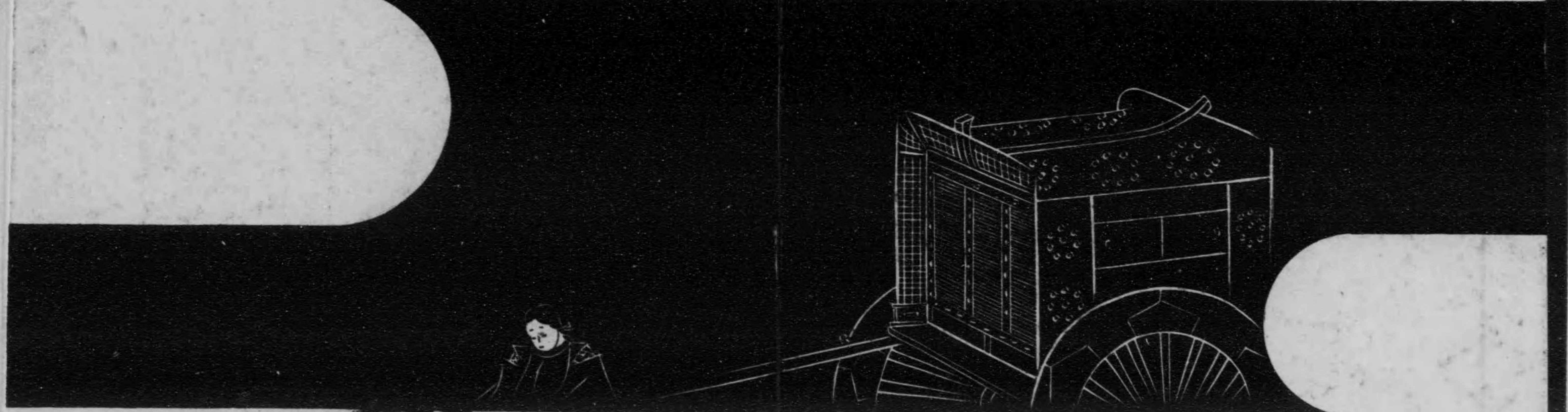
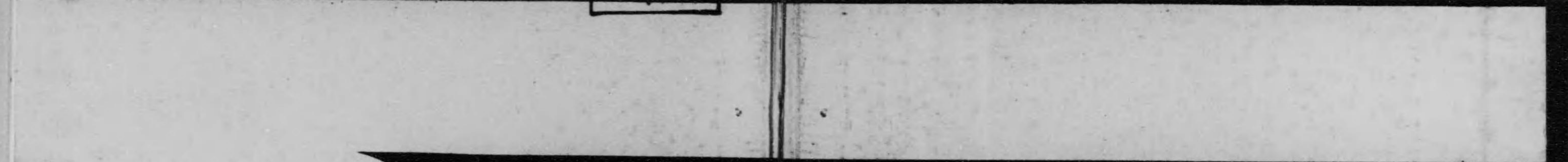


R210.033
K053
(2) ㊦

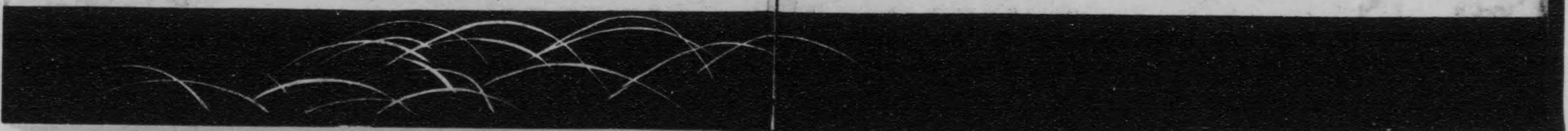


始





24420



國立圖書館
昭 24 2 10 和
寄 贈

カイケ

計科、機關科等を置く、其後屢々職制及び事務章程の變更、官等俸給の改正あり、十五年五月芝公園内に移轉、十九年赤坂榮町に移轉す、現今麹町區ヶ岡町に在り、而して省中を總務、軍務、人事、醫務、經理、司法の七局に分ち、教育本部、經政本部、水陸部、大學校、兵學校、機關學校、軍醫學校、砲術練習所、水雷術練習所、機關術練習所、主計官練習所、海軍造兵廠、探炭所、下瀬火藥製造所等を管す(法令全書)

カイグンアキヤウ

海軍奉行 開關 江戸幕府の職名、海軍の事務を掌る。開關 元治元年七月始めて之を置き、松前伊豆守崇廣を以て海軍兼陸軍總奉行とす、將軍親く之を命ず、慶應元年七月大關忠裕を奉行とす、同年九月海陸軍總奉行松前崇廣を、海陸兩軍總裁とす、二年十月、海軍奉行並に置き高五千石の職と爲す、同年六月、海軍附設組頭を置き、軍艦取調役組頭鈴木哲之助兼井貞親等之に充て、高百五十俵、在職手當七人扶持を給し、海軍奉行の支配とす、同年十二月、海軍附設組頭勤方を置き、高百俵、在職手當七人扶持を給し、又海軍附設定役を置き高四百俵の職と爲し、孰も海軍奉行並の配下とす、慶應二年の頃、小普請の制度を更め、海陸兩軍に分附し、總て其配下となす(武家名目抄稿、官制沿革略史)

カイケウテンワウ

開化天皇 開關 御 尊稱日本根子彦太日尊 開關 孝元天皇の第二皇子、御母は鸚鵡色護命、種彥臣遠祖鸚鵡色護命の妹、第九代天皇開關 孝元天皇七年降誕、都を大和海上郡春日地に通し、率川の宮に居る、在位六十年にして崩す、壽百十一、率川阪本の陵に葬る(紹運錄、大日本史)

カイケクワン

開關 「カイジン」を見よ、

カイケ

カイケウワンゼイ

海關稅 關内外通商貿易の爲め輸出入せる貨物に對し課する稅也。開關 嘉永六年、米國船浦實に來り通好を求め、尋で魯英等の國亦來り求む、皆安政年間之を許し、條約を定めて以て輸出入の稅率を定む、即ち前後相尋で長崎、橫濱、箱館、兵庫、大阪、新潟の六港を開けり、安政四年和蘭國と條約を結ぶ時、噸稅(船積の稅なり、噸は立積にて曲尺四十二方尺有奇とす)一噸に付和蘭通用金にて五マース(即ち八十セント)を入港後二日の内に拂ふこととし、百五十噸以下の船は一噸に一マースを拂はしめ、又商船にて交易せずとも、二晝夜以上一港に停泊せば噸稅を拂はしむ、五年米國と條約の時、總て陸揚する貨物は左の如く、運上を納めしむ、即ち貨幣に造りし金銀、造らざる金銀、當用の衣服、家財、及び商賣の爲めにせざる書籍、日本居留の爲めに來る者の携帶せし分は運上なし、總て船の遺失、網具修復船裝の用品、鐵器具、鹽漬食物、麵包麵粉、生鳥獸、石炭、家屋築造の材木、米、紙、蒸氣器械、亞鉛、鉛、錫、生絹等の諸品は五分、蒸溜酒造種々の製法に係る酒類は三割五分、外條に舉げざる者は總て二割、金銀貨幣及び棉銅の外、日本の産物を輸出する時は五分の運上を納むべしと定め、同年、和蘭、魯西亞、英吉利、佛國、萬延元年葡萄牙字滿生の二國、文久三年瑞西國と條約を結ぶ時、皆之に従り、慶應二年五月稅率を改正し、其諸品部て價五分の運上を基本とせり、明治に至り時々課稅品につき布告を發し、又未結條約國と締結して定むるものあり、詳しくは大日本租稅志、及び貿易備考等につきて看るべし、

カイケイシ

蓋鑿子 鑿中供膳の時に用ふる青蓋に蓋をして蓋の附きたるもの、又是を、フメシヨなる所なり、之を知て然して後陸戰の事に及ぶべし云々しと見えたり、全圖には、水戰、陸戰、軍法并に物見、戰略、夜軍、機士、騎前、人數、軍法、押前、陣取、備立、宿陣、野戰、器械、小荷、懸米、地形、城制、城攻、攻具、籠城、守具、操練、武士之本體並に地行割人數、制度法令之大略、馬の飼立仕込、騎射之事の目に分けて詳かに記せり、開關 林子平、天明六年夏の序あり、寛政三年刊行す、是が爲めに幕府の忌諱を受け板を毀たる(海國兵談、六無齋全書)

カイコソツ

骸骨 辭職、もしくは致仕をいふ、既に老いて無用人なるを骸骨にたとへたるなり、史記の項羽本紀に、范增大怒曰、天下事大定矣、君王自爲之、願將軍誅之、歸三木伍と見え漢書の元后傳に、風聞之稱病出就、第、上疏乞骸骨と見えたり、

カイコソチ

開聖地 聖田(コンテン)を見よ、

カイサイノコホリ

海西郡 開關 美濃國 三正の末年始めて郡を建つ、郡名考、カイサイノコホリと訓み、地誌提要、カイサイと訓めり、明治十九年平石津及び安八郡の一部と合併して海津郡を置く(美濃國誌、郡名異同一覽、法令全書)

カイサイモクロク

皆濟目錄 年貢皆濟目録(ネンゲカイサイモクロク)を見よ、

カイサン

開山 一宗派を開創せる人、又は一寺を建立せし人をいふ、福田の化には道路を通じ、不毛を開き、修道には閑靜の處を取る、故に僧徒は多く人跡なき空山を開きて閑靜の處に建つ、即ち開山創寺なり、後轉じて寺を建てし人に云ひしなり(佛敎伊呂波辭典)

カイシ

戒師 授戒の師僧をいふ、改尸 尸を改むるを云ふ、假令は宿願

カイシ

改尸 尸を改むるを云ふ、假令は宿願

カイコ

カイコ

カイコ

カイコ

カイゲ

蓋(と)訓む、蓋は青蓋の蓋、鑿子は青蓋の尻居即ち蓋なり、供御の時女藏人之を役遣し、青蓋のみを留めて、蓋尻居は其度毎に持ち歸るなり、江次第供御の條に、每物有三蓋鑿子、采女傳、取之、自第三間御几帳、上付、女藏人傳、陪禮こと見え、建武年中行事はかはらばかり取りかいいしなばものと如く蓋にすみてか(し給へば云々)とあり(江次第抄、名目抄註釋)

カイゲン

開眼 佛像の出来上りたる時、始めて安置供養するをいふ、初めは實際に開眼せしが、後には單に儀式のみとなれり、佛像の眼を開くの義、「カイガン」と訓ずるは非なり、續紀天平勝興四年四月の條に、唐舎那大佛像成、始開眼、云々とあり、佛自語に、新佛を開眼供養とて法事することあれども、誠の開眼をきかず、昔は開眼供養は、佛前に開眼せしことなるべし、東大寺大佛殿繪詞に、善授佛正佛前にす、みまひりて、筆をとりて開眼し來る、其筆に綱を付けて參集の諸人此綱にとりつひて皆開眼の縁をむすびしことなりと見えたりとあり、

カイゲン

開關 朝廷より命じて、特に警備せしめたる關所の因めを解くを云ふ、又「カイケクワン」ともいふ、後世開關解陣と唱へたり、名目抄に、因關有三日數(開之儀也)とあり、三代實錄に天安二年十一月二十日詔(山城國)命(伴三三)開關と見えたり、

カイケン

改元 年號を改むるをいふ、元は首なり、元を改むる義、孝德天皇の御宇始めて大化の號を立られ、是より以後歷代相沿ひて、即位、詳略、災變等の場合に改元せり、又辛酉甲子の年に改元す之れを革命と云ふ、改元の時の儀式は、樂師御

カイコ

抄に、代始改元即位次年定事也、其外依(大事)有改元、職事官外記等承之、兩文章博士式部大輔、又可然禮、少々擇申、諸編於陣定中、職事委、其由、重可、定申、被仰、或有論旨、定以前職事委、勅文、有御覽、返給、年號字內、可然年號無時、舊勅文被下常事也、寛治度被申院(白河上皇)近代每度如此、嘉保白上(堀河天皇)被定、年號定之後、主上於(朝)令、書其無(別事)高禮紙書(年號)之字(杖)其後萬人可書也、承暦元年(など)月日不書、只年號許り也、元年字書也、次主上者、御引直衣(被袴)出御有吉書、官方辨、藏人頭、自南方奏之、主上取之、御座前(文下向)御方(異)大臣、給之知(例)吉書、一切奏書時出御清涼殿、而近代昇儀皆於(朝)有之、於改元吉書者、必可有出御也、延久元年依(入)夜於(朝)有之、希代例也、承保元年出御中殿(清涼殿)又大内記作(詔)先草、次清書、改元後必有(教)也と見えたるにて推知すべし、江戸時代には、朝廷に於て幕府の同意を得たる上、年號數種を撰み、之に勅文を添へて江戸におくる、幕府にては老中等相識林家にも諮問し、多くは將軍の御前に於て決定す、然れども其儀は舊に依りて朝廷にて行ひたり、されば寛元天皇の如きは、即位の初め、改元の思召ありたれども、幕府の同意なくして、事遂に行はれざりき(改元物語)年號(ネンガ)参考

カイコクヘイタン

海國兵談 開關 十

カイコ

カイコ

カイコ

カイコ

なる所なり、之を知て然して後陸戰の事に及ぶべし云々しと見えたり、全圖には、水戰、陸戰、軍法并に物見、戰略、夜軍、機士、騎前、人數、軍法、押前、陣取、備立、宿陣、野戰、器械、小荷、懸米、地形、城制、城攻、攻具、籠城、守具、操練、武士之本體並に地行割人數、制度法令之大略、馬の飼立仕込、騎射之事の目に分けて詳かに記せり、開關 林子平、天明六年夏の序あり、寛政三年刊行す、是が爲めに幕府の忌諱を受け板を毀たる(海國兵談、六無齋全書)

カイシ

戒師 授戒の師僧をいふ、改尸 尸を改むるを云ふ、假令は宿願

カイシ

改尸 尸を改むるを云ふ、假令は宿願

カイコ

カイコ

を改めて朝臣と爲すの類なり(名目抄) 開關 光仁天皇の皇子、桓武天皇の皇兄、開關 光仁天皇の皇子、正月宮を遷出して勝尾山に入り、石を疊み塔を作り、その側に講堂を、善仲善算二師山中を修行して之を見、その志を嘆嗟して弟子と爲す、後に二師菴を讀り、且つ經紙を授け、大般若經を寫すの願意を繼がしむ、成夢中感應を得て、金銀及び天然菴池の水を得、桂宮に棲みて般若經を寫し、六年を経て成り、道場を建て、之を讀む、彌勒寺と號す、成藏經の時誓つて曰く、願此淨業を以て六趣四生を同歸し、更に天子黎庶福壽康寧を冀ふと、光仁天皇之なき、田數百畝を納め、寺産と爲す、是より先天皇宮租を檢し、如法堂を建て、桂宮の居を移す、天應元年十月四日寂す、年五十八(元亨釋書、東國高僧傳)

カイシヤク

介錯 もと人の行爲を助成する意、後ち轉じて介抱後見する事に云ひ、又江戸時代には人の切腹するをり、首を斬る人をいふ、

カイシロ

垣代 青海波の舞臺の時、廳上に立ち並ぶ樂人をいふ、仁智要錄に、舞人四十人の内、有(序)二人、破(一)人、垣代(三)十六人、今序(四)人、破(二)人、垣代(三)十四人也とあり、此垣代に立つ人は、左右近衛官人、或は院北面、瀨口、或は所業までも用ひらるることなり(歌舞目録、源氏物語に、こたかき紅葉のかけに四十人のかいろ、いひしらすふきたてたる物の音ともあひたる松風、云々)と見えたり、

カイセイ

改姓 姓を改むるをいふ、假令は、續紀に、天應元年六月壬子、遠江介從五位下土師宿禰古人、散位外從五位下土師宿禰長等一十五人皆(中略)望請(四)居地名改(五)土師、以爲(六)菅原姓、依(七)許(八)之と見えたるの類なり(名目抄)

カイシ

改姓 姓を改むるをいふ、假令は、

カイセ

カイセイジヨ 開成所 藩書取調所(パンシヨトシラベジヨ)を見よ。

カイゼン

改錢 錢貨を改め鑄造すること。いふ、其朝儀には、先づ大臣勅を奉じて、博士に命じ、錢文を勘せしめ、勘文奏定奉て吉日を擇び、能書のを陣頭に召て字樣をかしむ、畢れば奏問して作物所に賜ひ、彫り定めし官符を副へて鑄錢司に下す、鑄錢司新錢を鑄畢れば之を進む、解文を奏して後ち先づ神社佛寺に奉りて天下に配布す(西宮記)。

カイセン

凱旋 戦に勝つて歸ること。いふ、古事記序及び書紀に恒備を凱旋の意に用ひたるは當時の誤用と見ゆ。

カイゼン

海禪寺 武藏國東京淺草○山號大雄山。臨濟宗、もと江戸四箇寺の一名清和樂と稱す、新樂にて申曲なり。明天皇神樂苑に幸す、時に樂人舟を泛べて樂を奏す、天皇勅て新曲を作て之を奏せしむ、笛師大戸清上、繁樂師麻呂此曲を作る、天皇感賞して蘇を賜へりといふ、舞ありしかど後ち絶ゆ(禮樂志)。

カイセシラク

海仙樂 樂曲の名、仙一に青又は山、旋にも作る、黃鐘調二十一曲中の一、一名清和樂と稱す、新樂にて申曲なり。明天皇神樂苑に幸す、時に樂人舟を泛べて樂を奏す、天皇勅て新曲を作て之を奏せしむ、笛師大戸清上、繁樂師麻呂此曲を作る、天皇感賞して蘇を賜へりといふ、舞ありしかど後ち絶ゆ(禮樂志)。

カイソク

海賊 海上往來の船を劫して物を奪ふ盜賊、南北朝時代より、江戸時代のはじめにかけては、舟師の意にも用ひたり。海賊の名の見えしは續紀桓武天皇天平二年九月の條に

カイソ

「京及諸國多有盜賊、或劫掠人家、或侵奪海船、害百姓、莫甚於是、是を始めて、下りて仁明天皇承和五年山陽南海の地、海賊横行するを以て、諸國司をして捕虜せしむ、清和天皇貞觀四年海賊備前貫船を要し、綱丁十一人を殺し、官米を奪ふ、八年山陽南海等に令して追捕せしめ、九年五畿七道に下知し海賊を追討せしむ、陽成天皇元慶五年官符を山陽南海に下して海賊を追討せしむ、四國中國の海嶼は隱匿に便利に、且つ官船商船往來繼るが如きを以て、海賊多く、特に備前の海島は賊の據る所となる、國司勇士を擧げて之を討す、朱雀天皇の時山陽南海の海賊横行甚しく、賞調を削減し、海路通せず、諸社に奉幣して之を祈る、賊勢猖獗千餘艘を連れて掠奪を繼にす、終に藤原純友の亂を驅致す、將帥を發し追討すること數年、始めて遷平す、崇徳天皇の時西南の賊大に起り、海路通せず、白河法皇備前守平忠盛に命じて之を討せしむ、保延元年忠盛海賊三十餘人を奪ふ、功によりて從四位下となる、鎌倉幕府施政の法宜きを以て邊境靜謐なりしが、南北朝時代となり、天下大に亂れ、一方には元寇以後國民の海軍思想發達したるを以て、再び海賊の猖獗を來たし四國中國は勿論、熊野伊勢以東、門司博多以西海賊横行せしのみならず、支那朝鮮の邊海までも掠奪を行へり、此時に當り海賊に三權あり(一)舟師を指して爾いふ、北島親房は關城より吉野に歸りし後、正平元年更に熊野の海賊を募り、四國中國の海賊と連合し、九州の官軍を助けて濱海の城邑を抄掠し、大に足利黨を困めたるの類なり、伊豫の河野島島の如きは之に屬す(二)は舟師にして兼て侵奪を事とするもの、之は多く外に出で、支那朝鮮の沿岸に至り、常には貿易に従事し、意に滿たざることあらば、直に

カイソ

立つて侵奪を行ふ、世に倭寇と稱す、マカウを參看(三)は侵奪を目的とするものこれなり、而して備前軍記陰徳太平記等によれば、海賊の集りしは見島郡日比と、邑久郡大島にて、佐奈日本助は海賊の魁首として名高し、其頃日比國大島關と唱へて海路通行の難所とせり、其他淡路三原郡沼島浦、肥前の五島、薩摩半下等皆盜賊の集合地たりしなり、然れども右は孰れも右三機の海賊を含めるものにして、もとより盜賊のみにはあらずき、かくの如くにして室町時代を通じては、内外の海賊勢盛大にして鎮定する所なかりしが、豊臣秀吉中國四國を平定し、天正十五年三月九州に入り島津氏を降すに及び、豪族の功罪を議し、封土を増減し、政道を正し、畿西の諸務を處置し、盜賊横行を禁じ、明年再び之を申禁せり、茲に於て匪徒屏息し、邊境又靖寧に歸し、右に述べたる侵略を目的とし、もしくは副目的となしたる第二、第三に屬する海賊は、漸く其跡を断つに至れり、然れども第一に屬するものは、軍陣の際必要ながゆゑに、爾來發達の姿を呈したり、之は別に海軍(カイケン)の條に述べたれば就きて見るべし(海賊類考)。

カイソクタイシヤウクン

海賊大將軍 倭寇の首領の自稱、倭寇は南北朝の頃より起れり、室町時代に及び、特に將軍足利義政の時以後尤も盛なりき、其著名なるは、安藝海賊大將軍村上備中守國重、周防國大島海賊大將軍源義秀、伊豫國國田海賊大將軍野井邦吉等の數人あり、倭寇(マカウ)海賊(カイソク)海軍(カイケン)を參看(海賊類考)。

カイソクマル

海賊丸 幕府の名器の名、高倉天皇の時、藤原和親源光、安藝國某港に夜泊す、時に、海賊の襲ふ所となり、舟人防禦するの術なし、茂光、茲に於て終生の曲を奏す、賊徒其首の懷

カイソ

切に感泣し、遂に去る、是より其名あり(禮樂志)。

カイソヘ

介添 笠懸、犬追物等の時の役目、射手を手傳て事を行ふ人、笠懸日記に、かいそへの者は、射手裝束の結び目、又とちめ、弓矢等に至る迄能あらためて出た、せ申也、こ、ろき、てはたらき有やうにすべし、失ある時は一入の事なり、油断して外へ目をふるまじき也とあり、又犬追物の介添の事は、鏡外に見えたり、就て見るべし。

カイタク

街道 宿驛より宿驛に至る道路をいふ、又往還ともいふ、江戸時代、江戸より各要地に出づる街道五を定め五街道と稱す、即ち(一)東海道(五十三宿)、(二)中山道(或云木曾街道、六十九宿)、(三)日光街道(二十一宿)、(四)甲州街道(三十五宿)、(五)奥州街道(九十宿)之なり、ゴカイタクを參看。

カイタクシ

開拓使 明治初年、今の北海道地方の開拓の事務を掌る。長官一人、諸地開拓を總括するを掌る、次官一人、大申少判官、正權幹事、正權大主典、正權中少典、正權少主典、史生使等ありて長官に附屬して事務を執る。明治二年七月八日始めて之を置く、是より先、蝦夷地開拓の事務は、函館府を置いて管せしが、茲に至りて廢せらる、三年二月別に樺太に開拓使を置き、樺太の開拓を掌らしむ、同年三月東京大政官兵庫驛通商司所管の函館産物會所を管轄す、四年八月樺太開拓使を合す、同十一月十四日開拓使官廳を東京に設け、五年八月等級を定め、長官を一等とし、使掌に至る十五等と爲す、六年十二月元松前城を以て開拓使出張所となす、八年十一月職制并に事務章程を改定す、十年二月准陸軍武官を除く外、大判官以下を廢し、大書記官、權大書記官、少書記官、權少書記官及び屬下等を置く、十五年二月八日、開拓使を廢し、函館札

カイタ

梶根家の三郎を置く、十九年一月二十六日北海道廳を置き、函館外二縣を廢す(明治史要、法令全書、北海道志)。

カイタン

戒壇 僧徒に戒を授くる爲めに設けし壇をいふ。天平勝寶七年四月聖眞五臺山の土を持來て、東大寺盧舍那佛の前に戒壇を立つ、本邦戒壇の始めなり、聖眞戒師となり、寶堂を戒者となし、始めて受戒を行はる、受戒はに始まる(壇場抄に六年となす)天平寶字五年下野藥師寺、及び筑紫觀世音寺に戒壇を設け、勅して東海道足柄坂東山道信濃坂以東諸國は藥師寺にて受戒し、西海道諸國は觀世音寺にて受戒せしむ、餘の諸國は皆東大寺にて受く、之を本朝三戒壇と云ふ、嵯峨天皇弘仁九年最澄の語により延暦寺に戒壇を置くを許す、是を本朝四個の戒壇と云ふ(延喜式、帝王編年記、釋家初例、元亨釋書)。

カイチン

凱陣 戦に勝ちて軍をかへすこと。凱旋に同じ、カイセンを參看。

カイチャウ

開帳(開籠) 厨子の戸帳を開きて、其内に安置したる佛像を親しく拜見せしむるをいふ、東里新談に、開帳をば、啓籠といふ、駟車志にあり、開帳をば開寺といふ、然樂餘筆にあり、或は齋場と云、或は大會といふ、皆開帳なり、或七日、或十日諸書に載る所なり、云々といふ見たり、もと唐より傳はりたる故事、文安元年十一月二日將尾春日大明神の御影御帳を開くこと詳しく康富記に見えたり、二水記に、永正十八年二月八日、早且、木屋藥師堂、從去月開帳也、聖德太子御作云々、古物御面觀不飽、八百年許無開帳云々とあり。

カイチャウエ

戒定慧 戒は惡を断じ非を防ぐをいひ、定は禪にて禪定心を以て惡念を断つを

カイダ

いひ、慧は、善道に悟入するの智慧をいふ、また三學ともいふ、佛燈錄に、防非止惡謂之戒、六根淨境不隨緣謂之定、心境俱空、照覺無惑謂之慧こと、みえ、觀經註に、戒業業非、定止散亂、慧破昏惑、由因取果即得解脱と見ゆ。

カイチユウサンウチ

海住山氏 鴨波氏(ホナミヅケ)を見よ。

カイチユウサンジ

海住山寺 眞言宗、新義城國相樂郡原村字例幣の山上。眞言宗、新義派智積院末に屬す、本尊は十一面觀音を安す。天平七年聖武天皇の勅願により僧眞辨之を創建す、保延三年燒亡、承元元年僧解脫之を再建す、建保二年長房親原五重塔を建立し、規模を恢弘にす、鳥羽天皇は七種の靈寶を、土御門天皇は十種の寶物を納められ、朝廷屢々修繕の費を賜ふ、明治十四年本堂及び普賢堂を改築し、且つ諸堂を修理し莊嚴を加ふ(山城名勝志、平安通志)。

カイツシヤウ

海津城 松代城(マツシロウヤウ)を見よ。

カイトモシ

極燈 燈火をいふ、禁中にては御湯殿より火を進め内侍之を取て夜御殿の四方に供ふ、其後女房所々に燈籠を供ふるなり、日中行事に「ひるの事どもはてれば、所々の掌燈す、先仁壽殿の露だいのとうろ二、清涼殿のとうろ五、がくの間を除きて其より南方へ四間ことあり、二間のまへをのくすはうのつなにかけたり、火たき屋の火をめてしこれをとす、殿上だいはんの上下(とうだ)い)小松じきのまへの小庭(とらう)渡殿(とらう)朝前(は)先燈ろにともして藏人内へまひりて格子おろして後、内の切燈臺に移つす也、御手水の間に一、台盤所一(みな高た)たい)其外所々常の如し、夜御殿

カイチ

カイト

のかいとし、御手水の同より内侍持ち参りて四のすみの所にとす、夜のおとさし油、藏人非藏人に持たせて、たき月をあけてまいりて、よしすから消えおぼしきなり、非藏人は戸の下にたて、内を見せず、さしあぶらもかゝりし、雲の角より始めて、具にてかくしつ、御帳のひんがし、御まくらをばとほらすとあるにて、其様を推測すべし、

保内閣部支度内景説を著し、華院内照圖、景岳内照圖に誤謬ありとし、自ら内景新圖を作り、一家の書を作成す、然れども其説採擷に出で、所謂屋上築空の歌を免れず、既にして京都に山崎東洋あり、後藤良山の門に出で、香川修庵、吉益東洞と共に、古方家の泰斗と稱せらる、唐以後諸家の荒蕪無稽を覺るや、第一に古来の内景説に疑を容れ、素問、靈樞、難經等に説く所の、信するに足らざるを以て、頗る解其疑を實証し、遂に遂んで寶曆四年二月刊版を剖製し、實地に就きて其眞を驗し、明かに舊説の妄を辨するを得て諸志を著す、茲に於て我邦始めて實驗に依れる解剖學あり、尋で明和七年四月、河口信任、其師荻野元凱と共に、また京都に於て、利者の屍を解き、之を蘭籍の解剖圖に對照し、始めて西洋の解剖圖説の精確なるを確證し、解屍編一卷を著す、固より一回の解屍に於て目睹せし所を記録せるものなれば、記述頗る簡畧なれども、附圖は精々繪板にして圖志に次ぎて現はれたる、我邦自著の解剖書として新科の歴史に注意すべきものと爲す、之と殆ど同時、即ち其翌年なる明和八年三月、杉田玄白は、前野良澤、中川淳庵と共に、江戸千住小塚原に於て利殺の一婦人を解剖し、蘭書(ターベル、アナトミア Anatomischen Tabellen)に徴するに、一々符節を合するが如きに心服し、益々漢訳の誤妄にして、蘭説の信すべきを知らし、遂に奮然として其譯書を作らんとし、眞澤を盟主とし、玄白、淳庵、桂川甫周、石川玄常、桐山正哲、浪春の諸子、毎月數回相會し、識を閱すること四、編を改むること十一回にして成り、名づけて解屍新書といふ、蓋し山崎東洋の圖志、河口信任の解屍編の如きも、之を西洋の解剖圖に參照したるものなれども、其文字を讀むこと能はざりし

カイビ

がゆゑ所説いまだ深遠なるを得ざりしが、解屍新書は、所謂蘭學の創始によりて、直に和蘭の解剖書を譯解し、其説精詳にして、人身内景の實相始めて闡明するを得たり、爾來解剖の學術は、醫家の注意する處となり、櫻を求めて利屍を解き見るもの漸く多く、著書亦夥ならず、其重なるものは、大槻玄澤の重訂解屍新書あり、宇田川德善の遠西醫範あり、新宮涼庵の解屍則あり、研究日に盛にして遂に今日に及ぶ(日本醫學史)

カイヒヤク

開白(開開) 法事の始めを云ふ、榮花物語しづくの條に、事どもしたてたるきはに講師参りたり、赤色の裝束いとうるはしうめてたうてまいり、香爐もたげて、佛拜み奉るほど、いかなることを言ひ出でんとすんと見えたり、高懸に昇りてかひやくうちして、事のおもむき申て云々と見えたり、

カイフ

海部(海浦、海賦) 織物毒綿などに、大波にみる貝又は松葉などの模様を浮かしつけたるを云ふ、源氏物語玉鬘卷にあさ花だのかいぶのおり物云々、榮花物語初花卷に、御衣箱かいはおかせて運來なども例の事なれど云々と見えたり、蓮葉に、大波にみる貝を浮かしたるを海浦と申候、是は花鳥餘情の記にて候、大波かたを海浦と申候、河海の記にて候、毒綿にかざらず、織物にも海浦の名目有之候、海邊の風景を、毒綿織物にしたることを總て海部と申と被り存候、其故は八幡の御置實海浦用、海水鳥松樹、不可、海魚と、中右記大治四年三月二十七日の記に見えたり、是を以て按ずるに、八幡御置實は、御置道の社ゆへ、被り止魚類、其餘普通には海邊の風景をとり進め繪たる事と相見候とあり、

カイフノコホリ

海部郡 阿波國

カイホ

開發 荒田を開墾することないふ、塾田(コンテン)を看、

カイム

開明門 大内親宮城豐樂院十九門の一、延明門の南、延英堂の北東、豐樂院東面の外門なり、古本拾芥抄に、延明門南府門となす、北山抄(大嘗會、辰日節會)に、延英堂、右外辨座、公卿入、白、堂東開明門、先者、其座、如、入省朝集堂儀、と見ゆ(拾芥抄、大内親圖考證)

カイモ

一夜を五ツに分くる稱(百海)一更より五更まであり、眞文雜記に、一更は戌の時なり、是れを甲夜と云ふ、二更は亥の時なり、是れを乙夜と云ふ、三更は子の時なり、是れを丙夜と云ふ、四更は

開發 荒田を開墾することないふ、塾田(コンテン)を看、

カイホツ

開發 荒田を開墾することないふ、塾田(コンテン)を看、

カイミヤウ

佛弟子となりて、戒を守りたるしにつくる名、戒名の下に、男には信士、居士、女には信女、大姉、童子には童子、童女、嬰兒には、水子、嬰女の文字を附く、善慶聖筆に、今日の例、人死すれば必ず剃髮して寺僧より戒を授けて弟子と爲し、葬埋することなれば、授書薩戒儀案解云、梵網云、衆生受佛戒、即入諸佛位、又云、若不受此戒、名爲外道邪見人、畜生無異、木頭無異、故知不受菩薩戒者、縱學佛法、勤苦修行經、千萬劫、祇名衆生、欲達輪迴、終無得理、是以西天國王受位、百官上位、皆先受此戒、蓋欲饒益境邑人民、故也、生前の俗名にては、佛弟子めかゆひも、別に授戒の名を製し、之を戒名といふならん、しかし、佛典に、授戒の儀はあれども、名を授るこ

カイムヒキ

皆無引 一作引に同じ、イツサクビキを見よ、

カイメイモン

開明門 大内親宮城豐樂院十九門の一、延明門の南、延英堂の北東、豐樂院東面の外門なり、古本拾芥抄に、延明門南府門となす、北山抄(大嘗會、辰日節會)に、延英堂、右外辨座、公卿入、白、堂東開明門、先者、其座、如、入省朝集堂儀、と見ゆ(拾芥抄、大内親圖考證)

カイメイモン

開明門院 原定于開闢參議中將緒小路實武の女、母は家の女房、櫻町天皇の妃、桃園天皇の御母、開闢享保三年七月生る、十三年三月二十一日宮仕て典侍となる、寛保二年正月二十五日從四位下、延享四年五月一日

カイモ

從三位に叙す、寶曆十三年二月九日院宣下、准后にあらすして院宣下の始めなり、天明二年二月十二日落飾、曾堂と號す、寛政元年九月二十二日崩す、年七十、同十月二十六日清淨院院に葬る(門院傳)

カイモト

垣下 垣下座(エンガノザ)を見よ、

カイモトアルジ

垣下發 垣下座(マンガノザ)を見よ、

カイラキ

梅華皮 刀のさやを包む或取(魚の名)の皮をいふ、太平記に、くれないの腹に、かいらぎの黄金づくりの太刀を佩く云々と見えたり、

カイリツシユウ

戒律宗 律宗(ヘッシユウ)を見よ、

カイリユウウジ

海龍王寺 關西國大和國添上郡佐保村大字法華寺○又關西國角院とも稱寺とも稱寺とも云ふ、平城宮の東北隅にある故に各づく關西國律宗也關西國天平三年光明皇后の遺立し給ふ、一説に僧支助の建つる所と云ふ、天平十年隔院に封戸を施入す、隔院に即ち海龍王寺なり、鎌倉時代四太寺の僧報尊修造す、慶長七年徳川家康寺領百石を寄す、今四太寺末に屬す、金堂、四金堂、經藏等現存す、本堂に十一面觀音文殊菩薩(共國寶)を安す、四金堂に一丈五尺の五重塔を置く、四太寺の雛形にて觀摩の作と傳ふ、藝術家天智式と稱す、四金堂は、建築當時のものにして特別保護となる、寶物に絹本着色の毘沙門天像(傳空海作)寺門勸願(傳聖武天皇宸筆)等あり、共に國寶となる(續紀、御鑑基記、大和志、大和志料、大和志)

カウ

丑の時なり、是れを丁夜と云ふ、五更は寅の時なり、是れを戌夜と云ふと見えたり。

カウ 香 染色の名、赤黒くして、黄ばみたる色、蓋井義知が源氏裝束抄註に、丁子染は香染とも云ふ也といへり、直衣、狩衣、直垂、下襲、大帷、衣、指貫、平袴、袷袢等をば、此色にて染め、狩衣は五六位のもの四季通じて常用し、直垂は中間、着用し、袷袢は大納言以下參詣以上法體の時用ひ、平袴は諫問の時用ふ、寮輪裝束抄及び三條裝束抄に、若年の人は、がれ香と號して、下裾を薄紅にして黄をまぜて染む、所謂濃香也、織物にて着する時は、経緯共に濃香に染む、織し黄といへり、○織の色目の名、表は濃き香色に裏は少なるもの○織物の名、經は香色にて、緯の白きもの(裏輪裝束抄、三條裝束抄、物具裝束抄、裝束色條)

カウ 香 古は、沈香を稱していふ、後には古の焼物と稱せし種々の香料をいふ、之を香料、香薰物等に用ふ、○古來香を載ぶに、天然の香料と人造の香料とを載ぶ二種あり、香料は、本邦の産にあらず、其傳來亦詳かならず、或る説に、應神天皇十六年壬仁經典を載せし時、既に沈香の事始めれりといへり、此事國史に見えざれども、蓋し此代の頃に傳はりしなるべし、欽明天皇十三年十月始めて佛法の我が邦に入りしが、此時或は之に繼ぎて沈香の舶來せしもの、如し、然して僅に佛に供するに止まれり、其史に見えたるは、推古天皇三年沈水淡路島に漂着すること書紀にあるを始めとす、此香料を以て佛像を作り、餘材を大和法隆寺に藏し、旃檀香と稱す、聖武天皇天平九年百濟國より蘭香待を買獻す、當時佛法隆盛の極に達したりしかば、入唐の僧などの齋來せしもの多かりしならん、爾來香は朝廷の大禮に用ひ給

カウ

ひしのみならず香合盛に行はれしかば香料の傳來もありしならん、されど史に傳はらず、彼伏見天皇宸輪薰物方には、參議きみかた、入唐して傳へ來りしを始と爲し、五月兩日記には、後善光園は延喜天曆の時よりして香合の品目既に定まれることを記せる旨を載せたり、また源氏物語に薰物合見えたるは、後一條天皇以後は盛に行はれたるが如し、遂には香合(カウ)ハセ(香合)カウキキ等の遊出づるに至る、室町時代に至り、香を載ぶこと大に行はれ、將軍義政の如きは、國々より名香を携出し、六十一種の名香目錄を定めしことあり、其携出せし名香は、法隆寺、及び東大寺の蘭香待、道通、三芳野、紅塵、枯木、中川、法華經、花梅、八橋、園城寺、似たり、富士の烟、富満、般若、鶴崎、青梅、楊貴妃、飛梅、種島、浮標、月、龍田、紅葉の賀、斜月、白梅、千鳥、法花、櫻梅、八重垣、花の宴、花の宴、明月、賀、蘭子、菊、花散里、丹霞、花霞、上薫、須磨、明石、十五夜、陽家、七夕、霜夜、夕時雨、手枕、有明、雲井、紅、初瀧、二葉、早梅、寒梅、寒覺、東雲、薄紅、薄雲、上り馬等となす、慶長の外、外國船長崎に來舶し、香料を購らす、細川三寶伊達正宗人を遣はして之を求め、細川家の得たるは初音と銘して藏む、寛永三年後水尾天皇二條城に行幸の折、細川忠利に命じて獻せしめしに、觀感ありて白菊と銘し給ひ、伊達家は柴舟と銘して家に藏む、其後享保年間最上の個羅の渡來せしかば、吉宗將軍より靈元上皇に獻納せしに、勅給ありて隱家、軒もる月と呼ばせ給ふ、これ我國香料の傳來せし大略なり、○名香の外に、世に用ひらるるもの、沈香、降香、安息香、白檀、篤耨香、黃熟香、檀香、甲香、薰香、麝香、丁香、欒香等とす、ランジャマイ、ゲンカウ、參香(遊遊覽、貿易備考、雅遊考、儀儀裝飾圖譜解説)

カウ

ガウ 郷 中古行政上土地分界の名、郡の下に屬す、もと里と書す、共に「サト」とよむ、サトの名義に就て數説あり(一)新井白石はサトは狹なり、トは所なり、其の狹き所なるの謂なりと云ひ、谷川士清も亦同説なり(二)鹿持推澄は盛處にて、サカの切マ、リは香かりてサトとなる、元とは人家の繁盛に造達たる處と云ふことなるべしと云ひ(三)橋守部は住所の義にて、スミの反シをサに轉じてサトとなる、凡て人の居住する處を云ふ、京職をミサトツカサと云ふは、朝廷より宣ふ調にて、天皇の住ませ給ふしなりと云ひ、鈴木重胤亦三の説に従へり(四)村岡良弼氏は「サト」の約なり、サトは多トは處にて人の多く居住する所を云ふ、京都を「ミサト」と云へるを以て證とすべしと云ひ(五)宮崎博士は朝鮮語にて、サト、サト、同語なりと云ふ、サトは住むの義、サトは所の義、サト、サトは住所の義なりと云ふ、従ふべきに似たり、○應神天皇の世、國郡里を定め、國は郡を統べ、郡は里を統べ、里は村を統べたり、令制五十戸を一里、一郡二十里を極限とせしが、後里を郡と改む、元明天皇和銅六年の詔に、郡郡と見え、出雲風土記に、依、靈龜元年式改、里爲り郡とあれば、この頃改めしならん、令集解に、神龜二年里を改めて郡とし、村を改めて里となすとあれど、是より先に既に郡と改められたれば、この時には統轄を明にしたるものならん、是より郡の下に郷、郷の下に里を置く、蓋し里は條里の里と同字にて混はしければ、郷の字に改めし也と、條里圖帳考に云へり、新編常陸國誌に、神戶、餘戸等を置くに及んで、これも又里と稱す、戸郷數となすに足らざればなり、故に里に郡の統ぶるものあり、郷の統ぶるものあり、既にして里々其名の相混することを以て、郷の統ぶ

カウ

るものは、舊に復して村とし、只大神戶、餘戸、縣家等を里と稱す、戸數蕃衍するに及んで、里中にも亦村あるに至る、是に於て郷里は、郡の管する所となり、村は郷里の統ぶる所となれり、と云へり、○郷數、和名抄所載三千八百四にて、神戶五十、餘戸九十五、郡家十六、縣家七十七、神餘封戸各一、夷俘俘因各三を合せて四千五十となる、然るに此抄誤脱あれば確ならず、大前高門所藏の文書に、四千十二とし、休源抄に九萬八千八百五十八とし、拾芥抄に、一萬三千餘と見えしも、これ亦信じ難し、中世制度亂れ、庄保の稱盛なるに及びて、郷里の名の書に見ゆること稀れなり、文藤四年豐臣秀吉諸國を檢地し、悉く庄保郷里の稱を廢して、直に郡を以て村を統ぶるに及び、古制全く絶えたり(東雅、儀訓考、萬葉古義、言海餘瀟、書紀通釋、條里圖帳考、新編常陸國誌、莊園考、宮崎博士郷の名義)

カウ

カウアン 康安 北朝崇光天皇御宇の年號、延文六年三月二十九日改元、一年にして貞治と改む、(開元唐紀に、作治康凱安之舞とあるに據る、從三位行勳解由長官菅原朝臣高國之を勸進す(元祿抄))

カウ

カウウチ 高氏 其先は天武天皇の皇子高市親王の皇子長屋王より出づ、七代峰續承和十一年高階眞人性を賜はる、九代孫惟高に至り、高斯五郎と號し、階の字を除きて、高氏と改む、孫惟長足利義隆に仕ふ、五代師泰師直兄弟足利尊氏に仕へ、師泰は越後守、師直は武藏守となり勢盛なり、後兄弟共に尊氏に殺され族勢頓に衰ふ(系圖)

カウ

カウエ 香會 香を燒きて其優劣を争ひ、またはこれを嗅ぎて其種目を判する遊戯を云ふ、香間(カウキキ)香合(カウアハセ)等の總名なり、各條參看、

カウ

カウエ 康永 北朝光明天皇御宇の年號、曆應五年四月二十七日改元、三年にして貞和と改む、(香合)香合(カウアハセ)等の總名なり、各條參看、

カウ

カウエ 康永 北朝光明天皇御宇の年號、曆應五年四月二十七日改元、三年にして貞和と改む、(香合)香合(カウアハセ)等の總名なり、各條參看、

カウ

カウエ 康永 北朝光明天皇御宇の年號、曆應五年四月二十七日改元、三年にして貞和と改む、(香合)香合(カウアハセ)等の總名なり、各條參看、

カウエー

陸奥國交易の馬を天皇の御覽あるを云ふ、禁絶抄に陸奥京馬、或臨時召之、近來舍人上洛、奉解文、辨内覽、大矣、主上出、御南殿(御直衣)或於大庭上、朝已下行之、二三返令騎(如御引)有出御、上朝、進、童子候毛付也、於大膳職或馬寮、御馬、不同也、又於仁壽殿、覽御馬、古くは、ケウエキノミツマゴランと云ふり、

カウエン井ノド

香園院殿 二條御忠の法名、

カウオウ

康應 後小松天皇御宇の年、嘉慶三年二月九日改元、一年にして明徳と改む、開國文選に國靜民康、神應德殊、履獲嘉祥とあるに據る(元祿別録、年號譜)

カウガイ

筭 疑極の義、カミガキの音便なり、和名抄に、推賢、文選云、勁敏、聲名云、(音遊)導也、所以導、推賢也、或曰、推賢、(推音唐、加美加較)とあり、昔は女は常に懐中し、男は腰刀にさして常に持つ、貞丈辨記に、かみがきと云ふ詞、轉じてかうがいと云也、古代は貴賤ともに常にみぼしをかうがうし故、頭の熱氣をほしの内にいきて、或かうくなる事あり、其時かうがいがして頭をかか也、かうがいはかめ所は、かうがいをかきまけて入れてかく也、さればまげる爲に、しやくどうにて作るなり、又びんのそ、けたる時とびんをかきまける事、かうがいの用なりと見えたり、源氏物語橘柱の巻に、ひめ君はいたるの紙のかき、いさいかにかきて、はしらのひわたるはさまに、かうがいのさきしておし、いれ玉ふ歌云々、と見えしを始めてし、和泉式部日記、宇津保物語等に屢々見えたり、十訓抄に、大納言行成卿いまだ殿上人にておはしける時、實方中将、かななる憤ありけん、殿上には

カウガ

参り會ひていふこともなく行成の冠を打ち落して小庭に投げ捨て、けり、行成少しもまわがずして主殿司をめして冠取りて参れとて、冠して守刀よりかうがいのき取りて、髪かいつくろいて居直りて云々、とあり、江戸時代に至り貞享以後結髪上の裝飾器となり、好古日録に、婦女の能く用ふる等は、貞享年間御厨子所預り、故備前守はじめて工人に作らしむ、後終に十數年にして宇内に弘まりたりとあり、元禄年間京都より奇鬘と云ふ髪起り諸國に傳播す、其結髪は髪を髮の根元にさし、これに髪を巻きつけて狀をなしたり、而して筭の材料は銀、象牙、水牛、鯨等なりしが、享保年間より玳瑁を以て飾るに至る、然れども何れも皆一枚甲のひきめきにて薄き物なり、是より後稍卷にさす筭とは自然製を異にして同名異物となるに至れり(軍用記、歴世女裝考)

カウガクシンワウ

高岳親王、メカチカシラウを見よ、

カウガクシヨ

講學所 香島藩の學校

カウガハノカミノミササキ

紙屋川上

カウガフ

香合 香箱をいふ、合は盒の略字なればかうと云ふべし、盒は、コと云ふ字なり(貞丈辨記)

カウカンサイ

強姦罪 王朝時代には、無夫の女を強姦せば徒一年半、有夫の女を強姦せば、徒

カウキ

二年半、女は無罪とす、鎌倉時代には、強姦する者、家人は百日間出仕を止め、即従以下は片方の髪を剃るの刑あり、江戸時代には、有夫の女を強姦せば死罪に處し、若し大勢にて爲す時は、其主謀者を獄門に、同類者は重追放に處す、無夫の女にては、一般重追放の刑となし、幼女を姦して怪我なきしめば、遠島に處せらる、明治以後幾多の變遷ありしが、現今の刑十二歳以上の婦女を強姦したるものは輕懲役に、十二歳以下なる時は重懲役に處し、並に被害者又は其親屬の告訴を待て其罪を構成するの規定なり(法曹主要抄、御成敗式目、御定書百ヶ條、刑法)

カウキキ

香開 香を嗅ぎ別くる遊戯、嗅ぐことを開くといへるなり、貞丈辨記に、香を三品も五品も嗅いで出だすを、其にほひをかきわけてあてる事なり、かぎあてたるは騎なり、かぎあてざるはまけりなり、其開き様十種香、源氏香、宇治山香、小鳥其外品々作法あり云々と見えたり、香道(カウダウ)香合(カウアハセ)參看、

カウキジ

高貴寺 河内國石川郡(今南河内郡)白木村大字平石の山下と號す、(高貴寺)眞言宗、本尊五大尊を安置す、(高貴寺)役小角の開基、初め香花寺と號す、後弘法大師三十二歳の時此山に入りて修行し、手ら五大尊像を作りて安置し、寺を高貴寺と改む、山中に異鳥あり、佛法僧と名づく、形鳥に似て、毛色深紫、其鳴く聲佛法僧と呼ぶが如し、故に此の名あり、後鳥羽天皇熊野行幸の時、特に駕を廻らし參詣し給ふ、御製に、我國はみのりの道のひるげれば鳥も鳴ふる佛法僧かな、江戸時代明和安永中慈覺律師本寺に登り、戒律を唱ふ、終に勧願の内宜を賜はり、堂舎を興す、金堂に櫻町、桃園、後桃園の神牌を安置す、金堂の東に後鳥羽の塔

カウキ

十三重の石浮圖あり(御藍開基記、河内名勝園會、名勝志、地名辭書)

カウキヨ

薨去 三位以上の人の死去を稱する詞、

カウキヨウ

香具賣 江戸時代男色を賣ぐもの、一種、寛永より元禄年間に至り盛に行はる、陽に御羅漢香等の香具を賣りて、武家方の邸宅に入り、而して陰に其色を賣ぐを例となす、故に名づく、一代男に、茶小紋の引かへし、鹿子縞子のうしろ帯、中わざし、印籠巾着も、しほらしく、高崎足袋つゝ、短かにかす躰踏をはき、髪はつと少くなく、まげを大きに、高く結ばせて、つゞきて桐の狹箱の上に小帳十露盤を重し、利口さうなる男の行くところあるは即ち是なり、

カウクバカリ

香具秤 秤の一種、香をはかるに用ふる秤、三貨圓葉に、御本丸又西の御丸へは毎年拜禮に罷出(按に守禮氏なるべし)御目見の節、御香具秤といふを獻するを例とす、此秤、上目十五匁掛、下目有り、但星一つ一分づゝ、前目五十目掛づゝ、掛二十匁、但星一つ二分づゝ、前の上目四十四匁十兩掛、下目有、星一つ二分七厘五毛づゝ、前目百六十目掛づゝ、掛五十目、但星一つ一匁づゝ、但星、オモリとも銀、右の節、御時服拜領す、元禄十七申年より隔年拜禮、又禁裏御所へも、年頭八朔に御禮相勤、御香具秤を獻す、此時御所より青銅二貫文を例として被下置、此香具秤と云は、上目五十目掛、下目有、但星一つ二分づゝ、上の前目四十四匁、十兩掛、下目有、但星一つ二分七厘五毛づゝ、前目百六十目

カウク

高家 江戸幕府の職名、名族の義、幕中の諸禮式、朝廷への使、日光山への代拜等を掌る、老中支配にて役高千五百石、肝煎は役料八十俵、平常一人宿直す、在職のものに高家と稱し、非職の者を表高家と稱す、(明良帶録に、京都御名代(金十枚時服三羽織)伊勢御名代(金十枚時服三羽織)日光御名代(金五枚時服)御法會御名代、公家衆御馳走の掛り、上野上使、傳奏屋敷御使等御馳走掛りの大名へ指撥有之、習禮を傳授す、勅使登城にて禁裏よりの御大刀指上る時、御頂戴の後御床納る、仙洞御所よりの品も同断云々と見えたり、(室町時代には將軍家の一族を稱せしが、江戸時代に至り、

カウケ

徳川家康、關白藤原康通と號し、大澤基宿が持明院の流、吉良義綱が足利の庶流たるにより、慶長十三年始めて高家と爲し、京都及び駿府江戸の使命を理めしめしより、以後世襲の職となり、次第に増加して遂に二十六家に及べり(元禄八年十二月最上義賢を以て一代高家と爲したることあるは特例なり)、孰れも萬石未満にして、家柄由緒ある者を以て之に宛てたり、家祿は大澤の三千五百石を筆頭とし、武田、有馬品川の五百石を最少とす、殿中の諸席は欄の間に、皆定府なり、府内の供進等は大名に准じ、寶箱、袋入長柄傘を持たせ、横瀬氏の如きは、金紋の對箱、打上の乗物を用ひたり、(表高家は雁之間席にて、無位無官なれども、乘輿白無垢を着せり)表高家より高家を拜する時は、まづ從五位下に叙し、侍從に任じ、終に昇りて正四位上少將に至る、その從四位下以上に叙せられし者を、肝煎といふ、通稱三人あり、故に世俗三高と呼びたり、(天保年間における高家を舉ぐれば左の如し(明良帶録、天保武藏、徳川盛世録、官制沿革略史)

戸田(二千石)

宮原(千四百石)

武田(五百石)

横瀬(千石)

島山(三千石餘)

島山(五千石)

前田(千石)

前田(千四百石)

大澤(六百石)

大澤(三千五百五十石)

由良(千石)

今川(千石)

織田(七百石)

織田(二千七百石)

日野(千五百石)

京極(千五百石)

上杉(千四百九十六石)

吉良(千四百二十五石)

長澤(千四百石)

大友(千石)

土岐(七百石)

有馬(五百石)

カウゲ

品川(五百石) 中條(千石)
カウゲジ 香花寺 高貴寺(カウキツ)を見
カウケチ 顯顯(夾纈) 染機様の名、く、

カウケンテンワウ 孝謙天皇
名は阿閉、法名法基尼、高野天皇と申す、重祚の後

カウケンテンワウ 孝元天皇
名は大日本國奉天皇帝の皇子、御母は細

カウケンテンワウ 孝元天皇
名は大日本國奉天皇帝の皇子、御母は細

カウケンテンワウ 孝元天皇
名は大日本國奉天皇帝の皇子、御母は細

カウケンテンワウ 孝元天皇
名は大日本國奉天皇帝の皇子、御母は細

カウケンテンワウ 孝元天皇
名は大日本國奉天皇帝の皇子、御母は細

カウコ

集解の古記に戸之内、縦有三十家、以戸爲限、不
計家多少、也とあれば、一戸の内に二家以上を包含
する場合ありと知るべし、此場合に其一戸内の別棟

カウコジ 高巾子 冠の巾子の高きものをい
ふ、カマリ、参看、

カウコダウ 好古堂 舊姫路藩の學校
標榜國師東郡姫路城内大手門前
元禄四年

カウコダウ 好古堂 舊姫路藩の學校
標榜國師東郡姫路城内大手門前
元禄四年

カウコダウ 好古堂 舊姫路藩の學校
標榜國師東郡姫路城内大手門前
元禄四年

カウコダウ 好古堂 舊姫路藩の學校
標榜國師東郡姫路城内大手門前
元禄四年

カウコダウ 好古堂 舊姫路藩の學校
標榜國師東郡姫路城内大手門前
元禄四年

カウゴ

藩主酒井忠華、藩封上野國前橋に在りし時、本校好古
堂支校求知堂を建設す、寛延二年忠華攝關姫路城に

カウゴノネンセキ 庚午年籍 天智天皇
九年に造れる戸籍、其年庚午に當るを以て名づく、

カウサ 高座 佛事修法の時、席より一段高く
設けたる座をいふ、講師などの座する所、八講の時

カウサウコウモンノキヨク 項莊鴻門
曲 太平樂(イイラク)を見よ、

カウサカマサノフ 高坂昌信
は源五郎、後ち源正と稱す、法名靈徳院支度道忠

カウサカマサノフ 高坂昌信
は源五郎、後ち源正と稱す、法名靈徳院支度道忠

カウサカマサノフ 高坂昌信
は源五郎、後ち源正と稱す、法名靈徳院支度道忠

カウサ

美麗なるを以て特寵を蒙り、三旬を経ずして近侍と
なり、天文二十一年擢でられて十隊長となる、翌年
小諸城代に遷り、弘仁二年小山田昌行に代りて海津

カウサツ 高札 制札(セイサツ)を見よ、
カウサン 高山 慈照(シセウ)を見よ、

カウサンセミヤウワウ 降三世明王
佛經にて五大尊王の一、東方に配す四面(正面青色、

カウシ

ち、右の足に鳥龜后を踏むは、所知障を断つを表す
なり(尊容抄、佛説伊呂波辭典)
カウシ 郊祀 郊野に圓丘を築きて天
を祭り、其祖を天に配祀するをいふ、圓丘を築きて



あり、上に一枚を釣り下げ、下の一枚を掛籠にてか
けおき、開く時は上なるを外の方へ釣りあげ、下ば
かりを立ておくなり、源氏物語、枕草子、榮花物語等

カウシ 講師 僧侶の職名、諸國にあり
て僧尼を司り、佛教を講説することを掌る、始めは

カウシ 講師 僧侶の職名、諸國にあり
て僧尼を司り、佛教を講説することを掌る、始めは

カウセ

し池心宮に居る、在位八十三年にして崩御、壽百十四、按上博多山の陵に葬る(皇胤紹運録、大日本史)

カウセフジ

清水頭村○山鏡出雲路山(百景宗、越前國今立郡本寺、今は出雲路派の本山、京都出雲路垂穂寺の分寺、本尊、聖徳太子作の阿彌陀佛、起光出雲路垂穂寺智を開基とす、親鸞上人の嫡家に於て、曆中當國に來り、水落の南山本に一字を建て住す、天正三年一揆の兵火の爲めに同移す、其後慶長中に此所に移る、代々勅願寺たり、住持は権大僧都と爲り、青蓮院門跡の院家なり、安永三年の冬焼火後、亦改築す(味岡野越後名跡志、越後名蹟考、名蹟地誌)

カウセシジ

高山寺 山城國葛野郡梅ヶ畑村○梅尾山と號す(百景宗、別格本寺なり、本尊に、盧舍那佛、脇士に十一面彌勒、持國、增長、廣目、多聞の諸像を安置す(定規、天台宗、建永元年十一月後鳥羽上皇院宣を下し、其地を以て僧明憲に賜ひ、伽藍堂塔を重修し、華嚴興隆の靈區と爲し、高山寺と號す、又法皇の別宮加茂の石水院を移して春日住吉の神殿となし、漸次五坊を開く、寛喜二年正月庄園を寄せ、曆二年十月光明天皇臨幸あり、應仁亂後庄園は奪はれ堂宇は荒廢せり、織田、豐臣、徳川氏の時、ともに寺領五十石を興へ之を振興せしむ、明治維新後一時甚だ衰頹す○高山寺五所堂(石水院)は特別保護遺物たり○國寶として紙本水墨將軍塚繪巻、乾漆蓮師如來坐像、絹本着色菩薩像、紙本墨書彌勒上生經等あり(山城名蹟志、山州名蹟志、平安通志、國寶目録)

カウセシジドノ

高山寺殿 近衛家墓をいふ、

カウリ

嗽訴(強訴) 大勢徒黨して爲す訴をいふ、百練抄に、一條天皇寛弘元年三月二十四日、宇佐宮神人五百餘人、參陽明門外、訴、太宰帥惟仲事、去年十一月離岸之後、六箇日著三河尻、依三神感也云々(日本紀略)、後一條天皇長元元年十月十三日甲戌、金峯山僧百餘口參陽明門、訴、申大和守保昌苛法之由と見えたり、是より以來神社寺院の神人僧侶等、苟も己の意に滿たざる者あらば、神木神輿を昇き、京都に至り強訴せしこと、百練抄、吾妻鏡、源平盛衰記、勅傳記、後愚昧記、康富記等に見えたり、就中春日延暦寺其最も甚だしきものなりき、

カウリダカ

楮高 江戸時代納税の一種、楮に税を課するをいふ、地方凡例録に、楮高付るも桑高同様に改め、一東高五升に積る、或は細き短きは三四升に極め、其外取計方桑目同然也、尤桑楮共に民家助成の儀は楮別、勝劣なきと雖も桑は糞共にたばけ、楮はなしに致し枝計なくする物故、同じ三尺繩へにしても正味多少有之に付、楮の方は高多く致す事也、是又畑に有之分當時の檢地には、植物に拘はらず、地位にて石盛付る事也と見えたり、

カウゾメ

香染 染色の名、丁子にて染めたるもの、淡紅に黄を帯びたる色、即ち茶褐色なり、乾陀羅といへる香樹の汁にて染むる故にかく名づく、又丁子にて染むる故に丁子染とも云ふ、源氏物語玉葛巻に、宰相殿は、すこし色かき御直衣に、やうじぞめのかたがらきて云々(源氏物語抄に、丁子染は、西宮左大臣高明公、始めて染出すなり、くろ梅など云ふが如し、丁子にて染るなり)とあり、或神記に、承元四年二月十四日、入夜仲基入道來語古事、知足院殿仰、著直衣、以丁子染たる香帷著之云々とあり、カウゾメアフギ 香染扇 扇の一種、婦女

カウタ

の用ふる夏の扇なり、骨はへたつきにして、要は白角を用ふ、源氏物語に、かうぞめなる扇と見えたり、祕抄に、尼扇と解したれども如何ならん(祕抄、裝束集成)

カウタイ井

高臺院 功名れ、後に寧子と云ふ、又吉子と名づく、北政所と稱す、嗣繼して高臺院湖月尼と云ふ、尾張人木下肥後守定利(初名杉原助左衛門)の女、淺野彌兵衛の養女となる、豊臣秀吉の夫人となり、秀才賢婦を以て著はる、常に秀吉を戒めて、昔日の苦境を忘れしめざりしと云ふ、後三后從一位に叙せらる、秀吉の薨後、齋齋して京都三木木に住し、秀吉の冥福を祈る、徳川家康厚く優遇し、養老の料一萬六千石を賜ひ、且つ高臺院を建て、之を授く、寛永元年九月六日薨す、年七十六(一説八十三歳)高臺院に葬る、幕府一萬六千石を収め、三千石を木下利三に賜ひ、五百石を高臺院に寄す(木下家譜、寛永重修、高臺寺遺去帳)

カウタイジ

高臺寺 山城國京都市下京區下河原町○鷲峰山、又は岩清不動山と云ふ、臨濟宗、建仁寺派に屬す、住吉雲居寺の舊蹟にして、其後細川藤元此の地に岩橋院を建立せしが、慶長の初年豊臣秀吉の夫人淺野氏、其父母朝日局の爲めに、一寺を寺町に創設し、康徳寺と稱し、曹洞の弓藏禪師を開基とす、秀吉薨すに及び、淺野氏落飾し高臺院と稱し、更に一寺を建立して秀吉の冥福を祈り、終焉の地と爲さんと欲す、徳川家康、其意を察し、慶長十年此地を相し、財力を惜まざる經營し、且つ領地を寄せて之を淺野氏に授け、康徳寺を移して塔頭に列し、玉雲院と改稱し、本寺を高臺院と號し、建仁寺三河和尚を中興の開山とす、寛政三年火災に

カウタ

達ひ烏有に歸す、後ち再建す、文久三年七月松平春嶽本寺を本營とするや、浪士の爲めに焼かれ、本堂唐門等烏有に歸せり、明治十八年亦釋迦堂焼失し、現今僅に假殿を建つるのみ、然れども幸に存するものは、皆當時の遺物にして具に華麗善美を窮極せるを見るに足る○佛殿大方丈小方丈、昔は伏見城の宮殿を移せしものなりしが、前後皆同様に建ち、大小方丈は近世の假建築なり、開山堂は方丈の東方にあり、柱檼繪繪を極め、天井亦絢爛たり、天井は政所高臺院の車蓋を用ひしなりと云ふ、明治三十三年特別保護遺物となる、中央に三江和尚像、左壇厨子に木下二位法印、右壇厨子法印の室靈昭院尼、四壇厨子に堀監物の像あり、豊太閣及び政所の廟は開山堂の東山上にあり、南向寶形造桁行四間梁間三間に於て、建築古雅瑰麗を極む、内部の柱礎、其他古艶沈麗にして、金襴は高臺寺蘇繪の濫觴をなせり、開山堂と共に特別保護に屬す、本尊は隨求菩薩、左に秀吉、右に政所の座像を安す、政所座像下は墓所なり、欄間にある三十六歌仙の畫は土佐光信、書は智仁親王の筆なりと云ふ、時雨亭及び傘亭は共に廟の山上に在り、伏見城にありしを移してと云ふ○寶物に、秀吉及び高臺院消息等の文書、其他の畫幅少からず、國寶として、絹本着色十六羅漢像十六幅等あり(山城名蹟志、平安通志、京都名勝誌、國寶目録)

カウタインキ

交替式 官人の交替の定めを集めたるもの、三種あり(一)延暦中勅解由使撰奏聞の交替式、和銅元年より延暦二十二年までの格ども二十六條を集め、外官の交替のみを記し、事の紛れ易きには今案を加へたり、弘仁格式の序に、交替式者、延暦中勅解由使撰奏聞、進行已久、仍舊而存不、加取捨と見えたるものこれなり、此書天

保九年朝田由豆流刊本となせり(二)新定内外官交替式、貞觀交替式ともいふ、二卷あり、上巻欠く、下巻は、延暦の交替式に書體同じ、内官の式と延暦以後の事とを補ひ、五十二條(其内十條は延暦式記載の分を載す)あり、三代實錄、貞觀十年閏十二月二十日の條に、新定内外官交替式二卷、撰修甫就、勅頒天下、並令遵行ことと見え、貞觀格式序に、勅解由使所撰新定内外官交替式所載數事亦復准之、前例不煩、取捨とあるは、この書なり(三)内外官交替式、延喜交替式ともいふ、前の二書とは様かばり、總てを諸司の式に倣ひ、條毎に凡例を立て、主とある事をことば簡に書き、百九十二條あり、延喜十一年五月太政官符を以て勅解由使に撰修を命じ二十一年正月成りて奏上す、延喜式に自餘具交替式とあるは此書なり以上三種共に國史大業十三卷に收む○今延喜交替式奏狀文を掲げて其書の成れる趣を知らしむ、

右交替式者、延暦中所撰、其文成出三律令、所撰以壹更耳目、官印訟也、至貞觀九年、續亦抄之内後事、往々加案、解釋疑義、改號新定内外官交替式、今之所行則斯文焉、爾降時更四代、議論五旬、或地乍張、隨事多變、加以伏見、先後所撰、抄略數書、混成一部、名雖稱式、實是假格、況一事重出、兩案並存、又其撰修頗有遺漏、披閱之處、暗移三陰、行用之間、互起昏見、仍叙由緒、先本處分、而後搜集遺文、口勅新制、准之諸司式、每條立凡例、約成二軸、名曰内外官交替式、使等學滯二隅、才味三尺、叨備司存、敢事筆削、還恐丹寸之收不及、猶使黃中而有未通、尋以上開、伏俟聖斷、謹奏、

延喜二十一年正月二十五日
參議左大臣從四位上兼行長官播磨守權朝臣清澄

カウタイヨリアヒ

萬石未満の地を領し、其所在所に居住し、隔年江戸に參觀交代を爲すものいふ、身分格式等みな大名に准じたり、其他那須衆、信濃衆、美濃衆、三河衆と稱するもの、及び岩松米良の兩家は、交替寄合と稱す、就中那須衆は下野那須郡に在住し、信濃衆は信濃、美濃衆は美濃、三河衆は三河に在住し、岩松氏は上野新田に、米良氏は肥後の米良に住し、凡五箇年に一度參府せり、而して交替寄合、那須衆、美濃衆、信濃衆、三河衆、岩松米良の兩家は、或は乘輿を許され、或は白無垢を着し、皆簪箱袋入の長柄傘を持たせ、其行粧帝冠ノ間、柳ノ間の大名におけるが如し、殊に山名氏の如きは、先箱、爪折袋入傘、打上腰黒の輿物を用ひ、虎の皮の鞍轡を掛けたる馬を率かせ、茶辨當を持たせ、其伴連國侍大名に勢配たり、交代寄合にして在府の向は、時としては、寄合の面々と組合て諸門の警衛を勤め、或は驛府の加番を勤むることありき、いま武鑑によりて交替寄合の諸家を舉ぐれば左の如し(天保武鑑、徳川盛世録)

菅沼	參河設樂郡新城	七千石
松平	參河寶飯郡四郡	四千五百石
柳原	駿河有渡郡久能	千八百石
本堂	常陸新治郡志筑	八千石
生駒	出羽由利郡矢島	八千石
山名	但馬七味郡村岡	六千七百石
松平	播磨神崎郡福本	六千石
平野	大和十市郡田原本	五千石

カウタ

カウタ

木下	豊後速水郡立石	五千石
山崎	備中川上郡成羽	五千石
最上	近江蒲生郡大森	五千石
戸川	備中郡宇都撫川	五千石
竹中	美濃不破郡岩手	五千石
山口	陸奥岩瀨郡横田	五千石
朽木	近江高島郡朽木	四千七百七十石
近藤	遠江引佐郡氣賀	三千四百五十九石
金森	越前南條郡向崎	三千石
五島	肥前松浦郡富江	三千石
伊東	日向那珂郡飯肥	二千石
備前上那須、美濃、信濃、美河の諸宗、米良、岩松の諸氏を左に掲ぐ、		
【那須宗】		
那須	下野那須郡原	千石
那須	同 那須佐久山	三千五百石
那須	同 那須	三千六百石
那須	同 那須	千五百石
【美濃宗】		
高木	美濃多良	二千三百石
高木	同	千一石餘
高木	同	千一石餘
高木	同	千一石餘
【信濃宗】		
知久	信濃河島	二千七百石
小笠原	同 伊豆木	千石
座光寺	同 山吹	千五百五十石
【美河宗】		
松平	美河松平	四百四十二石餘
中島	同 大崎	六百七十石餘
米良	肥後米良	無高
岩松	上野新田	百二十石

カウタ

カウタイレウ 交替料 國司交替の時に給する夫馬を云ふ、其國に向ふに驛傳に乘らざる者も亦馬を給す。元明天皇和銅五年制して國司驛傳に乘らす赴任する者に、長官馬七疋、判官已下五匹、史生二匹を給す。遷代には長官馬三十人、馬二十四匹、六位已下官長并大官夫二十人馬十二匹、判官夫十五人馬九匹、主典夫十二人馬七匹、史生夫六人馬四匹、郡司公事京に向ふ者並に夫馬を給す。海路は水手の數陸道夫に准ず、但し犯科にて解任する者は給せず、是れ交替料の始めなり。聖武天皇天平五年國司遷替歸京する者又馬を給ふ、四位守六匹、五位五匹、六位已下四匹、介兼各三匹、目史生並一匹を減す。若數國を歴る者は多きに依て給す、寶龜十一年八月太宰府官人の年限を五年とし交替料を停め、民弊を省く、大同二年十二月五畿内東海東山陸山陽南海道觀察使の請ひにより、國司年限を六歳とし、太宰府に准じて交替料を停む、但し限内遷替するもの、任中死せしものは舊に仍て賜ふ、博士醫師亦同じく之を停め、史生は舊によらしむ、天長元年國司博士醫師の料を復す、五年諸國の守介以下博士醫師歷年五年得替する者は、太宰府及び國司に准じて之を停む、貞觀五年是より先陸奥國司に交替料を給す、茲に至て出羽國司陸奥に准じて給す、尋で永式となす、延喜の制國司遷代皆夫馬を給す、其數和銅の制に同じ、水手は太宰府七十人以下、少貳以上五十人以下、判官以下三十人、史以下史生十人以上並に事を量て之を給ふ、但し犯科にて解任する者は給せず、鑓司官人以下亦國司に准ず。後紀、延喜、貞觀交替式、延喜式、食貨志。

カウダウ 革堂 行願寺(ギヤウワン)を見よ。

カウダ

カウダウ 香道の傳來は夙にありしを見れば、古より既に行はれたり、されども多くは朝廷の大禮に用ひしものにて、貴賤一般に用ひたりしにはあらず、されど次第にその用法の講ぜられて遂にこれを販ぶに、合香(薰物)香木(檀香)の二種の別あるに至りぬ、合香を賣販せしは上代より、聖武天皇の御代に、既に薰物佩香のことありき、平安遷都以來、香を用ひたりし事は、源氏物語、榮華物語、古今集、新撰六帖、徒然草等に見えて詳かなり、されどこれ等はすべて合香即ち薰物なりしなり、天然の香木を賣販せしは、佐々木高氏に始まると云ふ、道譽は、兵馬控儀の際にありて、風流を好みければ、閑を翫みて香木を弄し、自ら家藏の名香百七十八種に録じたる目錄存せり、足利義政將軍は最も此道を嗜好し、聞香の式大に完備し、從ひて此道を専攻する者輩出せり、文明十年に始めて一木香合を行ひ、その法式を定めたり、この香合と云ふは、香を數品集めてそれを左右の二方に分ち、焚きてその優劣を判するを云ふ、十二年に遠譽せし東山殿十二殿閣中の泉殿は聞香席の盛備なりと云ふ、而して當時最も有名は志野宗信にして、組香の法を創りて立て、これを十組香(十柱、宇治山、小島、小草、龍馬、矢數、名所、花月、源氏十種なり)といふ、今に用ふる所のものなり、細川玄旨法印は十組香の式目を定めたりと云ふ、此の外三十組、四十組、五十組等の制あり、その後文龜二年六月に、曾根、玄清、大崎、行二、長秀、樂直、元禮、盛綱、宗信、始憲の十人、名香(木香)二十種を合せて十番となし、左右に分れて優劣を争ふを、道遠院内府これに批判を加へ、勝負を定めたり、世に名香合といふ、宗信の子宗温繼りて將軍家香道の師範たりしが、後、次子曾根巴これを繼ぎたり、武野燭

カウタ

今小路道之、細川幽齋等の入々は、皆この道を曾巴に受けしなり、曾巴は、この香道の奥秘を悉く鎌谷宗悟に授けしが、以來十四代凡三百年間連綿と繼續して、現に峯谷百枝に至るまで、香道の宗匠たり、この外建部隆時、阪内宗治、芳春長老、本阿彌光悅、米川常伯、江田、壺井、大口、大枝等の入々皆志野流より出で、各一家をなせり。三條家は、其遺風太政大臣公季以來九百年の今日に至るまで、合香の御家と稱し、道遠院は薰物の外に一木名香を受し、六十六種名香、并に百三十種を辨びて名をつけられたり、而して累代相繼承して明治に至り、實美の時、明治十年十二月無谷直行に傳家の香記一卷を與へ、併せて其秘法を親しく授けられたり、香合(カウアハセ)薰物合(キモノアハセ)源氏香(ゲンジカウ)龍馬香(タイマカウ)參香(善儀裝飾圖解説)

カウタウ 強盜 強盜に對する刑罰は、王朝時代には、財を得ざれば徒二年、一尺を奪はば徒三年、二端ならば、一等を加ふ、もし十五端に及び、または人を殺せざる時は斬に處し、器仗を携ふるものは、財を得ざるものは遠流、十端は絞、人を傷くるものは斬に處し、例令常赦大赦の時にも、其罪を赦さざるの制なりき、鎌倉時代には、主犯は斬に處し、從犯は流に處したり、江戸時代には、人を殺して物を奪へるものは、引越しの上獄門、双物にて人を傷けしものは獄門、双物以外の器物にて傷けしものは死罪、不具者を殺して、物を奪ひしものは引越しの上獄門に處し、なほ強盜の侵入せる場合には、政廳の處分を俟たず、自由に打捨つることを許したり(賊盜律、新編追加、御定書百箇條、古事類苑法律部)

カウダウクワン 講道館 高松藩の學校

カウタ

を好み、岡部拙齋等を聘し、藩士を教育す、元禄十五年二世頼常始めて學校を城南に築く、講堂と號す、又聖保を安置し、春秋に釋奠を修む、享保中に至り衰微し一たび廢す、元文二年四世頼恒の時、再興し、毎月數次經講を講せしむ、然れど未だ古に復せず、安永八年六世頼眞父頼基の遺志を繼ぎ、學館を城南に築き、講道館と號す、廣義齋に倣す、是より始めて學業起る、寛政十一年八世頼義城内四丸に一の學館を創建し、重臣の嫡子又は近臣好學の者を教育す、文化十年に至て此館廢す、天保三年九世頼愷館中大聖廟を建つ、慶應元年頼聰の時始めて館中に洋學校及び皇學校を設立す、遂に廢藩の時に至る(大日本教育史資料)

カウタン 香綵 平緒の一種、香平緒とも云ふ、香色の綵の義、諷刺の時之を著用す、經に紅糸、緯に黃糸を以て織りたるもの、由、卷縮縮に記すと雖も、其形狀に至ては詳かならず、飾抄に、香、諷刺の時用之、而眞應度諷刺、故道具稱、用香平緒、人々傾奇、とあり又云香綵、未見其體、或公卿曰有、此平緒、遂可入云々とあり(飾抄、裝束拾要抄)

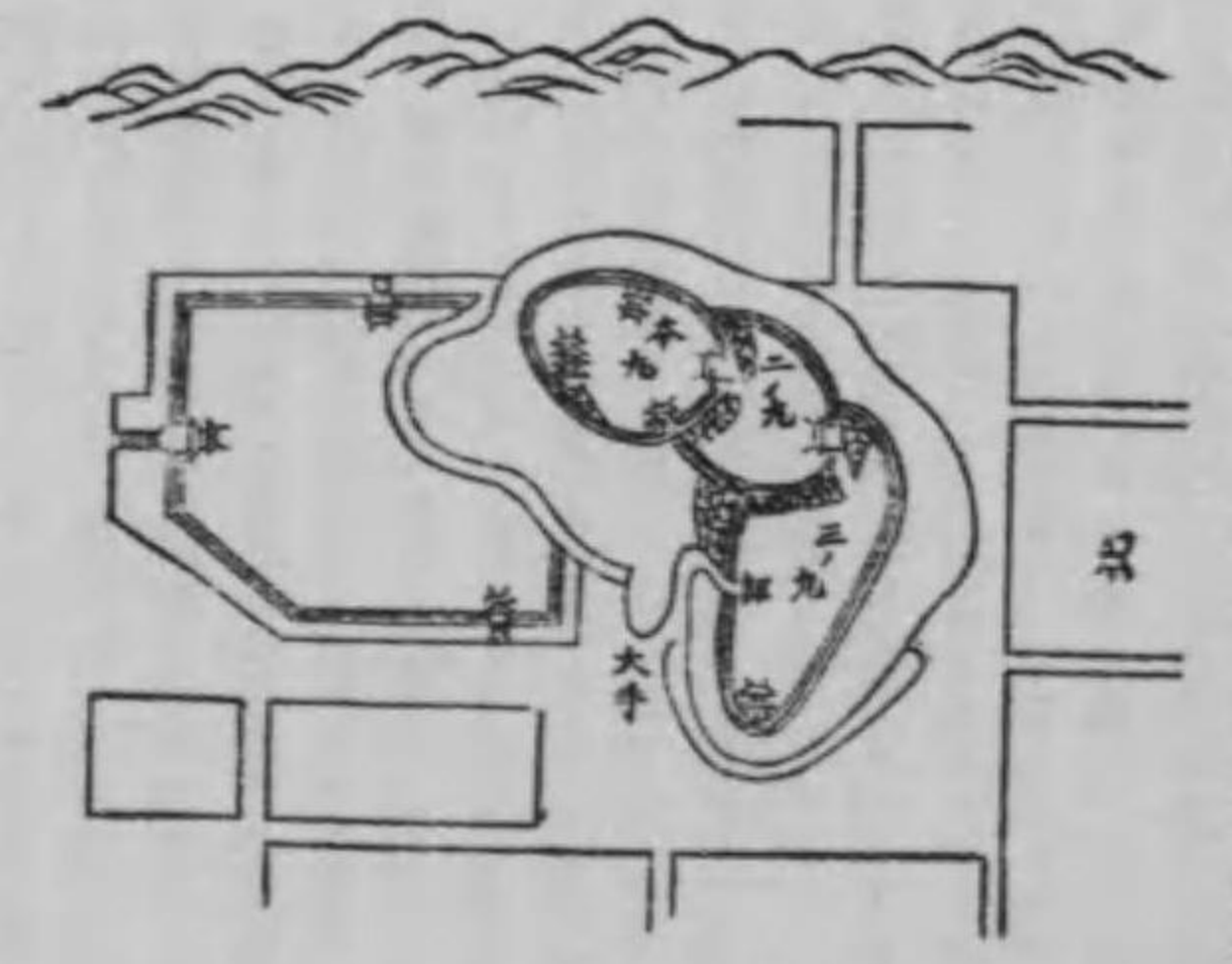
カウタンシ 講談師 武將烈士實錄烈女等の事蹟を講談するを職業となすもの、後世は世話物をも講ず、太平記讀み、軍談師、講談師とも稱す、古くは軍書小説等を人に讀み聞かしたるものにて、早く江戸時代のはじめに、一華堂法橋法橋といへるもの太平記を講じたることあれば、其以前よりかゝる類のこと行はれしなるべし、されどこれを以て營業とし糊口の料となすに至れるは、遂に後世のことなり、元禄の頃見付の清左衛門といふもの、淺草の門の傍にて辻講談を爲して大に流行し、また同じ頃赤松龍軒といふもの、堺町に其居を講

カウチ

軍談を爲したることあり、多くは太平記を講じたるより、太平記讀みの稱起れり(京、大阪にては、これより以前より既にありしが如し)漸次漸々世に行はれ、志道軒、白龍子、瑞龍軒など出で、益々發達し、遂には古書を離れて談話なすこととなり、落語と共に江戸に持てはやされしが、維新以來次第に衰へ今日には、落語の爲めに、其勢力を奪はれ、僅に命脈を保つに似たり(娯遊笑覽)

カウチ 康治 近衛天皇御宇の年號、永治元年四月二十八日改元一年にして天養と改む、開元宋書に以康治とあるに據る、文章博士藤原水鏡之を勸進す(元祿別錄、和事始)

カウチジャウ 高知城 土佐國高知市の中央○大高坂城とも稱す、天正十五年長曾



我部元親大高坂山に城き十六年入城、天正十九

カウチ

年此地水害多きが爲め、浦戸に移る、慶長五年の亂により長曾我部氏亡び、山内一豊此地に封ぜられ、六年より十六年迄に富城を修造す、初め河中山と稱す、寶永中高智と名づく、子孫相傳へて明治維新に至る、牙城以下猶存する者あり(南路志、主圖合註記)

カウチヤウ

網丁 王朝時代に於て調庸等の物を運ぶ人夫の長をいふ、

カウチヤウ

定考 六位以上官吏の儀能、行跡、格勳の辨れたるを選出して官爵を定むるをいふ、毎年八月十一日行はる、定考は例に讀むるを例とす、上皇の音に似たるを讀ぶが故なり(國朝上廟太政官の東廳の座につきて事をなす、次に朝所につきて三獻の儀あり、次に宣讀の座につきて、各々三獻あり、かざしの花を上廟以下の冠にさす、大臣は白菊、納言は黄菊、參議は龍膽、其他は皆時季の花を挿す、(造花にあらず) 大方は二月の列見に同じ、式部兵部の兩省より諸司の輩の上日を選成すること、列見といふ、其を書き集めて奏するを擬階奏と云ふ、此人々を選び出して定むるを定考といふなり、其翌日は小定考と稱し、大辨以下の入、東廳に着きて行ふ事あり(國朝令制)、凡應選者、皆書狀述、詮疑之日、先憲三奉行、總行同、取才用高者、才用同、取才効多者、とあれば、文武天皇の時より定められたるが如し(江次第、公事根源、故實拾要)

カウツケノクニ

上野國 東は下野、西は信濃、南は武蔵、北は越後岩代に至る、東西凡二十三里、南北凡二十五里、東山道に屬す、山脈岩代越後より來て信濃に連なり、西北重疊、利根川を極北に發し武蔵を穿して東下す、上代は、上野下野を合せ稱して毛野國と稱す、仁德天皇の時、之を上下二國に分割し、渡良瀨川の以西を上毛野と云ひ、以東を下毛野といふ、尋で上毛野を上野に、下毛野を下野に改む、和銅元年三月田口朝臣益人を國守に任じ國府を群馬郡(今の東國府西國府村)に置く、天長三年九月親王の任國と爲し特に太守と稱す、鎌倉の時、安達長子景盛相繼いで守護に補す、元弘の末、州人新田義貞兵を擧げ北條氏を滅す、建武中興義貞を以て守護とす、足利尊氏の反する、其將上杉憲房をして守護と稱せしめ、其地を掠奪し第四子憲顯に傳ふ、憲顯鎌倉管領足利基氏の執事職となり、群馬郡白井城に鎮し、子孫職を襲て鎌倉山内に居り、家謀長尾氏を守護代とす、五世憲實に至り管領持氏と號あり、將軍義教憲實を助け持氏を滅し、憲實の弟清方を管領とす、持氏の子成氏再び管領たるに及で憲實の子憲忠を殺す、憲忠の弟房顯本圖を

カウツケノクニ

上野國 東は下野、西は信濃、南は武蔵、北は越後岩代に至る、東西凡二十三里、南北凡二十五里、東山道に屬す、山脈岩代越後より來て信濃に連なり、西北重疊、利根川を極北に發し武蔵を穿して東下す、上代は、上野下野を合せ稱して毛野國と稱す、仁德天皇の時、之を上下二國に分割し、渡良瀨川の以西を上毛野と云ひ、以東を下毛野といふ、尋で上毛野を上野に、下毛野を下野に改む、和銅元年三月田口朝臣益人を國守に任じ國府を群馬郡(今の東國府西國府村)に置く、天長三年九月親王の任國と爲し特に太守と稱す、鎌倉の時、安達長子景盛相繼いで守護に補す、元弘の末、州人新田義貞兵を擧げ北條氏を滅す、建武中興義貞を以て守護とす、足利尊氏の反する、其將上杉憲房をして守護と稱せしめ、其地を掠奪し第四子憲顯に傳ふ、憲顯鎌倉管領足利基氏の執事職となり、群馬郡白井城に鎮し、子孫職を襲て鎌倉山内に居り、家謀長尾氏を守護代とす、五世憲實に至り管領持氏と號あり、將軍義教憲實を助け持氏を滅し、憲實の弟清方を管領とす、持氏の子成氏再び管領たるに及で憲實の子憲忠を殺す、憲忠の弟房顯本圖を

カウツケノクニ

上野國 東は下野、西は信濃、南は武蔵、北は越後岩代に至る、東西凡二十三里、南北凡二十五里、東山道に屬す、山脈岩代越後より來て信濃に連なり、西北重疊、利根川を極北に發し武蔵を穿して東下す、上代は、上野下野を合せ稱して毛野國と稱す、仁德天皇の時、之を上下二國に分割し、渡良瀨川の以西を上毛野と云ひ、以東を下毛野といふ、尋で上毛野を上野に、下毛野を下野に改む、和銅元年三月田口朝臣益人を國守に任じ國府を群馬郡(今の東國府西國府村)に置く、天長三年九月親王の任國と爲し特に太守と稱す、鎌倉の時、安達長子景盛相繼いで守護に補す、元弘の末、州人新田義貞兵を擧げ北條氏を滅す、建武中興義貞を以て守護とす、足利尊氏の反する、其將上杉憲房をして守護と稱せしめ、其地を掠奪し第四子憲顯に傳ふ、憲顯鎌倉管領足利基氏の執事職となり、群馬郡白井城に鎮し、子孫職を襲て鎌倉山内に居り、家謀長尾氏を守護代とす、五世憲實に至り管領持氏と號あり、將軍義教憲實を助け持氏を滅し、憲實の弟清方を管領とす、持氏の子成氏再び管領たるに及で憲實の子憲忠を殺す、憲忠の弟房顯本圖を

カウチ

老五年下總戸籍に、戸籍長、孔王部志己夫年五十八正丁、天平十二年越前國計帳に、半輪六(中略)郷長一、戸主江沼臣族忍人年四十四正丁郷長、と見えたり、

カウチヤウ

郷帳 取調郷帳(トリノカウチヤウ)を見よ、

カウチヤウアヲタメカタ

郷帳改方 江戸幕府下勘定所の役名、毎年勘定出來郷帳を差出たる上、代官手代出で、前年度分に突合せて改むることを勤む(地方凡例錄)

カウツ

以て之に呼ぶ、將軍義政に請ひて關東管領と稱し、子顯定に至り後野郡平井城に移る、孫憲政に至り、兵威日に衰ふ、天文二十年北條氏康大舉して平井を圍む、憲政越後に奔り、東境將士地を以て悉く氏康に歸す、彌り其輪城主長野兼正西境を守り相抗す、明年上杉輝虎平井城を拔き、上杉の故臣を招撫し、永祿三年輝虎沼田諸城を拔き、大牛東境の地を取る、六年武田晴信長野兼盛(兼盛は兼正の子)を滅し、箕輪安中諸壘を陥れ其地を奪す、天正六年輝虎卒す、武田勝頼輝虎沼田を掠取す、十年輝田信長武田氏を滅し、瀧川一益を關東管領として麻橋に居しむ、信長試せらるゝに及びて城を棄て西奔し、氏康の子氏政遂に本國を取る、十八年北條氏亡び、徳川氏關東に遷り麻橋(後ち前橋)を作る、平岩親吉に、館林を補原康政に、高崎を井伊直政に、沼田を眞田信幸に、白井を本多廣孝に、那波を松平家康に、小幡、後に松平忠恒)を奥平信昌に充て封す、廣孝家康轉封の後ち二壘皆廢す、麻橋は親吉甲府に轉じ、酒井重忠封せられ相傳ること十世、麻路に轉じ、松平朝矩に代り、後ち川越に移り、城廢す、慶應中末孫直克再び川越より徙封、館林は、康政三世にして白河に轉じ、代封數氏にして弘化中元志朝に賜ふ、高崎は、直政佐和山に移り、後ち赤封を賜る者數氏、最後に松平輝貞封を受く、沼田は、天和中廢廢後に土岐賴隆に賜ふ、其餘國內封を受る者、吉井初智沼澤、後には松平信清、安中(初智伊直、後に板倉勝清)、伊勢崎(初智長茂、後に酒井忠寬)、七日市(前田利孝)、凡て九壘、明治維新改めて縣とし、岩鼻縣を置き、吉井を併す、既にして皆之を廢して群馬縣を置き、山田新田邑樂三郡は榑水縣より兼治す、又群馬縣を廢し、餘十一郡は熊谷縣より兼治す、明治九年再び熊

カウツ

以て之に呼ぶ、將軍義政に請ひて關東管領と稱し、子顯定に至り後野郡平井城に移る、孫憲政に至り、兵威日に衰ふ、天文二十年北條氏康大舉して平井を圍む、憲政越後に奔り、東境將士地を以て悉く氏康に歸す、彌り其輪城主長野兼正西境を守り相抗す、明年上杉輝虎平井城を拔き、上杉の故臣を招撫し、永祿三年輝虎沼田諸城を拔き、大牛東境の地を取る、六年武田晴信長野兼盛(兼盛は兼正の子)を滅し、箕輪安中諸壘を陥れ其地を奪す、天正六年輝虎卒す、武田勝頼輝虎沼田を掠取す、十年輝田信長武田氏を滅し、瀧川一益を關東管領として麻橋に居しむ、信長試せらるゝに及びて城を棄て西奔し、氏康の子氏政遂に本國を取る、十八年北條氏亡び、徳川氏關東に遷り麻橋(後ち前橋)を作る、平岩親吉に、館林を補原康政に、高崎を井伊直政に、沼田を眞田信幸に、白井を本多廣孝に、那波を松平家康に、小幡、後に松平忠恒)を奥平信昌に充て封す、廣孝家康轉封の後ち二壘皆廢す、麻橋は親吉甲府に轉じ、酒井重忠封せられ相傳ること十世、麻路に轉じ、松平朝矩に代り、後ち川越に移り、城廢す、慶應中末孫直克再び川越より徙封、館林は、康政三世にして白河に轉じ、代封數氏にして弘化中元志朝に賜ふ、高崎は、直政佐和山に移り、後ち赤封を賜る者數氏、最後に松平輝貞封を受く、沼田は、天和中廢廢後に土岐賴隆に賜ふ、其餘國內封を受る者、吉井初智沼澤、後には松平信清、安中(初智伊直、後に板倉勝清)、伊勢崎(初智長茂、後に酒井忠寬)、七日市(前田利孝)、凡て九壘、明治維新改めて縣とし、岩鼻縣を置き、吉井を併す、既にして皆之を廢して群馬縣を置き、山田新田邑樂三郡は榑水縣より兼治す、又群馬縣を廢し、餘十一郡は熊谷縣より兼治す、明治九年再び熊

カウツ

Table with 12 columns and 12 rows listing various locations and their administrative details. Columns include names like 延喜式拾芥, 古郡名考, etc. Rows list locations such as 延喜式拾芥, 古郡名考, etc.

各縣を詳載と改稱す、古より管郡の遷遷左表の如し、尚ほ詳しくは各條につきて見るべし(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽、法令全書)

カウツ

カウツケノサンビ 上野三碑 上野國に現存せる三の古碑、即ち(一)多胡神(タコノヒ)、(二)山上神(ヤマノカミ)、(三)金井澤神(カナガザノヒ)をいふ、詳しくは各條を見よ、

カウツ

カウツケノシンワウ 上野親王 宗真親王(ムネナカシノウ)を見よ、

カウツ

カウツケノシンワウ 上野親王 宗真親王(ムネナカシノウ)を見よ、

カウフ

其嗣子、次三男、陪臣等、隨意に出揚し、演習する事
を許す、安政四年四月、講武所郭内へ、軍艦教練所を
設け、國體寄附の汽船を以て、其運轉を練習せしむ、
我國の海軍洋式に依る事は、既述す、又訓練場を越
中島に築き、銃隊操練の所とし、講武所に屬す、小
川町へ移轉の後、弓術、柔術の二課を増置し、築地の
舊跡を以て、軍艦操練所とす、文久二年三月、鐵砲
玉藥奉行、同登前奉行、弓矢槍奉行、具足奉行、番奉行
を講武所奉行の被管と爲す、同年九月、弓術柔術の二
課を廢す、慶應二年十月、劍術師範役を廢して遊撃
隊頭取とし、又槍術者を銃隊に編入す、同十一月、講
武所を陸軍所と改稱し、奉行以下の名稱も亦止む(嘉
永明治年間誌、官制沿革略史)

カウフン

天皇が陛下に告ぐる文をいふ、玉葉に、建久元年五
月二日、此日中宮八社奉幣也、辰冠文章博士光朝朝臣
持三告文章、先内々見之、(中略)即長房入告文章清
書八通於宮、太平記御告文の條に、いかにして先東
夷を定べき謀あらんと勅問有ければ、冬房語て申け
るは、資朝俊基が、白狀有共承り候れば、行跡疎忽
の沙汰には及ばじと存候へ共、近日東夷の行跡疎忽
の義多く候へば、御油断有るまじきに候へ、先御告文
一紙を下されて、相模入道が怒を靜めばと申され
ければ、主上げにもと思召されけん、さらば總て
冬房書と仰りければ、則御前にして、草案を呈して是
を奏覽す、總て萬里小路大納言宣房の稱を勅使とし
て、此告文を關東へ下さる云々とあり、

カウフヨウ

高芙蓉 名義通稱大島逸、又
は近藤警宮、名は孟彪、字は種皮、號を芙蓉又は中
岳高史といふ、關西甲斐の人、父は尤軒、關西父醫
を業となす、芙蓉之を敬せず、京師に遊學し師なく

カウヘ

して自ら修め、専ら漢魏の傳註を以て經義を講究す、
又書畫を好み柳里恭、池大雅等と友たり、又篆刻の蘊
奥を極め、世に印聖と稱せらる、柴栗山會て一印材
を託す、芙蓉刻みて意に滿たず、遂に地に投じ出で
て遊ぶといふ、以て其性の一般を察すべし、又坊城管
公に従ひ、朝儀典故を學び、右職故實に達す、晩年
共月候に仕へ、備員となり江戸に移る、尋て天明四
年四月二十四日卒す、年六十三、關西漢家千字文、
古今公私印記、采眞印譜、古今印選、印章例考、芙蓉
編、中岳稿等(先哲叢談續編)

カウヘイ

康平 名義後冷泉天皇御宇の年
號、天喜六年八月二十八日改元、大極殿火ありしに
依てなり、七年を経て、治暦と改む、關西後漢書に
文帝寬柔柔克運二代康平とあるに據る、文章博士藤
原實範之を勅進す(元祿別錄)

カウヘン

高辨 名義明皇孫、姓は平氏、
紀伊有田郡の人、父は重國、事順安三年正月生る、
九歳にして父母俱に亡す、即ち高雄山の文覺に從て、
華嚴五教章、俱舍頌を讀む、十餘歳、密教を實修に開
き、華嚴を最難に學び、尊印に悉曇章を習ふ、年十
六、剃落して東大寺戒壇に於て受具す、聖德に賢首
宗を請益す、十九歳、興然阿闍梨に從て兩部密法を受
く、遂に北山梅屋に止まりて盛に賢首宗を唱ふ、梅
屋は古練若の地なれども、廢圯すること久し、辨此
地に居りて院宇を恢復す、又東西禪師に參詣して、
其心訣を得、曾て平皇后德子(建禮門院)辨を請して
受戒す、又北條泰時山に入り法を問ひ政道を詢る、
辨儒釋を雜へて聖教に説す、承元二年、紀伊に還
り、内崎山に於て伽藍を創む、四年又梅屋に歸る、
寛喜二年、後堀河天皇御に詔して説法せしむ、講訖
りて宮を出るとき、中納言藤原定家送りて曰く、敬

カウホ

妙の法を聽て結縁感悅すと、四年正月十九日朝、廣
く修學の法を説き、彌勒菩薩の寶號を唱へ、右脇に
して寂す、年六十、榮西會て宋より茶子を持ち歸り
之を辨に分與す、辨之を梅屋に植ふ、我が園茶を賞
する者此より漸く多しといふ(本朝高僧傳、元亨釋
書)

カウホ

康保 村上天皇御宇の年號、應和四
年七月十日改元、甲子革命に依てなり、四年を経て安
和と改む。

カウホウ

高峰 顯日(ケンニチ)を見よ、

カウム

綱務 總法務(ツウホフム)總在(總)ツ
ウザイ(ツウワウ)を見よ、

カウメイテンワウ

孝明天皇 名義仁、照宮と稱す、關西仁孝天皇の第四皇子、
御母は新符賢門院雅子、贈左大臣藤原實光の女、百
二十一代の天皇、事關西天保二年六月十四日御降誕、
十一年三月立て皇太子となる、弘化三年正月踐祚時
に御年十六、在位二十一年、年號七、位を明治今上
天皇に譲り、慶應二年十二月廿五日崩御、聖壽三十
六、天皇英實聰明、内憂外患の時において思を治體
に凝き、遂に玉室中興の基を開き給へり、(本朝皇胤
昭運錄)

カウメイテンワウサイ

孝明天皇祭 每年一月三十日(太陽曆に算して)の日、實は崩御の
日十二月二十五日なり、明治天皇陛下御所に於て、御
父君なる孝明天皇に對し給ひ、御觀察の典を行ひ給
ふといふ、また數日前より京都後月輪の山陵に勅使
を遣進せらる(法令全書、官報)

カウメウサキノナイダイジン

浩 妙院前内大臣 松木宗條(マツキムネエダ)をい
ふ、

カウモン

拷問 囚人が罪狀を自白せ
ざる時、拷問を以て之を責め、その自白を促すをい
ふ、古くは又拷訊とも稱したり、關西王初時代の制
は先づ情を以て辭理を審察し、案狀を反覆し、是非
を參驗するに、事狀疑似にして、猶未だ實を首せざ
る時は、察獄の官人、案を立て、長官の同列を取り、
然して後に拷訊す、其方法は囚人の體を拷器に憑ら
しめ、杖を以て背と臀とを迭に打ちて之を責む、訊
するときは、度毎に二十日を隔て、都て三度、杖數
は二百を過ぐるを得ず、又本犯答杖罪の人は、所犯
の數に過ぐるを得ず、即ち本犯答五十の人は訊杖五
十、杖百の人は訊杖百を過ぐるを得ざるものとす、
拷數已に滿ちて承引せざる時は、保を取りて之を放
つ、もし其罪殺者、賊盜、及び水火の損敗を被ふるが
如き重害の事にあざると、重害なりとも疑似のこ
とを疑はば、必ずしも三訊せずして、狀に隨つて量
決し、臆狀露驗なる時は、承引せずとも、直に狀
に據りて科斷す、囚人を訊して死に致せば、具に當
處の長官に申し、在京は彈正と對驗す、而して法に
依り拷して、邂逅に死に致すものは、其罪を論ぜず、
又拷訊せずして、衆證によりて罪を定むることあり、
即ち應請請減者、もしくは年七十以上、十六以下の
人、及び癱疾者、僧尼の如きこれなり、されど同居も
しくは三等以上の親の如く、律に於て相容限ること
を聽さるゝ人、八十以上、十歳以下、又は篤疾の
人を以て證とすることを得ず、而して創病ある者は
愈ゆるを待ち、孕婦は産後百日を待ちて拷するの制
たり、なほ水責の法あり、大寶の律令にはなき處に
して臨機に行ひしもの、如し(鎌倉、室町兩時代)に
は、その制往古の如く備はらず、只時に臨みて適宜
に行ひしが、水責、火責等の酷法は益々行はれしに

カウモ

カウモ



似たり、(江戸時代)にては、笞打、石抱、海老責、釣責
の四種に限られ、笞打、石抱、海老責を貴問又は貴問、
釣責を拷問といひ、兩者を通じて單に拷問とも稱せ
り、笞打、石抱は牢内の穿鑿所にて、海老責、釣責は
拷問處にて行ふ、拷問はまづ笞打よりはじめ、白狀
せざれば石抱にかけ、次に海老責にかけ、なほ屈せ
ざれば釣責に行ふ、囚人拷問中に白狀せば、責を免
じ、醫師水を呑ませ、陳述を聞き白狀書を作り、
之を場所口書と唱へ、本人に讀み聞かせ押印せしむ、
士分は姓名を自書すべしなるも、責められたるため
執筆しがたき時、押印せしむること臨機の所置に任
す、又拷問をうけて罪服せざる時は、其罪跡確乎た
るもの限り、掛りの奉行より老中に何ひ出て察斗
詰と稱し、裁許を申渡す、かゝる例は士分には更に
見えず、平民には享保以後一二回あり、凡そ拷問は
人殺、火附、盜賊、關所破り、謀害、謀刺等の重罪のも
の犯罪の證ありて白狀せざる場合、若しくは同類の
内既に白狀せしに拘はらず、本人自白するを肯せざ
る場合に行ふものにして、其他は時宜によりて行へ
り、されば拷問せらるゝ囚人は孰れも死罪以下の罪
跡あるものなれば、拷問中即死のことあるも、立會

カウモリツケ

編蝠付 獄の關に草摺を取
付る爲めの一枚革をいふ、貞丈雜記に、編蝠の翅に
羽毛なくて皮許なる故、糸の毛引なくて、革にてつ
がひをしたるをかうりつけと云ふなり」とあり、

カウヤウサキ

高陽院 「カヤノヤキ」とも
いふ、同條を見よ、

カウヤウコク

高陽谷 名は兼、字は
君榮、忠藏と稱す、本姓高階氏、自ら修して高
となす、父遊寛といふ、肥前長崎の人、關西高陽谷父
の職を襲きて譯官となる、然れども之を解しとせず、
備大朝に從て詩を學ぶ、寛延中京師に遊び諸名士と
交り、聲價一時に振ふ、後ち京師長崎間を往來し、
終に詩社を長崎に起し、芙蓉詩社と曰ふ、明和三年三
月死す、年四十八、鳴谷死する數日前發狂し、夢寢恍
惚の中に發する言語自ら詩を爲す、門人傍り之を
録し、一小冊子となる、名づけて病榻草と曰ふ、關西
環浦社草、鳴谷詩草、詠物詩集等(先哲叢談、近世叢
話)

カウヤウモン

高陽門 大内禮樂院十九
門の一、儀鸞門の東廊六間の所に在り、北山抄に、東
廊中門、又東掖門に作る、東廊十一間延英堂に接す、
古本拾芥抄に、高陽門、左廊門東廊儀鸞門東あり○
北山抄(觀射)に、顯陽堂、設諸大夫座、不開儀鸞
門、王福入、自東廊中門著座云々と見えたり(大内
禮樂院考證)

カウヤガミ

紙屋紙 「カミヤガミ」を見よ、

カウヤクジ

香樂寺 新樂師寺(シンヤクジ
ジ)を見よ、

カウモ

カウモ

カウヤ

カウヤサン

高野山 紀伊國伊都郡 河南、勢重疊の上に在り、高山の平地なるが故に高野と名づく。...

カウヤ

領地を押奪し、山内に亂入せんとすること屢々なり、山内兵甲を備へて、之を防ぐ。...

カウヤ

高野山 尺の一種、高野山に産する尺の名、曲七寸九分三厘一毫五々、寸分なし、肘尺にして唐の小尺を用ひしものなるべし。...

カウラ

カウラクダウ

康樂堂 大内理入倉院十二

カウラウシ

郊勞使 中古外國の人、將に京し給ふ使をいふ。

カウライベリ

高麗線 倭の線白綾に、紋を黒く織出せるものをいふ。...

カウライジ

高麗寺 高麗相模國海城郡 高麗寺村高麗寺山。...

カウライ

高麗 コマをいふ。

カウラン

勾欄(高欄) 縁の廻りにある欄干、築臺の御殿社佛寺等に在り。

カウリキウチ

高力氏 姓は平氏、熊谷直實の孫熊谷又二郎直重より出づ。...

カウリユウジ

香隆寺 上野源義隆(ウヤウヤ)の廟をいふ。

カウリユウジノミササキ

香隆寺陵 二條天皇の御陵、山城國島野郡衣笠村大字小北山に在り。...

カウレイテンワウ

孝靈天皇 名は大日本根子彦太理。...

カウワ

康和 堀河天皇御宇の年號、承和(皇統)運錢、大日本史。

カウラ

カウリ

カウリ

カウワ

カウワ

徳三年八月二十八日改元、五年を経て長治と改む
開國定政論に、四海康和天下周樂とあるに據る、
式部大輔藤原正家之を勳進す(元祿別録)

カウワカ

幸若 舞曲の名、カウワカノマヒ
を見よ、

カウワカノマヒ

幸若舞 舞曲の名、カウワカノマヒ
を見よ、
種、幸若氏の創めたる舞曲なる故に名づく、カウワカ
カとも訓む〇舞詞は、戰場の事、或衰の變、戀慕の情
等種々三十番あり、其後に出来たるを新曲と號す、曲
節音聲協樂と大同少異なり、大夫の左右に二人あり、
連といひ鳥といふ、大小の鼓を用ふ、今の協樂は此
舞より取れる事多し、舞の詞は、大かた義經記、曾我
物語、同時の作とみゆ、古實其外取用ひて證とすべ
き事多し〇大夫、徳川の世扶持に預り、紋服を拜領せ
り、幸若音曲者四家あり、何れも越前在住なるが、或
は交代して江戸に來れり、家紋に五七ノ桐を用ふる
は、桃井家の裔なる由なればなり
幸若の
舞の事は、兵家茶話に、幸若家話を引て云ふ、越前幸
若は、八幡太郎義家の後裔、桃井宮内少輔直盛、直名
幸若丸といふ、これより相續て、幸若八郎、九郎、幸若
彌次郎、三家共に舞曲を業とす、殖州府志に云、中古
桃井氏之裔、爲小兒、在叡山、岩松家童亦然、是稱
幸若丸、とみえたるが、此舞の起なり、また應仁別記
に、石見が討れしは三條殿にて幸若舞ありて、人々群
集し、踊るに辻切のやうにうたれしなどあれば、義
政將軍の頃、既に此舞行はれしなり、江戸時代に至り
一時盛に行はれし事は、太宰純の獨語に、寛文延寶の頃
迄は、諸侯貴人の宴饗にも、幸若の舞を用ひて、心を
慰め酒をもすめけるに、元祿の頃より盛衰盛にな
りて、幸若の舞廢れたり、新見正朝の昔物語に、昔
は幸若の舞流行、原田の節方方呼ぶ、幸若八郎、九

カエイ

耶、其外傳左衛門、市右衛門など、數十人あり、之
振廻の日晝時麻上下にて來る、客詞前に料理を出し
馳走有て、客料理過酷取て、右舞まひ座敷に出一禮有
之、客も御大儀と云、一禮済て何ぞ承度と所望有之
時、何かと舞一流れもの、たとへば大織冠、清祐、新曲
敷盛、とさまゝ番歌を伺ひ極めて舞仕廻へば、客へ
暇乞なしに歸る、又所望有之、小舞にて中舞にて
も今少し承度とあれば、不歸に相待、近年は絶てこ
れなしとみゆ、昔々物語は享保十七年の作なれば、
其頃既に廢れたること明なり(歌舞音楽略史)

カエイ

嘉永 孝明天皇御宇の年號、弘
化四年六月二十七日改元、六年を経て安政と改む
開國宋書に、恩皇享多祿、嘉樂永無失、とあるに
據る、昔原以長之を勳申す、

カエイツシユギン

嘉永一朱銀
安政一朱銀(アンセイイツシユギン)を見よ、

カエキル

加役流 流刑の中尤も重きもの、
三年間役するを云ふ、普通流罪の遠中近三流は一年
間配所にて役す、加役流は遠所に配して三年間役す
るなり、姿、人を傷る者此罪に充つ此類十六あり、ル
ケイ(參看(律疏、拾芥抄))

カオウ

嘉應 高倉天皇御宇の年號、仁
安四年四月八日改元、代始に依てなり、二年にして承
安と改元す開國漢書に天下既富、數有嘉應とあ
るに據る、權中納言藤原朝臣資長之を勳進す(元祿
別録)

カカク

可翁 宗然(ソウケン)を見よ、
資格を云ふ、公武共みな一定の資格に從ひて官位
の規定あり、英資を有するも規定以上の地位に至る
こと能はず、また凡庸なりと雖も、高貴の資格ある

カカク

ものは、大官に到る事を得
來する處は、藤原氏の專權にはじまる、蓋し藤原氏
が帝室の外戚として、威權朝野を傾くるに際し、攝
關等の重任は、之を他族に委ねることを欲せず、其
任を以て同族專有し、累年の餘習となるに及びては、
他族もまた之を怪しまざるに至り、遂に一の家格と
なり、延いては同じ藤原氏までも、嫡流庶流等の別によ
り、攝關に至る家、三公に至る家等の別をも生じ、
更に一度の公卿中において、其最初に於ては、もと
より判然たる規定の存したるにあらず、曆年の習俗
自ら此家格を生じたるものと稱すべきなり、武家に
ても源義仲、源賴朝以下、源氏の出なるもの、相尋
で征夷の任を拜するに及び、後世に至りては、征夷
大將軍の任に就くべきは、源氏に限ることとなり、
源氏の族は勿論、天下一般之を以て當然のこととな
し、他族にして此任に就かんことは、却てまた武人
全體の意志に反するの行爲と見做さるゝこととなり
しが如きも、家格として見るべきものなるべし、か
の豐太閤の英武大才に加ふるに、日出の勢を以てし
て、なほ足利義昭の養子たらんことを望みしもの、
蓋し源族にあらざれば、征夷將軍たる能はざるを、
自己も信じ天下も認めたるによるなり、かくの如く
家格といふものは、朝威の衰頹に伴ひ、朝臣が實
務を視ざるの結果として、他の一面にありては職業
世襲の餘習として、自然の間に定まりたるものにし
て、元より或時代に、一定の規定法令の發布せられ
しものにはあらざるなり、下りて江戸時代に入りて
は、諸大名間にも家格の規定あり、之を以て其家の
資格とし、官位の昇進殿中の座席皆整然たる秩序の
存するありて、非常の特例あるにあらざれば、家格

カカク

を越過變革することなかりき、今江戸時代に於ける
公武の家格を示せば左の如し、但し公家にありては、
江戸以前より自然の定まりありしこと、前に述べた
るが如くなれば、此時始めてかゝる家格の生じたる
にあらず開國朝家に於ては、皇族と諸臣との二大
別あり、皇族には、一定の世襲親王家ありて、其他
の皇子王子は、儲君の外は親王たることを得ず、而
して其世襲親王は伏見、桂、有栖川、閑院の四家なり、
此内有栖川、閑院兩家は一品に、伏見、桂兩家は二品
を極位とす、諸臣には、攝家、清華、大臣家、羽林家、
新家等あり、並に各條あり、就きて見るべし、武家
にては、將軍家との關係により、三家、三卿、連枝、越
前家、諸侯等の別あり、領土の上よりして國主
(國持家)城主、領主あり(大名、ダイミヤク)參看官
位昇進、殿中の座席より供進の相違等に至るまで、
皆一定の例規を存す、今其大要を擧ぐれば、尾張、紀
伊の兩家は、初官位從三位左中將より進んで、二位
權大納言に至り、水戸家は初官位正四位下左少將よ
り、昇りて三位權中納言に至る(參議の時もあり)三
卿は三位に叙し、諸省の卿に任するを常とすれども、
稀には進んで一位權大納言以上に任じたるものもあ
りき、また國主は、大概從四位より進んで正四位に
至り、官位從三位中將に至る、宰相に任する
は稀なり、獨り前田氏のみは、初官位正四位下左少
將より宰相を経て、三位中納言に叙任したりと雖も、
小松中納言利常以來、三位中納言に任じたるは、齊
泰のみなりき、國主の席は大廣間松ノ間席なるも、
前田越前の二家は大廳下席なり、參觀交替の時には、
老中を使として國許への暇を命じ、また參觀の勢を
慰したり(參觀交替に老中を派遣するは、三家と國
主、連枝、越前の諸家に限れり)準國主は、初官位從四

カカク

位下侍從以上に任じ、代々大廣間松ノ間に出座す、
參觀交替の時には、奏者番を使となしたれども、伊達
(宇和島)氏は參觀歸國共に老中、宗氏は歸國に老中、
參觀に奏者番なり、次に家門譜代の大名にして叙任
尤も高きは、會津の松平、高松の松平、井伊の三家
にして、之を世襲譜代(ママリツメ)參看といふ、大
に松山の松平、忍の松平、姫路の酒井、榊原、莊内の酒
井、唐津の小笠原の如きは進んで侍從に至る、其他衆
名の松平、柳澤、大久保、奥平は四品に至る、次に川越
の松平、明石の松平等參觀或は歸國に、上使使番を
以てする者あり、但三家の庶流支封は、少將または
侍從に至る、みな大廣間に候す、いまだ四品に叙せ
ざれば、帝鑑ノ間に列す、次に五位に叙する大名あり、
譜代は帝鑑ノ間に、外様は御ノ間に候す、參觀
歸國共に、上使を遣はすことなし、而して世或は該
下の家格として諸大夫、お目見以上、御目見以下等
を宛てたるものあれども、目見以上同以下は該下と
御家人との區別にして家格にあらず、また諸大夫も
家によりて別に定まりしものはなく、何人も之に任
するを得るものにて、これまた家格にあらず、混同
すべからず、ハヤモト、ケニン參看、今左に要領辨
志によりて官位昇進次第の表を掲げて參考に供す、
但し文中誤脱と思はるゝ處多からざれども、善本
なきを以て校合する能はず、暫く舊に從ふ(有職中
抄、親玉系圖、徳川世系録、徳川氏官制)

カカク

- 大納言 從二位、亞相
尾張極官、
●中納言 從三位、黃門
尾張御家督〇水戸極官、御三卿准之、
●參議 從三位、宰相
尾張大納言之時、御嫡或御家督、三年程水戸御家
督御三卿同、
●正四位 加賀極官、
中將 從三位、羽林中郎卿
尾張御嫡初官〇御三卿同〇水戸御家督無程等
相黃門之時、御嫡此任、
●正四位上 井伊掃部頭極官、
●正四位下 加賀家督〇越前守極官〇松平越前守
重富任之後、不知爲例、統爲此位先途、任從
三位一例故也、從正四位上、不昇進也、
●從四位上 薩摩陸奥讃岐守各極官〇松平薩摩守
吉貴位、爲琉球人三度召連、被叙正四位下、
●少將 從四位、羽林大將
水戸御嫡初官〇加賀極官、
●從四 越前家督〇高家極官〇松平彈正太弼
勝富五十年來勤功、依而稱任之、
●從四位下 尾張御次男御三男初官極官〇松平左
京大夫、松平攝津守各極官〇薩摩、陸奥家督〇國
持十四家極官〇伊達遠江守村候依、御四代之勤
功一任之、格別之儀乎〇有馬中務大輔賴傳享保
四年七月家督、安永元年十二月叙、當家始
也〇同中務大輔賴貴享保八年十二月叙、四品、
天明元年十二月任、侍從、同四年家督、文化二
十一月二十八日任之〇松平肥前守治、明和七年
七月叙、四品、同八年二月任、侍從、文化元年
十二月任之、依、長崎勤番職年功也〇文化十

カカク

四年九月十六日松平越後守克孝爲、翌養子、家齊公御末男銀之助殿被遣之旨被仰出也、依家柄、同年十月七日御加増、五萬石被下置、以後可被任中將、且先規之如、賜御一字、可被昇進從三位乎、松平阿波守、松平土佐守家來任之、從國主雖爲任之家格、揚所柄三十年來無動功、不任之、鳥取隈元兩家は格別之義、不四年平乎、松平隆成守、松平下總守、酒井雅樂頭、溜問詰之時、京都御名代之節依、動功被任之、松平出羽守宗新京都依、被動功、御名代、無三十年功、任之、松平越中守定信、天明七年六月御老中上座、被命補佐、後寛政五年七月御免之時任之、代々被命溜問詰、○松平内藏頭治政、松平安藝守重成明和元年任侍從、寛政四年十二月任之、此時依前官、被任安藝守、同、以後致家格、同數官命令、○文化六年七月十一月松平阿波守治照任之、安永元年侍從、明和六年家督後依、動功、任之、○同七年十一月上杉彈正大弼治廣任之、數代内此任絶、天明五年侍從父越前守治憲、以國政靜謐、任之、

御大老 大留守居當時御官、侍從 拾遺補闕

從四位上 越前守初官、松平攝津守、松平左京大夫初官、家督三年目任、少將、○水戸御次男、御三男、初官極官、○井伊掃部頭、松平那俊守、松平讃岐守、松平家督共、○薩摩、仙臺、子、○細川越中守、松平因幡守、松平出羽守、子家督共、四品例無之、享和二年八月五月細川六之助初而御目見之時、不任侍從、以前、四品庶可罷出、旨有、台命、○松平大學頭、

カカク

松平攝津守、極官、大學頭頼貞依、老功被任、少將、或曰有德公御勳命故也、○國主十四家家督依、家柄、少有不同、○溜問詰、御老中、京都所司代、高家肝煎、藤堂家、雖爲家督、叙爵從四位侍從、又被任、少將、自請家、昇進速也、○松平越後守、伊達遠江守、子極官、○松平彈正大弼、宗對馬守極官、家督、○伊達遠江守村候被任、少將、○松平越後守享保之頃、依、早世、雖改家格、依、動功、可被任、少將、乎、○有馬中務大輔頼實、同、支善頭頼徳、文化七年十一月侍從、任、爲格別、以後爲例乎、○南部大膳大夫利敬文化五年爲參府、以後以二年功、可被任、少將、乎、同、二年、參府之節、上使爲、御老中、○典平大膳大夫昌高文化十四年丁丑被命溜問詰、任侍從、先、祖大膳大夫家昌同官後家格衰、七代目昌高代復、任當位、○酒井雅樂頭、松平大和守、松平隆成守、小笠原大膳大夫、酒井左衛門尉、神原遠江守、立花左近將監、丹羽加賀守、松平彈正大弼、南部大膳大夫各極官、○右以下之諸家無格別之動功、容易不被任之、

從五位下 高家初官、

四品 從四位下、中大夫

御老中、無程任侍從、○御側御用人、大原御城代、○松平大學頭、松平攝津守兩家嫡、○尾紀御四男初官、○享保年間、奥州伊達郡梁川領主松平主計頼通基、赤心院殿頼誠御四男也、享和元年、七月諸大夫、同二年五月十二月叙、四品、有例、○國主十四家嫡、但熊本、鳥取、松江等之家、無嫡例、○細川兵部少輔濟利享和二年丁丑二月初御目見之節、雖無家格、叙爵以前四品庶可罷出、

カカク

旨有、台命、○松平彈正大弼、松平左兵衛督、松平淡路守、松平備後守、松平甲斐守極官、○宗對馬守極官、○伊達遠江守嫡、當時候合可、警乎、○同村壽綱大膳大夫宗正無間直任侍從、父之勤功格別爲乎、最初官、叙、四品、○松平越中守定信嫡初官、四品少將之嫡子故也、○織田出雲守信憲文化十二年七月二十八日被任、四品、右者老年、及、迄、參勤交代無懈怠、依、眞實相勤、也、但家格古來之通被、成下、儀、無之、其身限爲任者、也、○津輕越中守宗規文化五年、十一月高拾萬石被仰付、被叙、四品、文政三年、十一月、二月被任、四品侍從、

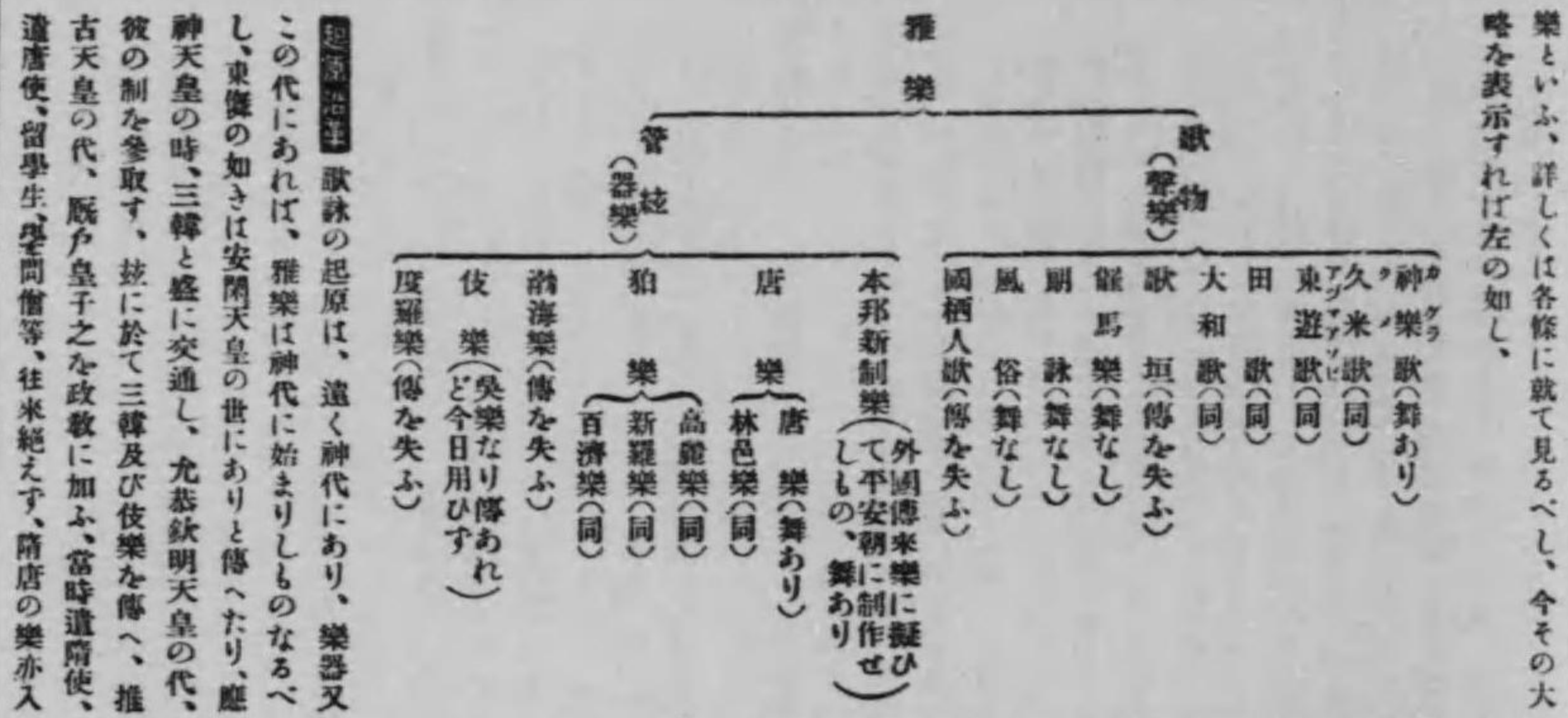
從五位下 朝散大夫

萬石以上、但松平和泉守、松平遠江守筆頭也、父御役相勤之節、嫡子、被仰付、候事、○城主嫡四品以上嫡、但高家、不、然、○御側衆、駿府御城代、伏見奉行、御留守居、御三家御附兩人宛、但城主、嫡共、○御三浦御家老、大目附、町奉行、御勘定奉行、御作事奉行、御普請奉行、小普請奉行、遠國奉行、但駿府御城番町奉行、佐渡奉行、浦賀奉行、不、然、○四九御留守居、御小性衆、中典御小性、御番樣御用人、御藏中御用人、御小納戸頭取、御三家家老、加賀家老、以上、

ガカク 雅樂

雅正なる音楽の義にして、音聲正しく、拍子皮に適したる雅頌の聲をいふ、俗樂の拍子錯雜にして、緩急中を得ず、聲音間邪にて、流麗に流るゝものと分つ、即ち本邦上古の歌舞、並に唐、三韓等外國より傳來したる樂等の總稱なり、而して歌を以て主とするものを歌物(今の聲樂に當る)樂器の奏樂を以て主とするものを管絃(今の器樂に當る)といひ、この兩者に樂を加へたるものを、舞

カカク



カカク



(列陳館物博室帝京東)圖樂鼓所鼓弓彈藏所院倉正

り來る、茲に於て固有の樂と外國樂と相並び行はる、文武天皇大寶の制雅樂案(ガカク)あり

カカク

て、歌舞を教習し、朝廷の式事には勿論、神事等事にも用ひられ、天皇の御遊、公卿の宴遊の際等盛に行はれたりしかば、勅樂、立樂(節會の目録上にて奏す)昇樂(法會の時に行ふ)降樂(同上)道樂(行幸又は神事の時に行ふ)船樂等種々の名目さへあるに至れり、又この頃外國樂に擬して新に製作せられしもの少からず、是より先嵯峨天皇の世には、大歌所の別當等を置き、固有の音楽を特に掌らしめ、村上天皇以後は別に樂所を置き、別當預等を補し、音律に通ぜし人を以て之に任じ、雅樂の事を掌らしめたりき、故を以て在朝の士樂を修めざるものなく、武臣源義家義光兄弟の如き、或馬の隙騎之を忘れず、平氏一門最も其人に富めり、鎌倉以降俗樂漸く盛になりしと雖も、雅樂敢て衰へず、室町時代には、猿樂田樂等尤も盛に行はれ、雅樂漸々衰へしも、累世の將軍亦雅樂を修めざるはなかりき、應仁以來戦亂相繼ぎ、朝綱振はず、俗官も亦四方に離散するに至る、織田信長勢を振ふに及び、皇室の衰頹を歎き、之が恢復を圖り、豊臣秀吉、其志を繼ぎて、朝廷の舊儀を擧ぐ、雅樂に於て復興す、江戸時代徳川家綱尤も新道に意を用ひ、俗人家世祿の外、別に樂道種古料田二千石を置き、其伎に精練なるものに分賜し、以て之を奨勵す、現今は宮内省式部職に屬し、宮中の儀式、祭事には必ず行はる、別に雅樂稽古所あり、俗人家の子弟を教習養成し、兼て士民の新道を講ずるものを教習せしむ、樂人はもと三方樂所に屬し、三派あり、即ち天王寺派、京都派、南部派是なり、南部派は奈良に住し、皆伯氏たり、今六家あり、辻上、窪、久保、奥、芝(中世藤原姓を冒せることありき)と號す、京都派には今、多、山井(大神氏)、豐原氏、安倍の四家あり、天王寺派は大阪天王寺の樂人にし

カガク

て皆泰氏なり、現今蘭、林、東儀、岡の四家あり、其家凡そ六十戸あり、現今帝室に奉職せる雅楽家は則ち三方樂所の後なり(江次第、體源抄、歌舞品目、音楽略解、樂道類聚、如蘭社話、芝草盛氏説)○雅楽には、羯鼓、一鼓、二鼓、太鼓、鉦鼓、琵琶、篳篥、笙、篳篥、龍笛(横笛)和笛(神樂笛)等の樂器を用ふ、今それらを挿繪に示せば、就て見るべし、尙ほ詳しくは各條を参看すべし、

カガクカク

カガクカク 歌學方 江戶幕府の職名、歌書を修め、歌の事を掌る。元祿二年、北村季吟及び其子湖春を召して歌學の事を掌らしめ、典醫師に準ず、季吟法印に叙し、再昌院と稱す、爾來其家の世襲たり、家祿五百石の外、職祿二百石を給す、初め寺社奉行に屬し、後ち若年寄に隸す(官制沿革略史)

ガガク

ガガク

ガガク 雅楽部 雅楽(カガク)を見カサしと訓む、唐名大乗樂部 治部省の被官にて文武雅典、正書及び雜樂男女の樂人、音聲人等の名帳具度課試事、其他節會、祭神、釋奠、饗宴、禮會等の事を掌る。頭一人、從五位上、助一人、正六位下、大允一人、正七位下、少允一人、從七位上、大屬一人、從八位上、少屬一人、從八位下、史生四人、歌師四人、從八位下、歌人三十人、歌女百人、舞師四人、舞生百人、前師二人、笛を教ふ、笛生六人、笛工八人、唐樂師十二人、教樂生六十人、高麗百濟新羅師各四人、樂生二十人、伎樂師一人、腰鼓師二人、腰鼓生伎樂生皆樂戶より取る、使部二十人、直丁二人、樂戶 延喜式 文武天皇大寶元年定め置く、聖武天皇天平三年雅樂生員を改定して、唐樂生三十九人、百濟樂生二十六人、高麗樂生八

カガク

人、新羅樂生四人、度羅樂生六十二人、諸羅樂生八人、筑紫樂生三十人となり、桓武天皇延暦二十一年歌師二人を省く、二十四年歌女三十四人を省く、(是より先五十人を省く)、平城天皇大同四年改定して歌師、笛、唐樂、高麗、百濟、新羅、度羅樂等の諸師皆舊に復す、又林邑樂師二人、加伎樂師一人を加へて他は悉く停廢す、嵯峨天皇弘仁十年又舞師を四人、新羅樂師を二人とす、仁明天皇嘉祥元年減定して後樂生三十五人、唐樂生三十六人、高麗十八人、百濟七人、新羅四人、總計百人とし、文德天皇齊衡二年五節舞師一人を省き、高麗舞師を置く、冬新羅舞師を停めて五節舞師を置く、後世に至り助に權官を置く(令義解、續紀、續後紀、延喜式、職員抄)降りて明治時代に至り、雅楽部を置き宮内省式部職中に屬し、現今帝室の雅楽及び歐洲音樂を掌る官署なり、雅楽部長、同副部長各一人を置き、雅楽師長一人、雅楽師、雅楽手、雅楽生若干名あり、また歐洲音樂に従事するものは特に樂師長(一人)樂師樂手樂生等を兼務せしむ○明治三年始めて雅楽局を太政官中に置き、雅楽長、雅楽助、雅楽權助各一人あり、雅楽の事を管す、大伶人中伶人少伶人及伶員には元と三方樂所の樂人に東上を命じ伶官に任ぜられたり、また雅楽局出張所を京都に置かる、同四年更に式部寮に屬し雅楽課と改稱す、同九年三月海軍省雇英國人ジョン、ウキヤマフエントンを兼務せしめ、伶人をして就て歐洲音樂を傳習せしむ、是より雅楽課は帝室の歐洲音樂を併せ掌るに至れり、同十一年十月官制改革ありて大伶人等の稱を廢し、更に一等伶人以下六等伶人等の官あり、また伶員を分て四等とす、此年京都雅楽課出張所を廢せられ所員に東上を命ぜらる、越えて十一年十二月始めて雅楽禮音所に於て講習演奏を爲し、神樂歌、管絃舞樂歌

カガク

カガク

分より四十八分、西經二度五十六分より三度三十二分の間に在る、其陸境西南は越前に、東は飛騨越中に、北は能登に交壤し、東西約十一里、南北約十八里、北陸道に屬す。白山南麓に雙へ、山脈左右に分走し、遶麓漸く低く遂に海岸に達して國境を環繞す。弘仁十四年、越前の江沼、加賀二郡を割きて本國を置き、既にして江沼郡の五郷、二縣を割きて能美郡を置き、加賀郡の八郷、一縣を割きて石川郡を置き、國府を能美郡に定む、永延の初、富樫忠頼、本國の介に任じ、國政を世襲し、五世の孫家國府治を石川郡野市に移し、世々之に居る、文治元年源頼朝、忠頼九世の孫泰家を以て守護と爲す、建武中興、大納言二條師基を國守に任じ、河北郡に治す、(今御所村と云ふ)延元の初、足利尊氏京師を犯す、師基兵を率へて入て援く、既にして尊氏筑紫に走る、泰家五世の孫高家從ひ行き功あり、因て守護となる、三年朝廷瓜生照を國守に任じ、新田義貞の應援たらしむ、義貞尋で戰没し、照等逃亡、全國富樫氏に歸す、文安四年高家の後五世家卒し、其子成春、叔父泰高と守護を争ふ、將軍義政本國を以て兩人に分典し、成春を國介に任す、長祿二年義政本國を分て赤松政則に賜ふ、富樫の家臣拒で入れず、成春の子政親の時、當て眞宗の僧徒、本願寺專修寺の兩派國內に蔓延し、黨を樹て相争ふ、政親專修寺を直とす、本願寺黨之を怨み、政親に反す、長享二年、政親高尾城を修し之に住む、本願寺の黨之を攻め城を陥る、政親自殺し、富樫氏亡ぶ、賊遂に寺宇を山崎山(今の金澤城)に營し、營を修し、貢租を山科本願寺に納る、者八十餘年、天文申上杉輝虎伐て之を降す、弘治元年、朝倉義景將を遣り擊て其西境を取り、手取川を以て界とす、天正八年、織田信長朝倉氏の故地を拘

カガク

洲樂等を奏す、これより後雅楽大演習と稱し、毎年春秋二回(近年は春夏の交一回)に舉行せらる、これ我邦に於ける音樂會の權輿なり、同十七年十月式部寮を廢し、式部職を置かれ、伶人の稱を廢し、雅楽師長、副師長各一人、雅楽師、雅楽手、雅楽生若干名を置かる、其後又數次の變動あり、以て今日の制度を見るに至れり(法令全書、芝草盛氏説)

カガク

カガク

カガクノハコ 攝上匣 打亂箱の類、髮の具を入るゝとも、又は髮の落を入るゝ箱ともいふ、頗樂雜要抄に、二階奥置之、用事如鏡見、見納物、折木三寸半板四尺五寸、透折三十疋、螺鈿折三百疋、同類折二十疋、同類折三十疋、透折金五兩、漆一升二合、書折百二十疋、磨折三百疋、口白鏡一斤八兩、同置料した、懸子深七寸(分)裏方一尺一寸五分、(在面從倍、而厚四分)高四寸五分、土居厚二分半(凡四寸五分内)深四寸三分之内裏懸、納物懸子、螺鈿二枚、鏡十疋、鏡子六疋、髮搔二、櫛、耳決、在折立、具料五十疋、透折料六十疋、とみえたり、調度(テウ)挿繪の第二圖參看、カガクノハコ 加賀小判 加賀國にて鑄造せる金貨の一、種類三あり、一は梅鉢小判、他は小判金二種なり、一は重四匁一分、金位中の下、花降銀と同時に造れるが如し、二は、模造のものにて、重一匁五分、表に、梅鉢の紋を上下に、中央に一圓の文字を捺印せり(金銀圖録)

カガク

カガク

カガクノハコ 加賀挺銀 貨幣の一種、慶長年間加賀國に於て鑄造する所、長四寸許、幅八分許、厚二分許といふ(金銀圖録) カガクノハコ 加賀鹿 江戶時代、加賀國主前田侯が江戸の藩邸に召抱へたる消火犬といふ、其扮裝他に比類なきを以て世に稱せらる、前田侯の木彫木

カガク

郷五丁目より八丁四方の火災に備へたるものにて、一番手、二番手、三番手(二番手は扣にて、繰出すこと稀なり、只正月初出の時揃心の三組あり、火見權板木の合圖によりて親戚、菩提寺へ繰出すこと他家に同じ、外に將軍家學問所なる聖堂の火消を勤む、これを總督するもの、騎馬二隊を指揮し、鉦頭巾、火事羽織、赤地へ一寸許の金角織の胸當を輝かし、馬脇背侍二人づゝ左右に隨ひ、嵩は頭目代、小頭役四人宛、大形の雲に稻妻染出せる長袴纏を着し、鼠色皮羽織は、背に丸の中に斧の打違たる紋を白く現はし、同色の股引に鼠金白紐の脚絆、青絨の足袋に足踏固め、鼠色の頭巾、鐵鍬筋金の手錠を左右に振り、纏持も同じ扮裝にて、其纏は銀塗太鼓の形にて、扇の左右に力紙を垂れ、之を打振る時は音高く、太鼓の扇を撲つ様に作れり、各番毎に一木を備ふ、此纏は、昔時豊臣太閤より拜領の物とて、侍二人づゝ必ず左右に守護す、平馬五十六人は、同じ模様の袴纏に、青絨の股引、鼠金白紐の脚絆、青絨の足袋に足取を揃へ、茶色に同じ紋所を染出し率羽織を着し、髪は半縛とて鬘は海老の腰の如く、刷先を美事に散じ、髪を披上げす額にす、何れも袴の丈は五尺以上、左手に頭巾、右手に五尺の鍵を携へ、そも其行列の足並は、左手に左足、右手に右足と前後一様手足揃へて歩む、新しく行列の跡よりば、更に小者等四五十人にて梯子、水桶、龍吐水などの防火器を持って火事場へ目掛けて繰出すといふ(江戸の花)

カガク

カガク

カガク

カガク

カガクノレウ 加賀南鏡 貨幣の一種、天正中、長氏之を鑄造し、能登にて通用せりといふ、重一匁、表に南鏡、背に一分の文字を捺印せり(金銀圖録) カガクノクニ 加賀國 關東南一隅、東山道に據り、西一面、日本海に濱し、北緯凡三十六度三

カガク

分より四十八分、西經二度五十六分より三度三十二分の間に在る、其陸境西南は越前に、東は飛騨越中に、北は能登に交壤し、東西約十一里、南北約十八里、北陸道に屬す。白山南麓に雙へ、山脈左右に分走し、遶麓漸く低く遂に海岸に達して國境を環繞す。弘仁十四年、越前の江沼、加賀二郡を割きて本國を置き、既にして江沼郡の五郷、二縣を割きて能美郡を置き、加賀郡の八郷、一縣を割きて石川郡を置き、國府を能美郡に定む、永延の初、富樫忠頼、本國の介に任じ、國政を世襲し、五世の孫家國府治を石川郡野市に移し、世々之に居る、文治元年源頼朝、忠頼九世の孫泰家を以て守護と爲す、建武中興、大納言二條師基を國守に任じ、河北郡に治す、(今御所村と云ふ)延元の初、足利尊氏京師を犯す、師基兵を率へて入て援く、既にして尊氏筑紫に走る、泰家五世の孫高家從ひ行き功あり、因て守護となる、三年朝廷瓜生照を國守に任じ、新田義貞の應援たらしむ、義貞尋で戰没し、照等逃亡、全國富樫氏に歸す、文安四年高家の後五世家卒し、其子成春、叔父泰高と守護を争ふ、將軍義政本國を以て兩人に分典し、成春を國介に任す、長祿二年義政本國を分て赤松政則に賜ふ、富樫の家臣拒で入れず、成春の子政親の時、當て眞宗の僧徒、本願寺專修寺の兩派國內に蔓延し、黨を樹て相争ふ、政親專修寺を直とす、本願寺黨之を怨み、政親に反す、長享二年、政親高尾城を修し之に住む、本願寺の黨之を攻め城を陥る、政親自殺し、富樫氏亡ぶ、賊遂に寺宇を山崎山(今の金澤城)に營し、營を修し、貢租を山科本願寺に納る、者八十餘年、天文申上杉輝虎伐て之を降す、弘治元年、朝倉義景將を遣り擊て其西境を取り、手取川を以て界とす、天正八年、織田信長朝倉氏の故地を拘

カガク

へ、遂に全國を平らげ御山(今の金澤)を佐久間盛政に、石川郡松任を徳山則秀に、江沼郡大聖寺を拜那家嘉に、能美郡小松を村上義則に與ふ、十一年豊臣秀吉盛政を賤ヶ嶽に破てこれを殺し、其故地石川、加賀二郡を前田利家に與へ御山に治せしめ、江沼能美二郡を丹羽長秀に、大聖寺を渡口秀勝に、松任を利家の子利長に與へ、秀勝、義明をして長秀に屬せしむ、十二年長秀卒し子長重立つ、秀吉二郡を削り、其地を堀秀政及び秀勝、義明に分與す、既にして利長越中守山に轉じ、長重を松任に從す、慶長二年秀政の子秀治及び秀勝、義明等を越後に轉封し、長重を小松に、山口宗永を大聖寺に封じ、自餘皆利家に加賜す、利家卒して子利長嗣ぐ、關ヶ原の役、宗長長重西軍に應ず、利長宗永を滅し長重に諭して降らしむ、徳川氏長重の封を收め、全國を以て利長に賜ひ、金澤に治し能登越中を兼領して世襲す、而して大聖寺を其支封とす、(利家の副利常の第三子利治なり)明治維新後金澤大聖寺を兩藩とし明治四年改めて縣とし、既にして大聖寺を金澤縣に併し五年改めて石川縣とす、全國第三軍管、名古屋鎮臺、第六師管の管域に屬し第六旅團本部を金澤に置き、尋で第九師團を設く(古より管郡の變遷左表の如し、尙詳しくは各條につき見るべし)(地誌提要、地理小志、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

カガク

江沼(今)	江沼同	同	同	同	同
能美(今)	能美同	同	同	同	同
六國史式	延喜	拾芥	古	郡名考	明治沿革
日本紀略	後名抄	元祿	郡名考	地誌提要	新郡區編制
(抄)	抄	寛知集	天保	郡區編制	

加賀	加賀郡	加賀	加賀
石川	石川郡	石川	石川
河	河	河	河
北	北	北	北
同	同	同	同

カガノコホリ

大彦命の子孫此地に居す、續紀天平寶字五年二月の條に始めて郡名見えたり、和名抄に、英太(エト)玉戈(タマゴ)野家、田上(タカミ)大桑(オホク)大野(オホノ)岸田(セリタ)井家(キノイ)等の郷あり、(大桑以下四郷原本石川郡に入るは、誤なること、及び此外河村郷あること沿革考に述べたり)中世郡の南境大桑玉戈三郷の地石川郡に入る、室町時代河北郡と稱す、其淺野川以北にあるを以てなり、正保圖之に仍り、寛文中加賀郡に復し、元禄十三年に至り、再び河北郡を用ひ爾後之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

カガノサイトウウチ

加賀齋藤氏

カガノチヨ

加賀千代 尼となりて素圖又は妙林と號す、加賀松任の人、父は表具工なり、幼より俳諧を好み、偶々慶元坊、松任に行脚す、千代往て志を述べ、教を請ふ、慶元坊に在り、郭公の題を與へ句を作らしむ、句成るに及び元既に眠りて醒みず、千代、沈吟去らずして曉に及び元起きて驚き夜明けたりと、千代一句を詠じ、「郭公」として明けにけり、元大に賞し師弟の約を結ぶ、二十三歳伊勢に往き乙田に入門す、二十五歳にして夫に別れし時、起て見つ寝てみつ蚊帳のひるさしの句を吟じ、頗る人口に膾炙す、享保十三年再び上京し齋藤す、其時の句を結ぶ手の障あつて炬燵かな、延享三年子に別れ追想の句、蜻蛉釣り今日は何處

カガハ

まで行つたやら、亦書を越後の吳俊明に學び一家を成す、安永四年九月八日七十四歳にして歿す、句集一卷あり(近世時人傳)

カガハウチ

香川氏 鎌倉氏(カマクラウチ)を見よ、

カガハカゲキ

香川景樹 通稱銀之助、後ち真十郎、名は純徳、後ち景樹と改む、桂園、梅月堂、東鳩亭、觀鷺亭等の號あり、林善兵衛の二子、香川景柄の養子となる、明和五年因幡國鳥取に生る、幼より聰明、三歳にして大字を作り七歳にして歌を詠す、後ち清水貞固に就きて和學を學ぶ、十五歳の時、百人一首の解を作りて師清水貞固に示す、貞固其大成を期して、枉げて之を退く、これ後年に至りて著述せる百首異見の初稿なり、十八歳京師に遊學し、遂に香川氏に養はれ、徳大寺家に仕ふ、享和二年從六位下に叙し、長門守に任ず、文化元年故ありて養家を辭し、別に一家を爲せり、然れども舊館を思ひて同じく香川氏を稱し、徳大寺家に仕ふること、また舊の如し、八年從六位上、文政二年正六位下に叙し、天保十二年從五位下に昇り、肥後守に遷る、十四年卒、年七十六、洛東關名寺に葬る、景樹尤も和歌に長じ、遂に一派を開く、世に桂園派といふ、また書に巧なり、名聲一世を風靡し、名簿をおくりて門人となるものは一萬餘人に及ぶ、百首異見等、熊谷直好、木下幸文、種井田忠友、山田清安、内山眞弓、八田知紀等元も著る(桂園遺聞、桂園入門名簿、見聞記抄、國學者傳記集成)

カガハゲンエツ

賀川玄悦 字は千支、一名光榮、玄悦は諱なり、私諱して景定といふ、本姓三浦、父を軍助といふ、玄悦庶腹の故を

カガハ

以て母の姓を冒す、玄悦社に及び良事を好まず、竊に鍼灸按摩を學び、その妙に達す、京都に出で精勵刻苦、質婦の粧身者を養ひ、その術を試み、遂に師承する所なくして一家を爲す、産論を著し世に之を紹介す、皆川淇園文を潤色し世の推奉する所となる、明和五年冬阿波侯その術の神なるを聞き之を招聘す、安永六年九月十四日歿す、年七十八、彦根玉樹寺に葬る、玄悦人と爲り魁梧、背力人に過ぎ、性忠誠に俠氣あり、權貴の招と雖も不遜あらば應ぜず、貧賤孤獨の窮なる者を救ふ、曾て一富家の産婦血暈を發す、玄悦乃ち銀針朱精刀を帶び、雨衣を着け草鞋を穿ちて往く、門前二三の醫あり、玄悦大聲呼びて曰く、玄悦草鞋を穿ちて来る、蓋そ湯を設けざると、足を洗ひ室に入り術を施し、諸醫を顧みて曰く、立脱既に暈を治す、其餘は諸氏に任ず、若し暈發せば之を告げよと、玄悦産婦を治すること前後多く、世に稱せらる(事實文編、近世偉人傳)

カガハシウアン

香川修庵 名は修庵、字は太仲、修庵と號す、又一木堂の別號あり、姫路の人、十八歳の時、友を以て京都に赴き後藤長山に就きて醫を學ぶ、長山之器とし、伊藤仁齋に從ひて經義を修めしむ、居ること五年、業大に進む、然れども僅は父の遺志にあらざるを以て、遂に之を捨て醫となり、研鑽年を累れ、温泉及び灸病治効に就て、最も發明する所多く、遂に一家を爲し、從學するもの四百四人に及ぶ、寶曆五年歿す、年七十三、遺著、行餘醫言、傷寒說考、灸點圖解等(皇國名醫傳、日本醫學史)

カガハノコホリ

香川郡 讚岐國

カガヒ

見ゆ、延喜式香川に復す、和名抄に、大野(オホノ)井原(キノハラ)多配(タヘ)大田(オホタ)英原(ノハラ)坂田(サカタ)成相(ナラヒ)河邊(カヘノ)中間(ナカマ)飯田(イヘタ)百相(モモナミ)笠居(カササ)等の郷あり、中世分て香東香西二郡となす、拾芥抄には香川香東兩郡を載せたり、正保圖香東香西とす、寛文中併せて香川に復す、爾來變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

カガヒ 歌壇會 歌垣(ワカガキ)を見よ、

カガフシ 加賀節 嘉太夫節(カダイウアシ)を見よ、

カカヘデンチ 抱田地 江戸時代、其村土着百姓以外のもの、所持する田地ないふ(地方凡例條)

カカヘモノ 抱者 江戸時代、幕府及び諸侯にて、その身一代限り召抱へらるる者をいふ、明良傳録に

大御番方同心 御書院番方同心 御旗奉行方同心 御先手組方同心 百人組四組之内二組方同心 御鐵地方方同心 御船手組方同心 火消役方同心 切支丹改方同心 道中方方同心 御持組方同心 御弓矢鑓奉行同心 御具足奉行同心 御切米手形改手代 御藏奉行手代 小搦之者 御藏之者 御書物奉行同心 御材木石奉行同心手代 御疊奉行同心手代 御林奉行手代 漆奉行手代同心 植木奉行同心 御鐵奉行同心 關所物奉行手代同心 評定所番同心 御細工所同心 演御殿奉行支配之者 吹上奉行支配之者 御鐵御軍奉行同心 傳奏風敷番同心 元拂方御納戸同心 小普請方支配之者

右御抱入なり、神君御代被召抱、前書の場所勤來候得共、御語代の者にてはなく、右御代より末の御代は

カカヘ

勿論御抱入の者也、神田御殿、櫻田御殿、竹橋御殿、其外遠國にて被召抱しもの同、神君殿御代迄、御語代の者と申傳る御場所、被召出、或は右の場所へ御役替被召付候者は、譬此後組付被召付ても御語代なり、憲剛御代より末の御代、右の場所へ被召出候御役替等も被召付者の實子無之跡式も被召下候得共、養子願は難相成、唯今迄隨踏の間焼失の間に、御役替被召付候る者は、何れも上格の事と見ゆ、右はみな幕府の吏員なり、

カカヘヤシキ 抱屋敷 江戸時代、屋敷地にて、園、家作等を爲せし場所をいふ、其内にも園を取拂ひ家作幾十坪となせしものもあり、又何千坪の内狭く園ひ何百坪となせしものもあり、若し園、家作を爲さるる場所にて、野田のまゝ所持せしものを抱地といふ○享保二年十月、新に抱屋敷を爲すを停め、陪人入町人は、特別の許可を得るにあらざれば、抱屋敷を築せられたり、寛延二年二月三家諸侯を初め、總て目見以上の者は互に讓與すること許し、二所に過ぐるを禁す、目見以下並に陪臣寺社百姓町人より目見以上の輩に讓與するには之を許し、目見以上の輩よりの讓與は、陪臣百姓には之を許し、寺社町人には之を禁じたり(殿祿錄、殿居條)

カガミ 鏡 赫見の義、或は影見なるべしとの説もあれど、赫見と解すること適當なるべし、書紀神代の卷に天鏡尊あり、また伊弉諾尊が、左手に持たる白銅鏡より大日靈尊を生み、右手に持たる白銅鏡より月讀尊を生みしことを載せたり、これ史に見えたるはじめなり、而して古事記天岩屋の段に石凝姥命をして鏡を作らしめ、玉及び和幣と共に櫛の枝にかけたことあり、これ鏡を鑄ること、鏡を裝飾に用ひしことの見えたるはじ

カガミ

めなり、尋て天孫の降臨に際し、天照大神が、これを見ることなほ吾れを見るが如くせよと詔して八咫鏡を授け給ひしことあり、以て當時如何に鏡が貴尊せられしかを知るに足る、爾來鏡に關する記事多く古史に見えたり、就中崇神天皇の時には、これまで殿内に奉安して天照大神の御靈代となしたる八咫神鏡を倭の笠懸色に遷して、大神を祭り(兼仁の時伊勢に移す、即ち神宮なり)更に之を遷して殿中に安置したり、鏡が單に實用たるに止まらずして、或は之を裝飾とし、或はこれを靈代とすること、早く神代より行はれしこと、右に述べたるにて知るを得べきなり、而して右に述べたるは我邦固有のものなれど、外國製のものも、天日槍が持ち來れる鏡あること史に見えれば、これまた神代にありて、已に傳來せるは明なり、降りて神功皇后の時、百濟の臣久氐が、國王の命によりて七子鏡を獻じ、同じく三十八年には、魏國より銅鏡百枚を贈り、應神天皇の時には、百濟の照古王が大鏡を貢獻することあり、其後史に散見せるは鮮しと雖も、思ふに輸入せられしこと蓋し多かりならんか、而して推古天皇近くまでの古墳中より出づるものは、多く漢鏡の様式を備へたり、推古以後歷朝天皇の朝に至るの間は、概して漢代の品を交へず、悉く唐鏡の類を用ひたり、勿論少許の自國製も見ゆれども、これ等は數の上に於て、比較し得べくもあらず、遺物は多く社寺舊家に藏し、形狀は圓鏡、菱鏡、方鏡の類にて、鏡、銅鏡、鐵鏡、七寶鏡の別あり、圓鏡の最大なるは正倉院にあり、徑七尺に近し、菱鏡は板八菱なれども、多きは十四菱に及ぶものあり、正倉院なる七寶鏡これなり、方鏡には銀あり、また同庫中に藏む、なほ稀に古墳中より石鏡を出せども、要するに一種の模造

カガミ

品なるべし。醍醐天皇以後所謂藤原時代にありては、形に偉大の作なく、全體薄手にして、模様は唐式に和様を折衷し、尤も優美温雅の度を高めたる形跡あり、而して柄鏡は早く此頃よりありしと見え、更科日記に、巾一尺の鏡を鑄させて、柄鑄て參らせられぬ云々」とあり、鎌倉時代には形には大差なきも模様は微妙精巧の風を失ひて、全體武骨の風を生じ、江戸時代には、家紋を裏模様に出せるものあり、また往々にして天下一の銘を附したるものあり、而して周邊を背部へ屈曲せしむる様になしたる風は、全く其述を絶ち、模様卑俗になりて、雅致の見るべきものなし、柄鏡は寛保延享の頃より盛に流行し、玻璃鏡は、早く室町時代の末年より此時代のはじめにかけて、支那人、西人の手より輸入したるものもあれど、製作せるは、元和の頃濱田彌兵衛が南蠻に航して其製法を傳へたるを初とし、其後三府の工人も其傳を傳へたれど需用極めて夥なりしが、天明以後や、行はるゝに至れり。形又は模様によりて名づく、圓鏡は月に形し故、圓を本式とすと云へり、方鏡、延喜式に始めて見ゆ、柄鏡前に述べたり、八花形鏡、菱の花を見て造り始めしと云ふ、唐鏡、唐土傳來の鏡を云ふ、枕草子心ときめきする物の段に、からのかみみの少しくうきみたるあり、鶴鏡、鶴鏡の裏に鶴等を鑄出せし故に名づく、散木集に、増鏡うらつたひするかゝき心に心かるるの程をみるかな、拾遺集に、鏡鑄させ侍りける裏につるのかたをいつけさせ侍りて、千歳とも何か祈らんうちにすむたづのうへをぞ見るべかりける」とあり(古事記傳、倭國乘、歷世女裝考、近世風俗考、考古便覽)

銀のうす金にて包みたるを云ふ、「アブミ」參看(貞丈雜記)
カガミカケ 鏡懸 鏡臺(キヤウタイ)を見よ。
カガミケツワ 鏡掛 響の十文字の所を、十文字にはりすかさすのてすかしくなく、鏡の如くに作りたるを云ふ、古き繪師の書きたる騎馬武者の繪に屢々見えたり、また簡抄にも見えたり(貞丈雜記)
カガミケラ 鏡鞍 鞍の總體を、銀又真鍮などの上すかれにて、包みたるを云ふ、總廻りを覆輪をとるなり、貞丈雜記に、鏡鞍と云ふは、前後輪の表を、一面に銀又は銅真鍮などにて張り包み、山形の上よりつまきき迄、同じかかれにてふくりんを懸け、小き紙を打ちて留むる居木先もかかれにて包み、紙にて留むる居木先もかかれにて包み、紙にて留むる前後輪の裏の方居木はかかれにて包みすうるしぬりなり」とあり、諸鞍日記に、御幸鞍の事、移の形にて赤銅を外に打て掛て覆輪を掛けたり、此カネに各が紋を打て付たり(申略)鏡鞍共云、此鞍は御幸の時公卿殿上人の乗鞍也」と見えたり、又武人も之を用ふ、保元物語義朝白河殿花討の條に、四郎左衛門是を問も告めず(中略)月毛なる馬に鏡鞍置てぞ乗たりける」と見え、此外平家物語にも屢々見えたり。
カガミツクリウチ 鏡作氏 神別、連姓あり、天保戸命の後裔なり、天武天皇十一年鏡作造に姓連を賜ふ(香紀、古語拾遺)
カガミノコホリ 香美郡 土佐國 肥後守 恒武天皇延暦二十四年五月始めて郡名見えたり、和名抄に、安須、大忍(オホサヒ)宗我(ソカ)物部(モノ)深淵(フカフチ)山田(ヤマタ)石村(イ)

カガミ

カガミ—カカム

ハムラ)田村(タムラ)等の郷あり、中世香我美に作る、嘉元四年の香我美部文書に見えたり、正保圓同じく之に作り、寛文中之を改め、元禄に至り復香我美の字を用ふ、或は又鏡に作る、天正十年の大久保文書に見ゆ、明治に至り香美に復す(郡名異同一覽、國郡沿革考)
カガミバコ 鏡宮 鏡、汗手巾、領巾等を入れ置く宮、中古行はれしものは、其八花形にして蓋あり、類聚雜抄に、八花前徑一尺一寸、深三寸五分、蓋九分、蓋弘き一尺四寸、足の高七寸に躡足なること見えたり、二階櫓の櫓の南に並べ置く、雜抄に、難爲三鹿具、用時北庭之二階南邊立之、長承三年四月十九日戊戌、皇后宮立后被用之、前太政大臣姫君、院女御長元十年三月一日高陽院四條宮立后例云々」とあり、調度(テラド)の持輪參看。

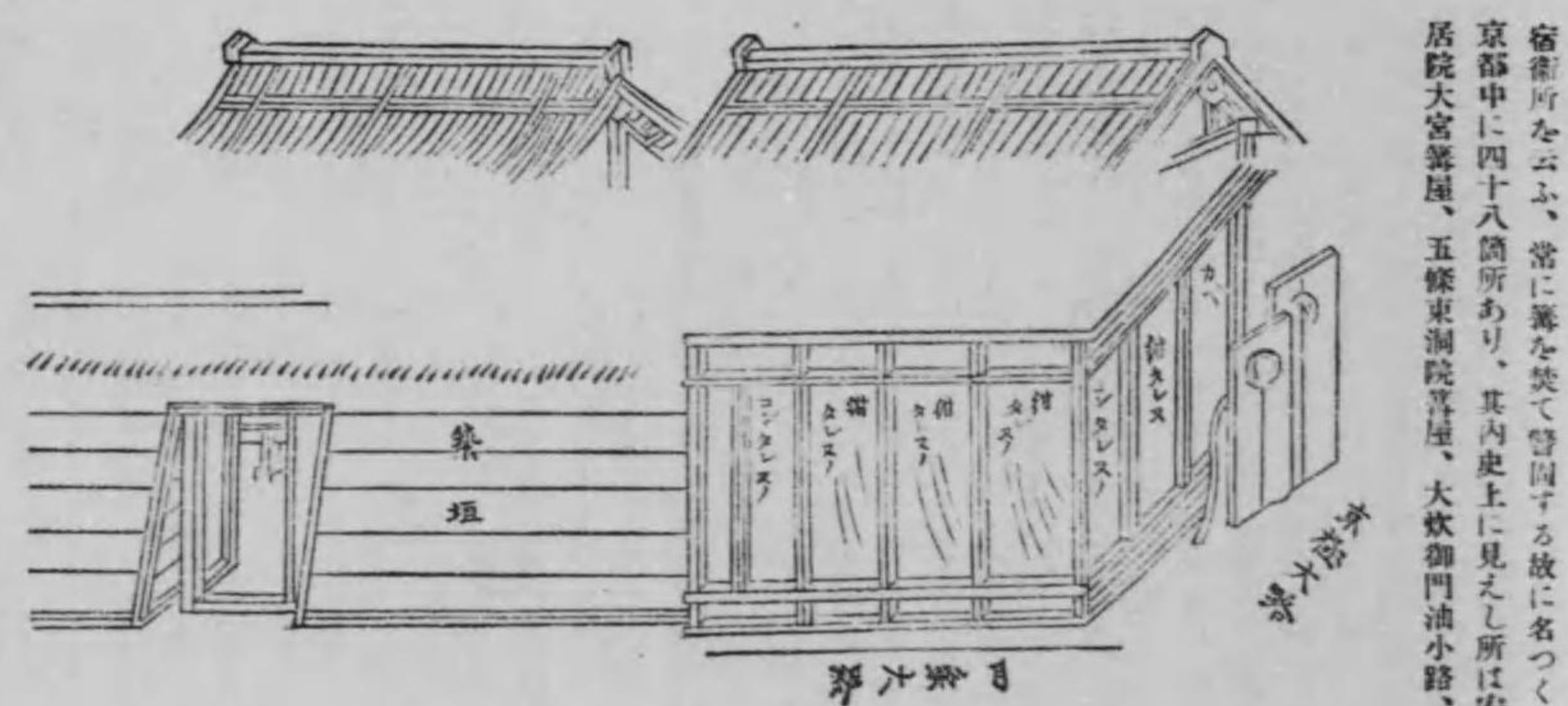
カガミヒラキ 鏡開 名 江戸時代年中行事の一、具足餅(民間にては鏡餅を崩して食するをいふ、或は鏡開の祝と稱す、武家にては十一日、民間にては四日に之を行ふ、日次紀事に、凡鏡有六具、具足之謂也、其所供具足之餅、持以刀忌、鏡之、故以手以植破之、之而賞之、是謂鏡餅云々」と見えたり(肥後守 古への備前の義にならへるものにして、室町時代に始まる、江戸幕府にては正月儀式中の一事となし、正月二十日を以て定式となす、寛永以後十一日に改む、爾後諸侯に於ても一般に此儀を行ふに至れり、又民間にては四日に、元日より床上及び神棚、井、竈などに供へたる鏡餅を食す、江戸にては多く汁餅となし、人に饗するを例とせり(日次紀事、日本歳時記、本朝食儀)
カカムノコホリ 各務郡 美濃國 延喜式に始めて見ゆ、和名抄「カミ」と

カガミ—カカリ

カカリ

カカリ

訓む、村岡(ムラガキ)大橋、各務(カ、ミ)郡河(ナカ)芥見、三井(ミツキ)等の郷あり、中世郡の東境村岡大橋郷の地加茂郡に入る、明治二十九年四月廢せられて稻葉郡となる(郡名異同一覽、國郡沿革考)
カガミ 加賀女 加賀國より出づる遊女をいふ、殿中申次記に云く、白拍子御禮申上殿の事、貞貞伊勢下總守從三殿中、貞宗(伊勢守)被三草中、處に御禮申上事、先規無之、自然御陣中などへは致三上、候歟、殿中へ感候の事、不可在之、加賀女は殿中へも參事、自然可在之、之の由御返事之云々、條々問書に、加賀女などは今は聞きたる人もまれに候、べしとあるは加賀女のうたひたる歌のふしを云ふなるべし、殿中日々記に、六月十四日祇園會、車公方へ參るとあるも、加賀女の事にて車といふは女の名なるべし、書札雜々問書に、公方へしらびやうしは不參候、かゝ女と申遊女參候、加賀ふしなどにてはやり候云々とあり、
カカリ 懸 駒を懸る場所の垣に植ゑたる木をいふ、又蹴鞠の場をも云ふ、新古今集に、最勝寺の櫻は、まりのかかりとみえ、源氏物語若菜に、よしあるかりりとみえたり、一本懸は、天智天皇の故事にて是かりりの始なるべし、三本懸、五本懸、六本懸などもあれど、四本懸を尊とす、長に櫻、巖に柳、坤に楓、乾に松也といへり、難波家には四本ともふたまたの松を植ゑるは、猿田彦大神の事に據るなるべし、水無瀬家も亦同じ(倭訓栞)
カカリノツボ 懸壺 蹴鞠の場所、ツケマツリを見よ、
カカリモノ 懸物 江戸時代、高或は人に課する所の費用をいふ、
カカリヤ 葺屋 鎌倉時代、京都野田の武士の



宿衛所を云ふ、常に簾を焚て警固する故に名づく、京都中に四十八箇所あり、其内史上に見えし所は安居院大宮簾屋、五條東洞院簾屋、大炊御門油小路、宿衛所を云ふ、常に簾を焚て警固する故に名づく、京都中に四十八箇所あり、其内史上に見えし所は安居院大宮簾屋、五條東洞院簾屋、大炊御門油小路、
カカリヤシユコソニ 葺屋守護人 鎌倉時代の職名、京都を警固して悪徒の横行を鎮むることを掌る、又葺屋武士とも云ふ、室町時代葺屋雑色といふ、夜中を警しむる爲めなれば、終夜簾を燃し警衛を勤むる故にかく名づく(肥後守 北條泰時執權たりし時、暦仁元年六月十九日始めて京中の街衢に四十八箇所の葺屋を設け、京畿の武士各一所を預り、その門族御家人を率ゐて非違を戒しむ(仁治元年十一月葺屋用途錢五十町に錢五貫文を徴する事を定め、又大番過意用途を以て之に充て、且つ葺屋毎に大鼓を置て警固を盡す、時頼執權の時寛元四年十月一度之を停止せしが再び之を復す、建武一統の時之に准して葺屋を四十八箇所に置れたり、後醍醐天皇吉野に移らせ給ひし後、室町幕府にも舊規によりて葺屋を設けしが、幕府を京都に定むるに及びて之を停止せり、然れども事ある時は、臨時に葺屋を燒きて京中を警固せし事ありしなり(晋妻鏡、建治三年記、太平記、武家名目抄)○葺屋武士を徵集すること安齋隨筆に見えれば、參考の爲めに左に記す、
山城 1,000 大和 3,500 河内 1,000
和泉 800 紀伊 1,000 淡路 100
阿波 800 讃岐 600 伊豫 600

カガリ

土佐	播磨	備前	備前
美作	備中	備後	備前
安藝	周防	長門	備前
丹波	丹後	但馬	備前
因幡	伯耆	出雲	備前
隱岐	石見	豊前	備前
筑前	肥前	豊後	備前
筑後	肥後	日向	備前
大隅	薩摩	豊後	備前
對馬	近江	伊勢	備前
若狭	越前	伊勢	備前

カガリヤノフシ 簀屋武士 簀屋守護人

カキ 柿 染色の名、赤く黒ばみたる色、

カキ 嘉紀 私年號、武烈天皇元年に相當し、

カキ 垣(塙) 内外を限るの義、カは助

字、キは限りなりと、一説に、圓の義キは、コロの約言、書紀に、圓字をカキとよめる所あり、是も藩屏の義にてカコロの意なり、されば、築地、板塙の類、總て家居の「カコロ」となるものをカキと云ふと云ふ、太古には、石を並べて垣と爲すを「シキ」といひ、柴を以て造るを「フシカキ」、葉のある柴にて造るを「アチフシカキ」、柵を以て造るを「キメカキ」又「アチカキ」と稱せり、神武天皇元年、大和橿原の宮殿成りし時、垣を四面に造る、崇神天皇三年、磯城の都の、雉木を並べ植えて垣と爲す、瑞籬宮と稱するも是が爲めなり、飛仁天皇二年、難波の都には、土を以て垣と爲されしが如し、玉垣宮と稱するを見ればなり、反

カキア

正天皇、丹比に都す、柴を以て周垣を作る、雄略天皇、泊瀬朝倉宮は、石を疊て垣とせり、降りて桓武天皇延暦十二年、長岡より宇多に都を遷さんとす、先づ其地に、周垣を造る、其製石匠を以て築き成し、其頂上に瓦を以て葺く、是を「ツイカキ」と稱す、爾後、櫓垣(櫓の薄板を網代に組みし垣)、麗加介(板を横に葺き重ね、押縁を打付たる垣)、釘貫(板を釘にて打付たる垣)等の制起る、後一條天皇長元三年、垣を作るの制ありて、六位以下の輩、築垣を作るを禁ず、慶長五年徳川家康、大名の邸宅を江戸に建てしむる時、其周垣を造るに、泥と瓦とを雜へ積りて垣と爲す、是を練塙と稱す、又長屋を建て垣と爲す者あり、是を多門造といふ、多門造は、松永久秀の始めて造る所といふ、瑞籬、玉垣、柵垣、柴籬、石垣、築塙、筋塙、練塙、櫓垣、切懸、釘貫、切立、築板、忍び返し、多門造、間垣、透垣、藩籬、生垣、建仁寺垣等あり、尙ほ竹矢來、朝鮮矢來の如きも亦いふ(和名抄東雅、倭調菜、家傳雜考、和漢三才圖會、遊遊笑覽、工藝志料)

カキアゲ 書上 官に上申する爲めに記したる書をいふ、即ち申状なり、申状(マウシシヤウ)を見よ、

カキアゲ 擡揚 擡上城(カキアゲノシロ)を見よ、

カキアゲノシロ 擡上城(垣上城) 粗末に造りたる城、略して擡上とも云ふ、倭調菜に擡の字をよめり、武家名目抄に、おろそかに構たる城を擡揚城と云ふ、又省きて擡揚のみも云ふなり、堅固に築たるにはあらで唯土をかき上たる城と云ふ意にやと云へり(〇甲陽軍鑑に、遠州いづの天野宮内右衛門は則乾にかき上城あり、見聞雜記に府中今川の屋形跡には四部次郎右衛門とて、與力の面々擡揚して、

カキイ

府中の機路御前跡の堀をさらへ、堀を掘木戸を掘へ、逆茂木引廻々々信玄之旗侍受(中略)跡部大炊それれ弓鐵砲之足輕共一面に出といへ、矢倉も不上、此機垣上城にも劣りたり、云々といへたり、

カキイタ 書板 元服の時用ふる調度の名、髪を切るに用ふる、櫛の板にて作る、貞丈雜記に、櫛の板をかき板と云ふは此板の上にて髪先を切り揃ふ故に、カキ切り板と云ふを略してかき板と云へるなるべしといへり、

カキイレ 書入 江戸時代、田畑を擔保とし、金員を借用し利子を支拂ふことを約するをいふ、書入は、買入に類似すると雖も、書入は利子を拂ふて借金し、田畑は單に擔保に止まるものにて、買入は金員貸借期間、田畑を貸主に預け耕作の權利を付托し、收穫を以て利子に充つるもの、全く其趣を異にせり(舊幕府治要略)〇地方凡例錄に、是は買地と違ひ、金子借用致す時、金子何程致借、當何之何月より來何月迄、何程の利足にて致借、元利無滞可致返納と爲書入、何村にて所持の田畑字何上中下何反何畝何歩何箇所差出置候若返濟滞候は、書入田畑可相渡旨、證文差出置事なり、買地にはなけれど、田地主方にて致手作とも、小作に入るも、勝手次第なり、買入置たる田地、又外へ書入に致置田地、二重に於書入は管申付、金主方にて、二重に書入義知りて證文取においては、是又管申付、書入の義は買地には不相立、通例の借金通に取計ふ事也といへり、

カキエコリテ 書繪小袖 墨繪を書きたる小袖、元禄以後の流行服なり、古より衣服に繪をかきしも、墨繪はなかりしなり、京の宮崎友禪始めて

カキカ

カキカヘフキヤウ 書替奉行 江戸幕府の職名、切米手形改に同じ、キマイテガマアラメを見よ、

カキクダシヤウ 書下狀 鎌倉時代、執筆奉行の本書を云ふ、沙汰未練書に、奉行書下日數事、(關東六波羅同前)訴訟人當參之時、注置宿所在所也、日數十日以上三ヶ度可極、三ヶ度之書下は以奉行「使直付」也とあり

カキリメ 書初 新年に始めて文字を書くこと、又試筆、試卷、吉書、筆試とも云ふ、江戸時代には多く二日に之を行へり、羅山文集に、我朝年甫寫字者、皆稱「試筆」故試簡、試免、試頭、試那、試卷、或稱「試卷」此皆然、蓋書林家作、傷者之所「初爲」乎、官家先儒學士之文集未「之」也、宋一六居士有「試筆之詩」唯言「試筆之好惡」也云々といへたり、

カキタテ 書立 一書と云ふに同じ、季禮日録寛正二年六月八日の條に、今日申御成之書立獻之、但以「春阿」獻之と見え、其他伊達日記にも見たり、

カキツ 嘉吉 後花園天皇御宇の年號、永享十三年二月十七日改元、革命に依てなり、三年にして文安と改元す(開國周易に、予嘉吉位正中也とあるに據る、文章博士菅原益長朝臣之を勸進す

カキツ

カキツバタ 燕子花(杜若) 麗の色目の名、胡曹抄には、表は萌黄、裏は薄紅梅なるものといひ、雜事抄には、裏の青なるをいひ、物具抄には、表は二藍にて、裏は萌黄なるものといへり、夏時に用ふる色目なり(〇裝束色葉に、按ずるに、表二藍、裏萌黄と云ふは、杜若の花葉の體に似て、定説なるべしといへり、

カキツバタノモン 燕子花紋 紋所の名、此を家紋と爲すは、今城氏「丸に燕子花」(圓の中に燕子花を畫きたるもの)〇野宮、花山院、中山の諸氏は、向燕子花(別圖)〇壬生氏は、おひかけ燕子花(燕子花二ツを以て丸くせしもの)〇を執も用ふ(華族諸家略傳、諸家紋鑑)

カキノツカサ 典鑑 「チンヤク」を見よ、カキノツカサ 蘭詞 「キシ」を見よ、カキノモトノヒトマロ 柿本人麻呂

カキハ 武の兩帝に仕ふ、其官位を詳かにせず、尤も和歌に巧なり、世に歌聖と稱す、新田部高市の諸皇子と遊び、又駕に従つて紀伊伊勢吉野等に往き、近江石見、筑紫の諸國に遊び、過ぐる所詠せざるなし、晩年に石見に居て終る、墓は大和の添上郡にありと傳ふ(大日本史)〇又石見國美濃郡高津山に人麻呂を祭りて、柿本神社と云ふ、初め國人麻呂卒の後高角山に廟を立て、寺を置き祭祀す、萬壽三年山崩れ湮没す、後今之地に祭る、享保八年一千一年同忌に當るを以て正一位を贈り、卜部兼雄を遣はして奉幣し、人麻呂を眞福寺と改むと云ふ(八重葎)

カキハン 書判 名衆の字を草に昇して、自署の記に用ふるもの、又花押とも稱すとも云ひ、其形によりて、二合とも草名とも云ふ、舊は單に判とのみ稱す、伊勢貞丈は判はワケル、ワケツの意にて、彼我の書たる物を明に分つ故なりと云へど、國列より出でしものならん、後世判判に對して書判と云ふ、又用所により、文書の裏に捺すを裏判、始めに署すを袖判と云ふ、新井白石は、支那の押字は、天子の詔の書諾より始まり、我國の押字も、詔勅の御書より起りしなるべしと云へども非なり、蓋し我國の花押は、自署より起りしなるべし、即ち詔勅官符等に署判するに位置は他筆にて、名は自筆にて記せしが、漸次文字を大にし美にして、行書となり草名となり、終には實名二字を一に草にやつして形を作るに至りしなり、故に花押の上に實名を書かぬを本式とす、花押の始めは、貞丈は貞親より昌泰迄の間に始まるとなせども、早く桓武天皇の世、僧空海の花押あり、是れ我國最古の物となす、蓋し支那の押字の一體なり、尋で實名の下の一文字許判にする事も起り、武家起るに及びて、花押に

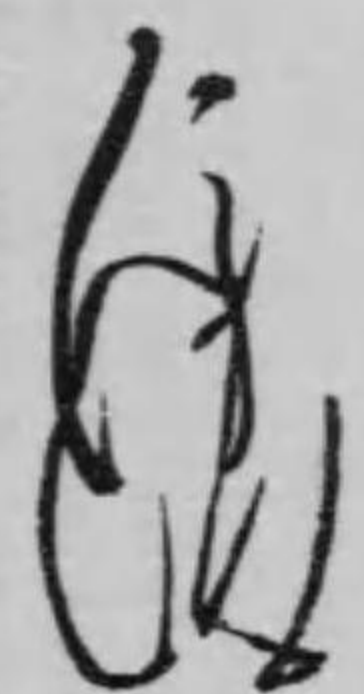
カキハ

自ら公卿風武家風を生じたり、又一人にて二ツ以上の花押あり、北條時政の花押の如し、室町時代より自署(橋詰兄)



別用(淺井長政)

草名(藤原信清)



明朝(徳川家康)

二合(源頼朝)



略押(曾相圖)



は、判の上に實名の二字を書く例起り、尋て二別體、別用體、明朝起り、戦國時代より以降は二字の

カキハ

名前を反切にして花押を作る、名列集成に委しく見たり、又木に彫りて墨をつけて押す人あるに至る、徳川の中葉以降は、花押に穴の數と云ふ事を云ひ出して、土性の人の列は一次、火性の人は三次に作る等の事、又列の吉凶を云ひて、病身又立身せざる人は改むる等の事起るに至り、花押も印列も共に文書の信を示す證とする者なれども、花押は各自ら手書鑑定には尤も重要な者なり、伊勢貞丈は、花押を區別して草名體、二合體、二別體、別用體、明朝體となす、草名體、名乗の字を省略して草に書く故なり、押字の如し、古部秘訓抄に、報應可加草名、近代真名也、吉書署事少辨次第に、内案加真名正文加草名と見えたり、二合體、名乗を併せて一に作りたる故に名づく、源頼朝の花押の如し、又公家二合とは名字列を書く所に二合と書くを云ふ、多は官の下に記す、例令左大臣二合權大納言二合と書く類なり、二別體、名乗の一字許を押字に用ふるを云ふ、其時は名乗の上の字許書きなり、俗に二別と云ふ、蓋し二合に對して云ふ、別用體、名乗の字を用ひずして別に形を作りて用ふるを云ふ、花押と云ふ、花とは花やかなる儀なり、此時は判の上に實名を二字共に書く例なり、明朝體、名乗の字を用ひず、上下に一畫を置きて中間に種々の形を作るを云ふ、傳説に明の太祖始めし故に名づく、と云ふ、押尾、又押尾とも云ふ、文書の首と尾と紙縫の裏に押すを云ふ、略押、庶民の賤しきもの、又は文字なきもの、簡略に自署したるものを云ふ、圖と参照して知るべし(同文通考、押字考、真文雜記、兼燭譚、名列集成、黒板博士の説)

カキパン

鎌番 江戸幕府下勘定所の役名、

カキビ

勘定役の内二人つ、早朝に出動して下勘定所口の鐘を明け、其日出勤の勘定方の姓名印形等を取り、下勘定所火之番の事を掌る、晝過ぎにすれば翌日當番の鎌番に鎌を渡して退出し、翌日當番の鎌番は鎌を返し、下勘定所火之元を改め、鎌を締め終る後に退出す(地方凡例録)

カキビハ

推琵琶 五絃琵琶の一名、陳氏樂器に、五絃琵琶、蓋出於北國、其形制如琵琶、而小瑟彈以木、唐太祖之時、始有手彈之法、所謂推琵琶是也と見えたり、

カキモン

嘉喜門 大内親八右衛門二十五門の一、東廂門とも號す、北面の門にて昭慶門の東、五門を隔て、位す(拾芥抄、大内親圖考證)

カキモン井

關白經忠の女 後村上天皇の女御となり、後龜山天皇を生む、後村上天皇崩するに至り落髮す、後龜山天皇即位の後、皇太后と爲し院號宣下あり、門院延喜及び和歌をよくす、曾て宗真親王新樂和歌集を撰び和歌を請ふ、門院百餘首を誅じて贈る、親王爲めに歷朝の撰集に懐ちずと爲し、深く之を謝すといふ(皇親系圖、大日本史)

カキヤ

垣屋 家屋の外垣に添ひて建てたるもの、外部は外圍の垣の面と同じくして、内側に出入り口を付く、後世の門長屋の類なるべし、こゝに雜仕下司などの住むべき部屋ありしにか、榮花物語浦々の別れの巻に、伊周公配流のをり、年來殿の内、曹司して住みける者の、連累たらむことを恐れて、立ち退くことをかけり、思ふに此の垣屋、または雜舎のうちに、部屋住みして居たるものなるべし(宮殿調度圖解)

カキヤク

書役 江戸幕府の時、書きもの、

カキヤ

ことを掌る、掌中大概順に左の役員見えたり、評定所書役 御膳吟味書役 御膳酒部書役 御作事方書役 御花壇方書役 野馬方書役 小普請方物書役 演御殿物書役

カギヤク

鑑役 江戸時代人家の鑑取を以て徵收する税をいふ、鑑は、鑄金を懸る自在の鑑の義、地方凡例録に、鑑役とは、古昔は總て役を懸る小物成の課不定、石高免状といふ事もなく、年貢も取り次第に取り、夫を迷惑して家を長屋の様に作り、棟役の減する様にするにより、門役を懸て取る故、又門役を懸ひて口を塞ぎ少くするによりて、其後は内の鑑を數へて、鑑役と名付役を取立る、中古石高に定りては格別鑑役と云はなし、今も越前には小物成の名目ある由、と見えたり、

カギヤク

鑑役 江戸時代、半屋の役名、半の鑑の開閉を掌る、ラウヤ(参看(利法圖説))

カク

角 征陣の時用ふる笛、大角小角の二種あり、和名抄漢語抄を引きて大角を波羅乃布江、小角を久太能布江と訓めり、同書に、此物も支那の胡中より出づ、或は吳越より出づとせり、一説に黄帝蚩尤と戦ひし時蚩尤始めて造りしと云ひ、或は玄女請うて製せしといひ、或は胡角は胡笛の聲に應ず、横吹有ニ雙角、即胡樂也などみえたり、其笛の形状獸角に似たるより名づく、其用をなす所は、軍陣にして將軍の處に朝と日中と夕と夜半と鷓鴣と三段響、大角一節吹、小角一節吹、又軍を進むるにも、退くにも、戰場に入にも、大角小角を互に吹て是を以て其節をと、のふる、ことあり、大角は長五尺、形は竹筒の如く本細く末太く、或は竹木を以てし、或は皮を以て作る、小角は、口まどかにして長一尺

カク

五寸、竹筒の如く小柄空管をさし込て是を吹くものとす、天武天皇の時之を用ふ、又令制にては、軍に大角二口、小角四口を置き、兵士を通じ用ひ番を分ちて教へ習はしめたり、延喜以後漸次廢れ、源平時代には具を用ふるに至り(兼注和名抄、本朝軍器考、古今要覽)

カク

カク

鏡具 鏡の名所、アオミを見よ、板紙等に文字(神武山門、屋名、圖堂樓等の名)繪畫を記して堂、屋、門、橋、鶴、等々高く掲ぐる者を云ふ、起原詳ならず、諸宮殿堂門閣等に額を著けしは、弘仁九年を始めとす、續後紀に、承和九年十月丁丑、文章博士從三位菅原朝臣清公、云々、弘仁九年有詔書、天下儀式、男女衣服皆依唐法、五位以上位記、改從漢儀、諸宮殿堂門閣皆著新額、云々と見え、拾芥抄又弘仁九年諸門に額を懸けし事を云へり、南面三門は弘法大師、西面三門は大内記小野表村、北面三門は但馬守橘逸勢勳を受けて書き、東面三門は嵯峨天皇親書かせ給へりと云ふ、寛弘九年六月二十九日大江匡衡の願文に繪畫を奉る事見えれば、神社に額をかくる事も古よりありしなるべし、神道名目類聚抄に、諸社大方鳥居に、かくるべし、神道名目類聚抄に、諸社大方鳥居に、かくるべし、徒然草に、門に額かくるをうつと云ふはよからぬにや、勸解由小路二品禪門藤原行忠は、額かくるとの給ひきとあり、源平盛衰記にも、額打論の條に、新院御送葬の夜、延慶興福兩寺の大家、額打論じて狼藉に及べり(中略)南都には一番には、東大寺の行を立て額を打、二番には興福寺の行を立て額を打、其外末寺々々打雙ぶ云々と見えたり、

カク

カク

額安寺 大和國平群郡(今生駒郡)平端村大字額田部(熊庭山)〇初め熊庭寺

カクウ

眞言律宗四大寺末、本尊十一面觀音と云ふ、推古天皇二十五年聖德太子平群郡熊庭村に建つ、依りて村名を以て寺號とす、十一面觀音像を安置す、推古天皇御願に帝を生ず、太子手ら藥師如來像を造て之を禱る、幾干もなくして平愈し給ふ、故を以て額安寺と號す、推古天皇の廟を構へて鎮守の社とす、寺の東方に在り、大安寺縁起によれば、初め太子熊庭に精舎を建立せしも、警作成らず病に罹りしを以て、終りに臨み、田村皇子をして道場を朝廷に獻じて大寺となさしむ、舒明天皇十一年熊庭の道場を百濟河時に移し、百濟大寺となし、後三再移り大安寺となれり、然るに熊庭は大安寺の根本なりしを以て、既に百濟に移されしも、堂舎は依然此の地に存し、熊庭寺又は額田寺とも稱せしならん、天平中に至り、額田の人律師道慈(俗姓額田氏)勳を奉じ、大安寺造營了るの後、當寺に移住し、其齋す所の虛空藏を、に安置せしより、道慈を第一世とす、爾來幾多の歲月を経て御靈光顯せしが、鎌倉時代に至り、四大寺の僧興正、忍性、信空等相次で興隆す、延慶三年僧正慈信備前金岡庄を寄進す、永享中大災に逢うて堂塔灰燼となる、寛永中には僅に講堂虛空藏を存するのみなりしと云ふ、徳川氏寺領十二石を寄す(元亨釋書、大和志料)

カクウ

覺連 京都の人、叡山慈慧に事へて天台宗を學び、源信法師と名を齊しうす、諸宗の章疏多く之を暗誦す、皇陵に從て密灌を受く、遷座よりも年長なり、時人其下間を耻ぢざるを稱す(元亨釋書)

カクウンホフシンワウ

覺雲法親王 普提院と稱す、龜山天皇の第五子、母は左中將實平の女(尊卑分脉三條局の所生となす)

カクエー—カクヲ

覺法親王に受法灌頂す。時に年十三、正和四年三月二品に叙す。文保元年十一月座主に任ぜらる。元亨三年十月十八日入滅す(妙法院門跡傳)。

カクエイホフシンワウ

後光嚴院の皇子。母は左京大夫局。梶井の門跡。應安六年十一月二十四日入室し、承胤法親王につきて灌頂す。永和三年七月四日入滅す。年十七(諸門跡傳、後醍醐記、妙法院門跡傳)。

カクエン

覺園 鑑堂と號し、大圓禪師と號す。宋國西蜀の人。詩仙白玉蟾の後裔。大白峯に登りて環溪和尚に參して支機頓に明らむ。祥興二年春、年三十六、佛光禪師と共に我國に渡來す。北條時宗慰勞嶽敷す。首め法を相模の禪興寺に開き、後ち移りて淨智寺を領す。陸奥興徳寺の開山祖となる。再び禪興寺に住し、十年にして圓覺寺に徙り、明年建長寺に昇る。正安二年都建仁寺を董す。到ると、禪客堂に盈つ。建治元年九月二十六日示寂。壽六十三(本朝高僧傳)。

カクランジ

覺園寺 相模國鎌倉郡二階堂村○鷲峰山真言院と號す。四宗兼學、京師泉涌寺末○本尊樂師、日光、月光二神を安置す。初は大倉樂師室、或は大倉新御堂と稱す。建保六年七月北條時靈夢に因て創立。十二月入佛供養あり。寛元二年二月焼失。建長三年十月又堂塔火災に逢ふ。弘長三年三月修造成る。北條時頼供養を行ふ。永仁四年北條貞時本願主となり。始めて鷲峰山覺園寺と號し。僧智を開山始祖とす。元弘三年十二月後醍醐天皇勅願寺とせらる。足利尊氏同義尊信し地を寄せ祈禱せしむ。文和三年十二月尊氏佛殿を修造し。梁牌銘を書し。天下靜謐の祈禱を命ず。

カクカ

管領基氏滿又尊信し、上總上野武藏等の地を寄せ祈禱せしむ。應永永享の頃相模毛利庄、妻田萩野、上總小蓋八坂の地を失ふ。後、義政の命を以て復す。寶徳元年編旨を下し、所領を安堵し祈禱せしむ。管領成氏又之を尊ぶ。天文三年四月北條氏綱當寺諸役を免じ、伐木を禁ず。天正十九年十一月寺領七百文の朱印を賜ふ。水鏡七年十月古河義氏伐木を禁じ、後ち地を寄す。寺寶古文書數十通あり。○塔頭、昔時は持寶殿、泉龍院、比奈寺、五味寺等の四字あり。○地藏堂大地殿と號す(新編相模國風土記稿)。

カクカ

書可 詔書覆奏の時、年號の左上部に可字を覆書するを云ふ(西宮記)是を以て御裁可の證となす。

カクカウ

學校 天智天皇の時より始まる。十年百濟人鬼室集斯を以て學頭となす。是より先百濟人僧跡跡化す。文學を以て開け、因りて勅して還俗せしめ、大學頭とし、博士學生等を置き、學業を教授す。是れ學校を建つる始めとす。天武天皇四年古星遷を建て、天文博士天文生を置き、又大學寮を設け、大學に音博士、書博士を置き各生徒を撰びて其業に就かしむ。文武天皇大寶元年律令を定め、大學、國學、典藥、陰陽、圖書、樂器諸寮の制を定め、各其業を講習せしむ。桓武天皇の世、和氣清原の子廣世弘文院の私立學校を起してより、勸學、學館、樂學、綜藝種智院等の私學校相次で起り、隆盛を極めしが、醍醐天皇以後は漸く衰頹し、崇徳天皇保延中には大學寮悉く頹敗して茅茨の場となり、公卿學士共に學に就く所なかりしと云ふ。是より先長元七年八月大風のため大學寮壞る。是處釋奠に辨官納言博士等來り會せず。事を執るもの數人のみ、仁平中左大臣藤原賴長釋奠の儀を興し、諸司をして之を

カクカ—カクギ

行はしむ。又勅を奉じて學生を考課す。大學既に壞敗するを以て東三條の私第にて試む。保元平治の亂を経て文運地に落ち、學校の存廢詳ならず。鎌倉時代幕府に學問所を置きしも、學校を設けず。室町時代に至りても、同じく學校を置かず。獨り足利學校は上杉憲實の力により隆盛を極む。江戸時代に至り學問を奨励し、文教に務め、幕府には江戸に昌平校あり、甲斐に鐵典館、駿河に明倫館、長崎に明倫堂、佐渡に修教館等あり。僧侶には寛正十五年に本願寺學校を起し、諸侯亦幕府に倣ひ、學校を起し、子弟を教育せしを以て、寛永十九年備前花鳥道場を始めとし、漸次隆盛となり、幕末には百有餘の學校あるに至れり。又朝廷には仁孝天皇天保十三年朝臣子弟の擧行を矯正し、併せて學藝を教へんが爲め建春門前に學習院を置き給ひ、以て現今に及べり。尙ほ詳しきことは各條に就きて見るべし(日本教育史、古事類苑文學部)。

カクカウレウデン

學校料田 中古學生獎學の爲め、九州諸國の學校に充て置きて學生養生等に賜ふ田をいふ。不輸租田なり。光仁天皇天應元年三月之を置く。三代格に左の如く見えたり。太政官符

カクギヤウホフシンワウ

覺行法親王 名は覺念、中御室と號す。白河天皇第三の皇子。母は典侍經子。太宰大貳經平の女。仁

右府學校、六國學生養生生有二百餘人、雖免格役、無賞勳人、請每國置田四町二町以賜。明經秀才者、二町以賜。醫等優長者、以前得。太宰府解、關、管内諸國兼田多數、望請置三上件田。賞以勳人者、右大臣宣奉、勅宣依請。天應元年三月八日。

カクキ

カクキリサンノモン

角切三紋 紋所の名。越智氏の裔之家紋と爲す。河野、稻葉、一柳、久留米の諸氏之を用ふ。○豫章記に、河野氏が之を爲したるを述べては、賴朝天下を治定し鎌倉由井ノ濱にて酒宴を設けし時、侍座の位置につき争起らんとして賴朝小折敷を取寄せ河野の前に三文字を書し三番と爲す。先是先祖三並征夷のため渡海せし時、三番目にて、時の紋一願なりしが、異國にて似たる紋あり

カクキヨク

樂曲 樂器を以て奏する音樂の總稱。聲曲に對しての稱。單に樂といふ。説文に、樂、五聲八音之總名といひ、留聲釋樂の疏に、凡八音備作曰樂、一音獨作不得曰樂名、といへり。されば、諸の樂器を以て合奏せざれば樂とは稱せざるなり(歌舞品目)。

カクキヨ

覺舉 王朝時代に於て官人自ら其罪を覺りて、舉劾するを云ふ。後の自首の類なり。公事に因り失錯して、自ら覺舉する時は其罪を免す。長官以下、主典以上の内、一人覺舉する時は、餘人も其罪を原さるゝことを得。但し斷罪を失錯して已に行決するものは、此律を用ひずして、失入の法に依りて之を科す。凡て所司事を受けて文書を勅ふるには、大中小事に隨て各々日限あるを、其程までに畢らざるを稽程と云ふ。文書稽程して進坐すべきに、一人覺舉すれば餘人は原さるゝことを得れども、主典は原されず。主典自ら覺舉するときは罪二等を減す(古事類苑法律部)。

カクキヨ

和寺の門跡。承和二年四月生。永保三年十月二十八日入室。應徳二年十一月十九日出家。承徳三年正月三日親王となる。康和四年五月二十三日三品に叙す。同八月二品に叙せらる。長治二年十一月十八日叙す。年三十一(諸門跡傳、青蓮院門跡傳)。

カクキヨ

覺舉 王朝時代に於て官人自ら其罪を覺りて、舉劾するを云ふ。後の自首の類なり。公事に因り失錯して、自ら覺舉する時は其罪を免す。長官以下、主典以上の内、一人覺舉する時は、餘人も其罪を原さるゝことを得。但し斷罪を失錯して已に行決するものは、此律を用ひずして、失入の法に依りて之を科す。凡て所司事を受けて文書を勅ふるには、大中小事に隨て各々日限あるを、其程までに畢らざるを稽程と云ふ。文書稽程して進坐すべきに、一人覺舉すれば餘人は原さるゝことを得れども、主典は原されず。主典自ら覺舉するときは罪二等を減す(古事類苑法律部)。

カクキヨク

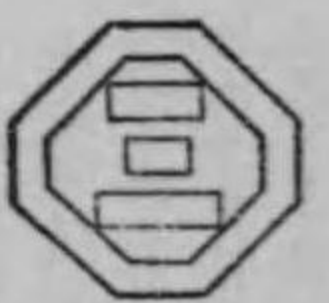
樂曲 樂器を以て奏する音樂の總稱。聲曲に對しての稱。單に樂といふ。説文に、樂、五聲八音之總名といひ、留聲釋樂の疏に、凡八音備作曰樂、一音獨作不得曰樂名、といへり。されば、諸の樂器を以て合奏せざれば樂とは稱せざるなり(歌舞品目)。

カクキリサンノモン

角切三紋 紋所の名。越智氏の裔之家紋と爲す。河野、稻葉、一柳、久留米の諸氏之を用ふ。○豫章記に、河野氏が之を爲したるを述べては、賴朝天下を治定し鎌倉由井ノ濱にて酒宴を設けし時、侍座の位置につき争起らんとして賴朝小折敷を取寄せ河野の前に三文字を書し三番と爲す。先是先祖三並征夷のため渡海せし時、三番目にて、時の紋一願なりしが、異國にて似たる紋あり

カクキ

りとして河野氏の船に折敷を角邊に挿み、船の先に立けるに、其影海水に移り三文字に見えたり。奇異の想をなす處。其船より日本軍利を得。歸朝有し故に、紋に之を用ふ。其三文字波に映りたる體にて縮三文字也。折敷も只四方なる折敷にて其後定らざりしに、今由井濱の



カククワイホフシンワウ

覺快法親王 名は圓性、法性寺座主と號す。鳥羽院第七の皇子。母は八幡の別當光清の女美濃局。山門跡。久安二年三月台嶺に上り出家す。安元三年五月十一日座主に任ず。嘉應二年五月二十五日親王宣下。養和元年十一月六日叙す(青蓮院門跡傳、皇胤紹運錄)。

カククワン井

學館院 平安朝時代私立學校の一。京都二條の際、大宮東方一町に在りしといへども、舊址詳かならず。創立の年月詳かならず。嵯峨天皇の皇后橘嘉智子、弟右大臣氏公と謀り、學舎を開きて橘氏の子弟を勸請し、以て經書を講習せしむ。これ其始めなり。橘氏の公卿當院の別當を兼ね、橘氏の長者と稱す。康保元年十一月橘好古の奏狀に因り、勸學院等の例に准じ、大學寮別當と爲す。其後當院衰頹せり。久安三年五月時信、密に法皇に學館院を作るべきことを奏し、同年七月學館院の地形を見せしめしに、皆耕田と爲り、築垣繞に殘れりと云ふ。以て其荒廢せしを知るべし。

カクク

後橘氏長者はこの學館院を知行せり(文德實錄、紀略、台記、拾芥抄、文藝類纂)。

カクコ

格勳(格勳) 應從雜役に供す。格勳者とも侍とも稱す。職原抄後附に、凡稱侍者親王大臣以下諸家格勳之名也とあり。又小侍とも云ふ。吾妻鏡に見えたり。武家名目抄に云、格勳は則ち宿直勤仕の人をいふ。常に番衆といふが如し。然れども、この格勳と稱する輩は庶士の最も下等なる者なれば番衆といはずして格勳を以て名とせり。後に名を改めて御末衆といへり。親王攝政關白諸家に之を置く。源賴朝幕府を開くの後、攝關に倣ひて之を置き、營中に候して雜役に資す。文治五年千葉胤胤の郎從山丹三を格勳となし、營中に給事せしむる事吾妻鏡に見えたり。室町幕府又之にならひ、同じく之を置く。應永十一年將軍義満伊勢貞行の第に臨みし時、格勳二人先驅應從せし事花營三代記に見えたり(武家名目抄)。

カクコクワン

學古館 舊白幡藩の學校、後に集成館と改稱す。シフセイカクワンを見よ。

カクカツ

格殺 王朝時代に行はれたる死刑の一種。打殺すをいふ。光仁天皇の時はじめた之を定む。寶龜四年八月二十九日の官符に、一如有捕獲行火盜賊勳當得賞者、宜示乘格殺以懲。後惡云々と見え、寶龜十年十月十六日の官符には打殺と見えたり。類聚國史に、延暦十二年八月丁卯、是夜内舍人山邊真人春日、春宮坊帶刀舍人紀朝臣國、共謀殺帶刀舍人佐伯宿禰成人、明日事覺、春日等即逃隱。帝大怒、求天下、後伊豫國捕之、以聞。遣左衛士佐從五位上巨勢朝臣島人、格殺。或曰、春日等承皇太子密旨とあり。されども刑罰としては水く行はれざりしが如し。

カクゴ

カクサ

カクシ

カクシ 樂師 雅樂寮の職員、樂生に音楽を教ふることを掌る、官位相當は八位上...

カクシウクワン

カクシウクワン 學聚館 舊牛原藩の藩校、三河國四加茂郡牛原(舊牛原村)...

カクシタ

カクシタ 隱田「オンテン」を見よ、歌の中に詠み込まれたるをいふ、もと物名と云ふ、典義抄に、隱田歌、是古式に不載事也...

カクシ

カクシ 宇治川のせいの淵々落たざりひなけきいかに寄まきらんしと申たりければ、時の人我々に一題をだにも一首に隠してはゆいしき大事なるに、あまたの題を程なく仕りたる事、實に難有しと感し申けり、君もいみじく仕りたりと感感有けり」と見えたり、

カクシバイチヨ

カクシバイチヨ 隠賣女 江戸時代、公許の朝家以外に於て竊に抱へ置き、人に淫を賣らしむる女、もと「バイチヨ」と稱す、今日の私窩子なり、向は種々の名をつけて人目を忍び、淫を賣らしめたりと見え、歌謡、繪巻、白人、呼出、山猫、夜鷹、提灯重、船頭、飯盛、遊ばし等の名あり、

カクシ

カクシ 部の手ぶり、徳川禁令考、開明門院内(山城國京都、光緒天皇の遺旨に因り、公卿等を教育せんが爲め、京都開明門院の舊地に學問所を建て、十一月より開場す、出所する者、大體四十歳以下十五歳以上、非職人二百人許にして、諸司の官人子弟の外等にも、頗る依り許さる、講義は月に三度、讀書は連日なり、四書五經の類を講讀す、弘化二年名を學藝院と改む、學藝所創立の時、下せし令條を見れば、當時の事情を明にす、即ち左の如し、

カクシフ井

カクシフ井 學藝院 山城國京都、開明門院内(天保十三年十月、仁孝天皇、光緒天皇の遺旨に因り、公卿等を教育せんが爲め、京都開明門院の舊地に學問所を建て、十一月より開場す、出所する者、大體四十歳以下十五歳以上、非職人二百人許にして、諸司の官人子弟の外等にも、頗る依り許さる、講義は月に三度、讀書は連日なり、四書五經の類を講讀す、弘化二年名を學藝院と改む、學藝所創立の時、下せし令條を見れば、當時の事情を明にす、即ち左の如し、

カクシ

指南被仰付、御會物并諸雜用、且建物修復書籍等之料、何卒關東より被成進候様被遊度、大體堂上四十歳以下十五歳以上、非職人二百人許、并御内勤之者にも、諸司官人子弟之外等にも、追々相願候は、人数に可被加候、右之次第故、年々米金五六百石餘程被施行候は、精々實業に可被仰付候得共、堂上地下諸生往々之御見込に而者、三四百人許にも可相成候、其中に而隔年位に昇殿之人計成共、御用途に而、上中下出給之御褒美稱成共被下候得者、自然と風儀改革、研學有之、往々御役に相立候中人柄に相成可申、餘り年次に御叱り之人計に而者、上之思召も深く被恐入候、右場所は當時開明門院御舊地歟、又は外に御祭地内に而、差支に不相成候場所に被取建候様に被成度、是等之儀其許へ宜申入旨、關白殿被命候事、同上に付所司代より達

カクシフクワン

カクシフクワン 學習館 舊高岡藩の學校、江戸小川町稚子橋通邸内(地所不明)文久二年之を創立す、井上正和の時代に至り擴張す、敷地百六十八坪、建物五十六坪(日本教育史資料)

カクシフクワン

カクシフクワン 學習館 舊壬生藩の學校、下野國都賀郡壬生城内(地所不明)正徳二年近江水口より封を壬生に移され三年正月藩主島居忠英

カクシ

の創立開校する所、皇國學支那學を以て教導し、明治四年七月廢藩置縣の際に至る迄凡百五十九年間、此間多少の盛衰ありと雖も著しき變動なし、四年遂に廢す(日本教育史資料)

カクシフクワン

カクシフクワン 學習館 舊佐土原藩の學校、日向國那珂郡佐土原(地所不明)文政八年島津忠持其子忠徹と謀り、學舎を建て、九月開校す、忠寛の時、夙に學に志し遠郷五所に小學校を建てしむ、嘉永六年悉く落成す、明治三年又女學校を河南に設く、初め漢學小學校のみなりしが、明治の初和洋の二科を交り、武藝は各流派を立て、授業す、敷地二反内外、講堂凡九十餘敷、寄宿寮あり二十四疊、講堂の隔に二棟を設く、二室併て十四疊、舎長以下事務室の詰所とす、正面に長屋を設く、長さ八間門衛使丁此に居らしむ、其側に書庫あり、凡三間計、堂の西側に演武舎あり、長十間横三間、河南移轉の後には本堂を増築し、更に事務所一棟、及び寄宿舎五棟を建つ、小學家禮、近思錄、六論衍義、五經大統

カクシフクワン

カクシフクワン 學習館 舊伊勢崎藩の學校、上野國佐位郡伊勢崎字西小路(地所不明)安永四年創立、爾後天明年間に至り、藩主酒井勝河守儒學を尊崇し、其臣關重雄磯田邦光等力めて學事を振興せるを以て一時大に隆盛を致す、學派は子思を主とす(日本教育史資料)

カクシ

歌、三字經、孝經、智理啓蒙等を出版し、藏書は明治十年兵亂の爲め焼失す(日本教育史資料)

カクシフクワン

カクシフクワン 學習館 舊伊勢崎藩の學校、上野國佐位郡伊勢崎字西小路(地所不明)安永四年創立、爾後天明年間に至り、藩主酒井勝河守儒學を尊崇し、其臣關重雄磯田邦光等力めて學事を振興せるを以て一時大に隆盛を致す、學派は子思を主とす(日本教育史資料)

カクシメツケ

カクシメツケ 隱目付 江戸時代、隱密探偵をいふ、普通の人の如くに身をやつし、惡事を潜に探偵すべき事を掌る、

カクシヤウ

カクシヤウ 學匠(學生) 佛道を學習して居るものを云ふ、學侶又は學徒とも云ふ、

カクシヤウホフシンワウ 覺性法親王

ガクシ

本名は信法、又紫金寺御室と號す。鳥羽天皇第五の皇子、母は中宮藤原理子、待賢門院と號す。大納言公實の女。保元元年三月七歳にして仁和寺北院に入室、六年出家、久安三年四月一心阿闍梨宣下、仁平二年十二月寺務となる。保元元年十二月牛車宣旨あり、三年二品に叙せられ、仁安二年十二月總法務宣下あり、是總法務の始めなり、嘉應元年十二月叙す、年四十一、長和親王の廟に葬る、覺性園書を著して其名當時に高し(仁和寺附傳、毘沙門堂門跡傳)

ガクシヨ

樂所 宮中において音楽を奏する場所をいふ、又「カクシ」とも訓めり、桂芳坊に在り、毎月習物を記して奏聞す、或は試あり、拾芥抄に在り、所在桂芳坊、有五位六位藏人、爲別當預、熱食實位録以三料、先不足用、同内御書所、毎月法爲習物奏聞、或有試と見えたり、其始めは扶桑略記に、天曆二年八月五日辛卯、是日於大内、始樂所とあり、又樂花物語に、かくその物の音ども吹きたる、えもいはずおもしろし云々と見えたり。

カクセイ

革政 厩法に、いふ語、革命(カクセイ)といふに同じ、同様を見よ。

ガクセイ

樂生 雅樂寮の樂生にて音楽を修業す、文武天皇大寶元年制定して、唐樂生六十人、高麗百濟新羅樂生各二十人、伎樂生を置く、天平三年七月樂生の員を改めて唐樂生三十九人、百濟樂生二十六人、高麗樂生八人、新羅樂生四人、度羅樂生六十人となす(令義解、令集解)

ガクセンノタイフ

樂前大夫 正月十六日女踏歌の節、女樂人を導きて前行する者ないふ、中務輔を以て之に充つ、又容顏美麗なる侍從中より撰びて用ひし事、江次第開書に見えたり、建武年中行

カクリ

事に、舞妓殿上の小庭より出て校書殿に並居る、樂前大夫と云ふ二人、帯籠して之を導く云々と見えたり(建武年中行事略解)

ガクリ

樂所 「ガクシヨ」を見よ。

カクチダウ

格致堂 舊今尾藩の學校。美濃國安八郡今尾下木町。文化文政の頃藩士近藤彦三郎、自宅を以て愛敬堂と唱へ、士族の子弟に漢學を教授す、次で弘化の頃より、岸上保自宅を以て弘文館と唱へ、同じく教授す、是等を藩の師範家と云ふ、其後維新の際に及び、藩立學校を設け、文武の各科を備へ、普く士族の子弟を教養す、是を文武館と云ふ、四顧寺の一堂宇を以て假校舎となす、後藩主の邸内に移し、校舎二棟を造り格致館と改む、廢藩の時閉止す(和風平屋瓦葺三棟建坪六拾壹坪(日本教育史資料))

カクトウ

學頭 社僧の職名、筑前の安樂寺、肥後の阿蘇宮神宮寺、鎌倉崎八幡宮、駿河久能山等にあり、就中尤も名高きは八幡宮にて、別當の退下たり、建仁元年八月十八日尊曉別當の時始めて其職を學頭となす、寺院にては高野山根來山にして左右兩學頭あり(學頭次第、紀伊國風土記)

カクトウアンジャ

客頭行者 禪宗にて知客に屬し、其使命を受けるもの、假令は僧格尊貴諸方名徳の士過るものには、行者をして方丈に稱せしめて香茶接待するの類なり(禪林象器)

カクナイ

郭内 閨門の内を云ふ、カフモンを見よ。

カクニチ

書日 詔書の年月の下に日を寫書し給ふないふ、日の書様は其日を月の下に書くなり、他字より墨黒く、之を香き給ふ、二十日以後の日には廿と書するなり、尙ほ詔書(セウシヨ)の條參看

カクニ

すべし(樂抄)

ガクニニハチノモン

額二八紋 紋所の名、額面中に、二八の文字を書きたるもの、小出氏之用ふ、後に二八の字を去て只額の形のみを用ふ、甲子夜話に、小出氏の先祖某所に於て首十六を獲て實檢に供せんとするに、かほどの首級を盛るべき首桶なく、遂に其邊なる祠に額あるを引下し、積て實檢に及べり、神靈(徳川家康)功勞を賞し給ひて其狀を家紋にせよと命ぜらるるより此の如しとみえたり。

ガクニ

樂人(伶人) 樂を奏する人を云ふ、古は之を舞樂人といへり、貞丈雜記に、樂人は上古よりあり、樂の道は人王五十一代平城天皇の御時、大同四年三月二十二日、高麗人十人來朝して傳へけるとぞ、樂人の家六家あり、大和國奈良の樂人は伯氏也(春日の社へ番をつとむ)山城國京都の樂人は大臣氏、豐原氏、王氏、山井氏也(四家何れも賀茂の社へ番をつとむ)攝津國天王寺の樂人は太秦氏也と見えたり、而して樂人は總て、奈良、京都、天王寺の所屬となる、後陽成天皇天正年間、奈良を左方とし、天王寺を右方とし、京を左右の與と爲し定め、三方の樂所と稱せしむ、其子孫相繼て明治維新に至る(官途は、有職問答に、樂人、伶人、隨員、此三輩は初官はなにも被任候て、極官は何を先途に昇進候哉、受領などに任候、守にはなり候候て、豫目など見及申事候、又爵なども候哉、被仰出度候、その答に、伶人、左右近衛將監など帶之事に候、將監こそなき、樂人近日四品に昇る類多く候、樂人大略五位極官に候、守になり候事候、六位の時豫目に候と見えたり、以て樂人の官途を知るべし(樂道類聚)○又江戸幕府の樂人は紅葉山及び上野、芝等に於て、靈屋の樂式、又は日光廟の禮典ある時、音楽舞曲を奏する事を掌

カクニ



(藏所館物博室帝京東)

は橋氏、眞言宗新義派の祖、幼にして廣澤成就院寛助に從て出家し、長じて高野に住す、後高野に傳法院大傳法院等を創建

ガクノマ

額間 清涼殿の廂の中央の間、上長押に額額をかけたる下の所を云ふ(樂抄)

カクパン

覺鏡 名號、始め正覺坊と號す、興教大師と號す、桓武天皇五世の孫、父武略あり、

カクニ

覺如 名は宗昭、親鸞の曾孫、父は覺慧坊、母は周防權守光重の女、本願寺の第三世、文永七年生る、年少にして外典を大内記業範に學び、内典を叡山の澄海に學ぶ、又圓城寺淨珍に就きて顯密の奥旨を究む、弘安九年十月得度し、南部の諸禪德に歷侍す、後大谷に至り、眞宗他力の旨を如信に受け、正應三年關東に遷化す、延慶元年後伏見上皇大谷の地を賜ふ、建武三年亂を避けて近江に行く、延元二年京師に歸り久遠寺に住す、曆應元年大谷の堂宇を再造す、觀應二年正月十九日示寂す、壽八十三、著はすとこる頗る多し(本願寺通記)

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクニ

カクモ

辛酉革命、甲子革命、あるに因るなり、我邦始めて辛酉に改元ありしは、醍醐天皇の延喜にて、甲子の改元は村上天皇の康保とす、三善清行革命勸文(カクモイカンモン)に詳しく見えたれば就て見るべし。

カクモイカンモン

革命勸文 醍醐天皇

昌泰四年二月二十二日、文章博士三善清行、今年革命の年に當るを以て、改元して天道に應ぜんことを請うの状をいふ、今其一症を示せば左の如し、

文章博士三善清行請言

請改元應天道之狀

合禮據四條

一今年當大變革命年事、

鳥緯云、辛酉爲革命、甲子爲革命、鄭玄曰、天道不違、三五而反、六甲爲一元、四六二六交相乘、七元有三變、三七相乘、二十一元爲一部、合千三百二十年、春秋緯云、天道不違、三五而反、宋均注云、三五、王者改代之際會也、能於此源、自新如初、則道無窮也、詩緯云、十周參乘、氣生神明、戊午革運、辛酉革命、甲子革政、注云、天道三十六歲而周也、十周年曰一元命大節、一冬一夏、凡三百六十歲、一畢無有餘節、三推終則復始、更定紀綱、必有聖人、改世統緒者、如此十周年、名曰大剛、則乃三革命、乃生神明、神明乃聖人改世者也、周文王、戊午年決、庚寅、辛酉年有龍衝、國出河、甲子年赤雀街丹書、而聖武伐、封、戊午日軍渡、孟津、辛酉日作、泰誓、甲子日入、商郊、(中畧)以下は案文を記し、神武天皇より以後の辛酉甲子の年を掲げて、革命革命の徴を詳述し、昌泰四年は辛酉革命に當る事を論じ、次に禮左を載せたり、一去年秋、桂星見事、一去年秋以來老人星見事、一高野天皇稱德改

カクモ

天平寶字九年爲天智神武元年之例(中略)臣伏以、聖人與三儀、合其德、與五行、同其序、故天道不疾而速、聖人雖靜而不後、之、天道不違而反、聖人雖動不先、之、況君之得臣、臣之遇君、皆是天授、曾非人事、義會風雲、契同魚水、故周文之遇呂尚、先出玄龜、漢漢之用張良、神靈黃石、方今天時、開革命之運、玄象垂、推始之符、聖主動、其神機、賢臣決、其廣略、論此契會、理如自然、若更存謙退、必成禱疑、辭此改元之制、神靈被創統之談、則恐違天意、違致告、伏望、周備三五之運、咸會四六之變、遠履大祖神武之遺踪、近襲中宗天智之基業、當創此更始、期彼中興、建元號於鳳曆、施作解於雷鼓、清行、機祥、靈靈、靈靈、靈、獻其丹款、雖望欲於白虎之精、驗其玉英、恐負責於黃龍之瑞、清行、臣誠恐慙、頓首謹言、

カクモンシヨ

學問所 香多古藩の學校

元江口小石川藩邸内、天保元年創立、松平勝行時代に於て醫學を尊崇し大に擴張す、明治維新の際廢絶す、敷地三十二坪、建坪二十坪(日本教育史資料)

カクモンシヨ

學問所 舊島山藩の學校

下野郡那須郡島山町城内、字堂平、天保十一年九月、島山藩主大久保常季之爲島山城邸内、字堂平の地に設立し、支那學を以て教授し、藩主世々相承く、其間盛衰ありと雖も廢絶に至らず、維新の際に會し大久保忠順之を更張し、明治二十一年一月、教員を置き、嶺南大員員して廢絶に至らんを慮幾す、四年七月廢置置縣に至る迄百四十六年間繼續し、尋で閉鎖す(日本教育史資料)

カクモンシヨ

學問所 舊津山藩の學校

美作國西北條郡津山、藩主松平康政、藩學を尊崇し、大村庄助、飯室武中、山下官彌等の諸儒を徵用し、明和二年學問所を城内山下に創立して藩士の學を奨励す、後明治三年武術場と合して修造館と改む、平屋瓦葺地坪凡四百三十七坪、五合、内文學所八十四坪、維新後増築同上地坪凡千二百四十七坪、建坪四百五十五坪、和漢書類百部ありしも書目散逸詳かならず(日本教育史資料)

カクモンシヨ

學問所 舊島藩の學校

美作國真島郡高田村、明和元年三浦明次の眞島藩(元勝山)に封ぜられしより、教官の自宅を借用して學問所となし、藩士の子弟を入學せしむ、明治二年三浦顯次、石井梅吉を丸龜より聘し、政廳内書院を以て假學校となし、學問所の生徒を移し、教育する一ヶ年餘、三年新に校舍を設置し名を明善館と改む、廢藩に屬し止む、木造平家建坪百六十一坪、地坪四百九十坪(日本教育史資料)

カクモンシヨ

學問所 舊徳島藩の學校

阿波國徳島、寛政三年の創立、寛政十二年の頃寺島本町に移し、明治二年正月長久館開

カクモ

カクモンシヨ

學問所奉行

設につぎ、四九に移す、廢藩の際廢止す、敷地四千八百三十坪、講堂五十坪、漢學席五十坪、洋學席六十坪、書生寮七十坪、職員詰所五十餘坪、擊劍場百坪等、通鑑綱目、通鑑志略、四書集註等あり(日本教育史資料)

カクモンシヨ

學問所

肥後國肥前郡熊本、創立の年代詳かならず、安政二年乾々館と改め、明治二年より時習館と改稱す、文武をかれ、和漢洋學を教授し、諸生を教育す(日本教育史資料)

カクモンシヨ

學問所勤番

江戸幕府の職名、昌平坂學問所の事務を掌る、林氏の所管、御膳席にて、上下格なり、寛政十年二月始めて置く、五十俵三人扶持を給す、後廿七人あり、寛政十二年三月、組頭二人を置く、後三人となる、百五十俵高にして、七人扶持を給す(官制沿革略史)

カクモンシヨ

學問所番

倉幕府の時、職近侍候の人の中、藝能あるを撰び、弓馬の故實、和漢の故事を顧問あらん時の用に備ふ、源實朝將軍の時、建保元年二月、北條泰時に命じて三番を定めしむ、各六人一番とす、蓋し唐主李世民の、十八學士を置きしに擬するなりと云へり(官制沿革略史)

カクモンシヨ

學問所奉行

江戸幕府の職名、林氏の上に班し、學政を掌る、諸侯の任なり、文久二年十一月始めて置く、本多伯耆守、秋月右京亮を以て之に充つ、當時以て文武の學を興起せんが爲めなり、然れども諸侯の時勢多端なるにより、學務の施行に違あらず、僅に三年にして、元治元年十一月廢止す(官制沿革略史)

カクモンシヨ

學問所

王朝時代、學生に給與する費用をいふ、一に燈燭料といひ、其料を給せらるゝを單に給料といふ、父祖の功によりて給するもの、或は試験によりて給するもあり、いづれも宣言を給ふ、上納勲を奉じ、外記をして給倉院に仰せて與へしむ、中世以後菅原大江二家の學生は之を賜はりし後、文章院にて學び、藤氏の人ば勸學院にて學ぶ例なり、又藤氏には勸學院學問所あり(別條あり參看すべし)兩院に各二人あり、父祖の功による者は、狀狀を以て之を還申す、之を内奉と云ふ、試験による者は、得業生文章生等、各其業に隨て之を試み、五條の中三以上に過する者を及第となす

カクモンシヨ

學問所

桓武天皇の御宇菅原清公兄弟四人に賜ひしを始めとす、續紀に、延暦四年十二月甲申、故道江分從五位下菅原宿禰古人男四人給衣領、令勸學業、以其父侍禮之勞也、とあり、藤原鎌倉時代の末、南北朝時代には其實なしと雖も、尙ほ形式に之を存し、狀狀を出せり、且つ昔時は老關の人申請せしむ、此頃に至りては幼年二三歳の時を申請ししむ、桂林遺芳抄に見えたり、江戸時代に至りて尙ほ勸學院學問料の名目ありし、とは、公稱補任に見えたり、

カクモ

カクモ

樂屋 樂を奏する所、王朝時代公卿以上の庭の池に築きたる中島に建つ、皆臨時に設くるなり、北山殿行幸記に、樂屋棧橋の機など、さらき

カクモ

入徳館と稱す、其創立の年代詳かならず、天保年間藩主牧野忠直擴張して文武を振興す、生徒は常に二百名前後、經費盡て藩費を以て支辨す、國典四十九種、漢籍三十二種、洋書八種、和漢洋圖書十種(日本教育史資料)

カクモンシヨ

學問所 舊山崎藩の學校

播磨國赤松郡山崎、大保年間創立、明治元年大に増築擴張し、志齊館と改稱す、國典六十一部、漢籍二百十部、洋書二十七部(日本教育史資料)

カクモンシヨ

學問所

美作國西北條郡津山、藩主松平康政、藩學を尊崇し、大村庄助、飯室武中、山下官彌等の諸儒を徵用し、明和二年學問所を城内山下に創立して藩士の學を奨励す、後明治三年武術場と合して修造館と改む、平屋瓦葺地坪凡四百三十七坪、五合、内文學所八十四坪、維新後増築同上地坪凡千二百四十七坪、建坪四百五十五坪、和漢書類百部ありしも書目散逸詳かならず(日本教育史資料)

カクモンシヨ

學問所

美作國眞島郡高田村、明和元年三浦明次の眞島藩(元勝山)に封ぜられしより、教官の自宅を借用して學問所となし、藩士の子弟を入學せしむ、明治二年三浦顯次、石井梅吉を丸龜より聘し、政廳内書院を以て假學校となし、學問所の生徒を移し、教育する一ヶ年餘、三年新に校舍を設置し名を明善館と改む、廢藩に屬し止む、木造平家建坪百六十一坪、地坪四百九十坪(日本教育史資料)

カクモンシヨ

學問所

阿波國徳島、寛政三年の創立、寛政十二年の頃寺島本町に移し、明治二年正月長久館開

らしう見えわたる、など記されたる、皆此中島に建てたる樂屋なり(家屋雜考)

カクモ

カクモ

樂屋奉行 室町時代、臨時の職名、將軍諸大名の第に赴く時、諸家に臨時に之を設けて樂樂の樂屋を築、造り、或は裝飾する事等を掌る(武家名目抄)

カクモ

カクモ

歌舞 雅樂の一種、神祇を祭る歌舞を云ふ、ミカグラとも、オカグラとも云ふ、我那上古の歌舞にして古來より尤も尊重せらる、古くは神遊と云ふ、神樂は、歌舞の歌を合せて一大成となす、故に歌を以て主となす、翁拍子之れが節をなし、琴之に和し、笛、箏、笙等に副ふて、その節文をなす、而して神樂には本歌、末歌あり、本末の二歌を聯れて一雙の曲とす、神樂を奏するには、春夏秋冬を問はず、必ず夜を以て例となす、故に大抵點燈の時に始まり、鼓鳴の前後に移る、其鋪設は、廳上に神樂舎を造り、三面に機を周らし、獨、神前的一面を開き、前に庭燈を焚く、黃昏に至れば、恰官皆祭服を着け、機中に入り、左右に本末方の座を分ち、歌人、和琴、横笛、篳篥等の召人排列す、其中一人、頭に纏冠を戴き、身に圓腰の帯を着け、笏を握り、腰に大刀を帯び、手に賢木の杖を持つ、これを人長といふ、蓋し神樂人に長たるの意なり、仕置既に定まり、笛先づ音取を吹き、次に箏、笙、篳篥を吹く、是時人長庭燈前に進み、足地を踏るの狀をなし、本末の各員に指揮して神樂の曲を奏せしむ、即ち取物神樂を始め、神了りて人長起て舞ふ、酒一巡の後は才男を召し、了て狹居張を始め、其了りて人長起て舞ふ、了て人長召人に藤を踏ふ、内侍所神樂には、當夜天皇温明殿に渡御ありて御拜あり、并に觀樂の御座に就き賜ふ、我邦凡百の雅樂中、神樂を以て尤も最重要

カクモ

カクモ

カクモ

カケラ

の儀式となす。○奏樂の順序は(一)庭燎、無拍子の曲、先づ笛、篳篥、琴と順次之を奏し、次に笛、篳篥を合奏す、之を寄合と云ふ、次に本拍子人、庭燎の歌を唱し、次に末拍子人亦之を唱す、之に和するに、たゞ和琴の管絃を以てし、笛、篳篥を加へず、其歌ミヤマニハ、アラレフルラシ、トヤマル、マサキノカ...

カケラ

皇の御代より、殊更に内侍所の庭上に於て、隔年十二月に必ず行ふこと定めたり、白河天皇承保中より毎年行ふこと定めらる、今傳ふる神樂歌は、中右記は貞觀中の撰定を尤も古とし、天治本神樂譜には、延喜二十一年勅定としたれど、黒川春村は、此は舊譜にして、今の國體山兩朝の間、左大臣雅信、備馬...

カケラ

子な撃て、巫女の舞を云へり、又大神樂あり、ダイカヲラの條を見るべし、繪卷(カケラ)を看み、音樂略解、如圖社話、歌舞音樂略史、芝草盛氏撰)カケラウ 關老 老中の異稱、ヲラゲユウシを見よ、カケラヲカノヒガシノミササキ 神樂 岡東陵 陽成天皇の御陵、山城國京都市上京區淨土寺町に在り(隆基一覽)○諸陵考に、今愛宕郡岡崎村神樂岡東陵に在り、高三尺、東西六丈許、南北七丈許と見えたり、カケラヲトコ 神樂男 神樂の事に預る役人、八乙女に對しての稱、最良團會社家役人職名に、神樂男六員あること見えたり(神道名目類聚抄)カケラヲトメ 神樂乙女 巫(カンナギ)を見よ、カケラフエ 神樂笛 神樂器の名、一名和笛、長笛、及び大笛ともいふ、神樂用なるを以て此名あり、長一尺五寸(或云、一尺四寸七分)七孔あり、吹口と孔との間を歌といふ、首方に節あり、吹口以上を纏にて巻きて後ち腰皮を巻き、首に飾を置て、纏にて固め、纏を以て、首端を張るといふ、大古天御女、天香山の竹を採りて風箏を懸り、和氣を通じたるもの其起りなるべし、延喜式の時、和笛を解せざる樂師は、任用し得ずと定めらる、鳥羽天皇の時、横笛の一越調に合ふほどの笛なりしを、太く作られしといふ、雅樂(カガク)の攝論を看すべし(延喜式、樂家錄、樂考)カケレイ 革命 唐法にいふ語、馬緯に因り、甲子を革命といふ、革命(カケレイ)を見よ、カケレウ 學科 王朝時代文學生の才藝優良なる者に給する學科田を云ふ、大學雅樂院陽

カケラ

典樂寮等の生徒に給するを勸學田と云ひ、兵士の習射する者に賜ふを射田と云ふ、聖武天皇天平二年太政官奏す、大學生徒、性識聰慧、藝業優良なる者十人已下五人已上を撰び、手服食料を給ひ、學問を勵ましむ、又陰陽衛生生徒各三人、禮曆各二人、並に大學生に准ず、是れ學科を賜ふ始めなり、聖武天皇天平神寶六年、射田を五畿七道に置き、天平寶字元年禮樂の學生、天文、陰陽、曆、算、針、針等に公卿田を置き諸生に給し、光仁天皇天應元年太宰府管内に射田學田を置き、桓武天皇延暦四年侍讀菅原古人の衣料を其四子に給て、學業を勸めしむ、儒家特に學科を給ふことは始まる、後ち左右京職錢貨を出舉し、其利息を以て學生の案料に充つ、尙ほ詳しきことは、勸學田(クワンカクテン)、射田(シヤテン)、案料(サイレウ)の條を見よ(續紀、類聚國史、三代格、公卿補任、食貨志)カケウ 覺和 日圓房と號す、高野山成就院の開基、當時山中八傑の一と稱す、櫻池院懸深の室に入りて、灌頂法を禀け、密教を細習す、特に音聲善し、三藏院に住して執行職を掌る、正和二年、後宇多法皇高野山に幸す、和、弘法大師の影前に於て誦經す、辭音清亮、法皇慶賞して止まず、後ち成就院に移りて終る、又畫を善くす(本朝高僧傳、續本朝畫史)カケワン 笳管 篳篥の一名、「ヒチヤキ」參看、カクワン 加冠 元服の時に元服者に冠を被らしむる人を云ふ、古くは引入と云ひ、近くは烏帽子親と云ふ、尤も其人を重んじ、當日着座中最高首の人なり、天皇には大臣以上之を動む、皇太子の加冠には傳を用ひ、親王以下は德望ある人を選任す、カケウ カケウ カケウ

カケラ

攝關の子には、時に天皇親ら加冠し給ふことあり、納言參議等には、高貴の人を撰び、鎌倉將軍には北條氏、室町將軍家にては畠山、細川、新波の三職、江戸幕府にては大老、これらをつとむ、武家に於ても各自信賴する士を頼みて烏帽子親となし、其名の一字を申受けて、實名となせり、元服(ダンブク)參看(古事類苑禮式部)カケ 鹿毛(騶) 馬の毛色の名、鹿の毛に似て茶褐なるものを云ふ、和名抄に、騶馬毛詩注云、騶音留、漢語抄云、騶馬鹿毛也、烏騶鹿毛也、黃騶赤栗毛也、紫騶黑栗毛也、赤身黑騶馬也と見え、續紀寶龜元年八月鹿毛馬を若狹産神八幡宮に獻せし事見えたり、保元物語義朝白河殿夜討條に、山田小三郎伊行は鹿毛なる馬に黒鞍置て乘たりける云々とあり、此外吾妻鏡、平家物語、源平盛衰記、太平記等にも屢々見えたり、又赤鹿毛白鹿毛の種類あり、馬(ウマ)參看カケイ 嘉慶 後小松天皇御宇の年號、至德四年八月二十三日改元、代始に依てなり二年にして康應と改元す、關西國毛詩正義に、將有嘉慶、誠詳先來見也」とあるに據る、從三位菅原賴房長之を勸進す(元祿別錄、年號錄)カケエ 影繪 人影に色々の形、動作等を顯はす遊戯、一に寫繪とも云ふ、江戸時代、寄席にて之を興行す、因樹屋書影に、燈取影、以遠近爲大、小、若今人爲、若昔人云々とあるは、これ今のかげ繪なり(遊遊笑覽)カケヲ 懸緒 冠の緒、今は組懸(タミカケ)といふ、同條を見よ、カケヲ 掛緒 やなぐひの右の袷につけし緒をいふ、是を預ふ時左の肩とこしうけ緒をば右の腋下より出し、それにかけてむすぶなり、然るに後世

カケラ

腰緒と云ふものを作り出し、其の先に銀を付けて其にかけ緒をつくるなり、蓋し寶徳元年小笠原備前守持長の書きし弓矢名所と云ふ書に出來しもの始めならん、或は云ふ、平胡蘆のかけ緒を學びて付けしものなり(古今要覽)カケオチ 駈落 江戸時代、逃亡することをいふ、出奔の略語なりといふ、百姓駈落の言届出れば、家族ある者は、家族並に親類五人組村役人を呼出し、駈落の始末を吟味し、不埒の筋喧嘩口論等にて駈落せしか、其子細に依て係り人より時に隠ひ、口書等取調へ奉行所に何ふ、又財政不知意の爲めに逃げれば、勘定所に届出で、六箇月間相尋ね、尋出ざる時は、尋方等閑の總を以て親類村役人を叱責き、請書文取り、永尋申付け、相續人無之者の跡株は親類引請け、親族なきときは、建家財を入札し、田畑は村の總作と爲す、後に駈落人立戻りし時、罪なき者は田畑を渡し、罪ある者は科罪に處せらる○百姓町人の下人駈落したる時、尋めると否とは、主人の心次第なれども、請人方にて尋出でざる旨、其主人より訴あらば、通例の駈落人と同様に取り計ふ○奉公人駈落の訴出あるも、三日以内は駈落とならず、若し奉公人金子十兩以上、雜物代金に替り十兩位より已上の取遣は死罪と爲し、金子一兩持先の使より駈落したる下人は死罪に處す○召使の下男下女一同に駈落したる時は、其主人より人主請人へ懸合て尋れしめ、官よりは別に尋れしめ申付ざるなり○凡て駈落人の尋方は、無理のものは、親子兄弟其外の親類一同に申付るも、罪料ある者は、身内或は關係の親き者をして尋れしめざる定法なり、人殺其外重き科ある者の駈落者は、其者の親子兄弟等身近き者一人半合せしめ、若し近親族無ときは、近縁の者に

カケオーカケガ

半舎させ、其外の親類五人組村役人へ命じて尋ねしめ、若し親類縁者なき者は、五人組の内列頭の者に半舎を申付、六箇月相尋ね、出されば尙又百日限尋ねさせしめ、其上にも尋ね出ざる時は、過料又は手鎖等の罪に處し、其科の品により親類の内一人中追放となり、餘は過料を命ぜられ、初めより入牢せし者は差免し、永尋を申付、出奔人見當次第召捕差出さしめ、若し見逃し外より見付出して訴出づれば重科に處せらるる旨申渡し、一件の者より證文取りて事落著するなり(地方凡例録、徳川集令考)

カケオビ

掛帯 裳につけたる帯、中古女の裝束に用ひたるもの、玉だすきの類なり、地に纏あり、から衣著て、次に裳のかけ帯を頸にかく、俵調葉に、土佛伊勢參詣記に、木綿製の白きをもて、男は冠を結び、掛帯の赤をもて女は身を裝ふ、是則隔は水をもて耳を深め、陰は火をもて身を清むる姿也と見ゆ、されば、隔神小戸のみそきは、祓除の始也、陰神泉津へぐひは、縁火の縁也とあり、

カケカウ

掛香 香を入れし袋、又匂袋とも云ふ、夏期諸祭を拂はん爲め、香を小袋に納れ、袋の左右に紐を通して頸に掛け袋を懸中したり(雍州府志、歲時記葉考)

カケガハシヤウ

掛川城 關西遠江國佐野郡掛川關原關原天正十年八月今川氏創めて此地に築き、朝比奈泰能をして守らしむ、永祿十二年石川家成之を攻め取る、豊臣氏の時山内一豊之を領す、關ヶ原の役、山内職功にて土佐高知に移封するや、松平定勝を封す、其後安藤直次(元和三年二月封)、松平定綱(元和五年十二月)、青山幸成(元和九年十月)、朝倉宣正(寛永二年正月)、松平忠頼(寛永十二年十一月)、本多忠義(寛永十六年三月)、松平忠清(正保元年

カケガ

三月、北條氏勝(慶安元年九月)、井伊直好(萬治元年十一月)松平忠尚(寛永三年正月)、小笠原長照(正徳元年二月)等封せられしが、延享三年十二月太田資俊五萬三千石に封せられてより、子孫世襲して明治維新に至る(遠江國風土記、掛川志稿、明治政覽)

カケガミ

懸紙 申文書状など巻きたる上を包む紙、又巻紙とも云ふ、建武年中行事吉書奏の條に、文を御覽す、其作法先づ文は下におきながらかけ紙をひろげて云々と見えたり、

カケカンバン

掛看板 江戸幕府評定所の規則をいふ、其規則左の如し(江戸會誌) 一 寄合之式日毎月二十二日二十二日若 公儀御用有之而式日及延引者翌日可爲寄合候事 一 評定衆寄合場へ卯の半刻罷出申刻可有退散事 一 寄合場へ役者之外一切不可參預論音信停止之事 一 公事人老人若輩并病者之外介添停止之事 一 公事に罷出候者罷退爲御直參之輩不可帶馬差事 一 公事人雖親類縁者知音之好評評定衆寄合場不可取持事 一 從違國參公事在江戸久敷次第可承之宮地之公事者其日之儀面之先次第可承之事 附不承して不叶儀并急用は格別之事 一 公事人へ不審申掛候者其筋々の役人可動之懸座中も無違存寄之通可申事 一 公事裁許之以後其筋之役人公事之留書可致之伊豆守豐後守加賀守其日之公事之留書寫させ可被申事 一 公事其日落着無之儀は其評定衆翌日寄合可被申付不相濟儀者年寄中へ談合仕其上可致言上事 一 公事役者之所にて承候内寄合場へ可出之公事に於ては證人跡證相抽出之無濫儀可有之事

カケケマ

懸久真(懸稻) 神祝(カンヤカラ)を見よ、稻をクマとよむ訓もあるなり、

カケコミウツタヒ

駈込訴 江戸時代、所轄の役所に訴へずして、評定所又は三奉行、或は幕府重臣の家、或は領主の家などに訴ふるをいふ、語源の一種なり、ナツツ(參看(古事類苑法律部))

カケコシモノ

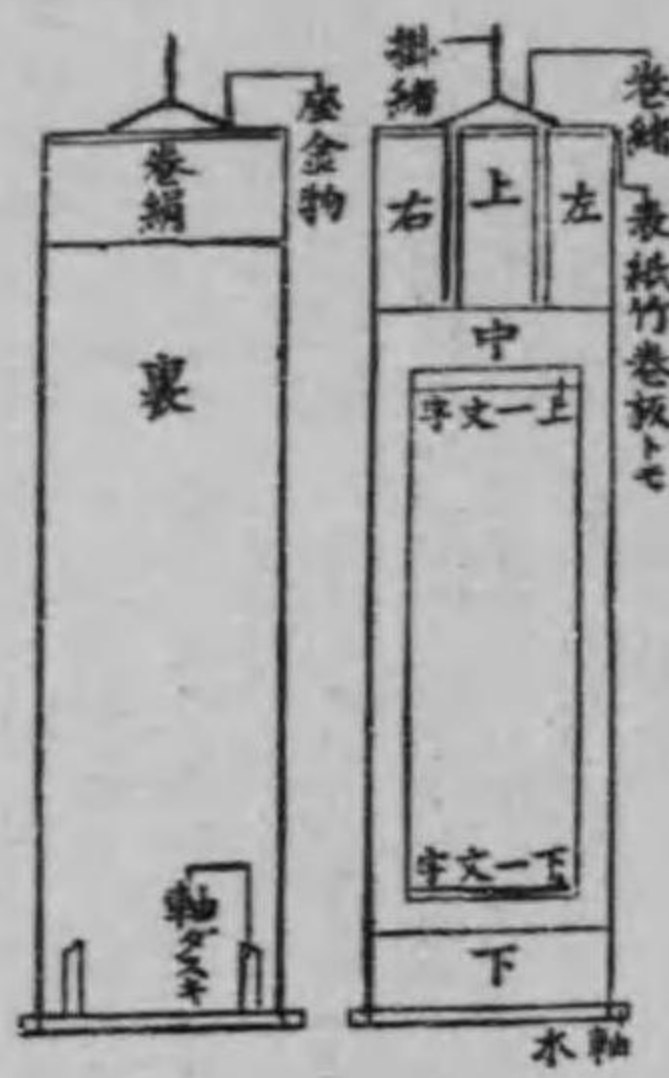
駈込者 江戸時代、人の屋敷へ逃がれ入る者をいふ、地方落穂集に、右御大法屋敷四五町程の間にて人を討、跡より人を付られ候か、又は追かけられ候か、立退方無之節、無是非一欠込候者を欠込者申候、簡様の旗は、退退極り候間申義本意、屋敷十五町先にて人を討、何れの方へも立退安き首尾有之所欠込候は、駈込者とは被申間敷候、左様の旗は、様子得と申間、屋敷退候候に可致事、刀脇指も不指、精許さし候て欠込者は欠込者の沙汰に不及、狼藉者に可爲沙汰候事云々とみえたり、

カケジク

掛軸 書畫を裝幀して之を壁間に懸け、以て室内の裝飾に供するもの、又掛物、懸物とも、掛繪、懸繪とも云ひ、單に軸とも云ふ、又掛字掛繪とは書畫を區別して云ふなり、形體につきて立物、横物、大軸、小軸、懸繪、横繪、柱懸等の稱あり、表具に就て装幀、精繪、精繪、表具、大

カケスーカケト

和表具、紙表具等の別あり、掛軸は巻本より纏せざるものなり、(參看)圖に就て示す(書言字考、塵添埴畫抄、嬉遊笑覽、雍州府志、三百箇條)



カケスアラ

掛素襖 十徳の事を關東にていふ詞、ジツトク(參看(宗五大神子))

カケチカラ

懸稻(懸稅) 神祝(カンヤカラ)を見よ、

カケツカサ

兼官 コケンクワン)を見よ、

カケツギ

懸繼 軍隊の時二番乗のことをいふ(鈴録)

カケトコ

掛床 江戸時代床店的一種、土庫の側、又は建物の横などに店を設け約下げ家根に上ヶ縁を取付たるものなり、床店(トコメ)の條參看すべし、

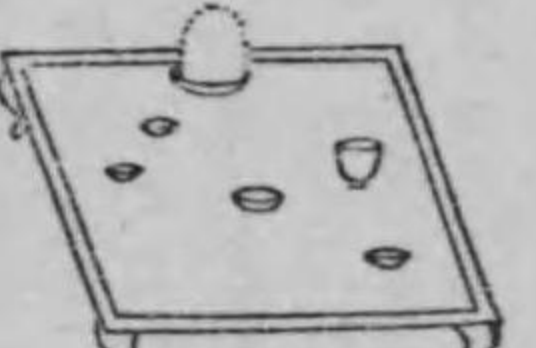
カゲトミ

影窟 江戸時代に行はれたる博奕の一種、第付ともいふ、一の富を富物として、一錢二錢を賭となすなり、毎月日票、谷中、湯島三箇所の一の富の出番を以て影窟の富りと定む、而して本富の富りを用ふるに故、何處の富にても突もの、當日其富りを見て知らざる者、大路を駆け走り、富の出番といふべきを、密に行ふ、影窟の爲なれば、憚り

カケパン



(載所記驗日春)



(載所繪諸物花榮)

て只お咄し〜と呼びあるくを、人々心得て是を買ふなり、何時頃より行はれしが詳かならず、文化の頃に至り富突の札を、仲買出て講元と謀り、價を高く賣りしかば、貧者之を買ふこと容易ならざりしより、起りたるもの、如し(遊歴雜記、寛天見聞記、聞のまにまに)

カケヒバリ

鹿毛色(鹿) 馬の毛色の名、鹿毛色の馬にて、脊の黄なるものをいふ(爾雅)

カケフタ

掛札 江戸時代、百姓等の入作及び越石に至るまで、年々の租税を能く知て、免割に慮安ならしめ、んが爲めに、年貢高、厘付、段取等を委細に書き別けて、其村の高札場、又は名主庄屋の門、或は戸口の上など、諸人の見安き處に、板

カケバカケフ

カケホカケマ

一爲過意籠舎之者評定衆相談之上定日敷其日限相濟候は、自罷可出之事 附預け者永々敷不置置急度違穿駈可濟事 一 程判及召状を請進參之者其所之違返を考積日敷依輕重或籠舎或は可爲過料事 右之條々可被相守之者也 寛永十二年十二月二日 大炊頭 駿守

カケホ

懸穂(懸稻) 神祝(カンヤカラ)を見よ、

カゲマ

男娼(蔭間) 江戸時代男子の色を懸ぐ者な、中古は之を、カハルミと稱す、近世は若氣、若衆、男色、野郎とも稱す、もと、カケラ、カゲラウといひしといふ(思原語集)その始詳かならず、世俗空海の唐土より傳來せしといふ、蓋しその始めは法師等の弄事より起りしならん、平安朝の末に至りては僧侶は更なり、公卿殿上人に至るまで少年を愛するの風行はれたり、白河院は東大寺別當寛敏の兒童を寵し、鳥羽院は信通を愛し、宇治頼長は長季を寵したりき、尋で鎌倉室町を経て戰國時代に至りては、この風益々行はれ、美少年の爲めに往々戰争する者あるに至る、蓋し猛き武士が家郷を離れて矢石の間に馳走せしを以て、行陣の隙を偷みて一夜の春を樂まんとしてしに歸するなり、又親王以下公卿の諸家宮千代丸の色に滯せしこと家記に見えたり、永正十四年四月十五日の條に、宮千代丸昨日上洛、今晚參御禮、於小御所御酒宴云々、自註云、宮千代丸美少年有百歳云、此兒極樂元爲器用也、二三ヶ年密々々候禁中ことあり、江戸時代にも武士は尙は戰國の殺伐なる風を受けて女色を賤しむ、美觀の少年を喜び、之れと兄弟の契を結び、死を約す、當時僧侶は勿論貴族には兒小性あり、小身の武士には小草履取其他俗家間に流行し來りて終には之を驚ぐもの出で來るに至る、多くは若衆歌舞妓の役者等なり、幕府は其弊に堪へずして、承應元年之を禁せしが、更に物眞似狂言盡の名を以て之を

カケマ

再興せり、幕府は其弊を矯めんが爲めに、役者は凡て前髪を剃らしむ、これを野郎と云ふ、女形は月代の上に手拭又は眞綿、或は紫縮緬の帽子を當つ、其艶治妖嬌却て舊に倍し、益々嫵客を迷はするに至れり、元禄頃は益々流行し、寺社の扇類にさへ、野郎の嬌姿をかゝるに至る、従て野郎の中宿なるもの出来たり、野郎は大抵十二三歳より十八九歳迄にして其娼家を小供茶屋或は蔭間茶屋と云ふ、野郎中技藝ありて、舞臺に演技するを舞臺など云ひ、専ら宴席に侍するを蔭間と云ひ、諸國を廻るを飛子と云ふ、客は主に武家僧侶の徒なり、中には婦人も之を買ひたりと云ふ、その風俗もとは一種若衆姿の風を存せしが、寛保より明和安永に及びて、専ら婦女の如く、染色の振袖を纏ひ、幅廣の帯を締め、頭は烏田に結びて、袴を張り、烏を涅め、紅粉を施し、一見婦女子の如く装ひたり、而して其勢力又遊女に劣らず、當時江戸のみにして、遊里十數ヶ所、二百三十人の多きに及びたり、此他江戸には香具賣とて、物賣るまゝにて蒲家に出入し男色をひまぐもあり、寛永より元禄の頃には流行したり、元禄以後は女色漸く流行し、加ふるに寛政の嚴制に遭ひ、天保年間に至りては其遊里僅に四ヶ所、野郎二十餘人に過ぎざりき、此時又野郎姿に復す、然るに天保十三年水野忠邦の改革に、悉くこれを廢してより江戸には不倫の賣色は殆ど絶えしも、熊本鹿兒島等には、今なほ其遺風を存するものありと云ふ(寛天見聞記、江戸繁昌記、遊遊英覽、江戸の花、如園社誌)

カケマチャヤ

男色樓(蔭間茶屋)

江戸時代男色をひまぐ、一に小供茶屋とも云ふ、美少年を抱へて、客を引きよせ、嗜好によりて歌舞音曲をなし、又枕席に侍せしむ、其扱代は晝夜を

カケマ—カケン

間はず、一時の間(今の二時間)を小と云ひ、二時の間を大と云ふ、小とは初に着三種、次に着三つものを出し、酒は客の量ほど勤めて金一分なり、大は之に准じて知るべし、夜四ツ時(今の十時)より曉六ツ時迄を後座と云ひ、晝夜とも六時より六時までは仕切と云ふ、其遊客は大抵武家、僧侶多し、婦人も亦少なからず、茶屋の尤も多き所は、京都にては宮川町、大阪にては道頓堀、江戸にては彌生町なり、然るに元禄以後明和安永の頃に至りては益々流行し、其茶屋も隨て繁昌し、江戸にては彌生町のみならず、遂に、芳町、木挽町、湯島天神社内、麹町平川天神社内、神田花房町、八丁堀、市ヶ谷八幡社内、芝神前等十ヶ所に及び、男娼の數二百三十人の多きに及びり(寛天見聞記、遊遊英覽、江戸の花)

カケマト

賭射 物を賭けて的を射るを云ふ、賭射の遺風なり、貞丈雜記に、古は弓矢強弓接等なかけ物に出し、後には鳥目をも出す事になりたりとぞ、今は鳥目は申に不及、金子などを出し、射物にはかまはずして、みぐるしき射やうをして、中るを専らし、かけ物を取る事を第一として、博奕の類になりたりとあり。

カケマモリ

懸守 胸に懸くる様になしたる守札をいふ、藤中書記に、胸中懸けはなり物二つ、小袖はかま、むねのまもり御かけ候て衣をぬし候、大上臈は輪廻物をぬし候て胸のまもり御かけ候て御務めし候云々とあり。

カケン

嘉元 後二條天皇御宇の年號、乾元二年八月五日改元、代始を以てなり、三年を經て德治と改元す(國朝御文類聚に、賀老人星長曰、嘉元古吉弘、無量之祐、降之克昌之祥、普天同慶、率土合觀)とあるに據る、從三位行勳解由長官菅原

カケム—カケヤ

在兼之を勘違す(元祿別錄、年號譜) 掛席 筵にへりを付けて、暖簾の如く下るを云ふ、室町時代殿中に用ふ、貞丈雜記に、かけむしると云ふ事舊記にあり(三好亭へ御成記又東山殿年中行事にあり)、東山殿年中行事に云く、上の御末は三間、筵に九間迄は遺戸高閣也、真中に柱あり、其の際の戸兩方へ一本宛開く、此の口に掛席あり、但二枚の筵四ツに切り縁をとりぬひ合はすとあり、是れ疊の表にへりを付けて、暖簾の如く下るなりとあり、按に江次第に、上欄座に着する時、後に筵を張りたること見えたりと、殿舎の中に筵をたる、事見えざれば、室町時代より始まりたるもの、如し。

カケムシロ

掛席 筵にへりを付けて、暖簾の如く下るを云ふ、室町時代殿中に用ふ、貞丈雜記に、かけむしると云ふ事舊記にあり(三好亭へ御成記又東山殿年中行事にあり)、東山殿年中行事に云く、上の御末は三間、筵に九間迄は遺戸高閣也、真中に柱あり、其の際の戸兩方へ一本宛開く、此の口に掛席あり、但二枚の筵四ツに切り縁をとりぬひ合はすとあり、是れ疊の表にへりを付けて、暖簾の如く下るなりとあり、按に江次第に、上欄座に着する時、後に筵を張りたること見えたりと、殿舎の中に筵をたる、事見えざれば、室町時代より始まりたるもの、如し。

カケモエギ

影蒔黄 染色の名、今トクサ色など云ふ類なるべし、貞丈雜記に、宗五一番披露に、かげもえぎと申して、箱屋にて染め候、色々紋をつけて、もえぎくろみて染めたる小袖にて候とあり、もえぎ黒みあらば即トクサ色なり云々とあり。

カケモノ

賭物 射禮の時の賭布(江次第抄) カケモノジャウ 懸物狀 鎌倉室町兩時代における訴訟文書の一、訴訟の間、訴人論人互に其説を證せんが爲めに、自己の所領を賭する意を記して官に上る者を云ふ(古事類聚法律部)御成敗目録加に、諸人訴訟決時、懸物狀事、右甲乙之懸物狀之時、遂對問之處、或預、或許、或之、爲、或懸物、懸物、押押書、或所、申爲、非、懸物、以、論人之所領、可、宛、給、懸人、之、由、相互、懸、其、狀、之間、各任、食、欲、之心、彌、好、嗜、嗜、之、論、歟、自、今、以後、懸、懸物、狀、之時、於、致、懸、懸、者、早、以、所、懸、懸物、之、所、領、可、宛、給、懸人、之、旨、可、令、書、懸、也、と云ふなり。

カケヤ

掛屋 江戸時代、兩替を爲す所をい

カケユ

ふ、金員をかけ置く意より出たりといふ、幕府の掛屋は、鴻池善右衛門、白山安兵衛の二人之を勤め、淀川兩岸の堤防修繕に關する徴収金を村々より掛屋へ出し、兩替屋にてその金員を取纏めて大阪の金庫へ取込むことを掌る、幕府より手當として諸役を免ぜしといふ、諸侯の掛屋は、幕府と性質を異にし、諸大名が大阪の藏屋敷へ送付したる米穀をはじめ、その他國産を賣捌きたる代金を預り、月々江戸屋敷の入用金(年末に至り二米より三四米の利子にて精算すといふ)を送ることを取扱ふ、諸侯は之を優待し、用人格或は留守居格などを與へ、又地行或は扶持米等を給せしといふ、諸侯の掛屋は、鴻池善右衛門(加賀、廣島、阿波、岡山、柳川)山中善五郎(奥前黒田)中原庄兵衛(肥前鍋島)大層五兵衛(出雲松平)鹿島久右衛門(山口)高木五兵衛(薩摩、豐前、小倉)長田作兵衛(細川)草間伊助(盛岡)山下一右衛門(秋田)等之を勤む、その沿革詳かならず、寛文中諸大名が藏元を出入の商人に託したる頃より始まりたるものなるべし(史學雜誌、大名掛屋之關係)

カケユシ

勘解由使 トクルコシカ

ンガフルツカサともよむ唐名狗助(使)使は、太政官の乾角、中務の正南に在り、南北二十四丈、東四十四丈の地を占む、官人運督の時、前官の人任中公事の難意、官物の欠負なければ、新官より解由狀を與ふるを、此使局にて勘解する職掌とす、勘檢の有様は、延喜勘解由使に詳しく見たり、長官一人、從四位下、次官二人、從五位下、判官三人、從六位下、主典三人、從七位下、史書八人、書生十人、使部、天平以後地方官吏放縱にして、國守交替するも解由を與へず、或は解由田の賦を争ひ、朝廷懸々令すれども止まず、因りて桓武天皇始めて

カケヨロヒ

掛甲 「ケイカフ」を見よ。

カケリウ

陰流 新陰流(シンカゲリウ)を見よ。

カコ

水手(水主) 棹櫓を取りて船中の事を治する人、櫓子の義、「フナコ」ともいふ、書紀神功皇后五年の條に、竊分船及水手、載、載叱早岐、云々、とみえ、フナコともみたりしが、應神天皇の頃より「カコ」といへるが如し、應神十三年紀一書に、天皇幸、淡路島、而遊獵之、於是天皇四望之、數十乘鹿浮、海來之、便入于播磨鹿子水門、天皇謂左右曰、其何樂鹿也、泛巨海、多來、中略、對曰諸君、是年書之難、故仕、不、得、忘、朝、故、以、己、女、髮、長、髮、而、貢、上、矣、天皇悅之、即、喚、令、從、御、船、是、以、時、人、號、其、著、岸、之、處、曰、鹿子水門、也、凡水手曰、鹿子、蓋、始、起、于、是、時、也、とみえたり、武家にては平家物語通稱の條にも水手と見え、建治二年北條高麗を征せんとして、水手を徴し、事東寺百合文書に見えたり、其後諸家に之を置き、海戰の用に供したり(武家名目抄)〇江戸幕府の時、御船手の下に屬し、船に乗り、船をあやつることを掌る、即ち舟子なり、大阪、駿府、浦賀、

カケヨ—カコ

カコ

勘解由使を置き、之を勘檢せしむ、延暦十六年九月長官次官判官を任じたること、公卿補任に見えたり、平城天皇大同元年六月勘解由使を廢す、淳和天皇天長元年九月復して長官一員、次官二員、判官三員、主典三員、史生八員を置く、文德天皇天安元年十一月始めて官位を改めて右職員の如く一定す、武家執政の世となりて、全く有名無實とはなりたれども、尙ほ長官は參議辨官より兼ね、次官は名家五位の人を任じ、判官は六位の文筆に堪能なる者に任じたり(續紀、三代實錄、類聚國史、三代格、延喜式、職原抄)

カコ

山田等に之を置く、尙ほ詳しくは、船手頭(フナテガシラ)の條を參看せよ(掌中太極圖)

カコ

鉸具 腰帶をとむる金具、又腰の邊櫃を掛くる金具にも云ふ、和名抄に、揚氏漢語抄云、鉸具、腰帶及鞍具、以、銅、鐵、革、也、と見え、箋註に、古事類聚有、鉸、以、束、之、所謂、帶、鉸、是、也、靈異記云、靈寺解、作、帶、鉸、實、亦、是、以、其、所、餘、帶、之、腰、間、後、世、呼、爲、上、手、者、其、遺、制、也、云々、今、世、革、帶、無、鉸、其、製、與、古、不、同、若、鞍、具、至、今、亦、有、鉸、廣、康、字、典、今、凡、刀、柄、鞍、首、皆、有、三、釘、鉸、即、此、物、云々、漢語抄に、腰の「カコ」と云字は何ぞ、鉸具又は鉸具と書く、體に限らず、公家の裝束の中石帶等具也、腰の頭の邊櫃を懸る所、彼の形を模する故に鉸具と云ふと見えたり。

カコ

駕籠 乘物の用に供ふる器具、儀訓採には、カゴムの義なるべしといへり、江戸時代、其製の細しきを乗物と稱し、粗造なるを駕籠と呼び習へり、新撰字鏡に、駕の字を「ノリモノ」と訓せり

各種類に因りて製造異なるれり、然れども概ね竹木を組み立てて之を作り、粗なるあり、精なるあり、別圖につきて其趣を知るべし、四季草に云、婦人の乗物に漆塗、蒔繪などのしたるもあり、又めんぷんとて純子などにて包みたるもあり、又機部とて蘭の席にて包みたるもあり、出家の乗物は、簾にて包み、漆ぬりたるもあり、駕籠といふ物には、腰に竹籠を組んで張り付く云々、徳川氏延寶九年七月町籠の作り様を制定す、曰く、長三尺三寸五分、横二尺四寸、上一尺八寸五分、軒の出端一寸五分、但し四方共葦木幅二寸、角籠物、腰の縁六分四方の折廻し、但四方につか一本宛入、腰の籠外より見え、高三寸五分、但葦張外皮目竹籠甲、但折返し七寸、前一寸五分、前後共にござ包、掛籠前一蓋、後は小あき

カサイ

カサイウチ

葛西氏 姓は平氏、村岡五郎 其文の二男忠頼より出づ、忠頼の子孫父又六郎將常の子武常豊島に居し、下總葛西を領す、其子常家葛西六郎と稱す、廉家以來豊島氏と稱す、豊島三郎清光の時源頼朝に從て兵を擧ぐ、其の子清重同じく頼朝に仕ふ、豊島及び葛西を兼有す、因て子孫葛西を氏とす、文治五年頼朝の奥州征伐に從て戦功あり、磐井、伊澤、牡鹿等數郡の地を賞せらる、世々石巻城に居す、五代清宗六代清貞父子鎮守府大將軍顯家に從て、南朝に忠勤す、十七代晴信の時天正十八年豊臣秀吉小田原陣に會せざりしを以て、領地を沒收せらる、晴信居せず、浦生氏等の兵と戦ふ、然れども終に敗れ力竭きて自殺す、葛西氏凡そ十七世四百二年にて滅亡す(香妻鏡、伊達行朝勤王事歴考、葛西系圖)

カサイガヤツ

葛西ヶ谷 相模國鎌倉郡小町村滑川の東南今寶戒寺の境内 治承以後葛西三郎清重に給ひしより此名ありと云ふ、承久三年五月後鳥羽上皇宣旨の御使押松丸を當所にて捕ふ、建長三年山崩れ大坂倒れ多數の人を殺す、元弘三年五月新田義貞鎌倉を攻めし時、北條高時此地に引籠り、長崎次郎高重、周防七郎左衛門尉經頼等討つ、大雲きて北條氏一族七十餘人皆自盡し北條氏亡ぶ(新編相模國風土記)

カサイキヨシゲ

葛西清重 葛西三郎 耶と稱す、剃髮して童僧入道といふ、姓は平氏、

カサイ

秩父の別族、豊島三郎清光の子、性勇武にして物を愛す、源頼朝安房に敗奔するの時に當て忠勤を盡す、頼朝上總に赴く來り屬する者多し、江戸重長獨り從はず、因て清重に命じ重長を誘殺せしむ、葛西江戸同族なり、然るに清重を遣はすもの其誠心なきを以てなり、頼朝曾て重長の地を没して清重に賜はんとす、清重重長を庇護して受けず、頼朝爲めに感じて重長の地を没入せざりしと云ふ、後に九子莊を賜ふ、



(集菟掛纂編料史)藏所氏彦文機大京東

カサイ—カサヲ

能の者二十一人を運び、獨り弓矢を帶せしむ、清重復孤る、凡頼朝の出入に隨從せざるはなし、其陸奥にあるや、母家において疾む、頼朝使を遣はして訪問し清重に報す、其深遠せらる、此の如し、和田義盛の亂に力戦功あり、後ち壹岐守と爲る、承久の役、大江廣元と鎌倉に留まり軍謀を參決す、伊賀光宗亂を爲し、人心恟々、鎌倉騒然たり、清重小山結城等と共に之を鎮撫す(大日本史)

カサヲリエホシ

風折烏帽子

烏帽子の一種、立烏帽子を筋違に折伏せたる體のもの、風にて吹き折られたる様なるにちかくなづ、木名を平禮と云ふ、ヒレとは、ヒラメク、意にて、折たる烏帽子の總名なり、是れ古の烏帽子は柔なる故に、ヒラメキたる故にかく云ふ、平禮考に、平禮は、古名にして、風折は新名なるべし、古書に風折といふ名目なし、皆平禮とあり、風折といふ名は飾抄には見えす、四三條裝束抄三光院内府記等には、風折の名見えたり、其頃より云ひ習しなる事か云々といへり、但し平禮を風折と唱ふるこ



(載所會通帽冠)

風折烏帽子



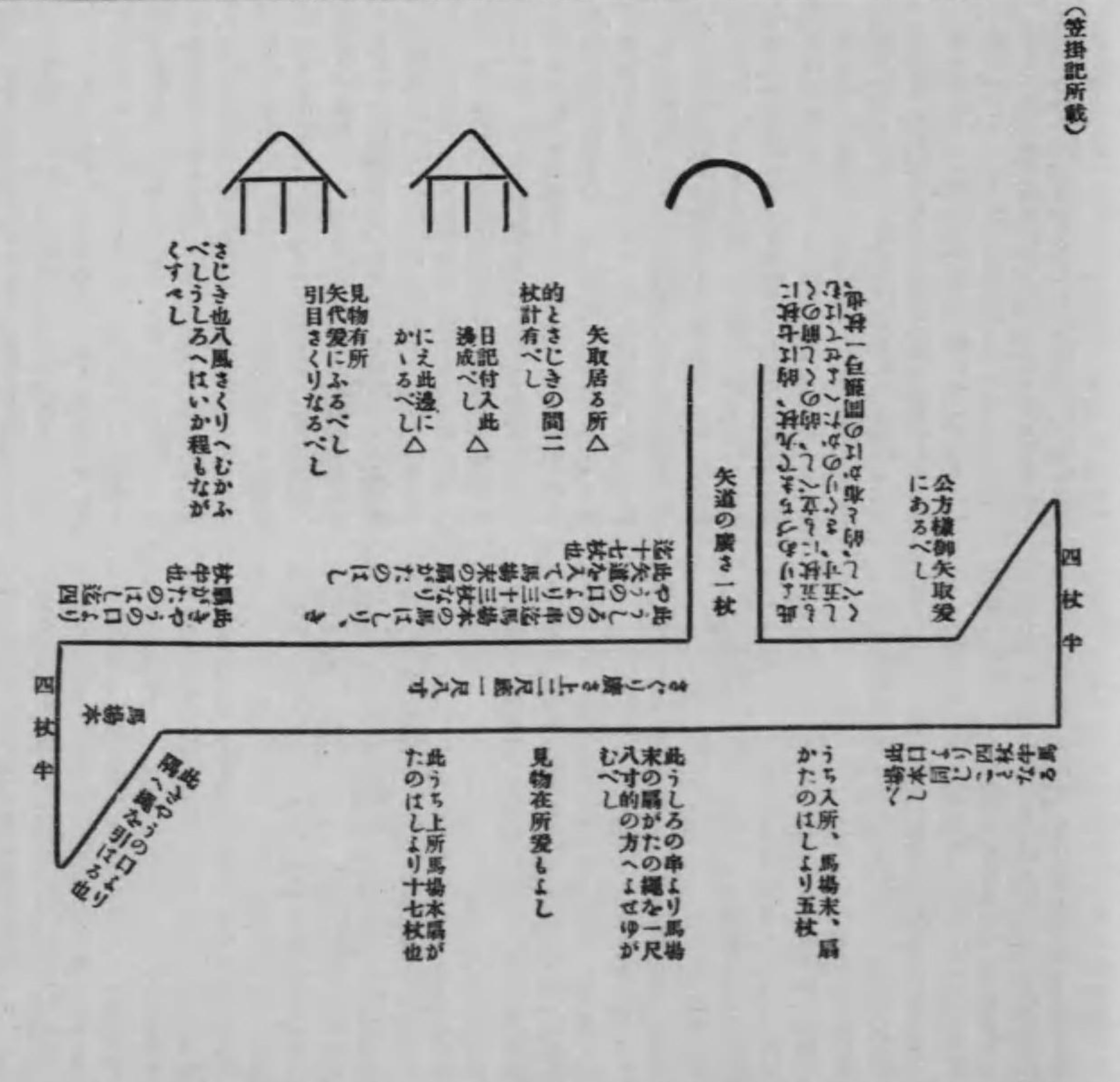
(載所記雜丈貞)

云ふ事にはなりたるなり、公家武家共に用ふ、多くは略式に用ひ、布衣直垂持衣等常用の時に被るなり、又馬上、鷹狩鷹鳴等に之を用ひ、地下諸大夫醫陰輩殿中にも常用す、左

カサカ

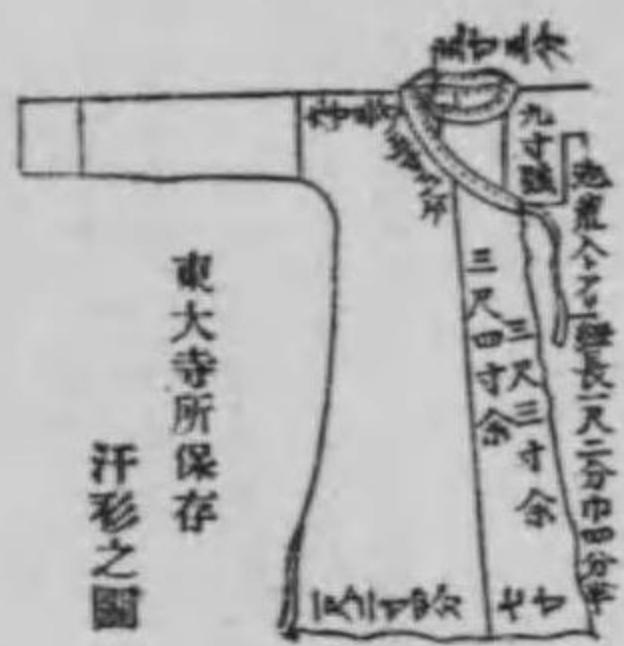
折、右折あり、左折は右の手を舉げて左の方へ折り伏せたるを云ひ、右折は左の手して右の方へ折り伏せたるを云ふ、詔事口訣に、烏帽子に左折右折と云ふ名目は、よからぬ事とぞ、右あがり左あがりと云ふべし、顔の前の方のくはか成る處の、高く出でたるもの、着る人の右の方たかきを、右あがりと云ふ、烏帽子の折目も右へ折る、左同事なり云々とあり(衣文墨書訓、裝束要領抄、三光院内府記、貞丈雜記) カサカケ 笠懸 扇射の一、もと笠を懸けて的となし、を以て名づく、後には板の上に革を張りて的となし、矢は喜目を用ふ、家々によりて其式異なれども、今笠掛記を引て一般を示す、同書に云、射手人数の事幾人とも不定、馬場へうちつれて出て、馬より下、的かけさせ、射手ひもおさめ、引目袋より取出し、ひしきめおこし、ゆがけさしなどして、馬場本にてのりつれ、一騎つ、先通し候、靜に次第に打選り、一番通したる人より射べし、射はては、馬場末にて各馬より射り、香をぬぎ、ゆがけをまき、組結び、引目袋に入て、馬場本のかたへ馬をばさぐりを引せ、射手も馬場本へ行、馬場の外より馬に乗連て選るべし、但馬場の横によるべしとあり、射手は、直垂に行儀をばく、神事笠懸には行儀のきり横懸じ、諏訪の神事には御笠をかけて射る、馬場は、馬場さぐりの遠さ一町、廣一尺八寸、深五六寸許、矢道の廣さ弓杖一杖、的場の遠さ弓杖九杖に打て、八杖に立つ、塔の高さ一尺五寸黒モンシの木にて作る、弓手の方を男塔、馬手を女塔と云ふ、塔とさぐりの間一尺五寸許、馬場末馬場本同様に馬を選す様にす、馬場本より後の串まで三十三杖計〇的は、檜木の厚さ五六分なるを裏板とし、表には牛革を張りて、革と板との間に綿を入る、大きは徑一尺

(笠掛記所載)

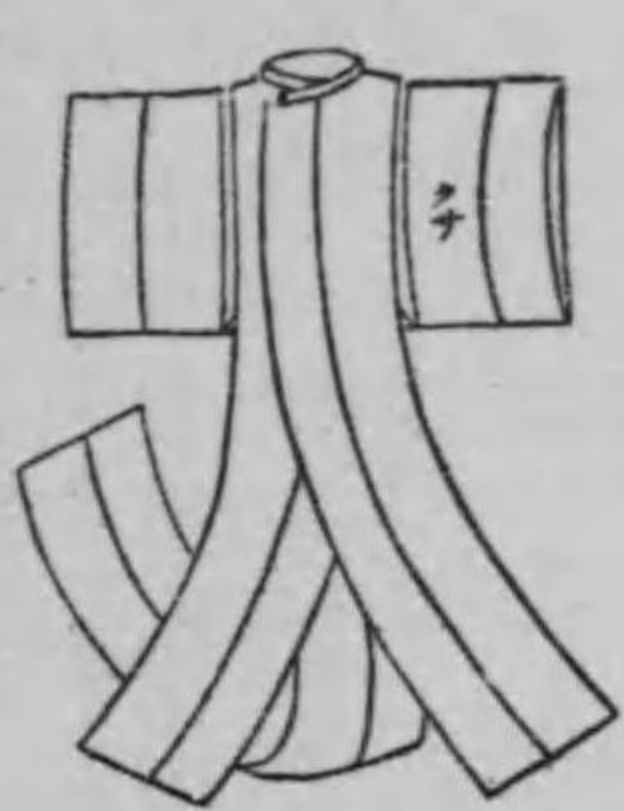


カサミ

彩の字音のまゝ稱せしなり、汗は汗を取る義、彩は單の短衣を云ふなり、奈良時代は東大寺所蔵の天平四年四月の汗彩(圖を見よ)にて其の一般を想像することを得ることも、其の後のことは延喜殿式に、汗彩の料帛三丈七尺五寸と見えたりとも詳かならず、童女のは桃草子に、尻長と云ひ、また櫻のかざみ、崩黄紅梅など、いかじくかざみ長くしり引きて」と見えれば、後の方殊に長かりしなるべし、雅亮装束抄に、東抄に、汗彩一丈五尺、まへ一丈二尺、あし一尺にして三寸を出して帯、す、おほく



(載所考飾服世歴)



びのすそ六寸出してひろきを下にす、前よりおほくびは上廣にすべし、袖の廣ふたのにて二尺一寸、くびの長三尺かりぎぬのくびの高二寸、くびの長三尺かりぎぬのくびの襟にさすなり、背よりくびを出す、はたそで面ばかりを直衣袖にす、打重二尺三寸と見えたり、猶時代に依て織縫の異同あるべしと雖も、

カサミ

今得て詳かにしがたし、良親儀式に、踐跡大尊祭中、風俗歌人兩國男女各二十人、裝束、男袖布摺袴各一領、襪子汗彩半臂各一領(中略)女各領巾一條、襪一領、長袖袴一領、汗彩一領(中略)と見え、延喜十四年三善清行意見封事に、貞觀元慶之代親王公卿、皆以生葉紫絹爲夏汗彩云々とあるは皆汗取の汗彩なり此のものを大帷子と改めて、童女の上衣を(着用の圖)



のみ汗彩と云へるは、何頃なるか詳ならざれども、童女の汗彩を着けしは、西宮記及び天徳歌合にみえたるを始めとすべし、而して西宮記の頃は、汗彩を着くるに、總角を結びて、半臂、下裳、表袴、下袴、平帯、内親王は、腰はしき玉の帯をさし給ひ夫より以後は、總角を結ばず、髪長くさげ、面、鞋、單、表袴、腰袴、平帯

ガサン

を着け、永曆平治に至りては、和の上に表衣を着、其上に汗彩を着けしといふ、藤原重、柳重(表白、裏を云ふ、夏は卯花と云ふ)黒(萱草色、鈍の黄はみたる色、凶服なり)女郎花(面の經青、わきは黄にて裏黄なり)蘇芳、紅梅、青白梅、白重、青梅、藤原、青朽葉、朽葉、赤色、五重、蒲瀨、蓬蘇芳、三重等あり(女官飾抄、雅亮裝束抄、花鳥餘情、河海抄、羽倉考、後松日記、歴世服飾考)

ガサン 装束(セウキ)を見よ、カサモチ 笠持 諸家の行列などに、長柄の傘を持つ供人をいふ、カサヤマヒ 笠屋舞 女舞の一種、慶長の頃よりあり、歌舞音楽略史に、是はもと大頭(藤原)に在し者なり、醍醐天皇に、大頭勳進舞の賜に笠屋ツレに池淵といふものありしが、折ふしわるう雨ふりしに、雨ふらば笠をかきせよ大かかしら、こいもかしこも池ふちとなる」とあり(遊遊笑覽)尾崎雅喜が詳書一覽に舞の本と標して、演いで、いわうが鳥、以下三十六番の目録を舉げ、其下に云、中古の舞の譜本にて、草子に類するものなり、古雅なる文句多くして、おもしるきものなり、此書にて中昔の俗語などを考ふるに尤宜あり、多田義俊が三十箇條放實辨に、此舞の書の詞の解しがたきものもを出して、注釋を加へたりとあり、此舞曲は諸曲とは又別にして、幸若の類なり、八文字屋自笑が作の樂短氣(元祿の頃の書)に、野郎の事をいふとして、三十六番の扇の手を、目の眩ふほど稽古し、などあれば、其頃までも舞ひし事ながら今は聞えず」と見ゆ、カサリウマ 飭馬 馬具を以て装束せし馬をいふ、裝馬又は鞍馬とも云ふ、書紀欽明天皇紀元年に、以三鞍馬贈使厚相賀敬とありて、釋日本紀に、

カサリ

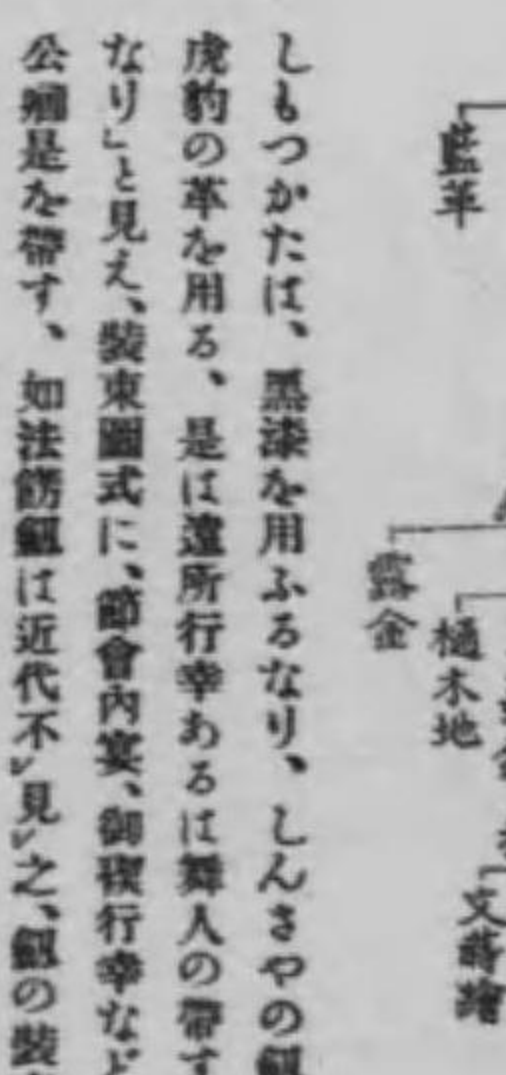
鞍馬「カサリマ」と見えたるが、朝廷に飾馬を取扱はれたる事の物にみえたる始めなり、又書紀推古天皇紀に、十六年秋八月辛丑朔癸卯、唐客入京、是日遣三節騎七十五疋、而迎唐客於海石橋市衙、また同十八年冬十月己丑朔丙申、新羅任那使人藤原於京、是日命三額田部連比羅夫、爲迎新羅客、莊馬之長、以三勝臣大伴爲迎任那客、莊馬之長などありて、何れも唐客の來朝の時用ひたるもの如し、その製未だ詳かならざれども、和名抄鞍馬具の部に載せたる中に、唐鞍の飾に用ふる香葉雲珠などの名見ゆれば、唐鞍の如き製にてあるべきか、中昔より昔に用ふる飾馬の品種あり、今其種類を示せば左の如し、詳しくは各條を見よ、唐鞍 鈴唐鞍 和鞍 御幸鞍 移鞍 水干鞍 御共鞍 六位鞍 前驅鞍 結鞍 飾をよめり、カンムリの様を見よ、カサリグシ 飾串 冠に附くる物、皇極紀に、カサリグシマ 飭車 賀茂祭の時、公卿等が風流を盡すが爲めに、裝飾を施したる牛車をいふ、西三條裝束抄に、飭車とは風流の車事也、賀茂祭の使或御前近或見物車等風流を出す也、治承三年四月十一日山槐記曰、加茂祭、近衛使少將顯家朝臣車(車當色、皆五節の風流を用ふ)綱代(赤地錦を張、上ばかりなり)色紙形(色々の錦を押す、上ばかりなり)物見(青玉を以石だ、みの形を貫て、是を懸、但下の方一尺の程巻上る)物見の下(地唐銀薄を居て、其上に牡丹唐草の文をかく、紺青、綠青の燕子を畫、糊綴の文を畫く、龜甲の文、紺地の錦を以銀形を押す)、前袖(左方に殿上人の直衣を着て、立たる形を影透す)、又右に童女の黄紅葉を着て立たる形を影透す、後袖(左方に丁仕紅雲薄様滿願染の唐衣を着て、透眉を着

て立たる形を影透す、右方には、衛府藏人青色の袍を着て銀を帯せしして立たる形を影透す)立板内(唐繪を畫す掛物)前慶(貫玉御簾を横なり、右の方すちかへ横に是を切る、左の下高麗帖一枚を付、其縁を繪、其上へ東京の錦の面を付る、五節所賣子の體也、後慶(貫玉御簾を横也、右方金網の帽額あり、打出紅白出)鞍村流(紫と青との葉あり)、遺繩(紅白打交葉總あり)牛(葉黃院御牛)右飾車色々ありといへども、皆此類風流也」と見えたるにて其大要を知るべし、カサリセウ 飾抄 三卷、詳書類從裝束部百十四に收む、天皇、太上皇以下、服飾の故實を述べ、代々の記録を引き、著者の案を加へたるもの、上巻には、衣の部とし、袍、下裳、表袴、打衣、襦、大口、腰、扇、帖紙、直衣、奴袴、布衣、衣冠、冠、布袴等、中巻には、身具の部に、冠、烏帽子、老懸、銀、平緒、帶、弓、箭、笏、履、禮服部に、冠、大袖、小袖、單、裳、綾、玉佩、牙笏等、下巻には、近衛次將甲の事、諸司小忌、大禮若し豐明節會小忌、舞人擲頭小忌、乘物具の部に、車鞍、馬具等の圖を記せり、元享二年五月五日、吉田内府、文明十八年從一位源朝臣通秀、十八年、天正十七年等の典書あり、(一)螺鈿 飾太刀 裝飾を施した



カサリ

る太刀、勅授帶銀の人、公事の時佩用す、五位以上に應ずこと延喜正式に見えたり、(二)藤繪 飾、金、銀等あり、大臣金作、大納言銀作りなること定まりしが、足利以後制度亂る、風故抄に、横刀武家勿論、文官も勅授帶銀の宣下有て帶するなり、古は官によりて、金銀づくりのかはりも有しなれども、近き頃はあるに任せて、金銀の沙汰に及ばず、紫頁(二)藤繪 白鞍柄等、藍草、有文藤繪、朝ラシ手懸子、眞金銀玉、公もしるさせ給か、公卿防太刀、木地藤繪、藤繪細等用ひらる、但公事によりて變れるなるべし、又藤繪の銀は、細相雲客共に帶銀の人用らる、藤繪細と云ふも通用の物なり、是を地まきみにして、裏表に木地に藤を入れ、其中に貝を摺るなり、六位より(三)螺鈿 金作、白鞍、藍草、紫檀地泥地等、文珠細摺、文藤繪、藍草、眞金



カサリ

しもつかたは、黒漆を用ふるなり、しんさまの銀は虎豹の革を用る、是は遺所行幸あるは舞人の帯するなりと見え、裝束圖式に、節會内宴、御行幸などに公卿是を帶す、如法飾は近代不見之、銀の裝束、

カシハ

ふ書卷九十四に、日本の風俗を記したる所に、俗無二盤俎(藉以餅葉)と見えたり、盤俎は人食物を載する

カシハデ 膳 要膳の事を掌る人、又僧侶の役名、後七日法の佛供を調ふ、東寺職掌之を勤む、

カシハデノオミ 膳臣 上古の職名、天皇供饌の調理を掌る部族の長をいふ、

カシハデノツカサ 膳司 「センシ」を見、カシハデノツカサ 膳部司 齋宮寮十二司の一、サイケウレウを見、

カシハデノツカサ 主膳監 「シユセンカ」を見、カシハドノ 柏殿 朝廷の膳部を司る所、又神祇官内の神供物を調達する所をも云ふ、(大内裡圖考證)

カシハナガシ 柏流 風日祈祭に、みつな柏を流して吉凶を占ひ問ふ事をいふ(倭訓考)カシハノモン 柏紋 紋所の名、柏の葉を以て紋と爲したるもの、諸家に因て種々の形を用ふ、



(圖一第) (圖一第)

カシハラノミヤ 樞原宮 欽火白樺原宮(ウネビノシラカシハラノミヤ)を見、カシハラリウ 樞原流 樞原後重の創めた

カシヒノミヤ 香椎宮(樞日宮) 件哀天皇の行在所、筑前國糟屋郡香椎村大字香椎、天武天皇の八年正月、熊襲を討せんとて筑紫に幸し、離縣に到りて、此地に居す、翌年天皇此地に崩す(書紀、首府沿革論)

カシハ 歌集 歌を集めし書籍

カシハ

カシハ 歌集 歌を集めし書籍

カシハ

葛西實記に見えたり、(一)違ひ柏(柏の一葉五に違ひ重りたりもの)蓋部氏用ふ、(二)丸に違ひ柏は、加納氏

カシハバサミ 柏夾 樞の一様、「エイ」の條を見、カシハラ 柏原 丹波國水上郡○柏

カシハラノテンワウ 柏原天皇 桓武天皇(クワンムテンワウ)を稱す、御陵柏原に在るを以てなり、カシハラノミササキ 柏原陵 桓武天

カシハ 歌集 歌を集めし書籍

カシハ 歌集 歌を集めし書籍

カシハ 歌集 歌を集めし書籍

カシハ

皇の御陵、山城國紀伊郡福内村大字堀内に在り、延喜式の時、光城東八町、西三町、南五町にして、尙ほ丑寅の方に二半一谷を加ふ、(一)初め深草山柏原に在りしが、大同元年水害の爲め毀損す、由て伏見山松原に移す、明治十三年古墳を發見して其地を制定し、帝陵の標を建て修理を加へらる、(二)一隅抄に、山陵志曰、伏見築城の時帝陵壞、非也、柏原陵、蓋今桃山西北、而宇五瓦大町梅谷(又字堀向)是已、云々、と見えたり(延喜式、山陵志、山城名跡志、陸奥一覽)

カシハ 膳部 大膳職に隷屬して、日常の庶食調達を掌るもの、人員百六十人、文武天皇大寶元年に制定して置かる(令義解)

カシハラノジングウ 樞原神宮 和國高市郡白樺村大字欽傍○官幣大社、神武天皇、敏達天皇、額田天皇、天智天皇、天武天皇、中州を平定し、宮室を欽火山の東南樞原に經營し、三種神事を正殿に奉安し、即位の大禮を奉げ給ふ、是を欽傍樞原宮と稱す、此地は皇祖の聖蹟にして、萬世不替の神業を創め給ひし所の靈地なるが、綏靖天皇以來の遷都にて、舊都荒廢し、年代の久しき、地變じて其址詳ならずしが、明治に至り、大和國高市郡高取の人西内成邦氏に聖蹟の埋没を歎き、廣く史乘に徴し、善く口碑を訪ひ、此地の舊址なるを確め、先づ一大新を建て、之を不朽に傳へんことを内務省に出願し、尋で之に係る必要の地所若干を寄附し、更に計畫を改め、規模を大にせんと欲し、自ら主唱者となり、同志四十一名と謀り、明治二十一年五月一日大社殿を建設し、神武天皇及び皇后の尊靈を祭り之を樞原神宮と稱せられんことを、地方長官に出願せり、地方長官之を内務省に稟請せしかば、同年七月初特許に舊内裏の内侍所神蓋

カシハ 歌集 歌を集めし書籍

カシハ 歌集 歌を集めし書籍

カシハ 歌集 歌を集めし書籍

カシハ 歌集 歌を集めし書籍

カシハ 歌集 歌を集めし書籍

カシハ 歌集 歌を集めし書籍

カシハ 歌集 歌を集めし書籍

カシハ 歌集 歌を集めし書籍

カシハ 歌集 歌を集めし書籍

カシマ

カシマ 歌集 歌を集めし書籍

カスガ

天皇天慶二年十一月報賽に幡帛走馬神寶を奉り、泉天皇安和元年興福寺東大寺と争ひ、志を得ざるを以て、神木を捧げて入洛強奏す、これより僧徒、神人等意を得ざることをあはれ、神木を捧げて禁園を犯し、権門を叩きて懲罰し、横暴を極めたり、カスガノシノボク(参看)圓融天皇天元五年七月音楽走馬を發遣し、一條天皇永祿元年三月行幸し給ふ、春日行幸此に始まる、崇徳天皇保延三年二月、興福寺僧徒七千餘人春日神禮を捧げて勸學院に入て事を訴ふ、初安和より僧徒等動もすれば、此舉ありて横暴甚だし、四條天皇元暦元年奉幣使に四位を用ひ、尋で三位已上人を用ふ、後宇多天皇建治三年正月蒙古の事に依りて始めて臨時祭を行ふ、正應三年二月後深草院の御願に依りて始めて臨時祭を行ふ、後二條天皇嘉元元年六月神厨火災あり、後村上天皇興國二年七月北朝光明院、河内國楠葉園を本社造營料に充しむ、應永十四年六月造營あり、造營の巡年二十一年或は四十一年といへり、藤原氏春日神を崇敬せしより、齋女を置て賀茂齋院に擬ひ、神封を寄せ、祭料を班つ、この多き、諸社又比類なし、歴世繁盛を極め、行幸御幸の例も少なからず、明治四年五月官幣大社に列す、祭祀は、二月十一月の上申日を以て行ふ、(カスガノマツ)を見よ、○本殿、南門を北に向ひて入る権門あり、門内に四社相並ぶ、第一殿は東方に在り、第二第三第四と順次西に並ぶ、権門にある鬼形の釣燈籠は慶長十八年の撰文在り、直會殿、門を入りて正面に在り、祭の時上卿内侍等参向の時儀式を執行する殿なり、清和天皇の勅願によりて貞觀元年三月建立す、一條天皇寛仁元年此所にて、法華八講を修せしより八講殿と云ふ、○幣殿、直會殿に接す、勸使所の奉幣所なり、同じく貞觀元年建立する所と云ふ、○内侍所、

カスガ

本殿の西方に在り、春日社造營の時、正體を之に移し奉る、故に又遷殿とも云ふ、○御供所、大治元年正月關白忠通の創立する所、御供を奉る所なる故に名づく、堀河天皇康和三年九月初めて御供の御供を獻す、明治十九年六月焼失し、二十一年再建し神饌所と改稱す、○著到殿、權本社の西南向に在り、延喜十六年二月の創立なり、春日祭の時勸使以下の奉行人等、京都より下向して此に宿する故なり、○攝社末社多し、其の位置を定めて内院(權の内)中院(權の外)外院(權の外)境外の四區に分つ、大凡三十六社あり、手力雄命は内院に、角振明神は中院に、權本明神は外院に在り、古へは春日山に在り、之を地主神と云ふ、春日社に詣づるもの必ず先此社に詣つと云ふ、酒殿及び龍殿神祠並に外院に在り、○若宮、本宮の南一町餘に在り、天兒屋根命の子天忍靈根命を祭る、崇徳天皇長承四年始めて鎮坐す、其前に拜殿あり、神樂を奏する所なり、故に神樂所とも云ふ、若宮の南石階の下に手水屋あり、御供所にして大國主命及び其紀を祭る、本殿四社、直會殿、幣殿、門庭、祭器庫、板藏、著到殿、車舎、若宮拜殿、手水屋は何れも、特別保護に屬す、○寶物中羅太鼓、赤銅造太刀、耳木短刀、菊造短刀、籠手、木造舞樂面等は國寶となれり、○神職は、延喜の時、神主、物忌各一人、預、神部、禰、守神、祓仕丁各二人、膳部八人、卜部二人あり、後大中臣中臣の二氏あり、中臣の族は、修行正預、權預、加任預、神宮預、權預、次預、新預等に、大中臣の族は、神主、權神主、新權神主に補任せらる、其他神官凡百七十餘人、○社領は、大同中三十戸の封戸ありし、と新抄格勅符抄に見えたり、治安元年十月添上全部を寄せ、永保二年七月社邊の田畑を寄せたり、藤氏の盛時には其所領極めて多かりしが、史料少くして詳かならず、

カスガ

文祿四年豊臣秀吉社領三千二百六十石を寄す、元和三年徳川氏春日社神供田燈明田として三千四百餘石を寄せらる、(大和志、神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑、神祇部、國寶目録、大和志料)

カスガノシノボク 春日神木
春日日明神の神體と爲したる神木にて、古來神と云ひ傳へたれども、今日植物學者の說によれば、櫛にあらすしてナギの木なりと云ふ、春日神社の神人、及び興福寺の僧徒等、少しく意に滿たざることあれば數千人相率ゐて梓櫛木に鏡を懸け、之を捧げて京都に入り禁園を犯し、権門を叩き以て懲罰す、之を世に稱して神木入洛といふ、神木入洛するや、朝廷にては入洛中は節會を廢し、公事を停め、専ら謹慎を表し、歸座するに及びては、大抵奉幣使を本社大原野吉田の三社に發遣するを例とす、(大原野吉田は春日の神を分祀する所にして、藤氏の氏神三社と稱す)又神木入洛の時には、藤氏の公卿奔走して訴訟の聽納せられんことを乞ひ、若し納れられざる時は、擧りて参朝せざる事もありき、(参見)冷泉天皇安和元年東大寺と興福寺と争ひ、志を得ざるを以て七月十五日入洛して懲罰せしを始めとす、堀河天皇寛治七年八月二十六日、近江守高階爲家の神民を凌辱せしを訴へんが爲めに入洛す、二十八日爲家土佐に流され、縁坐の罪は見任を解き、或は願願して事止む、爾來前代神人の意に滿たざる事ある毎に懲罰す、鎌倉時代を通じて衰えず、後圓融天皇以後入洛なしと雖も、神木の勸座せしことは室町時代實徳寛正明應中までありしこと、康富記大乗院日記目録等に見えたり、(百練抄、勸神記、櫛葉日記、古事類苑神祇部、大和志料)今神木入洛に係る年表を大和志料所收の大宮氏記録によりて左に示す、但し遷座のみにして入洛せざる

カスガ

ものしあれど併せ載む、

遷座	歸座
安和元年七月十五日	同二十三日
寛仁元年六月二十二日	同九日
治暦二年三月七日	同二十八日
寛治七年八月二十六日	同二十二日
天永四年四月二十七日	同日
永久元年閏三月二十日	同二十四日
同 四年五月十二日	同四月二十九日
保安元年八月二十日	同八月二十一日
保延五年三月二十六日	同二十一日
久安元年七月十二日	同二十日
同 六年八月五日	同十月四日
永萬元年十月十六日	同十一月十一日
仁安二年五月十二日	同二十八日
承安元年九月十一日	同二十九日
同 二年十月二日	同二十四日
同 三年十月三日	同八月十二日
治承四年十二月十六日	同三年十月二日
建仁元年九月三十日	同七月四日
建暦三年十一月十四日	同三月十一日
建保二年八月四日	同二月二十七日
安貞二年五月十日	同三月六日
同 年十二月二十一日	同三月九日
天福二年六月	同三月十一日
同 年七月四日	同三月十一日
文暦二年七月二十七日	同三月十一日
嘉祿元年十二月二十一日	同三月十一日
同 二年七月二十八日	同三月十一日
建長八年七月九日	同三月十一日
正嘉元年七月二日	同三月十一日

カスガ

文永元年七月二日	同九月二十一日
建治元年五月五日	同八月二十一日
同 三年六月八日	同十月十日
弘安元年七月二十一日	同二十六日
同 三年十二月十六日	同二十九日
同 四年九月二十五日	同五年十二月廿一日
正應四年正月十七日	同二月二十三日
同 年十二月二十七日	同五年四月二十一日
永仁二年十月五日	同三年五月四日
同 三年十一月二十八日	同四年八月二十一日
正安三年正月五日	同九月二十九日
同 四年三月十五日	同六月二十八日
同 乾元元年十二月二十九日	同二年正月十九日
同 二年八月十八日	同九月十四日
嘉元四年六月二十三日	同七月二十六日
徳治二年十二月十二日	同三年七月十三日
正和元年四月十三日	同二年八月十六日
同 三年三月十二日	同八月十四日
文保二年七月十三日	同二十日
元應三年二月十四日	同三月十二日
元亨元年八月六日	同十月七日
正中二年六月二十四日	同十二月十五日
嘉暦二年三月八日	同十二日
同 年八月二十二日	同九月十五日
建武二年六月十四日	同七月十一日
同 三年十一月二十七日	同十二月二十六日
暦應二年十一月九日	同三年六月二十日
同 三年十月二十四日	同四年八月十九日
康永三年十一月十八日	同四年七月十九日
貞和三年七月二日	同四年二月十二日
同 四年七月八日	同八月二日

カスガ

文和四年九月六日 同五年正月十三日
 延文元年七月十二日 同二年三月四日
 貞治三年十一月九日 同十二月十九日
 應安四年十二月一日 同七年十二月十七日
 永和三年九月二十六日 同十一月二十六日
 同 四年十月九日
 康暦元年八月十三日 同二年十二月十五日
 寶徳三年
 寛正六年
 明應十年二月二十八日

カスガノツボネ 春日局
 藤、名は福、法名を麟祥院仁瀧了義といふ、(参見)藤内藏助利三の女、母は稻葉通明の女、(参見)稻葉重通の美女となり、其子正成に嫁し、正勝、正定、正利の三男を生む、後ち故ありて離別せしが、慶長九年徳川家光の生るゝに及び、召出されて乳母となる、幾干もなくして家光の弟忠長生る、幼より敏達にして才氣あり、將軍秀忠及び夫人淺井氏並に之を寵し、遂に家光を廢嫡して儲嗣に代へんとするの意あり、局深く敬慕し、言を伊勢參宮に托して駿府に趣き、密に家康に訴ふ、家康之を聞き暗に將軍夫妻を調戒する所あり、廢嫡の事遂に止む、既にして家光軍職を襲ひ、尋でまた母御淺井氏の幾するや、局に命じて大奥の政を總べしむ、されば局の威權頗る大なりしも、資性忠貞にして且つ慎重なりしが故、内外の人に畏敬せられし而已ならず、幕府大奥の紀律の如きも、専ら局の制定する所なりといへり、寛永五年後水尾天皇幕府の所置に憤る事あり、俄に位を皇女一宮に譲らんとし、旨を關東に傳ふ、時に局は前將軍秀忠の内意を受け、伊勢參宮、清水寺參詣と假稱して京師に至り、參内して親しく天顏を拜し、御憤怒

カゼノカタイ

カゼノミヤ 風宮 「カゼノミヤ」を見よ、カゼフルヒレ 風振比禮 風を起す比禮、カゼモノ 悴者 殿しき難役人夫をいふ(貞丈雑記)...

カセヤマヤキ 鹿背山焼 大和國奈真附近なる鹿背山に於て製造する磁器の名...

カセヤマノミササキ 加勢山陵 仁明天皇の外祖父橘清友の墓、山城國相樂郡今同郡鹿背山村古寺池側を云に在り...

カリウ 加増 武家時代知行の増加すること、カライフシ 加太夫節 一に加賀節とも云ふ...

カタアラシ 片荒 田島の隔年毎に荒るゝをいふ、即ち一年休みに作る田にて、古の易田なり...

カタアラシ 片荒 田島の隔年毎に荒るゝをいふ、即ち一年休みに作る田にて、古の易田なり...

カタアラシ 片荒 田島の隔年毎に荒るゝをいふ、即ち一年休みに作る田にて、古の易田なり...

カタアラシ 片荒 田島の隔年毎に荒るゝをいふ、即ち一年休みに作る田にて、古の易田なり...

カタウ

て世に公にす、寶永八年正月二十一日死す、年七十(近代世事談、嬉遊笑覽、聖曲類纂)...

カタウ 勘當 「カンダウ」に同じ、カタウタ 片歌 五七七の三句を以て、一首を成す歌を云ふ...

カタウ 勘當 「カンダウ」に同じ、カタウタ 片歌 五七七の三句を以て、一首を成す歌を云ふ...

カタウ 勘當 「カンダウ」に同じ、カタウタ 片歌 五七七の三句を以て、一首を成す歌を云ふ...

カタウ 勘當 「カンダウ」に同じ、カタウタ 片歌 五七七の三句を以て、一首を成す歌を云ふ...

カタウ 勘當 「カンダウ」に同じ、カタウタ 片歌 五七七の三句を以て、一首を成す歌を云ふ...

カタウ 勘當 「カンダウ」に同じ、カタウタ 片歌 五七七の三句を以て、一首を成す歌を云ふ...

カタウ

ては、更に歌學の奥儀秘事を傳授すること生じたり、これ所謂歌道傳授の始めとす、而して一説に、藤原基俊より、秘事を同族成に傳へ、後成はこれを子定家に傳へたりといひ、甚しきは、基俊は祖實之が傳を得、實之は之を字佐の宮に祈り、夢中に授けたりと稱すれども、其無稽の言たること勿論にして、俊成、定家にも、なほ秘傳などの事なかりしは、古人の既に傳せざる所なり、而して其傳授と稱するものも、歌學上の傳授とは稱すれども、更に歌學にとりて益あることにあらず、假令は、古今集中の喚子鳥、稻真鳥、百千鳥を三鳥といひ、あひおいの松、をがたまの木、めどのけづり花を三木と稱して極めて大切なる事とし、また同集二十卷に、ふるとしの巻、はつ花の巻、等の異名を附して秘事となしたるが類にて、之を源氏物語中に掲名介(夕顔の巻)を以て一部中三箇の大事とし、秘傳なりと唱へしに比すれば、更に其笑ふべきを見る、其他なほ伊勢物語七ヶ傳、百人一首の五歌、徒然草の大事、並に歌のよみ秘、講語の切字(連歌と相違ある心得の條々)和歌の十二病等のことあり、傳授にて有名なるは、東常雄より、宗祇、宗長を経て牡丹花竹に傳へたるを傳授といひ(倉柏は堺の人なるが故に名つ)竹柏より奈良の饅頭屋の傳へたるを奈良傳授といひ、宗祇より藤原實隆を経て細川幽齋に傳へたるを二條家傳といふ(治閑雜記、日本文學史)而して傳授のことたるや右に述べたるが如く區々たる事にして、極めて笑ふべしと雖も、細川幽齋が丹波國田邊城に在りて、大坂の兵に圍まれ、落城旦夕に迫りし時、後陽成天皇は、幽齋戰死して、古今の傳授技に絶えんとするを慨し、大坂方に訓戒して圖を解かしめしことある

の爲めに吉良義央を討ちし復讐は最も世に名あり、世に復讐傳といへる書あり、古今の事跡を編綴せり、明治六年二月布令を發して敵討を嚴禁す、カタキ又 肩衣 衣の上に着るもの、肩より背のみ被ひ、前は襟のみにして袖なきものをいふ、袖なくして肩のみかゝる故にかく名づく、下に中袴を着け、其上下の染色同じ、合せて上下と稱す、古今著聞集に、下袴の着る手なしといふ布着物とみえたるは、即ち是なり、後に武家の禮服となる(源氏物語)上古既に肩衣の稱あり、萬葉集山上憶良が賀野間答歌に、布司多衣の語あれども、其體列明ならず、今日肩衣と稱するものは、足利義滿内野合戦の時、正月元日出仕の面々素襦の袖と裾とを縛りて出づ、是より上下の形始まること云ひ、又松永久秀素襦の袖を取捨て、肩衣を始めとも云ふ、鎌倉年中行事に、足利成氏が金襴の肩衣を着たる事を見れば、室町時代より漸次發達せるものなるべし、されど此時代には内々の服にして、殿中にては着用せざりしが、江戸時代に至りて公然の禮服となりたり、即ち肩衣を上下と云ひ、總麻を用ふるを本式とす、色合は定制なし、多く無地を用ひ、後には小紋を着用せり、但し凶事には黒染又は淺黄の無紋を着用せり、陪臣の肩衣を用ふるは、明暦大火以後より始まること云ふ(長上下、牛上下等あり、長上下とは肩衣長袴を云ふ、されどこれは誤稱なりとの説あり、牛上下とは肩衣牛袴を云ふ、繼上下とは肩衣と牛袴と色の異なるを云ふ、

カタラ

カタラカノイハツキノヲカノミナミノミササキ 傍丘磐坏岡南陵 顯宗天皇の御陵、大和國北葛城郡西村大字池田字双子山に在り...

カタラカノイハツキノヲカノキタノミササキ 傍丘磐坏岡北陵 武烈天皇の御陵、大和國北葛城郡西村大字池田字双子山に在り...

カタラカノイハツキノヲカノミナミノミササキ 傍丘磐坏岡南陵 顯宗天皇の御陵、大和國北葛城郡西村大字池田字双子山に在り...

カタラカノイハツキノヲカノミナミノミササキ 傍丘磐坏岡南陵 顯宗天皇の御陵、大和國北葛城郡西村大字池田字双子山に在り...

カタオ

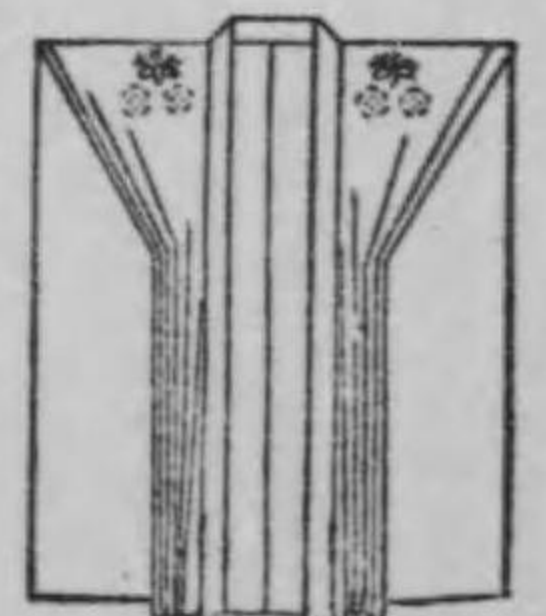
カタオ 固織物 絲を固くしめて織りたる物、浮織物に對したる名(貞丈雜記)...

カタオ 固織物 絲を固くしめて織りたる物、浮織物に對したる名(貞丈雜記)...

カタオ 固織物 絲を固くしめて織りたる物、浮織物に對したる名(貞丈雜記)...

カタオ 固織物 絲を固くしめて織りたる物、浮織物に對したる名(貞丈雜記)...

カタキ



カタキ 形木 印板をいふ、カインパンを見よ、カタキウチ 敵討(復讐) 君主、父兄、師匠などの爲めに敵を討ち取るをいふ、仇打といふ、武家時代の現象、鎌倉時代、建久四年五月曾我兄弟上臈始經を討ちたるは、敵討の書に見えたる始めならん、元龜天正以後敵討の、と多く書に見ゆ、江戸時代、寛永の頃最も盛に行はる、元祿の頃、赤穂義士其主君

カタキ 形木 印板をいふ、カインパンを見よ、カタキウチ 敵討(復讐) 君主、父兄、師匠などの爲めに敵を討ち取るをいふ、仇打といふ、武家時代の現象、鎌倉時代、建久四年五月曾我兄弟上臈始經を討ちたるは、敵討の書に見えたる始めならん、元龜天正以後敵討の、と多く書に見ゆ、江戸時代、寛永の頃最も盛に行はる、元祿の頃、赤穂義士其主君

カタキ 形木 印板をいふ、カインパンを見よ、カタキウチ 敵討(復讐) 君主、父兄、師匠などの爲めに敵を討ち取るをいふ、仇打といふ、武家時代の現象、鎌倉時代、建久四年五月曾我兄弟上臈始經を討ちたるは、敵討の書に見えたる始めならん、元龜天正以後敵討の、と多く書に見ゆ、江戸時代、寛永の頃最も盛に行はる、元祿の頃、赤穂義士其主君

カタキ 形木 印板をいふ、カインパンを見よ、カタキウチ 敵討(復讐) 君主、父兄、師匠などの爲めに敵を討ち取るをいふ、仇打といふ、武家時代の現象、鎌倉時代、建久四年五月曾我兄弟上臈始經を討ちたるは、敵討の書に見えたる始めならん、元龜天正以後敵討の、と多く書に見ゆ、江戸時代、寛永の頃最も盛に行はる、元祿の頃、赤穂義士其主君

カタキ

又夏時には芭蕉布麻上下を用ひ、冬季には真附上下を用ふ。カミシモ、参看(貞丈雜記、青標紙、嬉遊笑覽)カタキミカド 禁門 朝廷の門を云ふ。宮門は、出入の自由ならぬを以て、難き御門との意より名づく。左右衛門式に、凡黄昏之後、出入内裏五位以上稱名、六位以下稱姓名、然後聽之云々と云ふ。たるが如く、容易に出入し能はざるなり。萬葉集に「おほろかに、吾しおもへば、かくばかり、難御門を退りてめや」とあり。

カタギリウチ

片桐氏 姓は清和源氏、上総介源經基五男相模介清快の四男信濃守爲公五男藏人大夫爲基、信濃國伊那郡片桐に住す。因て氏となす。十一世片桐隅之助爲頼近江國に到る。其孫片桐肥後守直貞淺井長政に仕ふ。男且元豐臣秀吉に仕へ、秀吉薨後秀頼を輔導す。慶長十八年二月大和國三萬石を領し龍田城を治す。十九年大佛供養の事により、徳川家康豊臣秀頼と事あるや、且元秀頼の使者となり駿河に至り、家康に謁して和融に動む。遂に果さず。寛永五年十一月出雲守孝利封除かれ、更に弟半之允爲久に一萬石を賜はる。明暦三年二月動作除封せられ、更に弟又七郎且隆に三万石を賜はる(系圖、藩翰譜、徳川加除封録)。

○爲基 爲行 爲遠 爲長 爲信 爲家 爲後 爲清 源祐 爲頼 爲直 直重 直貞 直盛 直元 爲元 且隆 貞就 貞隆(別系)

カタギリウチ

片桐氏(大和小泉) 片桐直貞の二男貞隆、元和元年五月大和國一萬五千二十石を賜はり、小泉に治す。寛永四年十月石見守貞昌

カタギ

三千石を第七郎貞晴に分封す。子孫世々相襲きて、明治に至り華族に列し子爵を授けらる(系圖、徳川加除封録、華族譜)。

○直貞 貞隆 貞昌 貞房 貞起 貞吉 貞芳 貞彰 貞信 貞中 貞昭 貞利 貞篤 貞健

カタギリカツモト

片桐且元 通稱助作、初名直盛、後且元と改む。市正と稱す。法名三英宗元。徳川家康の孫右衛門直貞の子。通稱冠より豊臣秀吉に仕へ、五百石を領す。天正十一年近江國賤ヶ嶽の役力戦頗る勉む。所謂七本槍の一人たり。功を以て食邑五千石を賜ふ。十三年從五位下に叙し東市正と稱す。文祿元年兵二百を率ゐて征韓の軍に従ふ。既にして秀頼の生るゝに及び、小出秀政と共に、擧げられて其傳となる。四年八月加封し一萬二千石を食む。慶長四年秀吉病大漸に臨み、且元を枕頭に召し、深く遺囑する所あり。薨するに及び、且元意を傾けて秀頼に奉仕し、石田三成擧兵の際には、書を關東に致して、其秀頼の關知せる所にあらざるを告ぐ。使者途に在りて抑留せられ、安濃津の城を圍む。亂平きて且元罪を免れ、傳たる。元の如し、慶長六年、封一萬八千石を加ふ。尋てまた一萬石を加ふ。十九年方廣寺大佛成り、慶長の朝既に定る、而して鐘銘の中國家安康の文字あり、家康以て調伏の意を含めると爲し、俄に命じて之を止む。且元請うて曰く、いま供養悉く辨じ、公卿門跡已下集る。期を延ばすが如きは、尤も不可なり。願くば事畢るの後自殺して罪を謝し、大御所(家康)の怒を解かんと。所司代板倉勝重固く執りて聽かず。遂に慶議を停む。



(押花元且)

且元並に於て駿府に到り、辯解する所あり。家康聽かず。時に本多正純且元に語りて曰く、我秀頼の爲めに圓る三籠あり、秀頼大阪を去りて他に通る一なり、江戸に参観する二なり、母公を江戸に客たらしむる三なりと、且元其家康の旨に出づるを推測し、之を以て秀頼母子に説きしも用ひられず。却て將士の爲めに疑はる。遂に於て弟貞隆と共に大阪を去りて居城茨木に入る。既にして家康大阪を攻るに及び、且元兄弟を召す。辭して曰く、臣が旅行はれずして東西難起る。何の面目ありてか公に見えんと、稱して出でず。家康更に正純をして命を傳へしめて曰く、今日の事子が罪に非ず、宜しく速に來りて和順の計を爲し、秀頼母子の生命を完くすべし。これ子が忠にあらずや。且元即ち來りて謁す。尋て從軍して備前島に陣して大阪城を圍む。既にして和成りしが、幾干もなくして再征の役起り、豊臣氏亡ぶるに及び、豊頼病を發し、駿府に歸りて卒す。年六十三。或は曰ふ、自殺して報するに病を以てせりと、それ或は然らん(徳川實紀、野史、徳川十五代史)。

カタギリサタマサ

片桐貞昌 幼名長三郎、もと貞隆、後ち今の名に改む。誠を宗開、能改庵、浮風軒と稱し、法名を道稱といふ。貞隆の子且元の弟、和泉國小泉の城主。石州流茶道の始祖、從五位下に叙せられ石見守と稱す。初め桑山宗仙に茶事を學び、能く其道に通じ一家を興す。當時船越吉野多賀左近と並に宗匠と稱せらる。又書を善くし、且つ古器物の鑒定に通ず。また大徳寺玉

カタケ

室和尙につき俗弟子となり法名を受く。寛永中高林院を紫野に建て、玉室を開祖と爲す。延寶元年十一月二十日卒す。年六十九(野史、茶人系傳全集)。

カタケルマ

肩車 人を肩にまたがらして昇ること。川越(カハゴエ)參看などに行ふなり。「カタケルマ」ともいふ。中國邊にては「チンケルマ」と稱す。嬉遊笑覽に、かたるまはふるくはかたくびといひたり。義經記に云々大しゆのかたきびにのりてそ來たりける。萬治二年印木、私可多嶋にあとよりかぶるはかたぐまにて來たる云々といへり。

カタケサク

片毛作 田地にて稻をのみ作るをいふ。兩毛作(リヤウカクサク參看)に對しての稱。片毛作の場所は墨地に限らず、上田にてもあるなり。租税は兩毛作より少しといふ(地方凡例錄)。

カタシホノウキアノミヤ

片岡浮穴宮 安寧天皇の皇居。河内國中河内郡聖下村大字太平寺の邊。(或はいふ、宮址は大和國北葛城郡浮穴村大字三倉堂に在りと) 天皇の二年此地に都し。三十七年にして廢す(首府沿革論)。

カタシロ

形代 祭の時神體の代りとして居る人。又祈禱の時に用ふる人形。承久記に、かたしをいはいはひ置たらん云々とみえたり。詳しくは人形(ヒトガタ)を見よ。

カタシロノラドシ

肩白威 「ラドシ」ノラドシとよむを正しとす。同條を見よ。

カタシロノヨロビ

片白鏡 雜草の半分を白糸にて威し、其他は何色に限らず威したるものとす。例へば黒糸片白威、黒草にて威したるを、黒草片白と云ふが如し。此他黒草片淺黄、黒草片唐紅、崩黄絲片赤、淺黄絲片紅等あり。何れも片まづ、染

カタナ

め分たるを云ふ。肩白とは別なり(鏡色一覽)、長門本平家物語石合戦條に、馬に乗たりつるがたしるのよるひにすそかなものうちて云々と見えたり。

カタナギ

片削 一角を削きたる千木。ナギを見よ。

カタタガヘ

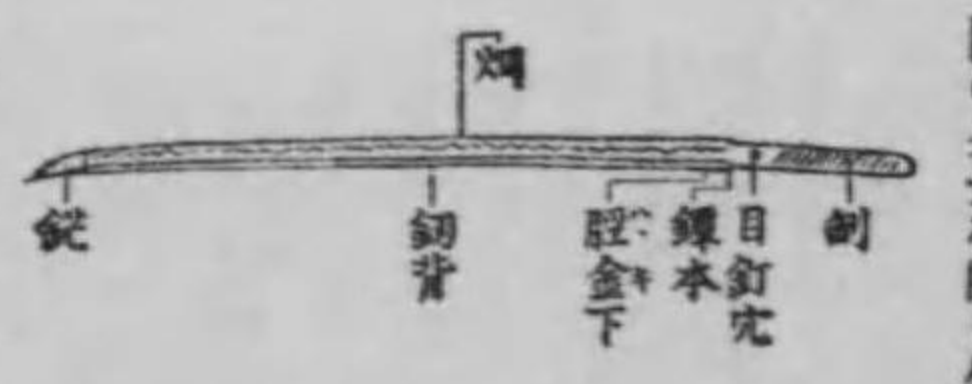
方違(方忌) 陰陽家の説にて、天一神(又中神)及び金神のある方を避くるを云ふ。又方差ともいふ。他行の時其年の金神に當るか、又は臨時に天一神太白神などに當る時は、前夜他の家に宿し方角を違へて行く。故にかく名づく。愚問方違の史に見えしは、三代實錄貞觀七年八月二十一日の條に、天皇遷、自東宮、御太政官曹司廳、爲來十一月將遷御内裏也。當此之時、陰陽寮言、天皇御本會庚午、是年御總命在乾、從東宮、指内裏、直乾、故違之云々とあり。又金神を避くること、百棟抄に、後白河天皇保元二年十二月二十三日諸卿定、申請道勅、申金神方忌可被棄、棄否事、件方角永長定後、眞人依三三四代所忌來也。自今以後不可忌避之由、有宣下と見えたり。されど此後も屢々行はれて止まず。又云仁安二年四月三十日、爲御方違、行幸鳥羽殿、修三理大膳職之詞、爲忌金神方也とあり。

カタナ

刀(小刀、刀子) 短小にして片刃を有する武器。和名抄に、四聲字苑云、似劍而一刃曰刀(都牟反、大刀太知、小刀賀太奈)と見ゆ。カタナは片刃の轉なりとも、又片葉の轉なりとも云ふ。打刀に對して小刀と云ふ。又下緒を下緒に巻きて帶する故に袖巻とも、左右巻とも云ふ。又腰に差す故に腰刀とも、腰物、脇に差す故に脇差とも云ふ。又組打の時に鏡のすき間を差す故に鏡通、敵を組み伏せし時に首をかく故に首捲刀と云ふ。又合口とも云ふ。

カタナ

又禽獸草木の名を冠せて、何作りの太刀と云ふは、其他の形を採りて金具壽輪を施したるを云ふ。長き六七寸より八九寸迄、常に帶するには、柄柄又は木を巻かず、鐔を入らず、はなし目貫なり。鞘尻を多くは一字に切り、折かれくり形などありて長き下緒を付け、小柄笄をさす。又小柄の柄に環を付け、是れ首をつなぐ時の針にする爲めなり。笄は髪振なり、烏帽子を冠りし時、人の息もりてかゆくなる故、これにてかくなり。曲り易き爲めに赤銅にて作る。軍陣には柄を巻く。神功皇后五十二年九月百濟より七枝刀を獻せし事見えし、小刀なるか詳かならず。崇峻天皇紀の初に、仍以持劍三三載其弓、連屬三三載、河加真、別以刀子、刺、頸、死焉、とあるを初見とす。孝德天皇大化元年宮衛の士、邊要軍團の兵士を除く外、諸人の刀を帶ぶる事を禁じ、天武天皇の時姓氏を定め、刀を賜ひて氏上の職となす。文武天皇大寶元年制して、兵士に太刀一口、刀子一枚を備へしむ。弘仁五年十月勅して親王内親王女御、及び、三位以上嫡妻子女、及び、著くる事を聽す。延喜の制、刀子の長き五寸以上は容易く帶ぶるを得ず。但衛府は之を聽す。源平時代には武人の帶せし事見え、七寸五分等を帶せし事見え、又一尺許の刀を帶せし事大鏡源平盛衰記等に見えたり。室町時代以後は軍に刀と云へば、昔時の打刀鐔刀の類を指して云ひ、又刀子にも鐔を入れて脇差と稱し、後には刀に添へて大小と呼びたり。是れ兵亂の際には腰に懸る爲め鐔を入



カチ

手頭等の如き二千石高未滿、芙蓉の間役人にあらざる者にて召具するあり、然れども、先道具對箱を持たずること能はず、又徒の負數は、通常供方侍より二人を減ず、二千石以下は、大概二人、三千石以上三人、五千石以上四五人、萬石以上之に准ず(徳川盛世録)○又幕府の職名にあり、徒士組(カチケミ)參看、カチ 梶(梶) 梶の色目の名、表裏共に萌黄なるもの、秋に用ふる色目なり(重色目)

カチ 加持 眞言宗にて修する佛力護念を壽る咒法、即身成佛義に、加持者表如來大悲與衆生信心佛日之影現衆生之心水曰加、行者心水能感佛日名持と見えたり、カチ 鍛冶 鍛冶カネツチの約、カメチとなり又約してカチといふ、鍛は金鐵を打て器と爲すをいひ、冶とは、鐵を焼て鍛錬にするをいふ、即ち鐵を打て器物を製することをいふ、後又製する人もいふに至る、古事記傳に、鍛人は加奴知と訓むべし、書紀天武卷に、田中鍛師と見え、又綏靖卷にも此訓見ゆ、金打を納めたる名なり、後に加通と云ふも此加奴知の約たるぞ(和名抄に、鍛冶の字音を詠て、俗に鍛冶と云ふよし云々は、中々に誤なり、又師は鍛人を加多志と訓て、加通もその約りたるなりと云れり、されど加多志は、鍛師の義なれば、鍛物師のことにて、鍛冶とはいさゝか別なり、書紀重仁卷に、鍛冶とあれど、こは土物を作る處をいへれば、別なり、又三代實錄十八に、加太之とあるも鐵を鑄ることとなり、書紀に、治工作、金者など書るも、加那陀久美と訓を附たれど古名にあらずしといへり、國史に見えたるは、古事記天岩戸の段に、鍛人天津麻羅に鐵を作らしむることあるを始めとなす、應神天皇の世、手人鍛名卓素を賞してより、

カチ井ノミヤ 梶井宮(加持井宮) 三千院(サンセンキヤ)を見よ、カチ井ノミヤ 梶井宮 山城國愛宕郡梶井四郎院に住持せらる、法親王をいふ、四郎院御門跡、梨木門跡とも稱す、明快僧正を梶井殿の元祖とし、堀河天皇の皇子最雲を以て、法親王の初入寺と爲す、明治三年十一月梨木宮と稱す、三千院(サンセンキヤ)ナシモトノミヤ參看(諸門跡譜、雲上明覽、法令全書)

カチイロ 褐色 染色の名、藍色の至て濃くして黑色に似たるもの、今の茶色に當る、又「カチイロ」とも云ふ、俗に「カチンイロ」と稱す、直垂をば此色にて染め、中間等着用す、古く、播磨國防府郡南野に藍をこく染めてかちいろにしたる染物を出したる、夫木抄實朝臣の歌に、はりまなるしかまにつくるあるいづつあなから(鳥)の、そのめ(濃染)をか見ん、同中務藤原皇子の歌に、しかまなるいぢめかもてるかちの、いもふかくのみなを、かちん色と云ふは、黒き色なりとも云ふ、貞丈雜記に、かちん色と云ふは、黒き色を云ふ、古異國より褐布と云ふ物を渡しけり、其の色黒き色なりし故黒色をば色共かつ色とも云ふ、褐の字をかつともかちともよむ故なり、褐布は

カチ井

も我國にありし鍛を倭鍛と稱し分つに至れり、(書紀綏靖卷に、倭鍛部と見えたるも後より云へる稱なり)其後歴々朝貢あり、又鍛冶を業とする者に名工あり、殊に刀鍛家に多し、而して後世は専ら鐵器を製する者を稱したれど、宇津保物語に、しろかれこかれのかち二十人ばかり云々とあるを見れば、古くは銀細工、銅細工の者をも鍛冶と稱したるを知るべし(古事記傳、蓮注倭名抄、東北院職人歌合註)

カチイ

カチイ 徒押 江戸幕府の職名、將軍出行の用に供す、九人ありて八十俵高なり、目附の所管とし、御請部席にて上下格なり(嘉永武藏)

カチオサヘ 徒押 江戸幕府の職名、將軍出行の時、先驅して道路を警しめ、常に左關、中ノ口、廊下檢問末等に直す、若年寄の支配なり、徒士組、各一人、徒士組を支配し、高千石、日見以上の役にて郎黨間詰と爲す、組頭、各二人、高百五十俵、徒士、各組二十八人、組頭の支配に屬し、御成先道周、隅田川在郷番、御警番、御守殿番、木御番、御供番、御先番、加番等の分職あり、一代抱にて、夏季は水泳を習はし、時ありて大樹の製蟹に供す(享保四年に始まる、其勤勞ある者は、拔擢せらるることあり、七十俵、五人扶持を給す)○四九には、頭五人、組頭五人あり、慶長八年正月、始めて走來の頭四人を置き、各走來三十人を領し、城門を番衛す、これ後の徒士衆の始めなり、元和の頃は歩卒衆と云ふ、寛永の初めより、御徒、又御歩行と書せり、後二十組あり、慶應二年十二月、水職を廢し、組を統隊とす(明良雜錄、官制沿革略史)

カチケ

カチケ 徒士組 江戸幕府の職名、將軍出行の時、先驅して道路を警しめ、常に左關、中ノ口、廊下檢問末等に直す、若年寄の支配なり、徒士組、各一人、徒士組を支配し、高千石、日見以上の役にて郎黨間詰と爲す、組頭、各二人、高百五十俵、徒士、各組二十八人、組頭の支配に屬し、御成先道周、隅田川在郷番、御警番、御守殿番、木御番、御供番、御先番、加番等の分職あり、一代抱にて、夏季は水泳を習はし、時ありて大樹の製蟹に供す(享保四年に始まる、其勤勞ある者は、拔擢せらるることあり、七十俵、五人扶持を給す)○四九には、頭五人、組頭五人あり、慶長八年正月、始めて走來の頭四人を置き、各走來三十人を領し、城門を番衛す、これ後の徒士衆の始めなり、元和の頃は歩卒衆と云ふ、寛永の初めより、御徒、又御歩行と書せり、後二十組あり、慶應二年十二月、水職を廢し、組を統隊とす(明良雜錄、官制沿革略史)

カチシ

カチシ 加地子 年貢の外に取る地子をいふ、カチシ參看、カチタチ 歩射 「アシヤ」を見よ、カチタチノミツモノ 歩立三物 歩射の大的、草履、圓物の三ツ物を云ふ、各條に就て見るべし(貞丈雜記)カチツネキチ 梶常吉 尾張藩士梶市郎右衛門の二子、文政中海東郡服部村梶某の養子となる、經金を以て業とし、常に七寶燒を試みんことを志す、天保三年正月名古屋にて關人藤らす所の七寶燒に類せし皿を購求し、其器をうちくたきて製法を研究し、始めて試に筆筒香盤をつくりしも、完全の器を製するを得ず、苦心の結果完きものを製せり、其事藩主にきこえ常吉を召し筆架硯屏をつくらしめらる、藩主製作の精美なるを感賞しこれを幕府に獻す、後法を林庄五郎に傳ふ、庄五郎これを塚本貞助塚本儀三郎に傳ふ、皆海東郡遠島村の人、貞助これを岡村の人塚本甚右衛門、梶井英升、横濱の人山本又三郎、及び東京七寶會社に傳ふ、甚右衛門これを名古屋七寶會社に傳へ、英升これを京都の人並川精之に傳ふ、朝廷銀盃を賜うて其功勞を賞せらる、常吉老衰して病歿にありしが、恩命を承り頭を擡げて感泣し、病癒えなば花瓶一對をつくりて宮内省へ獻ぜんと思ひし、未果すして明治十六年九月二日歿す、年八十一(工藝鏡)

カチトリ 掛取(挾抄) 武家の職名、船中にて櫂を取る者なをいふ、又「カントリ」とも云ふ、カチトリの轉語、平家物語邊條の條に、判官船共の修理して兵糧米つみ、物具入兵共立きを舟とて、仕れとのたまへば水手櫂取とも是非風にて候云々と見え、又建治二年北條氏高麗を征せんとして、諸國の擧取を徵せし事、建久元年十二月八日の東寺百合文書に見えたり、其後諸大名皆之を罷き、水職の用に供したり(武家名目抄)カチノカウス井 加持香水 傳注灌頂、結緣灌頂の時、灌頂阿闍梨が受者の項に灌がんとし、加持祈禱せし香水を云ふ、榮花物語うたかひの條に、東寺の灌頂に參らせ給ひて、道俗加持のかうすいを以て法身の御頂に灌がるべしと思しめす云々、灌頂灌頂實記、文治二年灌頂記等に加持を灌ぐ式委しく見えたり、カチノツカサ 鍛冶司 「カメツチカサ」とも稱す、宮内省の被官、銅鐵雜器の屬を造作し、及び鍛冶の戸口名籍の事を掌る、正一人正六位上、佑一人從七位下、大令史一人大初位上、少令史一人大初位下、鍛部二十人、使部十六人、直丁一人、鍛戸若干、神代天目一箇神此職を掌らしし以來、儀禮部、唐禮部等の職あり、大寶元年に至り立て、司となし、右の職員を罷く、聖武天皇の時之を廢す、其後復設置し、平城天皇の大和三年木工寮に合併す(令義解、令集解、類聚圖史)カチノハノモン 穀葉紋(楮葉) 紋所の名、今いふ楮の葉を以て紋と爲したるものなり、別圖に即ち「楮葉」にて保料、諏訪、丹北氏之を用ひ、「平戸楮葉」と稱するは松浦氏の家紋、「丸に楮葉丸」の内に楮葉を畫きたるもの)と稱するは、武藏國部の安部氏の紋、楮葉の間に花あるもの、見聞諸家紋に見えて太田氏の紋と爲す(武藏、諸家紋鑑)カチハ 梶派 梶新左衛門正直の創めたる劍術の流派、梶派一刀流ともいふ○正直始め小野忠勝

カチノ

カチハラケスエ 梶原景季 源頼朝太と稱す、源頼朝景時の長子、父と共に源頼朝に仕ふ、最も騎射を善くす、頼朝嘗て親臣十一人を選び、秘室に直せしむ、景季之に預る、頼朝義仲を討する時、騎馬磨盤を景季に與ふ、景季佐木高綱と共に宇治川を渡り敵を破る、一ノ谷の戦父弟と共に力戦して菊池高望を斬る、文治中頼朝に従て藤原泰衡に從つて其宗を得、後遂に一派を起す、正直は徳川家綱に仕ふ、人其技に及ぶ者なし、元和元年十二月十八日卒す、門人原田市左衛門利重尤も傑出す(武術流風録)カチハシモン 鍛冶橋門 江戸城外郭門の一、鍛冶町へ出づる門なるを以て名づく、萬治二年新庄宮内大井新右衛門奉行して新造す○門衛には、鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒二挺、持弓一組、之に備へ、外樓柳之間大名一萬石餘、參勤交代の衆一箇年勤番、番士四人羽織袴着す、法令等は日比谷門に同じ(御府内備考、殿居圖、東京地理沿革史)カチハラウチ 梶原氏 姓は桓武平氏、鎌倉景久より出づ、曾孫景時源頼朝の寵臣たり、後謀反して誅せらる、其子孫頼朝府に仕ふる者あり、其族に萩野、宇津木あり(系圖)景高 景信 景家 景重 景春 景久 景茂 景俊 景綱 景信 景賢 景遠 時景 景之 持景 經景 時景 信景 景之 持景 經景 時景 信景

カチハ

カツラ

脱とす、六人の香を拵ぶべきを以て六ツの香脱といふ、支那内四疊、左杉戸の表裏に虎と胡枝花、右は龍に雲松に鶴の畫、共に永徳の筆なり、繪の間を過ぎ古書院に入る○古書院 二間二十四疊、椽座敷七疊、外縁の北の方欄間に桂亭の記あり、南禪寺傳長老の撰并に書なり、東面方二間許の竹椽の露臺あり、親月の爲めに設けたるものといふ、椽を過ぎて園燈籠の間に入る○園燈籠ノ間「キコロノマ」參看○中書院 一の間六疊、一に山水の間と稱す、床の間張付及び襖みな探幽筆山水の畫あるを以て名づく、發樹小襖四枚に竹拒霜花、水仙、菊の畫及び欄下張付水邊樹木宿鶯の圖、皆同筆なり、鶴の圖特に著名にして探幽三鶴の一といふ、脇張付に李白觀瀑の圖、襖の張付山水樓閣も同筆なり○二ノ間 八疊、七賢の間といふ、襖に竹木七賢梅花の畫は尙信の筆なり○三ノ間 十疊、雪の間といふ、床に雪竹に雄子の畫あり、因て名づく、脇に梅及び襖の竹雪鶴雀樹木鳩鷹雁等同筆なり○椽座敷 東南折廻り八疊、入口間杉戸の笠形、取手は嘉長の作○樂器ノ間 三疊、樂器を置きし所といふ、杉戸外面柳に鷺燕千花、内の方檜と雁雁共に海北友松の筆なり、南面に廣縁あり○御幸殿 新御殿といふ、後水尾上皇東福門院と御幸の時新築せしものにして、山莊に擬し構造素樸、材皆吉野丸太を用ふ、入口杉戸の畫内面竹林東坡、外面樹木尾鳥の畫、共に探幽の筆、引手兩面四季花、手桶は祐乘の作にして足利氏の遺物といふ、長押は吉野杉にて長五間餘、釘隠は銀花金葉の水山花嘉長の作なり、御椽座敷七疊半、滑敷居は東南に風曲して七間あり、加藤清正の進獻なりといふ○一ノ間 六疊、上段間三疊、合天井板を用ひ椽を黒塗となす、眞の御椽は遠州好みの隨一にして、西北隅に風曲し

カツラ

て南端に付書院あり、欄の大小十餘あり、間架高低參錯して曲折の妙を極め、材には紫黒檜、紅花欄、紅綠檜、檀、加藤、唐桑等當時得がたき奇材を羅致したるものと見ゆ、開き小襖の山水人物、引違小襖上下凡て四張、上の樹木人物下の蒔絵、竹枝、小鳥等皆探幽の筆、此欄は世に桂欄と稱し奇賞家は噴々稱して世に比類なしといふ○二ノ間 八疊、床一間、側面吹抜窓あり、遠州好みにして木爪彫形なり、一ノ間二ノ間の中央羅文障は黒漆髹の細木を交又して月字を現はす、襖引手は行體月の字にして、赤銅無地嘉長の作、筆者は鳥山若狹守といふ、皆桂の里の稱呼に因て月の字を賞用せしなり、次の間六疊、持袋欄二段水屋五疊等あり○御椽ノ間 九疊、飯櫃の御椽一間二段、中欄にして板は筋違に吊る、前に緞子障子四枚あり○御小座敷 四疊半、御化粧の間といふ、遠州は遠州の指圖にして上持袋欄、小襖四枚、梅、牡丹、中欄下二枚は竹に燕雀、外六枚は唐書畫等皆探幽の筆なり○御衣紋ノ間 三疊、傍ら發戸欄あり、中三段御衣紋を納る、所といふ、御納戸八疊を歴て後廊下より御手水の間へ次ぎ、御浴室より階十數級を下り御所あり、

カツラ

ひ池面に映する月を望むによろしきを以て、白居易の月影波心一顆珠の句に取りて名づけしといふ、東北破風の下に松花堂筆樓名の額を掲ぐ、一の間七疊半、中の間次の間等あり、各室ともに床の間を除き承塵なく、襖を以て昇り張りとし、竹を以て椽とし、藤纏にてからむ、襖は遠州の好みにして中央を透かし、緞子を張る、引手はみな杉形嘉長の作、兩間の中央欄間一間、一半を隔子とし、一半を覆張りとす、極めて奇なり、厨房板間の欄間に畫馬額を掲ぐ、舊住吉神社にありしものといふ、外船に皇漢人乗合の圖にて、裏に慶長十年奉掛御賣前とあり、西側に鎌形手洗鉢あり、小橋を渡り南の方池中に斗出する地角を龜甲と名づく、龜甲の對岸池邊に紅葉山あり、紅葉山より水を隔て、松琴亭を望む、昔は朱欄干の大橋を架せり、當時泉石映帶の妙想見すべし、今は只南端礎石のみ存せり、石徑羊腸一昇一降、林を穿ち水を渡り松琴亭に至る○松琴亭 南方高度に在り、四邊松樹多し、齋宮女御の琴のれにみれば松かせかふらしいつれの緒よりしらへそめけん」の歌意により名づけしといふ、東傳馬に松琴亭三字、額は後陽成天皇の宸翰なり、書院茶室等遠州の最も心匠を費せし所にして、今その萬一を記せば、一の間十一疊、床の間壁間及び襖等皆白二種の加賀奉書の方敷すあるを、石疊形に間錯附す、脇欄間戸下持袋欄小襖四枚水邊樹木小鳥等みな探幽の筆、引手素網結紐形は嘉長の作なり、次の間 六疊、持袋欄小襖山水畫、また同筆、欄間は麻笈の緊密せなり、御園 四疊の内一疊大目なり、世に遠州八ツ窓の御茶屋と稱し、亭中の神體骨子とも云ふべきものにして、窓欄間、光線四隅に達し、茶家の稱して措かざる所なり、御床大目東方壁に一窓あり、欄部窓に似た

カツラ

り、一隅に欄二段あり、柄杓を置く所とす、傍に發掛の節枝有り、室の四外排石最も妙なりといふ、八窓の東池に臨み石を疊み手洗所と爲す、昔は流泉温々として淨く以て盥漱に充て、流水の手水と名づく、傍に石橋あり、長三間餘、中二尺餘、厚一尺、白川石にして東西に架す、加藤左馬助の進獻といふ、橋を渡り四邊掛を歴て蘇鐵山に至り待合あり○四邊掛 九尺四方の登其土間にして、四面敞開、四方に各一の床を架し、昇り卍字形を爲す、故にまた卍字の腰掛ともいふ、待合の茶室を去ること遠きを以て中間の休憩所となす、東を流る、川を新川といふ○待合 外腰掛ともいふ、傍に方二尺許樹形の水鉢あり、前の蘇鐵は島津氏の獻上といふ、松琴亭の正北池の中石橋二半島あり、天橋立と名づく、半島中紫色石は馬關産にして加藤清正の獻上といふ、松琴亭より四半島に土橋を架す、下を發谷といふ、夏夕螢火多きに由り名づけしものなり、傍近水中に河骨多し、中に紅河骨は珍卉にして世に稀なるものといふ○賞花亭 中島の山上に在り、亭後櫻花多し、因て名づくと云、又龍田屋と稱するは風の風光凡ならざるに由れり、參議雅經の跡に「花のみやあるしなるへき山里はもみぢの折もとひけるものを」とあり、全部構造茶店に換し、軒に暖簾を掛け、掃地白上りに龍田屋或はたつたやの文字を現はす、皆青蓮院尊朝親王筆なり、折廻り四疊敷腰掛あり、亭名額は竹内良尙親王の筆、亭前池に臨み石燈籠一基あり、鉢水盤といふ、家仁親王の跡に「池ひそみうつれば水の聲かともむかふもあかぬ夜半の燈」○蘭林堂 「エンリンダウ」を見よ○笑意軒 古句の一「枝瀧」春微笑意の句を取り名づけしものといふ、一の間三疊、床の間に付書院あり、後納戸三疊、御東司あり、中の間六疊、南方欄子腰張に

カツラ

渡り初めの唐天宮城黒地輪切に右疊みなるを貼附せり、次の間七疊半、西方發戸欄あり、北方水屋に窓あり、窓といふ、造作の時簾竹一二枝と藤蔭みを進せしを、好奇的にこれを保存して、遂に窓の名となすに至れりといふ、南側より西南山野を眺望すべく、以て農作御覽に便す、延享中親王手記に、茶屋中宜敷風景にて前は泉水、後は野邊を見渡せり、稻葉の體面白し、後の藪三間程透させて風景殊によりしく、往古後水尾上皇御幸の節後の藪を切られ候由、如何さま様なれば西山丹波山大方見えて景色猶可宜云々」とあり、口の四疊、襖の墨畫山水は尙信の筆、引手素網地障形は嘉長の作、東南側欄杉戸樹木に鳥の畫刺蝟して欄間不明なり、欄側外矢形の引手は寶唐金丈二尺九寸許にして極めて奇なり、傳へいふ朝鮮國製作にして豐太閤の進獻なりと、次に御膳組の間二間、食膳調理の處にして、欄架爐籠の儀に至りまた皆意匠を凝らし裝置せり、以上は林泉中建造物の大略にして、此外尙ほ一二の古記に見え今無きものあり、恐くは廢損して撤却したるものならん、凡て林泉中亭の數七、橋を架すること十六、燈籠の數二十五、手洗鉢の數八、多々益々變化を生じ一箇の重覆を見ず、掩映點綴以て林泉の奇麗を大成す(京華要誌)

カツラ

勝浦郡(勝占、桂浦) 阿波國勝浦郡三代實録貞觀六年四月の條に始めて郡名見たり、和名抄に、勝原(シノハラ)託羅(カハラ)新居(ニヒノキ)餘戸等の郷あり、爾後變更名し(郡名異同一覽、國郡沿革考)

カツラノミヤ 桂宮 四親王家の一、もと八條宮、常盤井宮、京極宮とも稱す、正親町天皇第一の皇子陽光院より出づ、陽光院の第六皇子智仁親王入

カツラハラシンワウ 萬原親王 桓武天皇の第三皇子、母は夫人多治比眞宗、幼にして顯悟、長するに及びて恭儉物に徹らず、史傳を歴覽して、常に古今の成敗を以て自ら戒む、延暦二十二年四品に叙し治部卿に任じ、大藏卿、彈正尹、式部卿を経て、累進して二品に至る、天長二年上表して、子女皆其王號を繼ぎ、姓平朝臣を賜はらんことを請ふ、朝議これを許し、いづれも臣籍に列す、實に桓武平氏の祖たり、八年一品に進む、五年上野太守を兼ね、十一年また常陸太守を兼ね、嘉祥三年太宰帥に轉じ、仁壽三年六月薨す、遺命して薄葬せしめ、葬事を監護することを許す、親王久しく式部の職にありて職務に閑習し、凡て舊典にありて神達せざるはなく、奉朝これを重んず、勅して發車宮中に入るを許す、儀禮親王に異れりといふ(大日本史)

カツラメ 桂女(桂姫) 遊女の一種、

向仁親王 文仁親王 家仁親王 公仁親王
盛仁親王 節仁親王 淑子内親王
カツラノリキウ 桂離宮 「カツラノゴツ」を見よ、

カツラ

山城國桂の里より出づる女なるを以て、此名ありともいひ、又、頭にかづら巻きたる故に、かく名づくともいふ、狂歌囃に、都の内にさもある人の家に、めでたき祝言ある處には、桂の里よりわき女を参りける、その出立は、顔うつくしう、けはひ眉づくり、うるはしき小袖をかかれ、我名をかづらと名乗て、新婦いり、む、取、家造り、何によらず、めでたき御事の候と聞て、桂が参りて候とて、その事につけて、さまざま詞をかざり言ひつけ、祝言のほらひを致し、その程々の賜物とりて歸る事侍りき」といへり、また安齋隨筆に據れば、山城國桂村上下あり、上村名主黒世相續して桂女と稱す、諸役免許なり、遠祖神功皇后の御腹帯を持傳へ、代々女子相續して、男は他家より迎ふ、下村の諸役勤る者も、この分流なり、其外にも其家筋あるよしなり、女子家督する時、代官所、諸司代へも参る、下知に任せて關東にも下向し、時服白銀を頂戴する由、下知なければ叶はず、諸司代へ参るやうす、名主を勤る桂女が夫、麻上下にて先に立ち支圖まで来る、桂女は取次の者案内して殿中に入り、かの腹帯を頭に懸きて入るといふ

カテイ

に参り、舞歌などしける桂の遊女の裝束をきせまらせ、若君を桂に作り、被遊女の中へ入れ、己は桂が男の風情になりて、鼓琴東などを奏みに入れ、島山重代の長刀を竹筒に入れて携ひ、敵陣の前を通りける、敵の方にも桂遊女を見知りたる人多ければ、無左右是を通しける云々などありて、室町時代大に行はれたり、豊臣秀吉の時、文祿元年朝鮮征伐進發の時、伏見御香宮に参詣し、聚樂出陣の朝、桂女山崎の邊に至り、首途を祝し、神功皇后の嘉例とて捧物を爲せり、此時秀吉より衣服金銀を賜ふといふ、江戸時代に至り、毎年始及び八朔に所司代へ御禮として三四人づゝり、扇子一臺を上り、鳥目一貫文下さる、民間に於ても當時最も行はれたり(貞丈雜記、嬉遊笑覽)

カテイ

嘉祿 四條天皇御宇の年號、文曆二年九月十九日改元、三年を経て、曆仁と改元す(出典北齊書に、蘊子記彰明嘉祿、とあるに據る、前中納言實資之を勸進す(元祿別錄))

カテイノフエ

柯亭笛 關白藤原賴忠の所持せる笛の名、唐の蔡邕柯亭館に宿り柯亭の竹を切りて笛を作る、其聲世にすぐれたり、後ち我國に傳はり(柯亭笛と稱す)賴忠の有となる、四條大納言公任之を傳へ、藤原教通公任の嫡たるを以て之を受く、鳥羽天皇の御には何の笛にも優れる笛なりと、權實記に、内裏(後小松院)は御治天下三十年、政務思しめす儘にてありさせ給ふ、應永十九年八月二十九日(宮(稱光院)に御位譲り申され、御治世はもと之如くにて、萬めでたくわたらせ給ふ、伏見殿には御老病なまゝとまします程に、始終御安堵の事をせんとうれへ申さるゝとて、柯亭と云名物の御笛を参せらる、此笛は天下の寶物にて清善堂神寶のほか、

カテノ

公宴嚴重の時ならでば、おぼろげに出されぬ名物也、御相傳有て、御秘藏なれどもまいらせをかる、かひくしく敷感ありて室町院御相傳にまかせて、永代御管領有べきよし、院宣を達せらる、とあるは即此笛なり、樂家録に、天下第三笛也とあり、カテノコウチウチ 勘解由小路氏 姓は藤原、大納言鳥丸光廣の男實忠始めて氏を號す、官参議に至り、延寶七年薨す、子孫相襲きて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系圖)

カテノコウチドノ

廣橋實綱を云ふ、カテン 賀殿 唐樂、豊越調二十五曲中の一、一名甘泉樂と稱す、新樂にて中曲なり○被二帖各拍子十、急四帖各拍子二十、四人舞、答舞長保樂 題原曲 作者詳かならず、仁明天皇承和、遣唐判官藤原真敏、廉承武につきて琵琶を習ひ、此曲譜を傳へ來りしを、天皇林眞倉に勸して此舞を作らしめ、又嘉祥中、前師和爾部の太田麻呂に勸して嘉祥樂を作らしむ、依て勸して嘉祥樂を破とし、賀殿を急とし、鳥急を道行ものとし、三樂を合せて一曲とせり、これ大臣大變に用ふるものとす、堀河天皇嘗て院院に御して、相撲を御覽せられ、命じて萬歳樂を舞はしめしに、大江匡房請うて賀殿を奏せし由教訓抄などに見えたり(禮樂志、歌舞音樂略史)

カテウチ

加藤氏(伊豫大洲) 姓は藤原、鎮守府將軍利仁より出づ、利仁の孫吉信加賀守となり、其支孫景道加賀介となる、因て始めて氏を稱す、前九年の役、鎮守府將軍運轉職に屬し、七輪の一とな

カトウ

り勳功を著はす、男左衛門尉景貞伊勢國日代となる、子加藤五郎兵衛尉景貞、伊豆國狩野庄に移住し、其子加藤次景康源頼朝に仕へて、忠を致し勇力を以て稱せらる、大夫判官左衛門少尉に任じ、從五位下に叙し、甲州東郡を賜ふ、子景朝建久六年美濃遠山庄を賜ひ、遠山氏を稱し、二子景長河津氏を稱す、弟七郎左衛門尉景義の六世七郎景助足利尊氏に仕へ、功を以て美濃國大野郡黒野を賜ひ、世々足利氏に仕ふ、五世民部左衛門尉景重土岐頼隆に屬し、四世左衛門尉光長同國橋爪に遷り、孫作内光泰初め齊藤龍興に屬し、齊藤氏亡び、豊臣氏に仕へて、功あり、近江北郡七百石の地を受く、順次加封、天正十年六月山城國山崎合戦に功あり、丹波國周山城に封じ、一萬七千石を領す、後ち近江高島城に移りて、三千石加封二萬石を領す、後ち尾張犬山城に移り、十一年近江越前合戦に功あり、十三年二萬石加封、美濃大垣城に移る、左衛門尉遠江守從五位下に叙す、十八年甲斐一國を賜ひ、二十四萬石を領す、文祿元年八月朝鮮にて毒殺せらる、子貞泰四年美濃安八郡黒野に封じ四萬石を領す、慶長十五年七月伯耆國米子城に移封す、元和三年七月二萬石加封、伊豫大洲城に治す、前封合せて六萬石、爾來子孫世襲して明治に至り華族に列し子爵を授けらる○延寶二年二月出羽守泰興の時一萬石を弟續部正直泰に、各千五百石を次子泰光、三子泰茂に分封す(系圖、徳川加藤封録、華族譜、華族家傳)

カトウ

景基 光重 景重 光爲 光治 光長 景泰 光泰 貞泰 泰興 泰義 泰恒 泰統 泰温 泰衡 泰武 泰行 泰候 泰濟 泰幹 泰社 泰秋 カトウウチ 加藤氏(伊豫新谷) 姓は藤原、加藤遠江守光泰の男左近大夫貞泰二男大藏泰但、元和元年七月父の封地伊豫國喜多、浮穴、伊豫、三島の内一萬石を分地し、喜多郡新谷に居し、繼部直泰と改名す、萬治三年十二月從五位下に叙し、繼部正に任す、爾來子孫相繼きて明治維新に至り、華族に列し子爵を授けらる(武藏、華族譜家傳) ○貞泰 直泰 泰胤 泰實 泰廣 泰宣 泰賢 泰備 泰理 泰令

カトウ

民部少輔明利に三春三萬石を賜ふ、八年式部少輔明成家を繼ぐ、二十年五月遷世して所領の地悉く公に收めらる、六月舊功ありし家の絶えんことを憐み給ひて、明成の男明友に石見國吉長の地一萬石を賜ふ、天和二年六月近江國水口城を賜はり二萬石を領す、その子明英、元祿八年下野國壬生城に移り、五千石を加賜せらる、明英の子嘉矩正徳二年二月舊領近江水口城に移り治す、其後子孫相繼きて明治維新に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩論譜、續藩論譜、華族譜、華族家傳) ○教明 嘉明 明成 明友 明英 嘉矩 明經 明照 明晃 明暉 明允 明邦 明軌 明實 カトウウチ 加藤氏 姓は藤原、權中納言忠家より出づ 忠家の男正家美乃加藤武者と號す、九代頼方尾張愛智郡中村に住す、其子清信犬山城に住す、孫清正豐臣秀吉に仕へて大功あり、天正十二年三千石を賜ひ、十三年從五位下主計頭となる、十六年六月熊木城を賜ひ、二十四萬石に封す、慶長五年十一月關ヶ原役の功を以て、徳川家康より二十五萬石を加封せられ、前封と併せて五十二萬石となる、十七年正月子虎之助に偏諱を賜ひ、忠家と改め、家號松平を賜はり、叙爵せられ肥後守と稱す、爾後子孫偏諱を賜はるを恒式とす、寛永九年五月國除かれ出羽に流され一萬石を食す、其子光正早く卒し後嗣絶ゆ(系圖、藩論譜、徳川加藤封録) ○正家 家久 長頼 三高 三虎 虎時 義時 正時 正吉 頼方 清信 清忠 清正 忠廣 光正 元廣

カトウ

カトウカケカド

加藤景康 名加藤次と稱す、剃髮後妙法と改め、覺蓮房と稱す。藤原、父を景良といふ。頼朝父子と共に職名あり、



(押花正清)

カトウキヨマサ 加藤清正 小字は夜叉若、後ち虎之助と改む、世に鬼清正とも云ふ、法名淨地院日乘、清忠の子、母は豊臣秀吉の母と



(集菟掛纂編料史)藏所院持勤都京

る所武勇を轟かす、遂に蔚山城に入りて、大に虜兵に圍まれ、糧食盡きて大に苦む、然れども屈せず、遂に大に虜兵を破る、

カトウ

て、各將の戦功を論じ、封土を得せしむ、樂之に過ぎるなり、臣屬なりと雖も、命を奉じて先鋒となり、朝鮮王を虜にし然る後明に入りて、四百餘州を屠らん

カトウ

後守となる、十六年三月秀頼京都に往く、清正幸長陪從す、福島正則兵一萬を督し大阪に留る、清正從兵五百を擁び、三百を分て、伏見京都に徘徊せしめ、



(署白正清)

中より出し、推戴して湯を流し、大開の洪恩今日に報するを得たりと、尋で國に歸り、熱病を以て

カトウタミキチ

加藤民吉 名實名は保賢、尾張瀬戸の陶工吉左衛門の子、享和中瀬戸の陶業大に衰頹したりしかば、藩士津金胤臣

カトウ



(押花明嘉)

カトウフシ 河東節 淨瑠璃の一種、十寸見河東の始めし節なる故に、かく名づく。河東は小田原町天満屋左衛門が男、始め藤十郎と稱し、河東と

カドウヨシアキ

加藤嘉明 本名は茂隆、小字は孫六、左馬之助と稱す。藤原氏は藤原氏、鎌守府將軍利仁の後裔、參河の人、事頼朝にして

カトク

カド

カド

て十萬石に封ぜらる、曾て石田三成と隙あり、慶長庚子の役、福島正則、池田輝政等と共に徳川家康に黨し、八月岐阜城を拔き、大に關ヶ原に戦ふ、西軍終に敗る、嘉明先づ三城の先鋒を逐ふ、十一月軍功を賞せられ二十萬石となり松山城に治す、元和元年八月從四位下に叙せられ侍從に任ず、寛永四年二月封を會津四十萬石に轉じ、八年九月十二日卒す、年六十九、嘉明常に曰く、氣力勇なる者は、披掛の功ありと雖も遂げず、武功は實直に在り、又阿諛なる者は、絶倫の功あるも恃むべからずと(野史)

者、在り仰看督長、嚴令禁察とあり、又續後紀承和五年五月の條に、畿内諸國群盜横行、放火殺人、入下、知國司、捕糺海賊、道左右衛門府生看督長等畿内諸國、逐捕群盜と見えたり、職原抄に、當使補看督長六十六人、此爲遣諸國也となす、然るに近藤芳樹氏は職原抄に、六十六を補すと諸國檢非違使の事を思ひ誤りしなるべしと、例證を擧げて標注に辨せり、

カドノ

に從ふ、因て特に正四位下式部卿を授く、慶雲二年十二月薨す、年四十五(大日本史)

カドノワラハ

門童

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドノワラハ

カドモ

はりたりと見えぬ、引きかへてめづらしき心地ぞする大略のさま門たて渡して、花やかにうれしけなるこそあはれなれとあれば、當時は、今日の如く毎戸門松を立てたること明なるべし、而して竹を添へて立つることは、室町時代より起り、一條兼良の世に問答に、門の松立つることは昔よりありきたれるなるべし、殿が家居は大かた封戸なるにより、民戸と申し待たせ、昔は一町の内を五丈づいにわけて、門を立てしかば、八門ありしなり、其内に殿が家居をつくり侍れば、門なるべきにあらず、その門の前に松竹を立て侍り、松は千歳をちざり、竹は萬代を限る草木なれば、年のはじめの祝ひ事に立てばるべし、幽菜ゆづり葉は、深山にありて、露霜にもしほれぬものなれば、しめ縄にかざりて同じく引きはるにや」とあるに竹を用ひしこと、また幽菜、ゆづり葉をも用ひたることを見るべし、江戸時代に入りては、士民一般に之を立つ、承應の頃までは、十五日に除きたれど、寛文中七日に除くべき法ありて、爾來は多く七日を用ひたり、而して江戸城諸門の松竹は葉なしの竹の末をきりたるに、松を添へて立つ、これは元龜天正の頃、武田氏より松枯れて竹たぐひなきあしたかなといふ句をよみておくり來り、松は松平氏、竹は武田氏を意味す、時に、酒井忠次居合せて、松枯れて竹たぐひなきあしたかなとて文字に文字を濁りて詠み、意味を轉倒して祝したるより吉例となりたり、また同上の句は家康夢中の詠にて、覺めて後人に語りしを、侍臣某といへるもの詠み改めしといへり(古今要覽、門松考、松かきり考)

カドモリノカミ

關神 天石戸別神をいふ、古事記に、天石戸別神、亦名謂禰石意神、亦名謂體

カトリ

石意神、此神者御門之神也と見え、又書言字考節用集に、關神本朝神祠外門、往々設、看督長像、禮俗呼爲「天大臣」是矣と見えたり、神祇拾遺に、或は門關神と云、或は善神王と云、或體身と云、或門客とも云て、由来こと不明れば人々も難心得して、徒に過こと也、共に高木神の御子なれば、其歌も尋常なるべからず、神代の昔天孫を下奉んとして左右に添申さるに忍日來目の二神を授たること也、仍手に弓を取り、背に岩鏡の形あり、天神の外安置無益のことなるべしとあり、

カトリ

織物の一種、固織の義にて、地を細密にして、薄く固く織りたるもの○生衣をいふといひ、又水色のすいじをいふともいふ、和名抄布帛部錦類に、鎌倉加止利、其細織織物於「輪」とあり、又枕草子に、かトリの表著など云ふこと見えたり、賀茂真淵云、和名抄、雅亮裝束抄など併せ考ふるに、常の絹にあらず、糸の細密にして薄き物ときこゆ、歌に夏衣かとりとつけしも是なり云々、胡抄抄には、生にて裏表衣を云ふとあり、助無智抄抄、蛙抄には、元大和國の買なりしが、近代絶えて得難きにより、皆絹を用ふと見えたり、

カトリノジツグウ

香取神宮 關下總國香取郡香取町○香取明神ともいふ、當國の一宮、今は官幣大社に列す、經津主神に、姫大神、武甕槌命、天兒履根命を配祀す、故に香取四所明神ともいふ、神代より鎮座す(舊傳に、神武天皇十八年創建といへど詳かならず)、文武天皇三年大養小佐見に詔し之を造營す、光仁天皇寶龜八年七月藤原真繼が病に依て、其氏神香取神に正四位を授け、平城天皇大同元年神封七十戸を寄進し、仁明天皇承和六年從一位に進め、文德天皇嘉祥三年遂に正一位に至る、

カトリ

カナ

カナ

關成天皇元慶六年下地神稅額五千八百五十餘把を雜舍を作る料に充しむ、二十一年一度作れる例なるを以てなり、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、新年月次新嘗の案上祭に預る、毎年二月六位藤原氏一人を使として祭を行はしむ、其幣物は内藏寮皆之を備ふ、香取郡を以て神郡とし、神社正殿は二十年毎に一度之を改造り、神稅を以て其料に充て、若し神稅なき時は、正稅を充しむ、後世に及

カナエー カナガ

紀、天慶元年八月に、大地震、釜殿、卯西妻、五間檜皮葺屋一字顛倒と見え、中右記に、寛治八年十一月三日立内膳屋(中界)件屋五間二面明西、先例也修理職作之、四方壁者」とあるを見れば、其構造を窺ふに足るべし。

カナエサンベイ

金江參平 本名李參平歸化して金江參平と號す、戦後祀られて高麗神といふ。

茂の家老龍造寺家久に従ひて歸化し、所々にて陶器を試みしも、其土を見出すこと能はずしてやむ、今其窯跡を高麗谷唐人古場など稱す、其後松浦郡有田郷字亂橋に來たり、始めて其土を見出だし、こゝに留りて陶器を築き、さきに鍋島家より與へられし扶持を返し、専ら製陶に従事す、後ち薪水の便を謀り上白川山に移る、此時始めて泉山の白磁礦を發見す、鍋島家其功を嘉し、參平の子孫に車税(陶器製造の税金)を免ぜりといふ、明暦元年八月歿す、後ち其靈を祀る(工藝誌)

カナガサキジャウ

金ヶ崎城 前在越前國敦賀郡敦賀町原沼原起原詳かならず、太平記に、延元元年十月氣比三郎大夫治三百餘騎を率ゐて、春宮一宮及び新田義貞等を此城に迎へしこと見ゆ、其後百餘年を経て朝倉景冬此に治す、子孫世之に居住す、景恒の時、元龜元年四月織田信長手筒山城を拔き、遂に此城に迫る、城兵能く防ぎ戦ひ、拔くを得ずして返る、天正元年景恒其子道景と共に刀亂坂の戦に死し、城遂に廢す(越前名蹟考、類聚越前國誌)

カナガサキジャウノタカヒ

金ヶ崎城 建武四年、是より先、瓜生保等兄弟四人、脇屋義治を奉じて袖山の城に義兵を擧げ、足羽

カナガ

高經の兵を破り、漸次勢を得たり、茲に於て正月保等里見義成を大將とし五千餘騎を以て新田義貞の居城金ヶ崎を援けしむ、途高師泰の將吉良今川の大軍に支へられて大敗す、宇都宮義繼之に死し、兄弟二人僅に逃る、當時金ヶ崎城四面皆敵、獨り頼むべきは瓜生の援兵のみなりしが、この報を聞き糧食日に缺乏するを以て、三月義貞密に出で、袖山に至り糧食を求む、瓜生字都宮諸氏大に力を得、再び師泰を攻め破らんことを謀る、然るに金ヶ崎城中糧食給せざる十數日、力漸く盡く、敵之を知り四方より急に攻む、茲に於て大將越後守義顯を初め、一宮中務卿親王等自殺し、此外兵士皆之に従ふ、城陷り悉く火す、金ヶ崎春宮は兼木の浦に忍びしも、島津忠治之を捕ふ、師泰、義顯及び中務卿の首を持って京に上り一は梟首に、一は夢窓國師に送りて厚く葬る(太平記、大日本史)

カナガサキノミヤ

金ヶ崎宮 前在越前國敦賀郡敦賀町泉村字金崎○現今官幣中社

尊良、恒良の二親王(起原詳)此地建武中、尊良親王、足利氏に試せられ給ひし所にして、土地の人、小殿を建て世々崇敬し來りしが、明治二十三年、有志者宮殿を新築し、金五千圓を贈し、官社に列せられんことを朝廷に請ふ、乃ち宮號を金崎宮と宣下し、官幣中社に列せさせ給へり、後ち恒良親王を合祀し、二十六年社殿の造替成る、五月五日勅使を下して御鎮座式并に御告祭を行ふ、例祭五月六日(社記、官國幣社一覽、名蹟地誌)

カナガハフギヤウ

神奈川奉行 前在江戶時代幕府の職名、神奈川開港場の内外人民を管理し、貿易稅收納の事を掌る、老中の所管にして二千石高、役料千石、席次は芙蓉同詰とす(官國幣奉行の

カナギ

下に、支配組頭五人(高三百石、役料二百石、金百兩給與)、調役五人(高百五十石、役料十人扶持、金七十兩給與)、定番、下番あり(起原詳)安政六年六月始めて之を置き、外國奉行酒井藤枝守、水野筑後守、村垣淡路守、堀織部正、加藤登岐守等を以て兼務せしむ、同年十二月より専任となり、後ち三人を補す(官制沿革略史)

カナギ

鉗、刑具、罪人の頸をとづるもの、和名抄に、鉗、以て鐵束、頸也、と見え、倭調業に、和名抄に鉗又鉗をよめり、金木の義也、本邦の刑具、木に鐵を施せし也、されど後には堅木のみを用ひたり、一説に「キ」は「クリ」の反にて輪の如くくめくめくよりいふとぞ、日本紀の歌にかなきつあがこふこまと見えたりといひ、箋註和名抄に、日本紀歌、謂以小木枝、神馬足也、蓋古昔朴略、四人桎梏亦不、如是、故桎梏謂之加奈岐也、雖其名義未詳、決非以鐵束、頸者、大藏詞作「金木」者借字耳、至後有鉗之具、其名依舊也、鉗見續日本後紀承和九年紀、といへり、尙ほ天金木(アマツカナギ)の條參看。

カナクダシマ

假字下文 假名に書きし下文を云ふ、長門本平家物語長谷部信連の條に、平家滅亡の後、兵衛佐頼朝是を聞給ひてのふつらはさるものにてあんなり、さやうのものこそ大せつたるべけれど、かのくくの守護に仰せに、去文治二年に關東へめし下されて奉公を致したす程に、すいふんきりもにて、兵衛佐自筆のかな下文にてのこの國大屋庄(號給庄)をのふつら給はり始めける云々と見えたり、(クダシマ)參看。

カナグマハリ

金具廻 鐵の總て金物の縁とりたるものをいふ(武具廻歌註)

カナコヨミ

假字曆 曆の一種、假字にてか

カナサ

きたる曆をいふ、宇治拾遺に、或人のもとに、なま女房のありけるが、人に紙をこひて、若き僧にかなこみ書てたべといひければ、僧やき事とて書たり、はじめつかたは、うるはしくかみ佛によし、かんどくえ日など書たりけるが云々と見えたり、曆(コヨミ)參看。

カナサイボウ

鐵撮棒 武器の名、鐵の太き棒にて、周圍に多く凸出せる刺あり、打振りて人を倒すなり、五器武談に、さい棒は罪棒にて罪人を打つ者を云ふ事なるべしと云へり、判野(ケイマツ)の挿繪參看。

カナサシノミヤ

金刺宮 磯城島金刺宮(シキジマノカナサシノミヤ)を見よ。

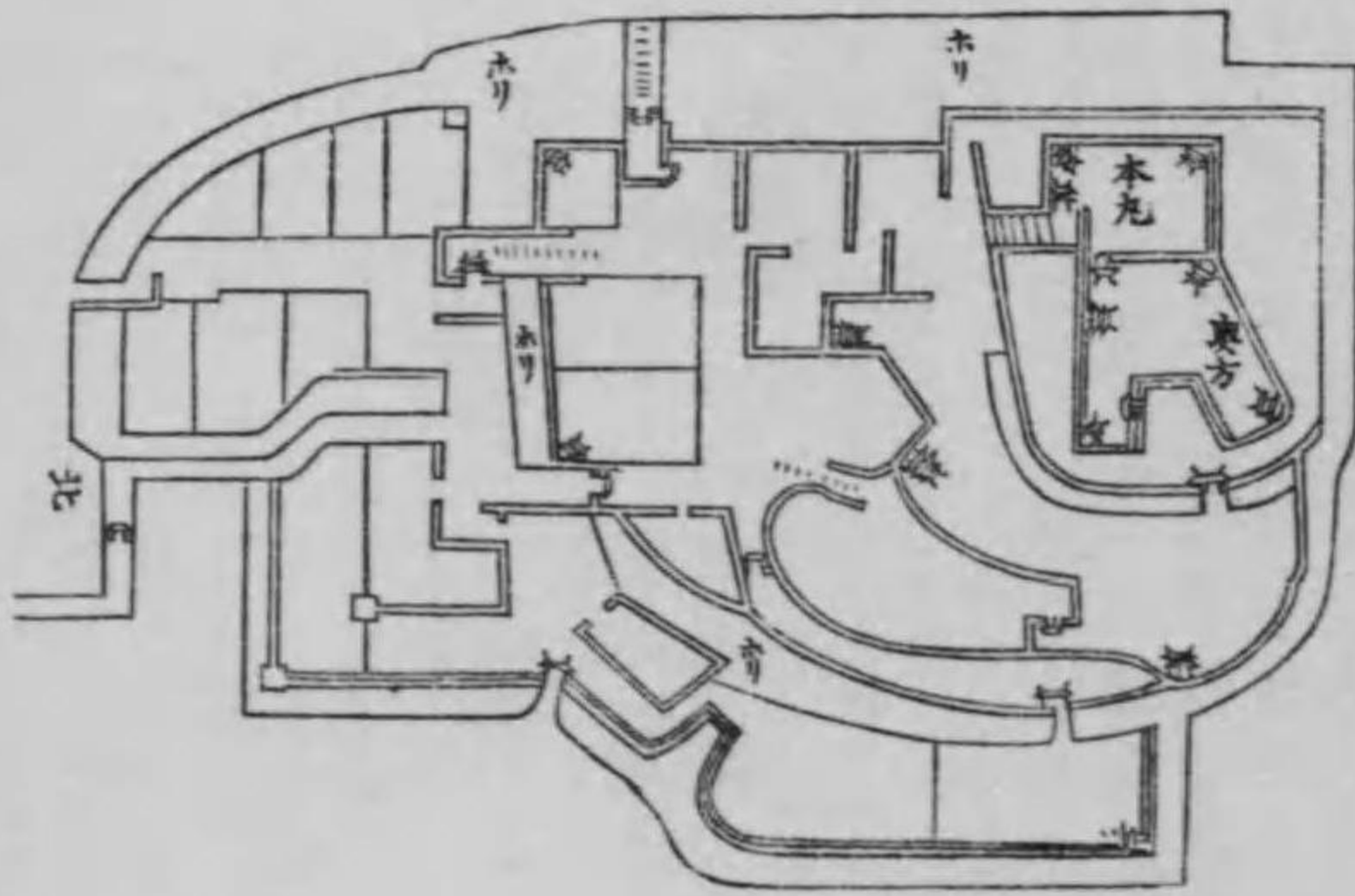
カナサナノジンジャ

金佐奈神社(金鑽神社) 前在武藏國児玉郡青柳村大字二宮○又五宮金鑽大明神といふ、二十二村の總鎮守たり、現今官幣中社に列す、或は云ふ天照大神とも、素盞鳴尊とも云ふ(起原詳)始め詳かならず、清和天皇貞觀四年六月正六位上を授け官社に列す、同年八月六日從五位下を授く、醍醐天皇延喜の制大社に列す、古は村の東今の見先、本森の兩社ある所に在りしと云ふ、社殿は、元祿十一年同様に、今この社殿は後ちの建造なりといふ、明治十八年五月官幣中社に列す、祭日は四月十五日とす、末社に白山、諏訪、天神社あり○古跡あり、別當寺に藏す、銘文に、武州児玉郡金鑽口五宮崎口也、奉寄進大旦那千口松王丸敬白、裏に永祿十二天口十二月吉日とあり○別當一乘院、金鑽山大光普照寺と號し、金鑽寺とも云ふ、天台宗、江戸東叡山末、本尊十一面觀音、聖德太子の開基にして、慈覺大師の中興なりと云ふ、後ち廢頓して家海之を再興すと云ふ、北條安房守氏

邦、長井豊後守政實等の文書等あり(新編武藏國風土記稿、官國幣社一覽)

カナサハシヤウ

金澤城 前在加賀國金澤○尾山、御山とも稱し、單に金城とも書す(起原詳)歴代康永の頃、親鸞三世の齋院如此地に來て一小利を今の本城の地に建立す、是其權輿なり、文明三年蓮如亦來りて此に住し、遂に勢力を得、長享二年守護宮政親を亡し、御山と稱す(是より先既に尾山或は御山と書せしこと三宮古記に見えたり)而して兵革防守の爲め、堡障を設け、近江山科より下



同額善を招き城主と爲す、天正八年織田信長の將佐久間信盛來り攻め御山を屠る、因て信長之を賞賜す、信盛大に修築を加へて居城と爲し、名を尾山と復す、十一年豊臣秀吉信盛を亡し、前田利家に與ふ、文祿元年土木を起して壘壁を築き、金澤城と號す、慶長七年十一月雷火の爲めに燒失す、翌年再び築く、元和六年十二月また火災に罹る、其後寛永八年四月、寶曆九年四月、文化五年正月孰も火災に罹り、造替亦從つて行はる、子孫繼承して明治に至る、後ち陸軍の所轄に屬し兵營を此に設く(加能越三州志、主圖合編記、地誌提要)

カナサハフンコ

金澤文庫 前在武藏國久良岐郡金澤稱名寺内阿彌陀院の後(今は稻田と變じたれども近代迄文庫と稱せしと云ふ)

創設の説三あり(一)好書故事、和漢三才圖會、典籍彙鏡、柳庵隨筆等は、北條越後守實時(實時)の所となし(二)北條九代記、新編鎌倉志、金澤文庫古址碑は、實時の子越後守顯時とし(三)東見記、和漢年契は、顯時の子貞顯の建設となす、今案るに稱名寺の鐘銘によれば同寺の建設は文永六年實時の本願にして、實時の六浦(金澤)に籠居せしは建治元年五月なり、且つ金澤本の左傳、群書治要、令義解、本朝文粹等の識語に、弘長文永建治中書寫校合學越州刺史押字と記すは實時なり、又、群書治要二十九の識語に、嘉元四年二月二十八日以右大辨三位經雄卿本、書寫點校了、此書祖父越州之時被、終一部之功、後年少少紛失、仍書三加之而已、從五位上行越後守平顯時と手記せるより推考せば、實時建設の説稍々信に近きが如し、建設の年代は實時の籠居の後設けしものか、然らざれば文永七年以後建治元年の間に在るべし(起原詳)金澤本の左傳、本朝文粹の跋語によれば、實時顯時貞顯

カナサ

カナシ—カナド

父子三代學を好みしこと明なり、故に元亨三年洪容の稱名寺圖には文庫三字ありて鑑然として存せしこと詳かなり、されば文庫の衰頽は眞蹟の子眞將の戰役以後なるべし、釋義堂が空華集に、觀金澤文庫而作の詩あれば、貞治康暦年間までありしなり、其後荒廢す、應永年間上杉憲實管領たりし時再興し、文明年間釋宗を行ひたること幕景集に見えたり、慶長七年六月徳川家康文庫を江戸城の南富士見亭に移し、建立せしこと當代年録に見えたり、

金澤文庫

○金澤文庫

カナシノコホリ

鹿尾郡 石見國 肥前藩 仁明天皇承和十年五月美濃郡を割て之を置く、和名抄に、鹿尾(カナシ)能濃等の郷あり、後世吉賀郡と稱す、石見古事集録に、近古俗稱には吉賀郡と云ひし由、吉見家の古注文に見えたり」とあり、後ち變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

カナツバ

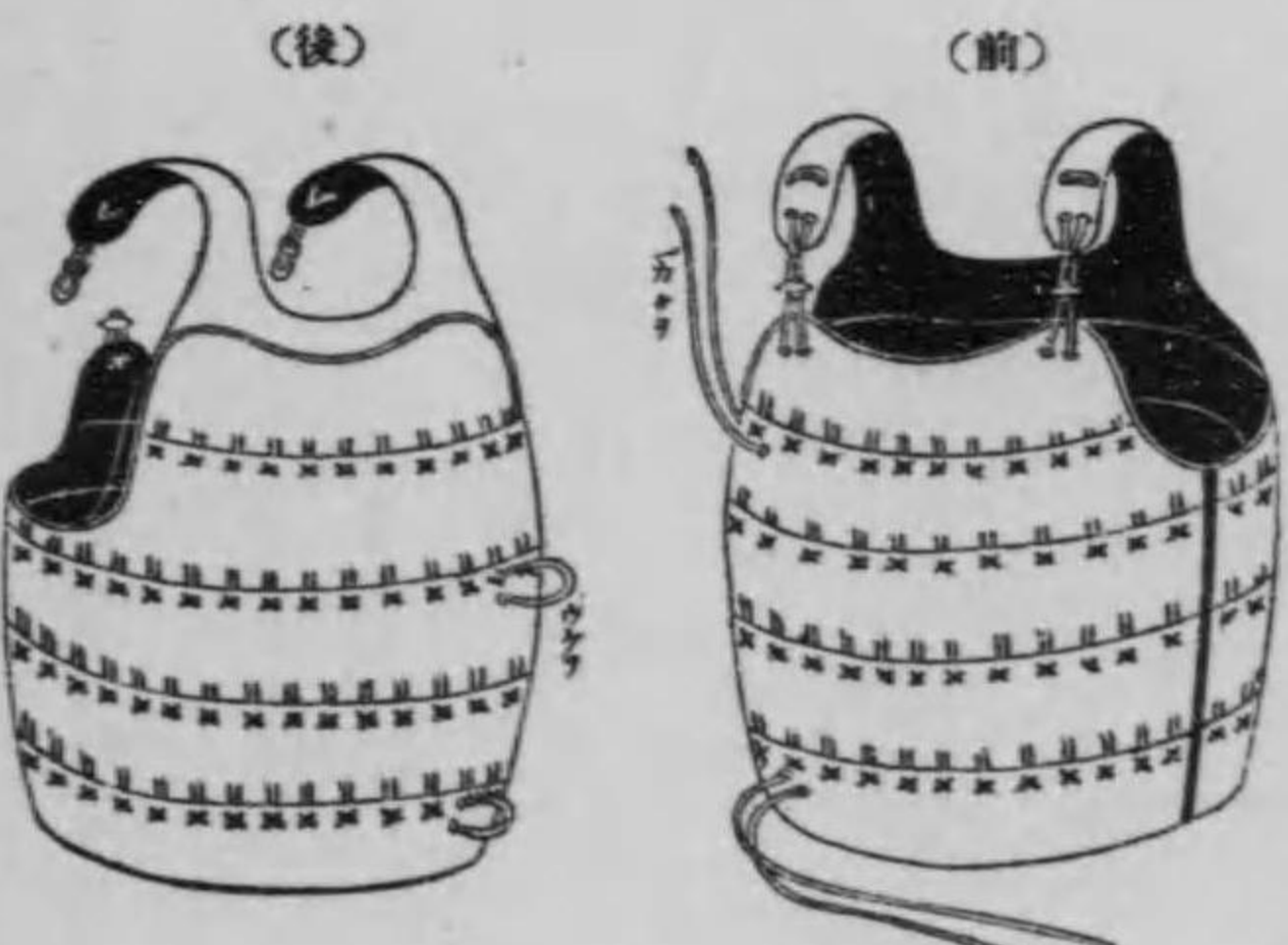
金鑄 銅にて作りたる鏢に、金を焼き付たるもの、源平盛衰記に、かなつばの太刀と云ふこと見え、永享室町行幸記に、三條少將に織物三重、御太刀(カナツバ機付)金鑄盆御馬(月毛)とあり、下文に金つばとも書きてあり(貞丈雜記)

カナドウ

鐵胴 具足の名、また包胴、裏胴とも云ふ、貞丈雜記に、金胴と云ふ物は鐵にもあらず、裏巻にもあらず、又胴丸にもあらず、鐵にて胴ばかり札を横に打ちのべて拵へたるを云ふ、(すがげ)にとちてあがきあり、草すりもなく袖もなし、是れをかなどうと云ふなり、漆にてぬるなり、又は金胴を段子織子などにて包みたるを包胴と云ふなり、金胴包胴は勇士強勢の士籠の下に着るものなり、

カナド

り、又金胴は草すりも袖もなく、胴ばかりなるゆゑから胴とも云ふなり、太平記に、細六郎左衛門金胴の上に、火威籠の數目にこしらへたる草摺長に着下して云々、又同書に、和田新發意金胴の上に大籠きて云々、又明德軍記に、一色左京大夫は赤地の純子にて包みたる金胴に、白糸の籠つまどりたるを二領



重ねて着給ふ(金胴は二領の外なり)、又太平記に、矢關將監がから胴をくさめ通しに射めかれて云々、物知らぬ人は皆金胴は鐵の胴を鐵の打ちのべにして、袖も草すりもある物と思ふは非なり、又包胴と云ふは鐵の胴を包みたる事なりとおもふは非なり、式正の籠は前のかたを染革にて包む、後ば包まず、前方を染革にて包むを並走りと云ふなり、是は包胴とは別の事なり、並走あるをみて包胴と思ふは甚あや

カナニ—カナバ

まりなり、と見ゆ、
カナニホネキ 假名日本紀 天武天皇十年三月、天皇太極殿に出御ありて、川島皇子、忍壁皇子、廣瀨王、竹田王、桑田王、三野王、上毛野三千、忌部首、阿曇稻敷、磯波大形、中臣大島、平群子首に詔して、帝紀及び上古の諸事を記し定めしむ、大島子首の二人筆を執りて録す、抑々推古天皇以後は、文學漸く開け、諸家の傳ふる舊辭は、次第に筆に上り、或は自然に訛誤を生じ、或は故意に虚誦を加へて、眞正の口傳は從て廢滅するを以て、國史撰錄の必要に迫れる時なり、因て帝紀を撰錄し、舊辭を討取して、眞偽を辨定し、後葉に傳へ給はんとて此詔ありしなるべし、因りて史臣等は、先づ史料たる舊辭の記録蒐集に移めしと見え、持統天皇三年百官を神祇官に集めて、天神地祇を奉宣し、五年には大三輪、香部、石上、藤原、石川、巨勢以下十八氏に詔して、其祖先等の舊記を上進せしめらる、然れども此朝成らず、元明天皇和銅七年二月紀清人、三宅藤原に詔して撰錄せしめられ、此年の中に奏進せり、日本紀と稱す、天武の詔より三十四年にして業を卒へたり、後ち日本書紀成るに及びて、これを假名日本紀と稱す、今傳はらず、後の學者諸書に散見する者を參へ考へて、國語漢文混用の文體なるべしと云へり(大日本通史)

カナハシノミヤ 金橋宮(金橋宮) 勾金橋宮(マガリノカナハシノミヤ)を見よ、
カナバチ 鐵鉢 胃の下にかぶる鉢を云ふ、又身輕に出立つ時、胃を用ひずして、鐵鉢のみを用ふる時あり、鐵鉢の内にはうけばりありて布を用ひ、又緒をも付けたり(貞丈雜記)

カナバンマス

鐵判樹 甲州樹の一名、カフシマスを見よ、

カナフウチ

加納氏(上總一宮) 姓は源氏、三河守徳川泰親の庶子松平備中守久親の後裔、世々三河國加茂郡加納村に住す、依て氏を稱す、九十郎久直本多重次に屬し、加納孫大夫と改め、藤原氏を稱す、其男加納平右衛門久利、徳川家康の小姓となる、常陸の地二百石を賜ふ、慶長八年十一月紀伊大納言頼宣の傳に補せらる、享保元年五月角兵衛久通側衆に補せられ、千石を伊勢三重郡八田に加賜す、同七月從五位下近江守となる、二年二月千石加賜、遠江守と改む、十一年正月八千石を伊勢三重郡藤原上總長柄郡に賜ひ、諸侯に封ぜらる、寛政五年正月遠江守久周若年寄に補せらる、八年九月若年寄の累勳を以て三千石加賜、封を上總國一宮に移さる、前封併せて一萬三千石、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し子爵を授けらる(系譜、徳川加除封録、明治政變、華族譜)

○政久—義久—久貞—長久—久行—久直—久利—久政—久通—久堅—久周—久慎—久信—久微—久恒—久宜

カナフジヤウ

加納城 關西 美濃國厚見郡(稲葉)加納町○加納はもと香井吉田といひしを、信長岐阜城へ入城後加納と改む(肥後藩) 文安二年八月齋藤利長始めて之を築く、子孫相繼ぎて居住し、或は家老等をして守らしむ、天文の頃より廢城となりしを、關ヶ原の役後、慶長六年徳川家康岐阜城を廢して當城を築き、奥平信昌(十萬石)に賜ふ、寛永九年大久保忠職(五萬石)來り治す、爾後、寛永十六年

カナバ—カナフ

に戸田光重(七萬石)、正徳元年に安藤信友(六萬五千石)封せられて城主となる、寶曆六年永井直陳三萬二千石に封せられてより、子孫相繼ぎ明治維新に至る(新撰美濃志、武鑑、徳川加除封録、明治政變)

カナフデン

加納田 諸家の領地する莊園郷保に於て、その本免の外に、別に租税を加へ納めしむる新田餘田等をいふ、後二條關白記に、寛治七年二月十四日時鑑來云、伊賀國司令申之旨、伊勢太神宮二十一年遷宮事、役夫工料東大寺庄園加納田充課之條、美乃國皇太后等大夫所領已以爲、太神御封戸所課如何、今申之旨理也、件大事可被行、陳定也」とみえ、人車記に、保元元年閏九月十八日頭辨認家朝臣奉勅定條々、嚴制被下、宣旨、其狀云、(下略)一可令同下知諸國司、停止同社寺院宮諸家莊園、本免外加納餘田、併庄民差行事云々、また香妻鏡に、文治三年四月二十三日云々、引替未嘗有大物之處、云々、不輪別納、云々、新立庄々之加納、寄事於左右、敢無隨、備役之地、云々、とあり(田制篇)

カナホダシ

金絆 金にて作りたる絆にて、罪人の足をとづる器具、即ち足かせなり、新撰字鏡に、鎖をよみ、和名抄に、錠和名加奈保太之、鎖、足具也、といへり、鐵にて作り、足を鎖して走ることを得ざらしむるものなり、

カナマゼノオホアラメ

金交大荒目 板目草二枚の間へ、鐵の板金を一枚まてて綴たるを云ふ、又これを一枚まての大荒目とも云ふ(軍用記)

カナマリ

鏡 かねにて作りたるわんをいふ、古事記履仲天皇の條に、故其華人飲時、大鏡覆面、爾取、出置、席下之鏡、新其華人之頭、云々、とみえ、オホマリと訓めり、尚ほ書紀の神代紀、允恭紀等にもみえたり、箋註和名抄に、繪說文作、想、又作、案、並

カナフ—カナマ



カナメ 鐵面 顔を防ぐ爲めに、面を覆ふ鐵の武器を云ふ、又額當ともいふ、額一面に當るを額當と云ひ、目の下の額當を半額當と云ふ、此半額に半首をかぶるもあり、此半額となる、此半額の鼻を取はなしの出来る様にしたるもあり、此の鼻を取りしものを猿額と云ふ、此の猿額を當て首をかぶれば其額の體積の面の赤きに類す、故に名づくとも云ふ(本朝軍器考、軍用記、貞丈雜記)○保元物語義朝白河殿夜討の條に、義朝只今半額かけ云々、太平記將軍進發の條に、小野木頼玄の出立に獅子頭の甲に目の下にほうあてして云々、同書細六

カナシ—カナメ

カノハ

九年徳川家光上洛の時、謁見して繪畫の命を蒙る、時に年十七、寛永七年江戸に召され秀忠に謁し、繪師の命を蒙る、慶安三年四月七日死す、年四十四、池上本門寺に葬る(系圖、鑒定便覽、扶桑名畫傳)

カノハ

狩野派 狩野正信の創めたる繪畫の一派、正信はじめ四郎次郎と稱し、後ち大炊助と稱せしが、幼より畫を善くせしを以て、應仁元年將軍足利義政の近侍となり、若干色を受く、文明十五年命を受けて東山殿中の障子に、瀟湘八景の圖を畫き、畫名大に擧る、晩年癡癡して法眼に叙し、名を祐清と改む、畫風は周文より出づるも、既に宋人を追歩したるが如き趣あるは、當時世人に珍重せられし所以なるべし、其子古法眼元信また妙手なり、爾來世世室町幕府に仕へて、其繪所となる、而して其徳川氏に用ひられて繪所となりしは永徳の子光信が家康の寵を受けて食邑を給せられしに始まる、後ち中橋、鍛冶橋、木挽町、駿河臺、濱町の五家に分れ、住吉家と共に柳營の畫局を掌ることとなり、なほ各人の傳記、并に狩野氏(カノウザ)の條を參看すべし(日本繪畫史)

カノマサノフ

狩野正信 初名四郎次郎、又の名伯信、越前守と稱し、號を祐清といふ、法名乃性院日如、塔銘に、山高院殿五位上越州之大史前民部卿法眼祐清正信と書す(系圖)姓は藤原、伊豆狩野介景信の一男、狩野家の第一世(系圖)畫家、享徳二年伊豆國狩野に生る、足利義政に仕へ、近侍たりし時、畫を宗丹(或云周文)に命ず、宗丹未だ畫ぎ畢らずして歿す、正信その後を繼ぎて畫く、義政始めて正信の能畫なるを知り、法眼に叙し畫師と爲し、五千貫の地を給ふ、初め大炊助たりしが、是に

カノモ

至りて越前守式部大輔に任じ、從五位に叙せらる、是より畫業を以て家職と爲し、一家を興す、延徳二年七月九日卒す、年三十八(或は享徳三年卒年九十七、又は天文十九年七月九日卒、年九十七などとする)京都妙覺寺に葬る、位牌は、武藏池上本門寺塔中南院に安置す、正信畫に妙を得、曾て草花を畫かくに、胡蝶舞來てその葉に宿り、又雪中樹木の圖を畫がけば、雀飛きたりてその枝に休めりといふ、最も人物に長じ、喜で減筆を用ふ(系圖、畫工譜略、畫工便覽、本朝畫史、扶桑名畫傳)

カノモトノフ

狩野元信 初名四郎次郎、越前守と稱し、玉川、永仙の號あり、世に古法眼と稱す、法名善巧院通性日如、塔銘に、勇高院前式部卿法眼永仙越州元信日春大居士と書す(系圖)狩野氏の第二世、正信の長男(系圖)畫家、文明八年八月九日山城國に生る、四五歳の頃より畫を好み、遊戯にも筆をとりて、人物鳥獸草木物見るに隨ひて能く畫く、人皆奇兒と爲す、十歳の時、足利義政に畫工を以て近侍す、義政の薨後、また義澄に仕ふ、永正八年義澄薨後、諸國を遊歴し、山川の勝景を寫して歸る、其後大炊助と改名す、その後土佐家宗族なきが爲め土佐光信の女婿となり、以て繪所預と爲り、越前守に任じ、正五位に叙せらる、尋で足利義晴元信の畫藝妙術なるを賞し法眼に叙し、永仙と改む、永祿二年十月六日卒す、年八十四(或は八十三、又八十六に作る)京都妙覺寺に葬る、元信の畫法細密にしてしかも瀟灑なり、永正の頃歌麿の山水花鳥人物等を畫きて明國に渡す、鄭澤見て歎美し、書を送りて禮昌、馬道の筆の如し、若し渡航あらば門下生と爲らんと、世に稱して狩野畫派の宗と爲す(系圖、畫工譜略、畫工便覽、扶桑名畫傳)

カノモ

カノモリノフ

狩野守信 狩野探幽(カノタシイリ)を見よ、

カハ

皮(革、草) 眞丈雜記に「カハ」と云字三つあり、皮、革、草是也、皮は、毛かはなり、革は、つくりかほとよみて、毛を去りたるかほの事、ナメシカハ也、草は、おしかほとよみて、ナメシカハの上皮をつりて柔にしたるかほの事、モミ皮也云々といへり(備前國皮を以て敷設の物と爲し、或は衣服器財を造ること、太古よりあり、但し草の製造外國より傳はる、崇徳天皇十二年始めて男女の實物を定め、男は獸皮及び獸角を獻せしむ、即ち鹿皮、羚羊皮、猪皮、熊皮等にて、皮を朝貢となすこと、茲に始まる、是を弓矢の調といふ、仁賢天皇六年、天皇日靈吉士某に命じて、高麗の革工を召さしむ、是の歲、日靈吉士某高麗の革工須流根流根等の苦千人を將ゐて歸朝す、命じて大和國山邊郡の額田邑に居らしむ、高麗の熟皮師是なり、爾來革を製するに、多く高麗に倣ひ、熟皮を製すること、漸く精巧に至る、又革を染めて以て文を成すの巧も、亦此に始まる(膠を製すること亦此の時起る、革を染むるの工人を後世猶染部といふ、子孫遂に以て姓と爲す、孝徳天皇大化元年新に調貢の制を定め、初め崇徳天皇調貢の制を立てしも其額を定めず、顯宗天皇の時に至りて、獸皮を獻すること漸く減す、茲に至りて諸國皮を獻するを副物と稱し(副物とは、調貢の時、其地の産物を以てこれに副ふるの義)其土に獸皮あれば、土産の物に併せて以て之を獻す(獸皮其土に産すること、玆に略せざれば其數減す)天智天皇十年、新羅王に草、一百枚を賜ふ、當時本邦に於て盛に革を製せしこと、以て見るべし、聖武天皇の代革工の技進歩し、革革(蓋へて色を著けたるもの)、調文革(調文のあるも

カハ

(等)の製あり(兼革職文革の制、此時に始まるにあらず、仁賢天皇以來數世の間、高麗の革工の巧に出づる所のものなるべし)、醍醐天皇延喜五年制して、諸國より調貢する所の革、信濃國は耕の革五張、上野國は耕の革十五張と定めて主計寮に收めしめ、其他は諸國に命じて、物を以て相易へて、諸皮を民部省に輸さしむ、鹿皮は、伊賀、尾張、遠江、伊豆、甲斐、相模、武藏、上總、常陸、信濃、陸奥、出羽、能登、因幡、出雲、美作、備前、備中、安藝、阿波、伊豫、鹿の子皮は讚岐、猪皮は伊豆、牛皮は、甲斐、相模、常陸、信濃、上野、下野、越前、加賀、能登、越中、越後、太宰府、羊皮は武藏、鹿革は上總、洗革は上總、常陸、信濃、下野、熊皮は下總、鹿皮は近江、狸皮は陸奥、出羽、熊皮は出羽、兼鹿皮は陸奥、出羽、鹿皮は但馬、狸皮は太宰府をして執れも輸さしめ、又別貢と稱して、馬皮及び牡牛皮を獻せしむ、(尾張、近江、但馬、播磨、阿波の諸國は馬皮、相模、上總、下總、備前、長門、讚岐、伊豫の諸國は牡牛皮、遠江は出羽の熊皮二十張を獻せしむ、承平天慶の亂後、諸國調貢の典漸く衰ふ、而して後ち遂に他物を以て諸皮に代へ、以て貢獻するに至る、爾來皮は商賈其所在に買て、これを賣る、是を皮商人又皮賈といふ、後世に至りては加波加波布といふ、正平二十三年、足利義滿甲冑鞍馬の壯麗なるを好み、其風漸く武人に及ぶ、此時播磨の革工能く熟皮を作る、武人因て甲冑鞍馬を飾るに、其革を用ふ、これを播磨の熟皮といふ、(奉安志)加波は上古に所謂平志加波なり、天文年間外邦の商賈革を賣り來て、これを鎮西諸國に賣り、本邦の人其製の佳にして且つ美なるを以て、貴價を與へて之を求む、是を印傳革といふ、慶長以後徳川家康諸國に令して、牛馬犬の皮は剥皮工にあらざるよりは、之を剥きて革と爲すことを得ざ

カハ

らしむ、此の際、大名の鞍馬を飾るに、多く鹿皮を用ふ、而して鹿皮甚だ珍し(本邦に鹿無し、支那より求むる所の者なり)、皮工因て鹿毛を以て他の皮に間ふ、其文采異る鹿皮に遠はす、一日して辨じ難きに至る、是を補鹿皮といふ、京師の工人能く之を作る、後ち百有餘年を経て此の業廢す、享保年間外邦の商賈革を賣り來ること甚だ珍し、是より後本邦の人舊舶來の革を賣む(本邦の俗、素革にて用ふる)と珍く、多くは染めて之を用ふ、(ソメカハ)參看、是より先京師、大阪及び播磨の姫路の工人革を作る、延寶年間天下の風俗漸く變じ、人多く支那製の革を好み、皮工漸く衰ふ、爾來諸國諸皮を出すこと並に減す、然れども仍其業を營み、皮を輸出して以て産物と爲す、其鹿皮を出す國は、大和、播磨、熊皮を出す國は、陸奥、越後、蝦夷等なり、蝦夷又鹿皮及び水豹の皮を出し、越後、佐渡の二國は、白兔の皮を出す、諸國の工人業を營て今に至る(天平草、正平草、おもて草、藍白地草、洗革、赤根筋草、紅草、大し草、葛蒲草、錦草、ひきめ草、品草、ふすへ草、小櫻草、高麗皮、蠟草、蠟草、蠟目色草、八幡草、小紋藍草、御免草、錦赤草、丹波目結草、黒梅草、黒草、練草等あり(工藝志料))

カハ

カハ井ノツキノジンジャ 樺井月神社 備前國山縣郡喜郡水主村の西北、後ち洗水の爲めに水主神社の傍に遷す(樺井社といふ)月讀神(ツキノ)文武天皇大寶元年四月、今後樺井神の神稻を中臣氏に給ふべく制し、仁明天皇和十二年五月、山城國葦原郡兩郡蟲の害あり、郡司百姓之を卜ふに、樺井神の祟なりと奏せり、朝廷即ち祭料物を賜ひ、使を遣はして之を祈禱せしめき、清和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、九月風雨の御祈に依て、幣を樺井神に奉らしむ、醍醐天皇延喜の制大社に列り、月次新嘗新年案上及び祈雨の奉幣に預る(神祇志料)

カハ

カハ井マタゴラウ 河合又五郎 備前國備前郡松平忠雄に仕ふ、寛永七年同僚渡邊數馬の弟を殺し、江戸に來り旗下の士阿部正之、久世廣常、安藤正珍等に寄る、忠雄怒り父中左衛門を刺せんとす、阿部等之を聞き又五郎を歸すと稱し父を引取り、忠雄益々怒り上義を請はんとす、阿部等又五郎を助けて出ます、因て終須賀薩庵に事を處置せしむ、薩庵中左衛門を阿波に下さんとして之を請取り、大阪の船中にて刺殺し頓死と披露し、又五郎を隠匿して國の法に背くと嚴命す、阿部等來を附し西國に送らんとす、數馬之を聞き、義兄荒木又右衛門と共に伊賀國上野に要撃して討つ、又五郎遂に殺さる、時に寛永十一年十一月七日とす(江城年録、鎮川實紀)

カハ

カハエビラ 革籠 履の方立を、なめし皮にて包みたるものをいふ、略儀に用ふ(眞丈雜記)

カハ

カハラノタチ 革緒 野紐に同じ、ノダチを見よ、

カハ

カハオビ 革帶 束帯に用ふる帯をいふ、石帯(イシノオビ)を見よ、

カハ

カハカケヒキ 川欠引 江戸時代免租の一種、川堤破壊し、田島荒濱せし所の租を除くをいふ、尙ほ引(ヒキ)の條參看(地方凡例錄)

カハ

カハカゴマル 皮籠丸 革籠の名器の名、醍醐天皇の御宇、唐主寶器を革籠に盛りて獻す、篋竹を以て附と爲す、取て此器を作る、因て此名あり(禮樂志)

カハ

カハグスリ 河樂 天皇御沐浴の時に奉る

カハコ

藥、其品詳かならず、或は白米なりと云ひ、或は蒸...

カハゴエ

川越 江戸時代、街道にて、橋或は渡船のなき大川を旅人の越ゆる時、蓮蓬又は肩車...

カハコ

爲す、又安倍川の貨錢を定め、河水洩間或は乳下に...

カハゴエウチ

河越氏 姓は平氏、秩父重綱の二子重隆武藏河越に居す、依て氏とす、重隆の...

カハゴエジャウ

川越城 關西武藏國入間郡川越町○本丸、二之丸、三之丸、外曲輪、内曲輪、...

カハコ

上杉朝興當城に來り、天文六年病卒す、其年七月氏綱...

カハゴエジャウノタタカヒ

河越城戰 武藏國入間郡川越城にて、北條氏と上杉氏との戰を...

カハコ

説て同盟軍に加入せしむ、城兵守死して戦ふ、兵康...

カハゴエ

カハゴエ 衣 俗に獸類の毛皮を以て作りたる衣服、又「カハゴエ」とも云ふ、倭訓栞に、...

カハサ

カハシ

カハサキカハ 革先草 太刀の足皮を賣たる金具を云ふ(武家名目抄)

カハシノコホリ

合志郡 肥後國の條に、皮石郡あり、後合志に改む、貞觀元年合志郡を割て山本郡を置く、和名抄に、合志(カハシ)...

カハシマウチ

韋島氏 姓は清和源氏、新羅三郎義光より出づ、義光の孫昌義始めて佐竹氏と號す、其子義季文治三年源頼朝の爲めに所領を没收せられ、...

カハシ

カハズ

長に屬して草島庄地頭職を復す、子孫相繼ぎて明治に至る(草島文書、系圖)

カハシマウチ

川島氏 姓は藤原、河村秀高の子秀景より出づ、三代秀信伊勢國河島村に住す、子孫依て氏となす、義宗の時建武の亂足利尊氏に屬す、世々足利氏に仕ふ(系圖)

カハズミタイカフキ

川角太閤記 五卷、改定史籍集覽十九冊に收む、信長記に續ぎて、天正十年より筆を起し、慶長三年に至る十有七年間に於ける豊臣太閤の事蹟を詳記せるもの、體裁悉く問答體の書法なり、實録實史として世に之を尊べと、眞偽相半す、嘉永三年九月紀藩侍講三毛嶺、四年昌平學教官安積信の序ありて、四年十二月刊行せり、永祿天正の争戰を経たる川角某、高貴人の豊太閤の事蹟を問はれるに答へたるものなるべしと序及び凡例に見えたり、黒川博士は、元就記の著者西川原角左衛門と云ふ者、元和六年より

カバネ

カバネ 姓(尸)

代以後家筋の尊卑等級を分つたの號となる。又氏と姓との通稱にも用ふ。皮膚の義、類案名物考に、この姓を訓て河波瀧と云ふは、骨族の如し、骨を可波瀧と云ふ事、顯宗紀にも、又續紀にも、根可波瀧の事有、されば姓氏録の序に云へるも、人民の氏骨の義に譬へたり、此に又對て云ふと、單に云ふとの分ちあり、かれ通じて云へば、姓即ち氏を兼たり、又姓某氏など云ふが如き、或は源平藤橘を四姓と云ふが如き是なり、又折て云ふ時は、源平藤橘の類は氏にて、朝臣宿禰の類は姓なり」とあり、或は云ふ、頭根の意にて、宗長其族を統ぶるの義なりと云ふ。上代は神別には多く連姓を賜ひ、皇別には臣姓を賜ひたりしが如し、其臣連は、各其氏族部曲の民を統べ、其上に大連大臣ありて、大連は連姓、大臣は臣姓を率ゐて大政に參與せり、此外宿禰、朝臣、忌寸、臣、使主、公等あり、地方官には、別、國造、道師、縣主、稻置、村主等ありて政を執る、大化の革新以來此制を改めて、左右大臣以下を置きて政事を執る、是より氏と職との關係以前の如くならず、専ら家格の高下に用ひられたり、天武天皇十三年八色の姓を定め、壬申の功によりて等級を定めたり、書紀に、十月己卯朔詔曰、改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓、二曰真人、二曰朝臣、三曰宿禰、四曰忌寸、五曰道師、六曰臣、七曰連、八曰稻置」とあり、即日守山公十三氏に真人、大連等五十二氏に朝臣、大伴連等五十氏に宿禰、大連連等十一氏に忌寸、桑原村主朝臣、根本村主藤原等に連姓を賜ひたり(道師以下の姓を賜へること見えざれば、思ふに臣、連、稻置の姓は、上代のまゝなれば、其上の姓は、天武天皇の時に定められたるもの、如し)延暦六年二月光仁天皇の皇子諸

カバノ

勝に廣根朝臣、桓武天皇の皇子國成に長岡朝臣の姓を賜ふ、是れ皇子に姓を賜ふ始めて、其後皇子に姓を賜ふは必ず朝臣を以てせり、其後僧侶、歸化人、雜戸、奴婢、夷人等に姓を賜ひしことあり(續紀)真人、朝臣、宿禰、忌寸、臣、連、公、首、國造、伴造、縣主、直、村主、史、稻置、神主、祝、掾、人、吉士、時、王、我孫、使主、曰佐、手人、準人、漢人、人面等あり、各條に述ぶ就て見るべし、姓の概数は、姓氏録によれば一千一百八十二氏ありと云ふ(書紀、新撰姓氏錄、古事記傳、倭訓栞、貞丈雜記、氏族考)カバノクワンシヤ 蒲冠者 源範賴(ミナモトノリヨリ)を見よ。カハノジゼニ 川字錢 江戸時代に用はれたる錢貨の一種、銅にて作り、銅色淡黄、徑八分、重九分、裏文川字、穿上に在り、又内郭川字あるもの鑿記の如し、或は二、其處を異にす、徑八分、重八分、又一種川字置かざるものあり、徑重並に同じ(新編元文二年深川小那岐川にて鑄造す(新編元文錢譜))カハノゾミノマツリ 河臨祭 小兒の生れたる時、その小兒と、小兒を生みたる母との爲めに、陰陽師河邊にいで、祈禱するをいふ(貞丈雜記)カハノベノコホリ 河邊郡 播磨國 播磨郡に、雄家(ナ)山本(ヤマモト)爲家(キナ)郡家(アウケ)楊津(ヤナイツ)餘戸、大神(オホムラ)雄上(チカム)等の郷あり、元祿國川邊に作り、爾來之に仍る、明治二十九年一部分を割きて有馬郡に入る(郡名異同一覽、法令全書)カハノベノコホリ 河邊郡 羽後國

カハノ

カハノ カバハ

(舊出羽國)續紀寶龜十一年八月の條に、河邊城見たり、蓋し神武天皇の時置きしなるべし、延喜式に始めて郡名見たり、和名抄に、川合、中山、色知(オノチ)田郡、大泉(オホイズミ)稻城(イナギ)丹泉、餘戸等の郷あり、中世由利郡を置くに及びて、郡南の地皆之に屬す、室町時代豐島郡と稱す、正保圖之に従ふ、寛文中河邊に復す、爾後之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)カハノベノコホリ 河邊郡 薩摩國 阿多郡の地を割きて之を置く、建設の年代明ならず、延喜式に始めて見たり、和名抄に、川上(カハカミ)稻積(イナツミ)の二郷あり、爾來變更なし、明治二十九年三月郡の一區域を大隅國大島郡に編入し、他の一區域と給黎郡の一區域とを以て河邊郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考 法令全書)カハバオリ 革羽織 革にて作りたる羽織、火事の時に著用す、羽織(ハオリ)又は火事羽織(クワシバオリ)と稱す。カハバカマ 革袴 革にて作りたる袴、貞丈雜記に、古人は着ける也、入唐記に袴(カハバカマ)などにて、御供の時着るをくべからず候也、又一休ばなしと云ふ草子にも、或時かの禮那かはばかまを著て來りけるとあり、近代には有徳院禮吉事御好みなされし故、吹上の御殿などへ御成の時、萬葉草の御袴をめされし由、其の比供奉しける人の物語せられし也」とあり、ハカマと稱す。カハハギ 皮刺 履多をいふ、牛馬などの皮を剥きて、革などにするを業とするを以て名づく、「エダ」參看。カハハギ 樺翅 矢の羽の上下を覆(マユミ)

カハバ

カハフ

カハホ

の木のおま皮にてはぐを云ふ、櫻の木の皮にてはぐと云ふ説は誤なり(書札雜々聞書)カハハコ 革宮 ナメシ皮にて作りたる箱、後世之を「カハゴ」といふ、聖武天皇の時、始めて之を作る、醍醐天皇延喜の年、毎年革宮二十合を内匠寮に作りしめて獻せしむ(工藝志料)カハバタウチ 河越氏 姓は藤原、權大納言四國寺實國二男公清、始めて風早又は河越と號す、依て氏となす、公清參議從二位となり安貞二十年十月薨す、子孫相襲きて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる(知譜拙記、系圖、華族譜)カハバ 實陸 公賴 實益 公村 季村 公邦 實村 公益 實治 季富 公康 基秀 實陳 季雄 實詮 輝季 賴季 季滿 實祐 公陳 實清 實利 公遠 實文 實文カハバラヒ 河越 大越に同じ「オホバラヒ」を見よ。カハヒジリ 皮聖 行圓の異名、紀略に、一條帝寛弘二年五月三日、今日修行聖人行圓、供養建立一鎌堂、件聖人不論三寒熱、着鹿皮、號之皮聖人、同寛仁二年三月十六日、是日皮聖號修行圓、於建立寺、號修行願寺、始修云萬九千三百餘燈事、充法華經文字、云々」と見えたり。カハフネアラタメヤク 川船改役 江戸幕府の職名、川船奉行とも稱す、本所強江、淺草橋場等に番所ありて、通船の印を檢し、船税を取む、職高二百石、鶴氏の世職、席次を焼火間詰となす、勘定奉行の所管なり、手附三人あり(起原)カハフネシハイ 川船支配 川船改役(カハフネアラタメヤク)を見よ。カハフネフギヤウ 川船奉行 川船改役(カハフネアラタメヤク)を見よ。カハベノサタイジン 河邊左大臣 藤原魚名(フナハラノサチナ)を云ふ。カハベノニベ 河邊瓊缶 欽明天皇二十三年紀男麻呂、新羅を征する時に副將となりて従ふ、新羅來り襲ふ、瓊缶獨り轉闘して遂に、向ふ所皆捷つ、新羅白旗を擧げて降る、瓊缶その意を曉らす又白旗を擧げて進む、新羅の將は降るとなし遂に逆戰す、瓊缶の前鋒殺傷甚だしく、終に敗退して野に營す、士卒輕侮して命に従ふ者なく、新羅の將遂に屯營に入り、瓊缶及び其の妻甘美媛を虜にし、謂て曰く、汝身と婦と孰か愛すると、答て曰く何ぞ一女を愛して虜を取らんやと、遂に許して妾と爲す、後に甘美媛選ることを得、懶惠再び瓊缶と語らず(大日本史)カハホリ 編蝠 扇の一種、末廣を云ふ、又中啓とも云ふ、中山録に折腰扇と見えたり、源氏筆註に、編蝠を見て扇を作り始むるなり、仍て夏の扇の異名を編蝠扇と云ふと、又一説に形の編蝠に似たるより、新く名づけたるなりと云ふ(夏時之を用す、飾抄に、年少公卿、或炎天時持編蝠、冬横目扇(散)薄書)カハフ 櫛持之とあり、東帯の時夏冬共に櫛扇にして、編蝠を用ひず、衣冠、直衣の時も、水袋は櫛扇なれども、夏期は編蝠を用



ふるも差支なし、後世老者の夏冬共に編蝠を用ふるは故實にあらざる(骨の數に差別あり、木式は七本にして白骨を用ふ、武家にては異骨なり、地は要紅とて地紙の端上に紅して雲形を圖し、輪は鶴龜松竹或は七賢の類を畫く、何れも極彩色なり、袴衣、直垂、大紋の時使用するは、雄雞金地に墨繪なりと云ふ(四三條裝束抄、裝束遺抄、華業彙、四位五位裝束抄)カハホリバオリ 編蝠羽織 短き羽織を云ふ、袖は却て長く、形編蝠に似たるを以て名づく、慶安二年刊行本尤之草紙に、短きものを擧げし中に此羽織をも數へたれば、慶長の頃にも行はれて、寛永正保時代に流行せしが、元祿時代には早く滅びたるが如し(骨董集、嬉遊笑覽)カハマキノタチ 革巻太刀 鞘をなめし革にて包みかたく縫ひふくみたる太刀をいふ、皮巻、又革巻太刀と云ふも同じ、貞丈雜記に、皮の上に金物あり、柄敷黒漆なり、皮の上にはわたり巻あり、康富記卷七文安元年八月一日丁未、八朔御禮進上宮、御方御銀一腰皮巻云々、那須與一宗高が太刀、今も那須の家傳へて在之、革巻の太刀なり」とあり。カバマク 樺卷 弓に藤を巻き、矢をはやく、絲を巻き、箭などの類にも絲を巻き、又は紙を細くたちて巻き事などを云ふ、貞丈雜記に、カバとは、樺の字なり、かばさくらの事なり(ひざくらとも云ふ)かば樺の皮の如く巻くといふ心なり、外の木の皮は堅に皮のきめ有りて、皮をばぐにもたてにむくれるなり、さくらの木の皮は極にきめ有りて皮をばぐにも極にむくれるなり、さくらの木の皮のやうに極に巻き事を、かばをまくと云ふなり、さくらの皮を取りて、それにて巻き事にはあらずとあり。

カハン

カハン 加判 鎌倉幕府以来執政の職に列するを稱するの語、鎌倉幕府には連署、江戸幕府には、老中をさす、公文に判を加へて出すを以て名づく、「レンシヨ」ラウチユウ(武家名目抄)

カバン 加番 城番の副となりて、城を警備する輩を云ふ、當代年録慶長七年六月十一日の條に、水戸城は松平周防守在番仕、加番は藤田能登由良信濃守菅沼新八等也、土屋知貞私記に、慶長十九年大阪御陣の節所々御番加番八千五百石大嶋彌三郎五千石同茂兵衛三千五百石大嶋久左衛門云々と見えたり、後に大阪加番(オホサカカバン)、駿府加番(スンプカバン)を置く、詳しくは各條を見よ、

カハンノレツ 加判列 連署をいふ、レンシヨ(参看)

カハムラウチ 河村氏 姓は藤原、筑後守遠義の男秀高、相模河村に住す、依て氏を稱す、千秀義、源頼朝に従て石橋山に戦ふ、大庭氏の爲めに擒殺せらる、弟秀信文治五年奥州征伐に従て功あり、頼朝之を賞す、子孫世々鎌倉幕府に仕ふ(系圖參)

○秀高 義秀 時秀 親秀 秀方 秀茂 秀清 秀基

カハムラズ井ケン 河村瑞軒 瑞軒は七兵衛、後ち十右衛門と改む、其後遊歴して瑞軒と號す、晩年蓄髮して平大夫と稱す、家貧にして車力を業とし人に雇役せらる、然れども資性敏捷にして才幹あり、嘗て蓄髮し、畿内に赴きて事を爲さんとし、江戸を發し、小田原驛に宿す、宿主に諫められ江戸に歸る、歸途品川を過ぐ、時正に七月五日

瑞軒は神事を用ふ、海東諸國記に、飲食用、漆器、尊處用、土器、有(無)元(地)と見えたり、起り詳かならざれども、雄略天皇十七年三月、土師の連、所領七所の民をして土器を製し、朝夕御膳を盛るべき清器として進獻せし事見えたり、是れカハラケなるべし、後世神事の供物具と爲し、或は、儀式の時之を使用するに至れるもの、古風を存せるなり、(大あいの物(三ど入り小、平かより大)そくび(大さ灰ほうろく、大ちうに盛る)へいかう(深き土器にて、御通りの時用ふ)耳土器、廣土器、白土器、内ぐもり、平賀等あり(倭調葉、貞丈雜記)○貞丈雜記に、土器に大小あり、小きを小重、大なるを大ちうと云、又三度入より大重以下、三まはりづ、大なるを七度入と云、其より九度入、十一度入、十三度入、十五度入まで何れも三廻りづ、大き也、十五度入より上に大なるはなし、五ど入、七ど入より上、段々大なるは酒もりの時、肴をもりて出す時用るなり、舊記にかはらげ物と有は此事也、膳かばらけの事を小ちうと云ふは、三度入の内に重る小き土器なる故なり、三度入は、蓋に用るかはらけ也、酒は蓋に三度づ、入る故に蓋になる土器を三度入と云ふ、大ちうは、三度入の外に重なり大なる故、大重と云ふ、五ど入は三度入より大なる故五ど入と云、七度入といふも九度入以下も同じ事なり、三ど入五度入は五ばい入、三ばい入といふ事にはあらず、段々に大きくなるゆゑ、三度入と云に本づきて云付たる名なり」といへり、

カハラケ 川原毛(駱、瓦毛) 馬の毛色の名、白くして赤黄を帯びたるものを云ふ、長門本平家物語一谷合戦條に、さる程に猪股黨に人見四郎と云ふもの黒糸綴の冑にかはらけける馬にのりて云

カハラ 川原毛(駱、瓦毛) 馬の毛色の名、白くして赤黄を帯びたるものを云ふ、長門本平家物語一谷合戦條に、さる程に猪股黨に人見四郎と云ふもの黒糸綴の冑にかはらけける馬にのりて云

カハム

カハム 除し瓜茄子多く水面に流る、瑞軒之を拾ひ、瀆とし自ら荷ひて之を賣る、衆庸夫競ひ求む、之を賣ること屢々、遂に下吏と識り日儲長となる、是より家宅を建て商計を張る、偶々府下大火あり、材木亦多く灰燼す、瑞軒火未だ消えざるに、晝夜兼行して木骨に赴き、材木を盡く買ひ取め、極印を押す、後ち果して材木の價騰貴し、江戸の木商木骨に到るも、餘材なきを以て、皆瑞軒に依て頭つを得たり、瑞軒之に因て數千金を獲て江戸に歸り、多く家屋を作り、上下の土木業に従事し、數萬金を得て名聲藉甚す、元禄十三年六月十六日死す、年八十三、瑞軒地理に明にして、運輸、航海、治水の術に長ぜり、大阪安治川を治め、其土砂を以て堤を築き、波除山(瑞軒山)といふ、又淀河長柄中津諸川を治し、永く氾濫の患を絶つ、又奥羽の航路は大概一年餘を費したるに、瑞軒の功によりて覆没の患なく、僅に三ヶ月にして江戸に達するに至りしと云ふ(野史)

カハムラノコホリ 河村部 河村部(河村部)見たり、和名抄に、河村(カハムラ)竹田(タケダ)三朝(タサカベ)河村(カハムラ)竹田(タケダ)三朝等の郷あり、明治二十九年三月久米八橋の二郡と共に廢せられて、東伯郡と爲る(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

カハヤ 川原寺 大和國高市郡高市村大字川原、川原宮又は河邊宮と稱し、齊明天皇の皇居の地たり(一名弘福寺と云ふ、(倭書、御靈開基記)に齊明天皇元年建立し給ふ所と云ふ、白雉四年諸佛像を作りて、安置せしむること書紀に見えたり、齊明天皇以前の創立なること明なれど、其年代詳かならず、七佛寺巡禮記に、敏達天皇十二年蘇我馬子の創立する所となす、或は據あるか、天武天皇十三年行幸して稻を乘前に施す、天平元年諸寺の聖田を定め、弘福寺を五百町となす、天平五年封五百戸を施入す、淳和天皇弘仁九年勅して川原寺を僧堂海に給ふ、是より東寺の所轄となる、後世聖蹟す、七佛寺巡禮記によれば、室町時代には金堂五重塔等に過ぎざりしが如し、延寶中には草堂一字二天十二神將のみなりしと云ふ、今僅に大慈堂一字を存し弘福寺と號し、長谷寺末となれり、堂内に持國多聞二天の立像を安置す、弘仁時代傑作の一なり、今國寶となる(佛事志、大和志料、大和通)

カハラノ井 河原院 源融の第宅、(河原院)京師六條坊門の南、萬里小路の東八町、(河原院)其子、宇多法皇に奉る、法皇時々渡御あり、法皇崩すののち、寺と爲す、正暦二年三月仁康上人河原院に於て五時講を修す、本朝文粹に、河原院考、故左大臣源朝臣舊宅也、林泉下、隱喧意隔境、擇地而構、雖在二東都之東、入門以居、如遁北山之北、是以年來

カハラ 川原寺 大和國高市郡高市村大字川原、川原宮又は河邊宮と稱し、齊明天皇の皇居の地たり(一名弘福寺と云ふ、(倭書、御靈開基記)に齊明天皇元年建立し給ふ所と云ふ、白雉四年諸佛像を作りて、安置せしむること書紀に見えたり、齊明天皇以前の創立なること明なれど、其年代詳かならず、七佛寺巡禮記に、敏達天皇十二年蘇我馬子の創立する所となす、或は據あるか、天武天皇十三年行幸して稻を乘前に施す、天平元年諸寺の聖田を定め、弘福寺を五百町となす、天平五年封五百戸を施入す、淳和天皇弘仁九年勅して川原寺を僧堂海に給ふ、是より東寺の所轄となる、後世聖蹟す、七佛寺巡禮記によれば、室町時代には金堂五重塔等に過ぎざりしが如し、延寶中には草堂一字二天十二神將のみなりしと云ふ、今僅に大慈堂一字を存し弘福寺と號し、長谷寺末となれり、堂内に持國多聞二天の立像を安置す、弘仁時代傑作の一なり、今國寶となる(佛事志、大和志料、大和通)

カハラノサライジン 河原左大臣 左大臣源融六條河原院に居せしを以て稱す、(ミナモトノトホル)を見よ、

カハラノジンジャ 高良神社 後國三井郡御井町○本國の一宮、今は國幣大社、(高良玉垂命(高良玉垂命は、阿曇連の祖、神津見神)、(神功皇后御尊を伐ち給ふ時、此神大に威烈を顯し、千禧二珠を皇后に授けて、新羅を攻め從はしめ給ひき、仍て後世其神功を稱奉りて玉垂命と云ふ、稱徳天皇天平神護元年宮を造る、(大宰管内志に、應仲天皇の時、創建と云へり)、桓武天皇延暦十四年五月、從五位下を授け、嵯峨天皇弘仁元年三たび改造す、九年十一月名神に預らしめ、仁明天皇承和七年四月從五位上を加へ、尋て嘉祥三年十月從四位上に進み、翌年從三位に昇進す、齊衡二年五月位田四町を加へ、天安元年十月本神及び豐比咩神に封戸位田を充て、二年五月是より先二神正殿災に罹り位記みな焼損れたるを以て、舊文を勘へて正三位を賜ひ、殊に神封二十七月を充て、清和天皇貞觀元年正月從二位を授け、尋て從一位に至り、醍醐天皇寛平九年十二月正一位を授奉り、延喜の制、名神大社に列る、白河天皇應徳二年二月燒亡し、降て天文十四年、大友義鎮宮殿を造る、豐臣秀吉九州征伐の時社領悉く没收し、慶長元年秀吉神社の廢亡を恐れ千石を寄附す、明治四年國幣中社に列し、大正四年大社に昇格○神職に、丹波、物部、阿曇部、草部、百濟の五人とす○末社に、八幡社、眞前大分宮、肥前千葉宮、肥後藤崎宮、薩摩新田宮、大隅正八幡宮あり(神祇志料、

カハラ 川原寺 大和國高市郡高市村大字川原、川原宮又は河邊宮と稱し、齊明天皇の皇居の地たり(一名弘福寺と云ふ、(倭書、御靈開基記)に齊明天皇元年建立し給ふ所と云ふ、白雉四年諸佛像を作りて、安置せしむること書紀に見えたり、齊明天皇以前の創立なること明なれど、其年代詳かならず、七佛寺巡禮記に、敏達天皇十二年蘇我馬子の創立する所となす、或は據あるか、天武天皇十三年行幸して稻を乘前に施す、天平元年諸寺の聖田を定め、弘福寺を五百町となす、天平五年封五百戸を施入す、淳和天皇弘仁九年勅して川原寺を僧堂海に給ふ、是より東寺の所轄となる、後世聖蹟す、七佛寺巡禮記によれば、室町時代には金堂五重塔等に過ぎざりしが如し、延寶中には草堂一字二天十二神將のみなりしと云ふ、今僅に大慈堂一字を存し弘福寺と號し、長谷寺末となれり、堂内に持國多聞二天の立像を安置す、弘仁時代傑作の一なり、今國寶となる(佛事志、大和志料、大和通)

カハラ 川原寺 大和國高市郡高市村大字川原、川原宮又は河邊宮と稱し、齊明天皇の皇居の地たり(一名弘福寺と云ふ、(倭書、御靈開基記)に齊明天皇元年建立し給ふ所と云ふ、白雉四年諸佛像を作りて、安置せしむること書紀に見えたり、齊明天皇以前の創立なること明なれど、其年代詳かならず、七佛寺巡禮記に、敏達天皇十二年蘇我馬子の創立する所となす、或は據あるか、天武天皇十三年行幸して稻を乘前に施す、天平元年諸寺の聖田を定め、弘福寺を五百町となす、天平五年封五百戸を施入す、淳和天皇弘仁九年勅して川原寺を僧堂海に給ふ、是より東寺の所轄となる、後世聖蹟す、七佛寺巡禮記によれば、室町時代には金堂五重塔等に過ぎざりしが如し、延寶中には草堂一字二天十二神將のみなりしと云ふ、今僅に大慈堂一字を存し弘福寺と號し、長谷寺末となれり、堂内に持國多聞二天の立像を安置す、弘仁時代傑作の一なり、今國寶となる(佛事志、大和志料、大和通)

カハヤ

カハヤ 入關之時、またカハとのみひたりしは、萬葉に、詠香塔水鏡歌あり、古も河なき家も多かるべけれど、川はかはやなるが本義なれば、いづくにても「カハヤ」と云しなるべし、其上かはやは、いさゝかの流をもかはといふなり、然るに、東雅に、かはの義不詳、舊説に、高野山の地形、悉く曼陀羅の義を表す、故に不潔を留むることをゆるさず、潤潤をば必ず河上に築するを以てかはやといふなりと、深く考へざる説なり、中昔には「ホドノ」といへり、楠殿なるべし、云々」といへり、雪隠(セツチン)參看、

カハヤシロ 河社 大政の時、川邊に建つる小社をいふ、倭調葉に、顯昭院に神樂の語に、夏神樂といふ事あり、川の上に櫛を立て櫛をかきてする也、典義抄に、しの竹を櫛にかきてそれに神供を奉るといへり、新古今集に、夏神樂のこゝろをよみはべりける、實之、川社しのおりははほす衣、いかにほせばか七日ひさらん、七日は神樂の日數なるべし、おほよそ川邊に在る社はもとより川社といふべし、多くは波の神を祭れり、社なくとも假に神を祭りて神樂をもする也、よて江都督の歌陪從入道重美歌などには、直に夏越の神樂をよめり、云々といへり、

カバヤマジケン 加波山事件 元治元年水戸藩士藤田小四郎、武田耕雲齋等兵を真波山に擧げ、藤田王旗を唱導したるものをいふ、天狗黨の亂と稱す、(テンゲトウノラン)參看、

カハラ 瓦 瓦葺(カハラアキ)を見よ、

カハラケ 土器 素焼にて薬をかけた陶器、普通には、専ら素焼の蓋をいふ、瓦葺の義なり、古へ朝家神宮にて、供御を盛る具に備ふ、今も

カハラ 川原寺 大和國高市郡高市村大字川原、川原宮又は河邊宮と稱し、齊明天皇の皇居の地たり(一名弘福寺と云ふ、(倭書、御靈開基記)に齊明天皇元年建立し給ふ所と云ふ、白雉四年諸佛像を作りて、安置せしむること書紀に見えたり、齊明天皇以前の創立なること明なれど、其年代詳かならず、七佛寺巡禮記に、敏達天皇十二年蘇我馬子の創立する所となす、或は據あるか、天武天皇十三年行幸して稻を乘前に施す、天平元年諸寺の聖田を定め、弘福寺を五百町となす、天平五年封五百戸を施入す、淳和天皇弘仁九年勅して川原寺を僧堂海に給ふ、是より東寺の所轄となる、後世聖蹟す、七佛寺巡禮記によれば、室町時代には金堂五重塔等に過ぎざりしが如し、延寶中には草堂一字二天十二神將のみなりしと云ふ、今僅に大慈堂一字を存し弘福寺と號し、長谷寺末となれり、堂内に持國多聞二天の立像を安置す、弘仁時代傑作の一なり、今國寶となる(佛事志、大和志料、大和通)

カハラ 川原寺 大和國高市郡高市村大字川原、川原宮又は河邊宮と稱し、齊明天皇の皇居の地たり(一名弘福寺と云ふ、(倭書、御靈開基記)に齊明天皇元年建立し給ふ所と云ふ、白雉四年諸佛像を作りて、安置せしむること書紀に見えたり、齊明天皇以前の創立なること明なれど、其年代詳かならず、七佛寺巡禮記に、敏達天皇十二年蘇我馬子の創立する所となす、或は據あるか、天武天皇十三年行幸して稻を乘前に施す、天平元年諸寺の聖田を定め、弘福寺を五百町となす、天平五年封五百戸を施入す、淳和天皇弘仁九年勅して川原寺を僧堂海に給ふ、是より東寺の所轄となる、後世聖蹟す、七佛寺巡禮記によれば、室町時代には金堂五重塔等に過ぎざりしが如し、延寶中には草堂一字二天十二神將のみなりしと云ふ、今僅に大慈堂一字を存し弘福寺と號し、長谷寺末となれり、堂内に持國多聞二天の立像を安置す、弘仁時代傑作の一なり、今國寶となる(佛事志、大和志料、大和通)

カハラ 川原寺 大和國高市郡高市村大字川原、川原宮又は河邊宮と稱し、齊明天皇の皇居の地たり(一名弘福寺と云ふ、(倭書、御靈開基記)に齊明天皇元年建立し給ふ所と云ふ、白雉四年諸佛像を作りて、安置せしむること書紀に見えたり、齊明天皇以前の創立なること明なれど、其年代詳かならず、七佛寺巡禮記に、敏達天皇十二年蘇我馬子の創立する所となす、或は據あるか、天武天皇十三年行幸して稻を乘前に施す、天平元年諸寺の聖田を定め、弘福寺を五百町となす、天平五年封五百戸を施入す、淳和天皇弘仁九年勅して川原寺を僧堂海に給ふ、是より東寺の所轄となる、後世聖蹟す、七佛寺巡禮記によれば、室町時代には金堂五重塔等に過ぎざりしが如し、延寶中には草堂一字二天十二神將のみなりしと云ふ、今僅に大慈堂一字を存し弘福寺と號し、長谷寺末となれり、堂内に持國多聞二天の立像を安置す、弘仁時代傑作の一なり、今國寶となる(佛事志、大和志料、大和通)

カハラ 川原寺 大和國高市郡高市村大字川原、川原宮又は河邊宮と稱し、齊明天皇の皇居の地たり(一名弘福寺と云ふ、(倭書、御靈開基記)に齊明天皇元年建立し給ふ所と云ふ、白雉四年諸佛像を作りて、安置せしむること書紀に見えたり、齊明天皇以前の創立なること明なれど、其年代詳かならず、七佛寺巡禮記に、敏達天皇十二年蘇我馬子の創立する所となす、或は據あるか、天武天皇十三年行幸して稻を乘前に施す、天平元年諸寺の聖田を定め、弘福寺を五百町となす、天平五年封五百戸を施入す、淳和天皇弘仁九年勅して川原寺を僧堂海に給ふ、是より東寺の所轄となる、後世聖蹟す、七佛寺巡禮記によれば、室町時代には金堂五重塔等に過ぎざりしが如し、延寶中には草堂一字二天十二神將のみなりしと云ふ、今僅に大慈堂一字を存し弘福寺と號し、長谷寺末となれり、堂内に持國多聞二天の立像を安置す、弘仁時代傑作の一なり、今國寶となる(佛事志、大和志料、大和通)

カハラ

カハラ 川原毛(駱、瓦毛) 馬の毛色の名、白くして赤黄を帯びたるものを云ふ、長門本平家物語一谷合戦條に、さる程に猪股黨に人見四郎と云ふもの黒糸綴の冑にかはらけける馬にのりて云

カハラ 川原毛(駱、瓦毛) 馬の毛色の名、白くして赤黄を帯びたるものを云ふ、長門本平家物語一谷合戦條に、さる程に猪股黨に人見四郎と云ふもの黒糸綴の冑にかはらけける馬にのりて云

カハラ 川原毛(駱、瓦毛) 馬の毛色の名、白くして赤黄を帯びたるものを云ふ、長門本平家物語一谷合戦條に、さる程に猪股黨に人見四郎と云ふもの黒糸綴の冑にかはらけける馬にのりて云

カハラ

カハラ 川原毛(駱、瓦毛) 馬の毛色の名、白くして赤黄を帯びたるものを云ふ、長門本平家物語一谷合戦條に、さる程に猪股黨に人見四郎と云ふもの黒糸綴の冑にかはらけける馬にのりて云

カハラ 川原毛(駱、瓦毛) 馬の毛色の名、白くして赤黄を帯びたるものを云ふ、長門本平家物語一谷合戦條に、さる程に猪股黨に人見四郎と云ふもの黒糸綴の冑にかはらけける馬にのりて云

カハラ 川原毛(駱、瓦毛) 馬の毛色の名、白くして赤黄を帯びたるものを云ふ、長門本平家物語一谷合戦條に、さる程に猪股黨に人見四郎と云ふもの黒糸綴の冑にかはらけける馬にのりて云

カハラ

カハラ 川原毛(駱、瓦毛) 馬の毛色の名、白くして赤黄を帯びたるものを云ふ、長門本平家物語一谷合戦條に、さる程に猪股黨に人見四郎と云ふもの黒糸綴の冑にかはらけける馬にのりて云

カハラ 川原毛(駱、瓦毛) 馬の毛色の名、白くして赤黄を帯びたるものを云ふ、長門本平家物語一谷合戦條に、さる程に猪股黨に人見四郎と云ふもの黒糸綴の冑にかはらけける馬にのりて云

カハラ 川原毛(駱、瓦毛) 馬の毛色の名、白くして赤黄を帯びたるものを云ふ、長門本平家物語一谷合戦條に、さる程に猪股黨に人見四郎と云ふもの黒糸綴の冑にかはらけける馬にのりて云

カハラ

官國幣社一覽、古事類苑神祇部)
カハラノハラへ 河原祇 豊御祇に同じ、
カハラノミヤ 川原宮 飛鳥川原宮(アス
カノカハラノミヤ)を見よ。

カハラフキ 瓦葺 瓦を以て屋を葺き
たるをいふ、倭訓栞に、瓦は皮の義なるにや、龜甲
を今カフと云ふ云々といひ、家屋雜考に、瓦、和
名抄に、加波良焼泥爲之、蓋屋字上とみゆ、舊
説に、瓦は屋上の皮なれば此名ありといふ、また一
説に、甲冑の古名を伽和羅といふ、古事記日本紀等
にみゆ、又龜甲を伽字羅といふも即ち伽和羅と伽波
羅と俄字違へるは、和訓相近き故、轉じて分れたる
なるべし、云々といへり、箋注和名抄には、按、加
波良、蓋波語、瓦梵名迦波羅、見、梵語雜話と記し、
齊宮寮忌詞に、寺稱、瓦葺、故呼、瓦以梵語、其後至
葺宮殿、以瓦、亦治、蓋名、不改也云々といふた
れば、瓦は、もと梵語なるべし、崇峻天皇元年
百濟より威德王瓦博士麻奈父奴、賜貴文、陸貴文、昔
麻奈彌の四人を獻す、是より本邦瓦を製し屋を葺く
始めなり、但佛殿にのみ之を葺きたりしが、皇極天
皇大極殿を大和飛鳥に造り、屋を葺くに瓦を以てす、
是より本邦大極殿を葺くに瓦を用ふることを始まる、
文武天皇大寶元年官舎は皆瓦を以て屋を葺かしむ、
聖武天皇神龜元年詔して、五位已上及び庶人の營む
に堪ふる者は、瓦を以て葺かしむ、王侯以下庶人に
至るまで、瓦にて屋を葺くこと此に始まる、桓武天
皇延暦十三年平安城大極殿を葺くに碧瓦を用ふ、碧
瓦の始めなり、後ち精神の第宅は瓦葺減じ、繪皮を
以て葺くもの多し、降りて天正四年織田信長安土城
の城樓を葺くに瓦を以てす、是より先信長支那瓦工

カハラ

一觀を召す、茲に至り、明様の瓦を製し屋を葺かし
む、明様の瓦此に始まる(舊制の瓦は皆布文ありてメ
ノメカハラと云ふ)是より明様盛に行はれ、往々神
祠も瓦を以て葺くに至る、慶長五年徳川家康兵馬の
權を得てより、家屋の建築風變じて武人の第宅は瓦
を以て屋を葺く者多し、既にして庶民も亦瓦を葺く
もの多し、元和三年後水尾天皇詔して、徳川家康の
靈を下野の日光山に祀らしめ、東照大権現と賜ふ、
秀忠因て大土木を起し、宮殿を造營し、銅瓦を用
す、爾來これに倣ひ神社佛寺の屋を葺くに銅瓦を用
ふるもの亦多し、然れども庶民にして瓦葺を用ふる
ものは極めて少なりしが、將軍徳川吉宗深く火災
を憂ひ、享保十二年には、小石川小日向附近の人家
は、皆瓦を葺かしめ、尋で同十二月には麴町、同十三
年には小川町、徳樂町、駿河臺等の地にて、家を修
理するか、また新造する時には同じく瓦にて葺くべ
きことを令し、爾來屢々訓令する處あり、茲に於て
江戸市中には瓦葺の屋舎次第に多き加ふるに至れ
り。

カハラモノ

河原者 賦しき人夫雑役の者
を云ふ、年中定例詔八朔の條に、地下衆御牛飼河原
者、さて自餘の者まで、似合の物を進上云々とい見
えたり(貞丈雜記)○糲多、乞食、非人などの稱にも
云ふ、一定の住居なく、橋上、橋下、河原などに起
臥する故にかく云へるなりと云ふ、下學集には、屠
兒と書して「カハラモノ」とせり、これ牛畜を屠ふ
る謂か、齋藤彦彦又かはらは屠兒等の約りたるなり
と云へり、雅州府志に、寛正六年八月、今出川殿夫
人安産、當年異吉方也云々、河原者四五輩先行預報

カハル

カハル 土置、蓋胞衣云々、職人靈歌合機多の歌にも、人なが
ら知是畜生ぞ馬牛のかはらのもの、月見てもなぞ、
判云馬牛のかはらことよろし云々といあり(職人
靈歌合、傍附、鹽尻、賤者考)○また歌舞伎の者等を賤
めていふ詞、もと機多のことをいひしが轉じたるな
り、其始め出雲お國が四條河原に於て歌舞伎を興行
したるより、かく云へるなりといひ、又一説に、乞
食の如く河原に於て觀客より金錢を食りし故、京重
の口さがなく云へるなりとも云ふ、似我雜物語に、今
の部のはやりの物は、河原歌舞伎子、いらばの茶碗
と云童謡あり、又夷曲集に、よせ太鼓日はてれつく
と打いづる、波の音まで河原者哉」とあり(運歩色
葉集、嬉遊笑覽、雪月花)

カハルジャウ

香春城 香春城 香春城 香春城
郡香春村 建武中より少貳氏之に居る、應
永元年千手興房少貳頼光を伐ち城を奪ふ、五年大内
盛見興房を殺して城を奪ふ、其後原田氏之を領す、
永祿五年大友宗麟原田親種を當城に攻めて之を奔ら
す、天正十一年宗傑大宮司大友氏に攻められ、逃れ
て當城に入り、高橋元種に依る、十五年元種秀吉に
降り日向延岡に移さる、其後城主絶えたりしが、慶
應中小倉の城主小笠原氏の所領となり、明治維新に
至り(豐前志)

カハワノコホリ

河曲郡 河曲郡 河曲郡
書紀に川曲に作る、延喜式に始めて郡名見え
たり、和名抄に、神戶(カハベ)縣家、中野(ナカト)
海部(ウミ)川部(カハベ)賀美(カミ)賀母(シメ)深
田(フカサ)等の郷あり、正保川曲に作る、元祿以
後河曲に復す、明治二十九年三月在縣郡と合併して
河曲郡となる(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全
書)

カヒ

カヒ 穎 稻の穂をいふ、祝詞式に、千歌八百
(穎)奉置云々とい見えたり、エイ、參看、
カヒアハセ 貝合 貝合 種々の貝を合せ
て、それに歌をよみそへ、優劣を定むる遊戯、世俗に
貝覆と同じと爲すは誤なり、西行法師の歌に「今ぞ
しるふたみのうらのはまぐりを貝あはせとおほふ
なりける」と云へるを、黒川春村辯じて「今ぞしる
云々との歌は、貝合と貝覆とをひとつにおぼえてよ
まれたるに似たり、抑貝合はさまぐりの貝をあはせ
て、それに歌をよみそへ、さて甲乙を定むるなり、
又貝覆ははまぐりの貝を、片おもてづいそら散し
おきて、其片おもてをおほひ合せて勝まけを争ふな
り、さるをひとつにせられたるはいかにかぞやおほ
るぞかし、又瀬河百首、不合戀、參議師頼朝、おほふ
事ありそのうみのうつせ貝あはせやみぬる名をやの
こさん」今撰和歌集總部内新宰相「いかにせんか、
るためしはかたし貝ならびふせれどあはせやみぬ
る」等はうつせがひかたし貝なるが故にあはぬとい
へるなり、貝合に混ぶべからず云々」と云へり
(和歌集) 堤中納言貝合物語に、この姫君とうへの
御方の姫君とかひあはせせ給ふに云々」と見え
しを始めとす、山槐記、應保二年三月七日申刻參大
殿、今朝令渡津津殿、給了、云々、仍自門外、參内、
貝合事、右方人、右大将以下、於宮殿上、議定云々
と見えたり、爾後鎌倉室町幕府を通じて近代に至る
まで公卿婚嫁間には盛に行はれたり(貞丈雜記、合物
考)

カヒヲケ

貝桶 貝覆に用ふる給貝を納れた
る桶を云ふ、近代はウハオキ(上置)にして上座に置く
の義)と稱して、嫁入第一の調度となす、これ給は
他の貝に合はするとも、合はぬもの故に、貞女兩夫

カヒオ

にまみえずと云ふ義にかたどりて、婦女の誠めとな
すなりと云ふ、又再婚せぬまじないの心もありと云
ふ○貝桶は嫁入の要具にして、これを請取渡すには一
定方式あり、双方とも二人にて、先づ貝桶渡す人
兩人左右に別れて左の貝桶、
右の貝桶を持ち、座敷にあが
り、左の方にて左貝桶持つ人
は右の手にて桶の底をかゝ、
右の手にて其底をかゝ、
右貝桶持つ人は左手にて桶の底をかゝ、右手に
て底をかゝ、左方は左膝、右方は右膝を立て、同
聲にて千秋萬歳御貝桶渡申候と云へば、受取人二人
前の如く進み、同じく立膝にて、千秋萬歳御貝桶請
取申候と云ひて受取り、祝の座敷の床の上に置くな
り、此儀終りて他の調度請取るなりと云ふ、今小笠
原諸札大全所載の圖を示す(貞丈雜記、婚禮法式、故
實條々、小笠原諸禮大全)



カヒオホヒ

貝覆 給の貝を覆ひ合せ
て、勝負を争ふ遊戯、その勝負は三百六十の
給殻を分ちて、一片の殻を地貝と稱し、悉く揚に並
べて、中央に空所を置き、一片の殻を出貝と稱し、
一箇づ、出して空所に置き、衆人圍み坐して出貝
と地貝と合ふべき者を認めて之を合はす、合はせ
る者多きを勝とす、貝の立様は、貝蓋記に、貝の數
三百六十は一年の日數に象り、正月初午の日覆ひ始
む、毛氈二枚を敷き、中央に奉書一枚を敷き、貝桶
出貝の方より、先づ一ツ中央へ出す、頭の方を貴人
の方へ向け置き、地貝の桶より地貝を出し輪に十二
ならぶ、閏月は十三とし、此外數にかはらず、丸く
次第に並ぶるなりと云へり、但し此祝の出貝を
先にすれば誤にて、地貝を立て終りて、後に之を出す

カヒカウ

甲香 香具の名、倭名抄に、甲香、
蠟屬也、可合、衆香、燒之、皆使、益芳、獨燒則臭
と見えたり、又本草海藻にも之れあり、箋注に、本
草甲香、和名阿岐乃布多、按是即兼好徒然草所言倍
奈多利、江戸俗呼、與奈岐、といひ、又、太平御覽引
蠟屬也、下有、大者如、而面前一邊直長數寸、
圓殼、雌雄有刺、其捲、二十一寸、云々、蘇敬曰、甲
香、大如、小、青黃色、長四五寸、關經云、甲香生

カフキーガフケ

重四角、面には、六角内に桐の紋あるもの(上下に)
壺、松木の文字及び花押等を印し、背は無文なり
(大日本貨幣史)

カフキモン

冠木門 門の一種、又衛門とも
かけり、衛門は、詩の毛傳に、横木爲門とありて、
兩柱の上に木を横たへたるまでにて、屋根なき門を
云ふ、又鳥居の笠木の如く、横木の上に板屋を設くる
ものもあり、もと賤者の家に用ふる作方なれど、室町
時代には、室町の御所をはじめ、諸大名の家々の外門
は冠木門を用ひたり、後世に至ては柱を四に作りた
るものもあり、江戸時代、五萬石以上の諸侯表門焼
失後は多く冠木門に作る云ふ、門(モン)參看(家屋
雜考、青標帶)

ガフクワンガフシヤク

合冠合符

太上皇及び四宮(太皇太后、皇太后、皇后中宮)
に賜はる年給、即ち内官并に外官の未給を返上して、
五位一人を叙任せらるゝを云ふ、合冠合符の方法
は、第一内官一人、外國三分一人、二分二人、第二内官
二人、第三外國二分六人、第四内官一人外國三分三
人、第五外國三分四人、第六外國三分二人、二分四人
の六種あり、然れども是等の内容易に出来得べから
ざる者あり、之を以て時に或は全く未給にあらざる
も、時宜に隨ひて、外記之を注し、本所の申文に載せ、
表後外記に下動せしめ、上層又職事に附して覆奏の
後、内記局より宣下あるなり、(註)始め詳ならず、
江次第等に見えざるを見れば、天永以後起りし者な
るべし(年給考)

ガフケ

合毛

江戸時代、一步の懸何合何と
定め、坪菊の標準に供へたるをいふ、桃園天皇寛延
元年八月、合毛年々の増減は有毛に隨ひ、定法を以
て處分すべき旨を達せり(牧民金鑑、大日本租稅志)

カフゲカフシ

カフゲサ 甲製装 地を香染とし、端を黒く
染めたる製装、四種あり、紫甲は紫の綾文あり、端
の黒の綾、律師より法印に至る僧綱之を着す、青甲
は地青く、端又黒し、凡僧の有職非職共に着す、藍
甲は地をヘジの色に染め、端を黒くしたるもの、已
誦之を掛く、香甲は地を香染にし、端を香染にして
色を黒く染替たるもの、僧正着す、總て丈數懸機平
製装に同じ、(カサ參看)法中裝束抄、法體裝束抄)
カフゲニツタウリウ 甲源一刀流
逸見多四郎義利の創術の一派、義利は、武
藏秩父郡の郷士、逸見冠者十七代の後裔といふ、櫻
井五助長政に就きて流口派一刀流を學びて其印可を
得、遂に一派を開く、其子彦九郎義苗傳承し、子孫相
繼(武術流祖錄)

カフコ

合期

間に合ふ、定めたる期限に違は
ぬ事、本朝文粹大江匡衡文に、誰、民治國致、合期之
勤、吾妻鏡に、進退未合期、庭訓往來に、乗物僅儀
雖合期、注に、違所難、定約日、故可當、近花ごなど
見たり、尙ほ此外日記古文書等に屢々見たり、
カフサツ 甲利 禪宗にて十刹の外大寺院を
いふ、禪刹に甲たる意なり、平安山佛心寺、靈龜山
景德寺等の類なり(釋林泉器箋)
カフシウカイダウ 甲州街道 江戸時代
五街道の一、ゴカイダウを見よ、
カフシウキン 甲州金 甲斐國にて
鑄造の金貨、鑄造の時代、及び種類によりて差
等あり、詳しくは各條を見よ、(註)起原沿革を
詳かにせず、蓋し、武田氏の舊制に據り、徳川氏の
初めより、甲斐一國を限りて、之を通用することな
許せしならん(八代山梨巨摩の三郡は甲金のみを用
ひ、都留郡は他金をも用ふ)、而して山梨郡大山の内

カフシ

に金坑あり、昔より此金を採りて鑄たりといふ、然
れど年代詳かならず、甲州金を鑄造せしは松木、野
中、志村、山下の四家にて松木氏は、慶長中徳川氏此
國に入りし時、甲金鑄造のことを委任せらる、其後
大久保長安用ひられて金坑の事務を管し、武田以來
の金山の關係者を免す、長安奸曲發覺後、又松木五
郎兵衛の任となり、以來松木の族甲金鑄印のことを
掌る、元禄中甲金を元禄金に改鑄し、甲金の通行を停
む、寶永三年松平吉保甲金を改鑄し、元禄金と貨實を
同ふす、之を甲安金といふ、其後甲斐の人官に請うて
鑄たる甲金あり、之を甲定金といふ、又享保六年より
享保九年まで鑄たる甲金あり、之を甲重金といふ、又
享保十二年甲重金と同位の金を鑄、又享保十七年甲
定金を増鑄す、是甲金鑄造沿革の概略なり、享保中甲
斐再び幕領となりし以來甲金の鑄造は官より甲府勤
番に命じて行はしむ、(註)貨實史に據れば、別表の
如けれど、元禄鑄造以前を古金と稱し、碯石金、板
金、太鼓判、細字金、延金、繩目金等の名稱あり、元禄
以後のを新金と稱し、甲安金、申金、甲重金、甲定金
等の名あり、(徳川氏、制を定めて通用金となせるも
のは、乃ち碯石金、太鼓判、一兩判、一兩余目、糸目、
小糸目、繩目、甲金一分二朱、一朱朱中なり、(註)近頃の通
用は大低一分二朱、一朱朱中なりといふ、(貨實(クツ
ヘイ)參看(金銀圖録、甲斐國誌、大日本貨幣史))
古金大判 山下一兩金
古金小判 古甲金
古金一兩判 古金二分判
古金一兩金 二分金
露一兩金 松木一分二朱金
松木一兩判 松木上一分一
一兩判金 延金

カフシ

甲州慶長金 十匁金
古金一分朱中糸目 三朱金
甲金小判 古金二朱中糸目
古金一分 古金二朱中糸目
松木一分金無桐 古金角二朱
太鼓判古金一分 細字二朱
同上一分逆桐 古金二朱石打判
同上二朱 古金野中二朱
同上二朱 山下二朱
同上二朱 細字二朱
同上背重桐 同上逆貳
同上背重桐 二朱金
石打一分 同大石打
細字一分 古字二朱
石打判一分 古金一朱石打判
同上背字 古金一朱
同上入分 同上逆桐
同上入分逆 同上二朱
同上二朱 細字一朱
同上二朱 古金朱中角形
同上二朱 古金朱中丸形
同上二朱 竹流金極印
石打判一分兩桐入分 鳥目金
同上二朱 六角極印小判
同上二朱 甲安中二朱金
同上二朱 同上中二朱金
古金一分 同上二朱金
古金一分 同上二朱金
志村一分金 同上二朱金
野中一分金 甲安今吹金一分
山下一分金 同上二朱
古金一分 甲安今吹金一朱

カフシ

甲重金一分 同上二朱
同上二朱 同上二朱
同上二朱 同上朱中
甲重金朱中一朱 同上異品一分
甲定金一分
カフシウノシフギヤウ 甲州四奉行
慶長中、徳川義直甲斐國に四奉行を置き、國內の事
を支配せしむ、その奉行を稱していふ(甲斐國志)
總奉行 石原四郎右衛門昌明
總奉行 小田切大隅守茂富 跡部九郎右衛門昌忠
カフシウマス 甲州樹 甲斐國にて用ふる
樹の名、鐵判、又は三升樹といふ、方七寸五分、深
三寸四分五厘七毫四微(但京樹三升入)、之を一升と
爲す、又都留郡は、二升五合を以て一升と爲す、(ハ
(ゴトハ) マゴ)一升の四半なり、是を一配といふ、一日一人の
膳料とす(但京樹七合五勺入、方四寸五分、深二寸四
分零一、四ッ入とも名づく、(ナカラ) 即ち半とい
ふ義にて、はたこの半分なり、一升には八分の一に當
る、(但京樹二合七勺五才入)又此樹を「セシ」とも
呼べり、方三寸六分、深一寸八分七厘五毫なり、(小
(ジヤ) ナ)ナカラの半分、是を小せんじといふ、方二寸八
分、深一寸五分五厘餘(京樹一合八勺七才五)、即ち
一升十六分の一にして、中人以上の食に充つ、其次
は一升を十人にて食す、勢力者は八人飯といふ、以
上四箇の樹を通用して府中樹座の焼印あり、又、(サ
マス)として判なきも多し、凡ての商賣には之を用ひ、
酒油の如き物には京樹を用ふ、武田氏の遺法にて、
江戸時代に至りては、官許を得て樹座を設け、之を
製造し、江戸樹座を用ひすと云ふ、(マ)參看(甲
斐國志、算法地方大成、並山日記)
カフシウリウ 甲州流 小幡勘兵衛景景が

カフタ

祖述せる兵學の流派をいふ、(註)景景曾て甲陽軍鑑を讀
み、其遺欠多きを憐み、常に之を補正せんとし、甲
入早川幸豐廣瀬景房等を招き武田家の兵法を學び、
甲陽軍鑑を補ひ、蒙れて、武田家の兵法を振興す、
名大に著はる、世人賞びて宗師となす、北條流の軍
學者氏長、山鹿流の兼行等は皆此の門より出でしな
り、(チ)參看(本朝武藝小傳)
カフタテ 甲立 寶曆正式の時、膳の上の盛
物の回りに立つる折形の紙を云ふ、本名は鑿立なれ
ども、かうだてと云ひ誤り
て終に甲立と書す、もとは
もりもの、いばれ落ちざる
爲めにしたるものなるが後
には飾り物となる、折機は
鹿丁の家の流によりて異なり(貞丈雜記)
カフチノホリ 河内郡 下野國
(註)文武天皇紀川内に作る、後河内と改む、
延喜式に郡名見たり、和名抄に、丈部(ハセツカベ)
利部(オサカベ)大嶺、酒部(サカベ)三川(ミカハ)財
部(タカラベ)眞壁(マカベ)輕部(カルベ)池邊(イケ
ノベ)衣川、縣家等の郷あり、爾來變更なし(郡名異同
一覽、國郡沿革考)
カフチノホリ 河内郡 常陸國
(註)古へ筑波郡に屬せり、白地四年信太郡を
置くの後、蓋し之を分ち置きしならん、風土記此事
を聞く、延喜式に始めて見たり、和名抄に、島名
(シマナ)河内(カハチ)大山(オホヤマ)八部(ヤタベ)
眞壁(マカベ)菅田(スガタ)大村(オホムラ)等の郷あり

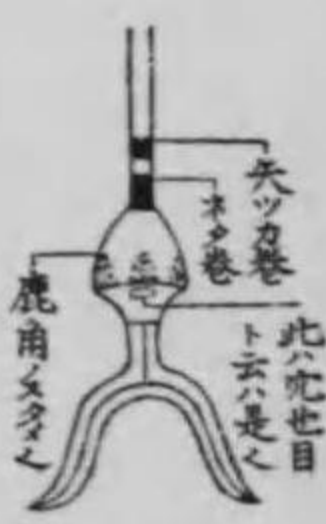


カフラ

人数の制を記し、合戦之巻に、信玄一代の合戦を記し、石水寺物語之巻に、信玄の物語を記し、軍法之巻に、信玄の軍法を記し、公事之巻に、政刑等を記し、將來之軍記に、諸將の事蹟を記す、本書編纂の主旨は、軍法を傳ふるに在り、故に軍法と云ふ、合戦の巻には、往々英雄を借りて兵法を説くものあり、誤謬前後矛盾するもの多し、然れども結構の得失を論じ、器制の利害を講ずるは、實に近古兵書の祖なりと云ふべし、要するに、兵法家が、武田氏の事蹟を借りて軍學を説きたるものなれば、正確なる實録にはあらずと知るべし、

カフロ

燕に似たる故に名づくとも云ふ、大己貴尊鳴鶴を大野中に射入れし事、舊事記に見えたりとも確ならず、鎮西八郎爲朝の鳴鶴には、目九つさいれし事、保元物語に見えたり(本朝軍器考、貞丈雜記、軍用記)〇奥州後三年記に、詞のまゝにさきをかくる間に、かぶら矢頭の骨に當りて死す云云、保元物語白河殿攻落の條に御曹司件の大鶴を以てひやうと射給云々、萬葉集に、



カヘシ

其は唐音にて、ひゃきのかよへるをにくめばさもあるべし、此國にては、和訓にてよむなれば、かゝる妨もなし、唯占術の一つになりて人のまごへるなり、頼鏡と云ふ者は、唐音を正すべき爲に作れる書なるを、うらかたの書の様に覺ゆるは、おろかなる事のいたれるなり、頼鏡に載せたる字は、一音なる字多き中にて、近く聞なれたる字を、一つ出せる事なれば、その字の義にてのみ、吉凶を定むべき様なし、云々といへり、

カヘシ

が故に名づく、その文は一定の書法もなく、事書、一ツ書などの類なりしを、中頃より、仍壁書如件と書收むることなれり、沙汰未練書に、壁書とは、評論人禁忌は差合之奉行所押領也とあり、丹州書禮式に、壁書事、奉行所に之事に候、諸人に令知行事を書て、かへに押付て置事、是を假せて常々人の所にて仕候也とあるにて知るべし、其初めは吾妻鏡文治五年九月十七日の條に、平泉内寺領者、任先例一所寄附也、堂塔經緯爲荒廢之地、至佛性燈油之勤者、地頭等不可致者也、とあり、中頃の者は、和輪集要に、左の如く見えたり、

カヘシ

山中部丞晴光
大江掃部助清正
中村兵部少輔信勝

カヘシ

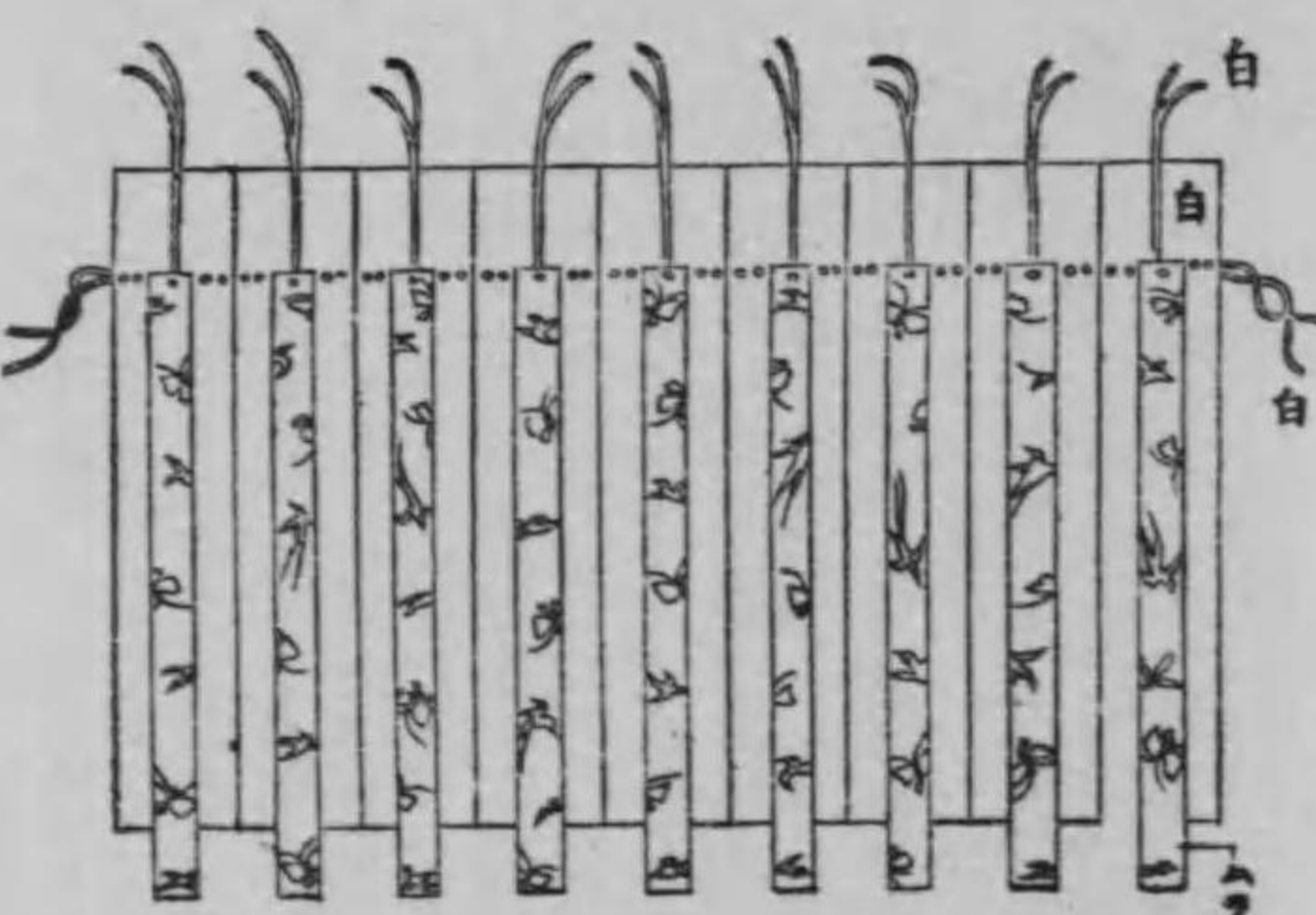
澁川郡荒寺庄之事、當知行之地也、按申聖有之者、尋承可申明者也、仍壁書如件、
天正八年五月五日

カヘシ

其は唐音にて、ひゃきのかよへるをにくめばさもあるべし、此國にては、和訓にてよむなれば、かゝる妨もなし、唯占術の一つになりて人のまごへるなり、頼鏡と云ふ者は、唐音を正すべき爲に作れる書なるを、うらかたの書の様に覺ゆるは、おろかなる事のいたれるなり、頼鏡に載せたる字は、一音なる字多き中にて、近く聞なれたる字を、一つ出せる事なれば、その字の義にてのみ、吉凶を定むべき様なし、云々といへり、

カヘシ

其は唐音にて、ひゃきのかよへるをにくめばさもあるべし、此國にては、和訓にてよむなれば、かゝる妨もなし、唯占術の一つになりて人のまごへるなり、頼鏡と云ふ者は、唐音を正すべき爲に作れる書なるを、うらかたの書の様に覺ゆるは、おろかなる事のいたれるなり、頼鏡に載せたる字は、一音なる字多き中にて、近く聞なれたる字を、一つ出せる事なれば、その字の義にてのみ、吉凶を定むべき様なし、云々といへり、



カヘシ

晴の時に着用す(桃花葉、女官飾抄)
カヘシノクワンバイ 栢梨勸盃 十二月御佛名の日、左近衛府の領地播磨津國栢梨庄より獻りし御酒を、殿上にて勸盃あるを云ふ、江次第に、今夜栢梨(左近衛府津庄名也、以彼地利所造之甘糟也)小大盤以下、以折敷居之、左近衛人等取繼令主殿司居之、公卿候殿上者、六位藏人以下居之、毎折敷甘糟一坏(入乳袋)菓子二坏、精進物二坏、餐膳(居箸一雙)空器一口也とあり、其起りは江次第書引用の李部王記に、承平元年十二月十九日、依左相公(忠平)消息、参向内裏、御佛名、先参左近陣、左衛門督恒佐卿先参、陣蓋甘糟、目曰栢梨、余問其故、左衛門督云、昔府中將和氣、以在播磨國之庄寄附、名栢梨、以其地利、先官人以下酒膳料、予今傳其風、故目之とあるにて知る、

カヘリ

カヘリ、仍吉事には此字の字を違くべし、方のすけとは、左大将ならば左中將、左少將、右大将ならば右中將少將是也と見えたり。

カヘリカンジヤウ

返感状 敵の方へ興ふる勳功の証状、常山紀談に、鎌信信玄と和平を結ばんとせられし時、甲斐の士に向井與左衛門とて河中島に於て鎌信を突きし者あり、其時鎌信一刀にて斬りたりしが、今日尚生存すとて、鎌信より藤黄の扇扇衣に、鎧の跡有る取出し、書簡を添へて向井に送られしを、世に返り感状といふと見えたり。

カヘリタチ

還立 賀茂、石清水等の祭終て後、使遣りて更に歌舞等の遊びをするを云ふ、還遊ともいふ、枕草子に、賀茂の臨時の祭は、かへりだちの御かくらなどに、そなぐさめらるる云々、榮花物語に、祭の日の還遊び御前にてある云々とあり

カヘリタチノアルジ

還立獲 還立獲(カヘリアルジ)を見よ、

カヘリテンジヤウ

還殿上 六位藏人(殿上人)五位に叙せられ、藏人を罷めて地下となりたる者、五位を辭して再び藏人となり、更に殿上を許されたるをいふ、還昇ともいふ、殿上に還るとの義、ワラドコロを参看、

カヘリマウシ

報賽 月次、神今食の時に奉る幣帛を云ふ、年中行事歌合に、なつこのくれ、としのをはりの月このかへりまうしの神のみてぐらとみえたり、

カヘワタドノ

壁渡殿 渡殿の左右を、壁又は板壁になしたるものをいふ(家屋雜考)

カホ

嘉保 堀河天皇御宇の年號、寛治八年十二月十五日改元、代始に依てなり、二年にして永長と改元す(開國史記に嘉保太平とあるに據る)

カホク

(元祿別錄) カホクノコホリ 河北郡 加賀郡(カガノコホリ)を見よ、

カマイリ

釜煎 「カマウア」を見よ、カマウデ 釜煎 室町時代の末、戦國の際に行はれたる刑名、釜中に投じて煮殺すをいふ、煮殺とも稱す(御前記)起原詳かならず、戦國の時盛に行はれしが如し、江戸時代のはじめに、耶蘇教徒を温泉の熱湯に投じたることあり、また釜煎の類なり、その以後は絶えて行ひしことなし(甲陽軍鑑、信長記、時慶編記、土津靈神言行録、耶蘇天誅記)

カマク

鎌倉 鎌倉(相模國鎌倉郡)鎌倉の名の起り詳かならず(一)詞林采葉抄に、藤原鎌足奥島詣の次、由井濱に宿り、靈夢により、大藏の松園(鶴岡八幡宮背後の山)に鎌を埋めしより唱へしといひ、(二)古風土記(爲書)には、神武天皇の代東夷を征伐せし時、天皇親ら垂矢を放つ、夷之に當りて死するもの多く、屍積て山を爲すを以て、屍藏と云ふ、今の鎌倉山是なり、後ち説いて鎌倉と改すといへるは共に採るに足らざる説なり、(三)黒川春村比叡山東塔の鎌倉を考證して、神庫の義とし、神社ある地には必ず神庫もあるべければ、神庫ある所を、カミクラと呼びたりしを、早く「カマクラ」と稱せしなりと論じ、又古事記景行天皇の條に、此倭建命、妻三山代之次々麻毛理比賣、生三御子足鏡別王、足鏡別王者、鎌倉別祖也とある、改々麻はカマミと同語にして、書事紀に、足鏡別王を兼政見別命と見え、仲哀天皇紀に、兼政見別王と見えたる見、鎌倉見も鏡の傳説にして、鏡は又神と同語なれば、足鏡別王の裔を鎌倉別と稱するも、神庫の地に據れる事明にして、相模の鎌倉も同義なり」と言へるは従ふべきに

カマク

似たり、(四)然るに吉田東晋氏は、鎌倉のカマは電、クラは谷の義にて、電の各の意なり、即ち古事記に足鏡別王者鎌倉別祖とあるを、書事紀には兼政見命、電口君之祖と見えて、鎌倉別は電口君とも云ひ、電の口と通じ用ひしものならん」と云へり、これ又一説として捨て難し(鎌倉の名の記録に見えしは、前に引ける古事記を初見とす、然れども、これ相模の鎌倉を指せしにあらず、而して其相模に於ける郡郷の名として書に見えたるは、天平七年の相模國封戸租交易帳に、從四位下高田王食封、鎌倉郡鎌倉郷登拾戸」とあるを始めとす、詞林采葉抄に、神龜中鎌足の後裔染屋大夫時忠鎌倉に移住し、東八箇國總追捕使となり、其後平貞盛の孫直方之に居住すと云へり、信じ難し、長元中平忠常上總國に亂を爲す、源賴義相模守となり、忠常を討て之を平ぐ、此の時鎌倉に居す、上野守平直方は、賴義の武勇に感し、其女を配して義家表親を生む、康平六年賴義安倍貞任を討する時、由此郷に石清水宮を勧請す、義家亦此地に居し、永保元年修置を加へ、小林郷に移す、尋て義朝も龜谷に居住せし事ありて、代々源氏相傳の地となれり、治承四年八月賴義兵を擧げしも、石橋山の戦に敗れて、安房より上總下總に赴き、兵を擧る、千葉常胤等之に應じ、且つ説いて曰く、房總は形勝の地にあらず、鎌倉は龜谷以來由緒の地にして、且つ要害堅固の地なり、居住の地とするに足ると、賴朝之に従ひ、十月鎌倉に入り第宅を起す、幾干もなくして、平氏を亡ぼし、守護地頭を置き、天下兵馬の權を握り、郡府を開きしより、諸將士第宅を構へ、且つ全國皆令出づる地なるを以て、諸人の來り集ること多く、遂に一大都會となるに至れり、源氏は三代にて亡び、政權北條氏に移りしも、鎌倉

カマク

は盛々繁榮となり、源光行の海道記に、申の刻に湯井の濱に落着ぬ、暫く休みて此所を見れば、數百艘の舟ども綱をくさりて、大津の浦に似たり、千萬字の宅、軒を並べて、大庭の波に異ならず、又をるる將軍の貴居を垣間見れば、花堂高く押開て、翠麗の色喜氣を吹み、朱欄妙に構へて、玉砌の燈光をみか、春にあへる鶯の聲は、好客堂上の花にあざけり、朝をおくる龍蹄は、參會門前の市に響け、論ぜず、本より春日山より出たれば、貴光にかく照て萬人皆瞻仰、土風塵を拂ふ、威験遠く誠て、四方悉く聞きに恐る、(中略)東南の角一遺は舟楫の津、商賈の商人、百族賑ひ云々とありて、其盛時を想見すべし、元弘三年五月北條高時、新田義貞の爲めに亡はされ、兵火の爲め鎌倉悉く燒土と化す、足利尊氏幕府を開くに及び、左兵衛督基氏を關東管領とし、鎌倉に居せしむ、其子氏満、滿兼、持氏相繼ぎて管領となり、稍々舊觀を復せしが、應安三年九月大風にて人畜驚散し、尋て上杉禪秀、持氏等の亂を経て、扇谷定正、山内顯正等兩上杉氏數年間戦争の地となりしを以て、文龜中より、天文に至りては、荒涼たる村落となりし事、宗祇宗牧等の紀行に詳かなり、小田原北條氏の起るに及び、上杉氏關東の地を追はれ、鎌倉は小田原領となる、九十餘年にして北條氏亡び、天正十八年關東は徳川氏の手に入れり、慶長四年七月彦坂小判部元正をして鎌倉郡中を司配せしむ、後ち慶長御草あり、或は幕府料となり、或は松平大和守炬典、大久保佐渡守忠保の封邑となれり○鎌倉の廣は、元仁元年の吾妻鏡によれば、東は朝比奈切通、南は由比濱村木庵村、西は梅樂寺切通、大佛切通を堺とし、北は山内村を限れり、後世人雪下、谷間四箇村(淨妙寺、二階堂、十二所、四御門)、小町、大町、亂繩、村木

カマク

座、長谷、坂之下、梅樂寺、扇ヶ谷、山之内村を鎌倉十村と云へり(碩風漫筆、新編相模國風土記)カマクラウタイジン 鎌倉右大臣 源實朝(ミナモトノサネトモ)を見よ、カマクラウタイシヤウ 鎌倉右大将 源賴朝(ミナモトノヨリトモ)を見よ、カマクラウチ 鎌倉氏 姓は桓武平氏、三浦氏と同祖、忠通の第三子景通より出づ、忠通曾て相模鎌倉を食む、景通因て鎌倉氏を稱す、景政景久の二子を生む、景政備五郎と稱し、源義家に隨て職名あり、後裔に長江香川氏あり、又堀原、大庭、長尾三氏も皆其一族なり(氏族志、系圖)カマクラオホザウシ 鎌倉大草子 本第三冊に收む(鎌倉管領の盛衰に關して記したるもの、康暦元年より長祿に至る殆ど八十年間の事蹟を録せり、序文に、木稱「記録」者不爲「不」多、就「中」此記者、尊氏末流之遺書、而關東大家之舊記也、君臣上下之儀說、父子長幼之情、有「親疎」有「曲直」、讀者鑒「事跡」於既往、而誠「心術」於當來、者、豈可「失」君

カマク

臣之儀(哉)と見えたり(鎌倉大草子)カマクラオホバンヤク 鎌倉大番役 鎌倉幕府の職名、警衛及び諸門の警守を掌る(鎌倉大草子)カマクラウチヨウキ 鎌倉九代後記 鎌倉九代後記、改定史籍集覽五冊に收む(鎌倉管領九代間に於ける事蹟を記したる故に名づく、即ち貞和五年足利基氏鎌倉の管領となりしより、氏満、滿兼、持氏、成氏、政氏、高基、勝氏、義氏に至れる關東の興廢を記し、天正十五年義氏の死去に終る(鎌倉九代後記)カマクラクワンリヤウ 鎌倉管領 關東管領(クワントウクワンリヤウ)に同じ、同條を見よ、カマクラゴサン 鎌倉五山 鎌倉に在る禪宗の五山、建長、圓覺、壽福、淨智、淨妙の五箇寺を云

カマク

カマクラゴシヨ 鎌倉御所 足利滿兼ア...

カマクラサケテ 鎌倉下緒 下緒の一種...

カマクラノコホリ 鎌倉郡 相模國...

カマクラノシチサ 鎌倉七座 鎌倉幕府...

カマクラノジツセツ 鎌倉十刹 鎌倉に...

カマクラノミヤ 鎌倉宮 相模國鎌...

カマク

カマクラバクフ 鎌倉幕府 治承四年源頼...

カマクラハツケ 鎌倉八家 千葉、小山、...

カマクラパンシユウ 鎌倉番衆 鎌倉幕...

カマクラパンヤク 鎌倉番役 鎌倉大番...

カマクラボリ 鎌倉彫 相模國鎌倉...

カマサシナハ カマサシノ繩 馬を引く手繩...

カマク

カマノコホリ 嘉麻郡 筑前國...

カマノコホリ 嘉麻郡 筑前國...

カマノコホリ 嘉麻郡 筑前國...

カマノコホリ 嘉麻郡 筑前國...

カマノコホリ 嘉麻郡 筑前國...

カマノコホリ 嘉麻郡 筑前國...

カマノコホリ 嘉麻郡 筑前國...

カマノコホリ 嘉麻郡 筑前國...

カマノコホリ 嘉麻郡 筑前國...

カマダ

カマダノカミ 竈神 竈を守る神、又、ヘッ...

カマダ

カマダノカミノマツリ 竈神祭 竈神即...

カマダ

カマダノカミノマツリ 竈神祭 竈神即...

カマダ

カマダノカミノマツリ 竈神祭 竈神即...

ガマフ

置く、因て田原藤太と稱す、子孫近江に居す、季俊の孫俊賢頼朝に仕へ、本國蒲生郡を食む、其子俊信始めて蒲生氏と稱す、其族に和田、小谷、織田、猪野、布施、柏月、佐治、青山、岩室、必佐、宮本の諸氏あり、五世の孫秀朝足利氏に屬す、子孫定秀賢秀等の時より漸く勢を得、豊臣秀吉に仕ふ、賢秀の子氏輝武名あり、天正十二年南勢五郡を賜ひ、松ヶ島城に居し、十二萬石を食む、十八年八月小田原征伐の勳功により會津若松城四十二萬石に移封、十九年四月田村四本松伊達信夫等七郡を加へ、前封合せて百二十萬石に封す、文祿三年十二月參議從三位となる、其子秀行慶長三年削封せられ、宇都宮に移され、十八萬石を食む、六年八月會津征討の役、東北を鎮する功を以て徳川家康四十八萬石加封、若松城に復し六十萬石を食む、十七年五月龜千代丸に備陣を賜ひ、忠郷と改め家號を松平と賜はり、叙爵せられて下野守と稱す、爾後備陣を賜はる、寛永四年正月申務大輔三十三萬石を削られ、封を近江國日野郡に移し、又伊豫國に移され、松山城に治す、十一年八月國除かる、(系圖、徳川加除封録)

○季俊 惟俊 惟賢 惟綱 俊宗 重俊 氏俊 俊綱 秀朝 高秀 秀胤 秀兼 秀貞 秀綱 貞秀 高郷 定秀 賢秀 氏郷 秀行 忠郷 忠知

ガマフウチサト

蒲生氏郷 近江國蒲生郡今大路村大字首羽(音羽城或は日野城ともいふ)に居す、其子孫蒲生太郎惟俊始めて此地に城を築く、子孫相繼ぎて居城す、天正十年織田信長明智光秀の試する所となるや、蒲生氏郷信長の夫人を授けて日野城に入る、羽柴秀吉光秀を滅ぼすに及び、氏郷の功を賞し五千石を増封す、氏郷後ち伊勢松坂の城主となるに至りて此城遂に衰ふ(近江輿地誌、近江名所圖會)

ガマフノコホリ

蒲生郡 近江國蒲生郡今大路村大字首羽(音羽城或は日野城ともいふ)に居す、其子孫蒲生太郎惟俊始めて此地に城を築く、子孫相繼ぎて居城す、天正十年織田信長明智光秀の試する所となるや、蒲生氏郷信長の夫人を授けて日野城に入る、羽柴秀吉光秀を滅ぼすに及び、氏郷の功を賞し五千石を増封す、氏郷後ち伊勢松坂の城主となるに至りて此城遂に衰ふ(近江輿地誌、近江名所圖會)

カマヤマノハカ

龜山神社 紀伊國海草郡三田村和田(神武天皇の皇兄五瀨命)五瀨命孔舎衛坂の戦に、流矢に當り龜山に到て薨す、因て此地に葬る、創建の年詳かならず、明治十八年官幣神社に列し、大正四年大社に昇格す、祭日九月十三日(書紀、官國幣社一覽)

カマヤリ

鎌鍬 十文字の如く鍬に横手あるを云ふ、又十文字鍬とも、十文字鍬鍬とも云ふ、

ガマフ カマヤ

ガマフ

永祿十二年八月信長の伊勢國大河内城を攻むるや、氏郷時に歳十四、軍に従ひて功あり、同年冬信長の女冬姫に配す、天正十年信長害せられし時には、父賢秀は安土城を留守し、氏郷は日野城に在りしが、變を聞くと共に、氏郷は手兵を率ゐて信長の夫人生駒氏を日野城に迎へ、尋で織田信雄に従つて上洛す、豊臣秀吉之を賞し、明智光秀の關所の地五千石を賜ふ、幾干なくして封を伊勢國龜山に移す、小牧の戦起るに及び、また秀吉に與し、美濃國加賀井城を陥る、其功により伊勢國松ヶ島城を賜ひ、田丸、關澤、秋山、片野等の諸族をして、皆氏郷に屬せしむ、天正十六年四月左近衛權少將に任じ、正四位下に叙し、羽柴の姓を許さる、此年松坂城を築きて移徙す、十八年秀吉に従ひて北條氏を征し、まづ伊豆國葛山を攻め、轉じて小田原を圍む、城陥るに及び、更に奥羽征討の先鋒として其地に向ふ、八月十七日秀吉會津城に氏郷を召し、會津六羽の地に越後、山道の地、合せて十二郡を賜ひ、陸奥出羽の守護と爲す、明年再び奥羽七郡の地を加へ、凡て十九郡、百二十餘萬石を食む、此年十二月參議に任じ、從三位に叙す、文祿元年外征の役起るや、氏郷また兵を率ゐて肥前名古屋に陣せしが、二年の春病に罹り、遂に本國に歸る、三年正月病を拵けて上洛し、四年二月七日京師に於て薨す、年四十四(海防譜、野史)、世俗或は以て氏郷の死を疑ひ、秀吉の毒殺に遇へり



(押花氏)

永祿十二年八月信長の伊勢國大河内城を攻むるや、氏郷時に歳十四、軍に従ひて功あり、同年冬信長の女冬姫に配す、天正十年信長害せられし時には、父賢秀は安土城を留守し、氏郷は日野城に在りしが、變を聞くと共に、氏郷は手兵を率ゐて信長の夫人生駒氏を日野城に迎へ、尋で織田信雄に従つて上洛す、豊臣秀吉之を賞し、明智光秀の關所の地五千石を賜ふ、幾干なくして封を伊勢國龜山に移す、小牧の戦起るに及び、また秀吉に與し、美濃國加賀井城を陥る、其功により伊勢國松ヶ島城を賜ひ、田丸、關澤、秋山、片野等の諸族をして、皆氏郷に屬せしむ、天正十六年四月左近衛權少將に任じ、正四位下に叙し、羽柴の姓を許さる、此年松坂城を築きて移徙す、十八年秀吉に従ひて北條氏を征し、まづ伊豆國葛山を攻め、轉じて小田原を圍む、城陥るに及び、更に奥羽征討の先鋒として其地に向ふ、八月十七日秀吉會津城に氏郷を召し、會津六羽の地に越後、山道の地、合せて十二郡を賜ひ、陸奥出羽の守護と爲す、明年再び奥羽七郡の地を加へ、凡て十九郡、百二十餘萬石を食む、此年十二月參議に任じ、從三位に叙す、文祿元年外征の役起るや、氏郷また兵を率ゐて肥前名古屋に陣せしが、二年の春病に罹り、遂に本國に歸る、三年正月病を拵けて上洛し、四年二月七日京師に於て薨す、年四十四(海防譜、野史)、世俗或は以て氏郷の死を疑ひ、秀吉の毒殺に遇へり

ガマフ

と爲すものありと雖も、醫學天正記の記事により、其謬説たるを確し得ること、世既に定説あり、故に敢て辨せず、

ガマフケンヘイ

蒲生君平 名は秀實、又名夷吾、通稱伊三郎、修靜庵と號す、君平は其の字、又君藏ともいふ、祖父下野守都宮の人、本姓は福田氏、祖母の言により先世は蒲生氏郷の裔なるを知り、自ら蒲生と改む、江戸に出て山本北山に學ぶ、幼より氣概あり、書を讀み草句を修めず、慨然經世の志を抱き、遍く天下に歴遊す、深く先帝御陵の湮滅せるを慨き、山陰志を編して幕府に告ぐ、用ひられず、偶々露臺來寇し北邊騷擾す、即ち不恤緯五編を著し、邊防の事を議す、有司爲めに君平を嚴刑に處せんとす、林氏君平と善し、爲めに辨じ免るゝことを得、是より君平悟る所あり閑居書を讀み世と抗せず、初め山陰志を編み、更に職官志、神祇志、氏族志を順次著して元志に及ぼんとす、未だ果さずして文化十年七月五日江戸に歿す、年四十六、明治に至り其功を追賞して從四位を贈らる、君平天資忠孝、初め祖母の墓に居るや日に裏服を着け福香を焚き、以て表を終ると云ふ、曾て京都に遊び、小澤蘆庵と親み、東下に臨み蘆庵を傲す、君平遅く晩に至る、蘆庵怪み之を問ふ、答て曰く、途に等持院を過ぎ足利尊氏の像を見て振腕樂する能はず、之を嘲ち數百に及ぶ、是が爲めに遇ると、蘆庵以て長壽の事を談し尋知と爲す、江戸に起居し貧に苦む、假に按察を榮とすといふ、曾て一個あり君平を訪ふ、憂色あるを見て之を問ふ、曰く終日食せざる爲なりと、備米菜を買ひ之を炊き、談外患の事に及ぶ、君平歸て饑々として止まず、飯の煮るゝも知らざりしといふ、以て其人と爲りを察すべし(事實文編、續近世畫

由長傳記に、其比(大水)新田の御家中に鍬鍬はやりて大形遣申候、信長記始川合戦記に、眞柄が嫡子十郎も返合て戦けるが、青木所右衛門尉是を見て、十郎に渡し合鍬鍬を以てかけたに、運こそ盡て有けぬ妻手の肘を掛落され云々、根井日記に、大身鍬鍬、總見院殿追善記任征伐記に、十文字鍬鍬、由長傳記室町物語以下諸本に十文字鍬と見えたり、
カマリモノミ カマリ物見 忍物見の一名、カマリ物見の意、シノヒメモノミと見え、
カミ 神 靈異なる者を云へる古語、(一)神代口訣は、カミカミの略稱にて、神慮は明鏡の萬物を照すが如く清明なる故なりとし、(二)圓珠義經記は、カミカミの略とし、(三)東雅は、尊命の義、故に君上の如き官長の如き、頭髪の如き皆之を云ふ、即ち人の神靈なるをカミと云ふと云ひ、(四)眞文雜記は、カミと云は上なり、貴ぶべき物なる故、上におはします名にて、かみと云ふなりと云ひ、(五)書紀通證に、藤見也、與、説訓通、有神明顯臨之義、とし、倭調菜亦之に同じ、(六)櫻葉は、かしこみ恐るゝ意とし、(七)傍廂は、隱身の略なりとし、(八)加賀二言考は、加は目にも認め難く、手にも取られぬ意、微は満たる象にて、神とは目にも見とめがたく、手にも取られぬもの、體に満たる義なりと云へり、(九)「チヤンパレン」氏は、神はアイヌの Kamui と同じくして、アイヌ語は、國語の神より出でしならんと云ひ、(十)「パチエロル」氏は、Kamui とアイヌ語 Kamui とは、其意義の範圍と性質とに於て同一にあらずとし、此の語の語根は、P にて、上、嶺の義ならんも、Kamui の P に、の義詳かならず、然し P 音は、單に音便の爲めに此語に挿まれしものならば、元來は Kamui にて、上にある人、或は上にあるもの、義なりと、亦

カマリ カミ

カミ

云ふ、上より蔽ふの義なりと、(十一)中田藩氏は、神はアイヌ語の Kamui より出でたるものにて、「パチエロル」氏と同じく上、嶺の義なりと云へり、(十二)白鳥博士は、神は新羅語貴人の尊稱詞、居四千麻辛子の干、樓寒の寒、漢紀武の紀武、居惡部の部、安鏡、婆娑婆の部、尼師今の今、任那語の尊稱詞、早岐の岐、吉百濟語の尊稱詞、吉支の吉支、於羅羅の根、コニキシ、コキシのキシ、和爾吉師の吉師、高句麗語の尊稱たる大加、古加加の加、扶餘語の尊稱詞、牛加馬加加の加、鮮卑語々々、突厥蒙古諸族の王號たる可汗の汗、可寒の寒と同じ語系にて、原義は人の中の人と云ふ意にして、尊稱詞なり、我國にては太古君主をカミと稱し、一層之を尊敬して言ふ時はオホカミ、或はミカミと稱し、實は人に對する尊號にて、後世にて云ふ君なる言と同じかりしなり、然るに我國の古俗として、生前カミと稱する程の英雄死する時は、之を祀りて、天神地祇と同様に尊びしかば、カミなる敬詞は一際貴くなりて、後には専ら神祇を指す言となれり」と云へり、○我國天地剖判の時成れる神を獨化の神と云ふ、尊で男女禰生の神あり、國土經營の神あり、また荒御神、蒼龍なす神あり、天つ神あり、國つ神あり、孰れも實在せる人を指す、尙ほ社(ヤシロ)の條參看すべし、(古事類苑神祇部、中田藩氏「可渡根考」、白鳥博士國語に於ける敬稱語の原義)

カミ

紙(帯) 書畫をかき、或は物を包む等に用ふるもの、書見の義なりと云ふ、(一)「カミ」を皮を削り(鹿皮は精皮紙を造るに用ふ大略上にて敲き、細碎にし、黄蜀葵根の粘液を加へ、水に和して大樽中に滿へ、空底の木匣に細篋を敷き樽中に

ガマフ カマヤ

カミ

適宜に厚薄を量りて之を抄く、抄きて實を上げ、數枚之を重ね置き、水を滌り盡して後、其紙を實より剥き、稻稈等に板に貼し、乾くを待ちて之を重ね敷む、板に貼せし所其面平なり、之を表とす、詳しくは紙漉重寶記に見えたり。【肥前】推古天皇十八年三月高麗の僧曇首紙墨を作る、是れ史に見えたる始めなり、文武天皇の大寶元年圖書寮に造紙手四人を置き、紙戸五十戸を置き、紙を造らしむ、天平年間麻紙漉紙等あり、今大和法隆寺東大寺等に現存する者多し、寶龜元年三月百萬塔に納むる無垢淨光陀羅尼經の紙は、後世のハシキラスの如き横紋あるは、抄ける時の塵埃なるべし、其色茶褐色にして黄を帯びたるは漢帝なるべし、延喜式に、麻紙、髮紙、穀紙等を載す、其製造法も粗見るべし、又諸國別貢及び中男作物に紙、紙麻を載せたり、和名抄には、色紙、檀紙、穀紙、紙屋紙、阿昔紙、髮薄紙等の名見えたり、當時紙の貴くして配布の數少きを以て、反故に寫せる者多く今日に存せり、又運魂紙を用ひし亦紙の貴きに本づく、鎌倉時代より室町時代に至りては益々缺乏を告げ、書牘にも多く反故を用ひたり、江戸時代には各國各所に於て之を製造せしかば、四民之用ひて不足を覺えざるに至れり。【肥後】數百種あれども、其大概を擧ぐれば、製法を以て名とするは熱紙、生紙、厚薄を以てするもの厚紙、薄紙、原料を以てするもの穀紙、麻紙、土地を以て名づくるもの陸奥紙、美濃紙、色澤を以てするもの黄紙、綠紙、文采を以てするもの墨流、内疊、所用を以てするもの引合奉書等の類なり、詳しくは各條に就て見るべし。○紙には又堺あり、一に欄界とも稱しとも云ふ、即ち野なり、染色紙には金泥、紺泥、黄紙、白紙には墨堺あり、又紙を折りて野をなすものは折堺と云ふ(文藝)

カミ

類纂、古事類苑文學部

カミ 長官 四部官の上長官をいふ、シブツラカミ 參看、カミ 髮 【上代】にては男子は頭の中央より髪を左右に別ち、兩耳の邊にて結ぶ、「ミヅラ」と稱す、盛裝の時、頭に草木の枝葉を纏ひてこれを飾る、髪と名づけ、殊に日陰髪、眞折髪を用ふることも多し、女子は長髪を一つに束れて、其餘りを後に垂れたり、下りて推古天皇の時、冠位の制を定むるに及び、有位者は、冠を着くる必要よりして、頭頂に於て一髻に結ぶるに至れり、然れども無位のもの、未成年者は、依然として「ミヅラ」に結び、又小兒は「ヒヤコバナ」として、髪を前額に結びたるさまを雛の花の如くにせらるもありき、【奈良朝時代】此時代には、子生れて、三四歳の頃、始めて其末を剪り揃ふ、これを「深ツギ」といふ、稍々延び行くに従ひ、肩の邊まで延ばして其末を切るを「振分髪」とも「放りの髪」ともいひ、その類の方は、眼の上にて髪を剪り揃ふる故、また「メザシ」といふ、それより後は剪らずして長く伸ばしたり、これ等は女に就いていふことなるが、男も振分髪の際までは、其妻、女に異ならず、男女ともに、此年頃を「童」といふ、斯くて後、男は「ひきこ花」に結び、また、總角に結ぶ、總角は髪を左右に分けて、兩方に結れたるが、稍々高く頭上に突き出でたる様、總角に似たるをいふ、成年に至れば髪を頂上に結び冠を頂く、これ後世の所謂元服なり、すべて男女とも髪を結ぶには、木綿などを用ひたり、女子は其後頭髪伸び行きて、肩を過ぐること稍々遠くなれば、これを「ウナキナハリ」といふ、此頃に至りて始めて結髪をなす、凡女子は太古以來髪を垂る、習ひなりしを、文武天皇の十年に

カミ

詔して、別、巫祝の外は、男女ともに悉く髪を結ばしめらる、されど風俗の由来する所容易に改まり難かりし故にや、朱鳥元年令して、婦女の髪を脊に垂ることを、故の如くならしめられき、その後慶雲二年に復た詔ありて、天下の婦女の、神部、齋宮、宮人及び老嫗にあらざる限りは、皆結髪せよと令せられしかど、此令も遂に普く行はれざりきと見えて平安時代に至りては總て皆垂髪に移れり【平安朝時代】此時代には、男子は大概前期と同じく、女子は一般に髪を長く背に垂れたるを喜び、就つてこれを伸ばさんことを務め、長きは身長より二尺も餘りて地に曳く者あり、若し髪短かく少なき時は髪を加ふ、かゝるさまなれば、卑賤のもの、動作するには、甚だ不便を感ずるを以て、髪を頭に巻き上げ、耳に挟み、又は袋を作りて藏むるもありき、下りて【鎌倉時代】に入りては、武人は戦亂屢々起りて、甲を櫃に納る、暇なく、重き背を頭に戴くことなれば、頭の重きに堪へ難く、せめては毛を減じて苦を逃れんとて、額の髮際をぬきかせり、これ頭上より氣の漏れんが爲めに、これを遺息といふ、即ち月代の始なり、後には容儀となりて、烏帽子冠を着ては、額に毛髪の見えぬほどにしたたり、【室町時代】には公家を始め、貴族は一般に總髪にして、髻結を以て髪を束れたり、これを茶筌といふ、髮結の色は、堂上は紫色、地下は白色、將軍は赤色を選ぶ、醫師はこの時代より剃髪して僧形をなせり、武人は前期より「月代」とて、髪を抜きすかして遺上を防ぎしが、此期には戦亂多し、背の重きに堪へざれば、其風意々になり「ツツシキ」とて、木にて剪刀を作りて、頭髪を抜き薄らぎし、鬚毛を五味子汁にて堅め、髪を束れしを、總の如くに結び、或は

カミ

いれ髪とて、假髪を入れて、もみ縮めて、花房のやうにしたりと云ふ「ツツシキ」とはもと層日の名にして、俗に此日沐浴すれば毛髮落つといひ、若し沐浴することあらんには「妙善王、金著女、追秋鬼、參尾王、波羅々鬼」と誦すれば、髪抜け落ちずといひ傳へたり、木の剪刀も、髪を抜くために、それに因みて斯くは名づけたるべし、童子は、兒輪に結ぶものあれど、武人の子は多く囃食とて、髪を髻結にて結びて後へ下げ、肩に至りてその端を切り揃へたり、十五六になれば、唐輪といふに結びたるものあり、婦女は前期の如く、髪を長く垂るゝを命じて、髪を入れて結ぶ、髪を束れる時は枕のもとへ打亂箱を置き、それに髪を納め、或はこれを枕屏風、簾蓋にかけたリ、歩行の時も侍女をして、其末を打亂箱に受けしめ、着座の時、これを伸ばさしむ、またこれを不便とするものは、垂髪を右肩の上に結んで、その結びめを紙にて結び着ることあり、これ後の片外といふ髻の類なり、また「ボンブク」とて、毛髪を細にて固め、額際より下ぐるごとあり、卑賤の婦女も同じく垂髪なれども、末を束れて下げたるあり、また頭上にて「ツノケル」といふに結び、白布にて頭を巻きたるもあり、垂髪は優美なれども、勞役に頭上に結ぶ方便利なればなるべし、【江戸時代】此時代の初期即ち寛永前後には、男子は月代を大いにして、髪を狭くし、少年は前髪を薄く殘せども、月代は殊に大きやかに剃れり、共に額に角を入れて抜き、髻は茶筌に結び、若くは頭後を極めて簡略に束れたるのみにして、未だ髻といへん程の髻はなかりき、また武士は絲紐を以て髪を束れたれど、庶人は紙捻、更に卑しきは藁科にて括りしのみ、往々武士の中には、月代なく、髻せず、唯總髪を後に垂れ、

カミ

または頂部に切り揃へし(散髪)ものあり、總髪は額つきに、十河額といふ髪をぬき様あり、蓋しこれも勇壯を祈ふ風なるべし、髪髪をふかそぎにして、垂髪を衣の下に着込み、上に袷衣を覆ひ、平民は前髪を肩の上あたりに切り、前さまに垂れ、髪ははら出ださず、丸く束れて髻の後にそなふ、大抵髻を挿むこと少く、またその他の餘品もなし、下りて元祿の頃に至りては、其變遷漸く著しく殊に女子にありては、種々の結び方を生じたり、今其大要を擧ぐれば、前期(寛永前後)の季より唐輪髻ありしが、此時代の初に至りて大に行はれ、寛永の頃には、これを變じて兵庫髻といふを創め、遊女などは喜びて結びたりき、またその頃に島田髻あり、兵庫、島田共に種類多くして、立兵庫、結び兵庫、大島田、やつし島田、しめつけ島田、投島田、揚島田等あり、その他中すべからし、五段髻、吹上髻、しんき髻、中髻、根細髻、鹿兒島髻等あり、就中髻と島田髻とは、貴賤を通じて行はれたり、髻髻は年開けたる婦女、島田髻は妙齡の婦女の、好んで結びしところなり、又勝山と稱するものあり、吉原の遊女勝山の好みて結ひたる風なるより、遂に髻の名稱となり、前の島田髻兵庫の三風と共に非常に世に行はれたり、この時既に前髪を前頂に結び、剃へ前髪立といふものを以て、これを高やかに立て、髻も鶴尻、鶴尾様などいひ、たく後部に出だせるを喜べり、而して元祿以後に及びては、男子の結髪はさまざまの變遷を経たるが、概するに髻は愈々細長くなりて、前額に押し付くるやうにし、月代は益々狭くなりたり、而してその變遷の原動力となるは、俳優にあらざれば、人形遣ひ、さては淨瑠璃かたりなどの類なりき、その頃より髻の刷毛先、手を入ることとなり、或

カミ

は更に髪を入れて長くし、竹串を入れて直にしたたり、享保の頃人形遣ひ辰松入郎兵衛、職業上の便利を謀り髻の根を高く結ぶ、これを辰松髻と稱して、後其甚だ多かりき、その頃また淨瑠璃かたり宮古路髻後掠の髪をまればも多くの宮古路風、または文金風と稱して、大に行はれたり、これまた髻の根を高く突き立てたるものにして、髻結多く巻き巻髪とて、髻毛を上にかき上げ、月代の端にて巻き込みて結びたり、而して文金風さらにも一變して、明和の頃に至りて「ダマサレタ」風といひて行はれぬ、はじめ本多家の士、髻の厚さ七分、背後は三分を存じ、紙を捻りて七廻りに髪を結へり、これを本多家風といひ、また明和の頃に至りて大に行はれぬ、これに豆本多、ぞへ本多等あり、後には「チヨツキ」本多、兄さん本多、刺本多、藏前本多、疫病本多、丸髻本多、五分さげ本多等ありて、聊か相異なれども、すべて皆野なるさまなり、士民喜びてこれを結びたりき、猶概してこの時代の季に至るまで、武士と平民と、各々其髻を區別せり、士民の間にも、其職業によりてまた差異あり、諸大名には殿様風あり、大名の公子には若殿風あり、武士には大銀杏、總髪銀杏あり、浪人には浪人銀杏あり、此時代の末、薩摩藩の天下を變動するに至り、皆其士風を追うて、小領付となりたり、また茶筌髪に結び、竊かに昔時武人の風に倣ふもありき、仲間仲間間あり、商人に小銀杏あり、その少壯なるものに銀杏漬あり、丁稚に竹の節、相撲に相撲銀杏、樽落し、習問者流に清元銀杏、火消に番者風あり、醫者は多く剃髪す、儒者の僧形は室町以來、漢學大に衰へ、これを學ぶものは僧徒に限りしより、此時代に至りてもその風を傳へて、儒者は圓顔の姿なりき、藤原愷高の如

カミ

きは僧形となり、次で林家も世々剃髪せしかば、民間の儒者も皆これに倣へり、然るに將軍綱吉に及び、まづ林春常をして蓄髪せしめしより、諸藩の儒者も皆しかせりといふ、その頃後藤長山、儒者にして僧形を排す、これより僧形にも剃髪せざるもの多し、この時代の季、蘭醫及び軍學者は全く禿髮にして、撫付帽に結びたり、年老いて頭髪の少くなりたるを、十筋右衛門、または六筋右衛門など、稱し、禿頭光るが如きを、禿頭頭または「キンカアム」といふ、古へ老齢に近づけば出家入道せし風は、此時代に至るまで存して、男女共に年老れば剃髪するもの多かれど、特に或を受け法號を賜ふる風は衰へたり、而して女子の頭髪は、既に述べたる如く、簪髪、兵庫、島田、跨山の四種最も行はれしが、それより發達して種々精緻の結びさまとなり、兵庫は後に横兵庫、うつな兵庫、結び兵庫、立兵庫等となり、島田髪は絞れて披け島田、腰折れ島田、きりすみ島田、かしまや島田、さまた島田、小島島田等となり、跨山は總じて丸髪、お初髪となり、簪髪はすかし簪、うつほき簪などいなり、年開けたる婦女は、江戸にては丸髪に結び、京坂にてはきき簪を用ひ、少壯の者は何れも島田を用ふ、兵庫は多く婦女の結びくる返し、櫛巻、田嶋、蝦蟇、めうと髪、唐人髪、おば、結び、樂屋結び等ありき、就中櫛巻は、寶曆中江戸淺草地内お福茶屋といへる茶肆の坤六といふもの、常に櫛巻を造るに髪に結び込めしが、剛直なりとて、鄙野の間にこれを學ぶもの多く、遂に上流社會にまで及びたり、上來述べ來れるがごとく初めは唯簡單なる鬘の、種々複雑となりしが如く、髪、髻なども、或は高く或は低く、或は膨大に或は平坦に、

カミヤ

さまぐにつくろひて、安永の頃に至りては、髪に中盤髪、跨山髪、きんせう、鬘、雀髪、中盤、種子髪、燈籠髪、すいき髪、吾妻髪、栗髪、ふかし髪、羽二重髪、車髪、下盤髪、栴檀髪等あり、髻に鳴髻、花籃髻、鶴髻、合せ髻、平髻、源八髻、おとしはけ髻、横並び髻、くし髻、三つ髻、こたひ髻等ありき、就中燈籠髻は、明和の頃都鄙を問はず、最も行はれたるものにして、兩髻に鬘張をいれてこれを張り出し、毛筋を透かしたるなり、これを透かざるを種子髻といへり、かくて鬘髻、鬘髻、髻髻などいふ具出で来て、各々の髪出しを支ふるために用ひたり、また婦女の髻は、此時代の季に至りては、概れ前に述べたる髻の變遷したるものに過ぎず、少女は煙草盆、兒輪、唐兒、菊盆、茶釜などに結び、稍々成長すれば櫛巻、鬘髻、割髪、牡丹くづし、ばい髻、まる輪、ふく髻、かけ下し、鬘髻、國太郎髻、石巻、お伏せ、かた外し、屋敷髻、お茶の子、お七髻、源島田、高島田、割髻山、おはつ髻、だて兵庫、投げ島田、後家髻、りやう輪、割髻、横兵庫、割髻の子、かけ下し髻、お千代、三つ髻、お岩十能、屋敷十能、跨山、兩手、大吉髻、丸輪、おさき、四つめ、のせ兵庫などの結びやうありて、また年輪に應じてこれを結びたり、専ら明治に入りては、男子はみな散髪したれども、女子の風は、時々多少の流行變遷ありと雖も、要するに、江戸時代の末年と大差なし、故に省略に従ふ(藤岡博士日本風俗史)

カミイ

カミイツミリウ 上泉流 上泉秀風の父信綱の創めたる兵學の流派○信綱、小笠原宮内大輔氏陸に就きて學び、遂に一派を開く、一に兵隊流ともいふ、岡本宣武之を傳承し世に名あり(武術流風録) カミウタ 神歌 今様の一體にして神歌の辭ある者、體源抄に其歌ひさまを論じて、神歌は昔はつめて短かく歌ひけるなり、今の世にながくなりたり、歌家はかくの給ひける、顯仲云、神歌は前句未歌終に籠さまに次句を出さずなりといへり、 カミオキノイハヒ 髪置親 小兒髻 生長して始めて頭髪を蓄ふる親、生髮、また髮立とも稱す 公家は二歳、武家は三歳、後世男子は三歳、女子は二歳にして之を行ふ、民間にては男女の區別なく、三歳にて之を行ふ、而して近世の例多し十一月十五日を以て式日となす、鎌倉の時代既にありしと雖も、其式詳かならず、室町時代に至りて漸く明なり、諸大名出仕記に、公家は二歳、武家は三歳にて仕候、此體は、先髪を垂れ、米の粉をつぶりに塗り、扱て櫛帽子を長くさせて、其櫛帽子に、山たち花、同のし飾を加へて結そへ、中程を入、元結にて結び候也、同肩を剃り候、男女共に此分にて候、山嶋、鬘斗髻の數、口傳に有、又支度之事、男子は長鬘を着させ候、平人の候、又鬘置にて候、長鬘のは、つゆひも、組にて候、又鬘置は、すし飾の飾をふしかれに鬘て用候、又鬘置は、鬘置に鬘、はさみ、元結、水引、鬘斗一、鬘七筋以上七種を揃て出すべし、是は鬘置の親の方より出す也、鬘のはさみ、幼き者を玉女の方へ向はせ、鬘置の親さしより扱むべし、男子をば、左右中のびんを三はさみづ、九はさみ、はさむべし、扱て櫛を一

カミオ

杖のべて、左より後へ長くかけ、其下に鬘斗一、鬘七筋、櫛にとりそへ、根を取結て、男結に兩わなにして、扱其次を水引一筋にて女結にするなり、扱て式三獻の祝有之」とあり、以て其一斑を知るべし、江戸時代には、幕府にては式後紅葉山の東照宮に詣づるを例とす、而して當時は男子に限り、白粉を施す式は既に廢れたれども、櫛帽子を載く事は上下一般に行はれ、就して之を白髪と云ふ、其意蓋し小兒の生長を祝するなり、猶朝廷のは後水尾院當時年中行事に見え、此外千代鏡、貞丈雜記、嬉遊笑覽等に委しく見たり(古事類苑禮式部) カミオキノオヤ 髪置親 鬘置の祝に白髪を被らすの役、又白髪の役とも云ふ、年の老若によらず、子孫繁昌して目出度き人を擔任す(千代鏡) カミラサ 神長 神主と同じ、たゞ長といふ字は體裁よきより神長といふ、カミラサノツカサ 神長官 神社の事を統領する官、その下に禰宜、大夫、權祝、擬祝、副祝等あり、長官以下を總て五官と稱す、諏訪社家文書墓の宮田渡の文書に、天正八年十二月二十六日秋山紀伊守奉之、神長官殿とあり(古史傳) カミガタ 上方 江戸時代、京都並に其附近をば、遠國にていふ稱、諸國の人、京都を中心として上る故に此名起る、即ち上の方なり、勘定所にて上方筋と唱ふるは、山城、大和、河内、和泉、攝津の五畿内に、近江、丹波、播磨の三國を加へたる諸國をいふ、されど、關東上方と二つに分ちて取扱ふ時は、東海道の上河より四方及び中國、四國、西國を都て上方筋と稱へり(地方凡例錄、徳川氏施政大意) カミガタメツケ 上方目附 大阪目附(オホザカメツケ)を見よ、

カミガ

カミガミアハセ 紙々合 扇の地紙の優秀を定むる遊戯、散木奇歌集雜部に、大殿にかみかみ合と云ふことせさせ給ひけるに、師のこひければよめる、君が世を神々いかに守るらんしげきめゆひの數にまかせて、と見えたり、 (シンヤン)を見よ、 カミゴ 紙衣 紙製の衣服、厚き白紙をつなぎて柿澁を塗り、日に乾かすこと數度、然る後、一夜露ぼしとなし、足に踏み、兩手にて揉み柔らげ、衣服に製す、寒氣を防ぐに最も適す、古よりあり、源平盛衰記に、老尼の紙衣の上に濃き黒染の衣を著たりける云々と見えたり、中古以來京都清水坂の人々の給に製し、清水紙子と云ふ、又紀伊根來近在にては柿澁を塗らずして之を製す、白紙子と云ふ、れ澁を用ひざるのみならず、凡て女の手を借らずしてなすものなればなりと云ふ、律宗の僧徒及び南都東大寺、二月堂修法の僧徒多く之を著すといふ、室町時代尙ほ之を用ひたりと見え、老人雜話に、長尾謙信、信玄を亡さん談合せんとて、紙子一つ、小脇差一腰にて、山越に越前の朝倉がもとへ行きし事を記せり、元禄中に至り、大に流行し、野郎遊女も著たりし由、滑稽雜談に見えたり、此の時代に精好にしてサヲサ形を押し頗る美麗にして、今日に存するもの頗る高價なりと云ふ(和漢三才圖會、貞丈雜記、薩州府志、近代世事談) カミシモノ 上下 衣服の上下の意、袍と裳、直垂、水干、素袍と、下の袴等をいひ、後世は肩衣と袴とを云ふ、江戸時代には、通常の禮服と爲す、明治の初年にも位階なき人之著用せり、貞丈雜記に、上下といふ事、今は肩衣袴をいふ、古は、素襦

カミシ

長袴の事をいふ、古は常に素襦に小袴を著する間、素襦長袴のことを上下と云し也、上と下と同じ色、同じ紋にて上下一對なるを云也、上と下と、色も紋も違ひたるは素襦袴と云ふ也」といへり、上下の名、上代より見えたり、古事記神代卷の條に、爾其兄曰、若汝有得此襦子者、遊上下衣服、量身高而釀酒、云々とあり、然れど上とは衣を、下とは袴のことをいへるなり、又續古事談に、清輔おとなしき人にて、あやくすの上下を著たるに、と見え、陽成院の上皇の時、四八條の舍人なる者、淺黄の上下著たること、又三善清行五條堀川の家に、又吉部禰調抄に、車副著白兩面上下、差平組袴、平袴、赤色上下、垂帯同、車副など見えたり、直垂のなば直垂上下といひたり、室町時代素襦袴といふ物出来てより其上下同じき物を著して上下と上と下との同じきと、同じからざるを問はず、肩衣袴を著して總て上下といひ、肩、襦、上下などいふ稱さへ出来たり、青標帶に江戸時代のを記して、長上下、諸麻を用ふる事本式なり、當時は箱庭龍文の類を用ふる事時儀なれば、殿中は憚べき事也、文化八年御暇の大名、箱庭の上下を用ひられたるが、内々沙汰有之諸麻に替らる、都て色相の事は定なし、古は無地を本式とし、たま／＼小紋を用ひたる者也、

カミシ

六條八幡宮へ義通公社参の圖



日本歳時記所載



繪の風屏間年長慶



(殿所録世盛川徳)下上長



(上同)下上繼

カミゼ



(上同)下上麻侍供

古への袴方は袴の腰板立狭くして、紐を腰に、つけ、付出して両方へ引通したるが、今は切て、前が付る也、又裾にくりを入れ途中徒行の時括り上る事本式なるが、今は袴より別に緒を出して括るなりといひ、又貞丈雜記に、今の麻上下の袴の髪にすてひだとして、あひ引の縫めの所にてひだを細くして、それぎりにひだを取すて、又よせひだとして總のひだを真中へ細くよせて、髪を取る事古風にあらず、近年(正徳享保の頃)仕出したる事なり、古風は髪を細く、同じ程づにまくばり、ひだをとる也、是を今はすくひだとしひだ杯と云ふ也云々」と見えたり、總て上下は鎌倉室町の頃より以後専ら用ひられ、歩行に便利なりしより出来きたるものにて、後世麻上下といふ一種の禮服は、素襦などより來りしものなり、長上下、半上下等の制あり、又芭蕉布、裏附、襦、緞子、緞子の上下あり、芭蕉布は略服にて都て夏向に著用す、襦は近き頃婚禮に用ひたるが如く四季草に見えたり、裏附は寛文の頃夜分寒氣を防ぐ爲め著したりと云へり、明治五年禮服を定められたり、是等の服皆廢せらる、肩衣(カマキヨ)麻上下(アサカミシモ)麻上下(ツギカミシモ)を參看、カミゼニ 紙袋 紙幣(シ)を見よ、

カミリ

カミダ

カミリギ 髮會木(髮削) 小兒髮置の後、髮の長するを削ぐ儀式、一に深會木といふ、又剃るといふを忌みて、剃髮、垂髮とも稱す、男子は五歳、女子は四歳に行ふを列となす、然れども三歳六歳、或は七八歳にて行ひし例なしとせす、時は又二月四月十一月に定むと雖も、三、六、八、九、十二の月に行ひしことも屬々見えたり、日は甲戌酉丑を吉とし、乙卯巳之に次ぐ、春は必ず午日を用ふ、其儀京都にては、當日幼童を赤盤の上に載せ、吉方に向て立たしめ、兩手には加茂御手洗川の石を握らせ、兩足にも、又同石をふましめ、而して鬘、鬘を左右によくとき分け其末を切りそぐなり、此鬘髪とは、當日髪をそぐものをいふ、其兒の鬘置式に従事せし人を此役に當つ、此の切捨たる鬘は、四つの石と共に加茂川に流すといふ、これ身の罪穢を祓除し、併せて鬘のいや長からんことを祝ふの意なるべし、其式男女とも殆ど同じ、詳かならず、榮花物語に、後一條天皇の皇女皇子内親王十二歳にて、齋院皇子九歳にて鬘そせられし事みえれば、古くよりありし事明なり(貞丈雜記、古事類苑式部) カミダイゴノミササキ 上醍醐院 白河天皇の皇后藤原賢子、堀河天皇の准母藤原院院皇子内親王、鳥羽天皇の皇后今子内親王の御陵、山城國宇治郡醍醐村大字醍醐に在り(隆盛一覽) カミタテ 髮立 髮置儀(カマキヨイハヒ)を見よ、 カミダナ 神棚 神體、神符、神位等を安置し、是を奉養する爲めに設けたる棚、古事記に、御倉板屋之神の名見えたり、古事記傳には、御祖神の賜り重き御寶として、天照大神の御倉に藏め、其棚上に安置し奉て、崇奉たまひし故の御名なるべし、

カミツ

るべし」と云へり、是れ櫛の見えたる始めなり、之を庶民の屋内に設けしは、蓋し伊勢兩宮の神職社僧等が、私に其神符を天下に配付せし頃なるべし、而して神櫛は一般に櫛櫛ある時には、まづ之が目を閉ぢ、若しくは白紙を貼して之を掩ふを例とせり、比須大黒の神影を安置する墓比須櫛、荒神即ち荒神を祀る荒神櫛等あり、又毎月正月曆家の所謂明の方に向ひて高く櫛を架し、松竹をたて注連をひき祀るを歳徳櫛、又は兄方櫛と稱するものあり、其他なほ多し(古事類苑神祇部) カミツクラノコホリ 上座郡 前國 古へ朝倉の地にて、何時頃よりか、上下の二郡に分たる、延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、把伎(ハキ)壬生(ニフ)廣瀬(ヒロセ)祚田、長瀬(ナカフチ)何束、三島の郷あり、郡名考、シヤウヅと訓み、以後之に仿る、明治二十九年夜須、下座と共に合併して朝倉郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書) カミツケウチ 上毛野氏 皇別、姓は朝臣、左右京に貫す、又公姓國造あり、崇神天皇の皇子豐城入彦より出づ、入彦東國を治し、其子八綱田、曾孫御諸別、四世孫荒田別並に將帥の器あり、御諸別王景行天皇の時東土を治め、上毛野國造となる、子孫各地に因て氏を命じ姓を賜ふもの多し、荒田別の子、竹葉瀬田道を生む、田道蝦夷を討じて戦死す、竹へ瀬は上毛野君等の祖となる、天武天皇十二年上毛君に朝臣の姓を賜ふ、此後聖武、孝謙、仁明、清和の時朝臣の姓を賜ふもの多し、光仁天皇の時、左京人上田邊史廣本等五十四人に上毛野公を賜ふ、一族に坂本朝臣、名取朝臣、陸奥公、嶺山公、中村公、賀美公、藤澤君等あり(書紀、續紀、類聚國史、姓氏錄)

カミツ

カミナ

カミツケノカタナ 上毛野形名 舒明天皇の九年三月將軍に拜して蝦夷を討たしむ、却て賊の爲めに敗られ、走りに入る、遂に賊のために圍まる、時に軍衆離散し城中に在るもの極めて少し、形名爲す所を知らず、將に昏に乘じて逃れ走らんとす、形名の妻勇にして謀あり、即ち酒を置いて夫を勵し、且自ら劍を佩き、敵數十人をして弓弦をならさしむ、既にして形名更に起て兵をとりて進む、賊軍衆尙ほ多きとして圍をとき去る、茲に於て兵士稍々集まり、遂に蝦夷を討つて大に之を破る(書紀) カミツマノコホリ 上妻郡 古へ八女國と稱す、後ち分て上下陽群郡に分つ、持統天皇四年九月に上陽群郡始めて見えたり、和銅以後上妻下妻に改む、和名抄に、太田(ナホタ)、三宅(ミケ)、葛野(クズノ)、桑原(サハラ)、等の郷あり、天保郷張カフヅマと訓む、明治二十九年三月下妻、生業の一部と共に合併して八女郡と爲る(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書) カミトマリ 神止 胃の頂上を云ふ、胃(カブト)の名所を見よ、 カミナツキ 神無月 陰曆十月の和名、異名を、カミナカリ月、神去月、鏡祭月、時雨月、初霜月、陽月ともいふ、此外、孟冬、開冬、良月、大章、大月、小春、正陰月と書す、名義に就き諸説あり(義公隨筆、名物考は、十月は雷の唱り止む月なれば、雷無月なりといひ(二)速水見聞私記は、應鐘の調を日本にては上無調といへり、應鐘は十月の律なれば、上無月といふ義なり、故に舊は上と書きしを後に神の字に書きしなるべし、又十は數の極にて上なきの稱故、上無月といふにやといひ(三)典義抄は、此月は天下の諸神出雲國へ集り給ひ、他國には神なき故、

カミナ

カミナ

神無月といふ、之に反して出雲には、神有月といへりといひ(四)世語問答は、此月は、伊弉册尊崩じ給ふ月なれば、神無月と申すなりといひ(五)倭調葉は、十月は神嘗祭のある月なれば、神嘗月なりといひ、一定の説なし(六)神武紀に、冬十月丁巳とあるを、カミナツキといふ、萬葉集に、十月鐘禮爾とあるを、カミナツキシケレと訓みたり、是れ書にみえたる始めなるべし、 カミナリノカミ 雷神 伊弉册尊を抜て柯遇突智を切りし時生れし神、又伊弉册尊の體には雷の居せしこと古事記、書紀等に見えたり、即ち頭に居せしを大雷、胸のを火雷、腹のを黒雷、陸上のを拆雷、左手のを若雷、右手のを土雷、左足のを鳴雷、右足のを伏雷と云へり、此外山城國乙訓郡、大和國宇智郡、和泉國大島郡、上野國那波郡に火雷神社あり、(古事記、書紀、延喜式) カミナリノチン 雷鳴陣 「カンナリノチン」を見よ、 カミニヘノマツリ 神嘗祭 「カンニヘノマツリ」を見よ、 カミノクニ 神國 日本國の稱、續後撰和歌集土御門院御製に、光をば玉くしげの葉にやはらげて神の國とも定めてしが、風雅集慈鎮大僧正の歌に、「日の本は神のみ國ときいしよりいしまする如く頼むとをしれなど見えたり、(シ)ンコク」を參看、 カミノコホリ 神郡 「シ)ンゲン」を見よ、 カミノコホリ 賀美郡 前在 武藏國 延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、新田(ニヒヤ)小島、曾能(ソノ)中村(ナカムラ)等の郷あり、後世新田郷の敷村上野國那波郡に併せらる、寛永中更に當國兒玉郡に入る、明治二十九年三月那

カミノ

珂郡と共に見玉郡に合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

カミノコホリ

賀美郡 陸奥國(舊陸奥國) 大化二年國郡を定めし時此郡を置きたるべし、續紀延暦八年八月己亥の條に、加美郡の名始めて見えたり、和名抄に、川島(カハシマ)磐瀨(イハセ)餘戸等の郷あり、元祿圖以後色麻を併す、爾來之に依る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

カミノコマ

神馬 神の馳乘に供する馬、シメシを見よ、

カミノツカヒ

神使 諸神の使者の謂にて、多くは其神に縁故ある鳥獸魚鱉の類を以て之に充つ、又ツカハシメとも稱す(國郡沿革考)

鳥獸を以て、使令の用に供せしこと見えたり、神使の稱なし、始めて見えたるは、景行天皇の時、日本武尊が踏吹山の化神を以て、其神の使者ならんと宣へること記紀にあり、皇極天皇の時伊勢大神宮の時板蓋宮の爲るの兆とせり、神使を以て吉内を示す者となすこと亦始めて此に見ゆ(神使は一神に一使あるは普通なれども、稀には一神にして數使あり、諏訪神が鷲狐等を以て使とし、日吉神が猿を第一、鹿を第二の使者となすが如し、又數神にて同種なるあり、鯉の丹波國經明神、江戸仙島住吉社の如き、鳥の伊勢、熊野、日吉、住吉、三島、嚴島の神の如きはなり(古事類苑神祇部)○又八幡の地、稻荷の狐等を神使となす、倭訓栞に、八幡の地は、はたとはと音通じ、春日の鹿は鹿崎よりかきぎにのりて來りたまひし歌あり、稻荷の狐は御饗津神を三狐神と記せしにより、熊野の鳥は神武天皇八咫鳥の瑞を得たまひ、熊野の鳥は仲夏天皇白鳥を愛し

カミノ

たまふ事、俱に祀に見えたり、松尾の龜は龜尾山の號に本づき、日吉の猿は月行事の社猿田彦大神なるに起れるなるべし、此外に愛宕の猪は穴戸氏の再興せしにより、三嶋の鯉などの類舉て數へかたしと見えたり、今世に神の使と稱すべきもの、概略を示せば左の如し、

Table with 2 columns: 使者 (Sender) and 神 (Deity). Rows include: 八幡 使者 伊勢 鹿 松尾 龜, 日吉 猿 愛宕 猪 熱田 鯉, 氣比 白鯉 鹿島 鹿 北野 牛, 春日 神鹿 大社 蛇 三島 鯉, 熊野 靈鳥 諏訪 鹿 紙圍 鳥, 愛宕 鹿 鹿島 鳥

カミノツケ

神託 「カンガカリ」を見よ、

カミノフコ

神封戸 神社に奉れる封戸、續紀統天皇六年九月、白蛾を角鹿郡浦上の濱に獲たるの故に、封を筒飯神に増すこと二十戸の由見え、孝謙天皇天平勝寶七年三月八幡大神託宣し、封千四百戸を朝廷に返した、常の神田を留めしむ、歷代事によりて屢々封戸を奉る、武家時代に至り主に神領と爲り封戸の事多く見え、シンリヤウ(參看)大日本祖統志

カミノヘヤ

上部屋 江戸幕府、管中の政事を執る部屋にて、老中の局なり、若年寄の局は、下の部屋と稱す、

カミノヤツコ

神奴 神社に屬する賤民、又神使とも云ふ、良民と婚するを得ず、神奴を掌る長官を神奴連と云ふ、史上に見えたるは、鹿島神宮を以て殊に多しとす、續紀天平勝寶二年八月の條に、攝津國住吉郡人神奴意支奈親長月等五十三人に依羅物忌性を賜ひし事見えしを始めてとす、天平寶字二年

カミノ カミヤ

九月鹿島神奴二百十八人を神戸となす、神護景雲元年四月鹿島神奴男八十人、女七十五人を瓦となす(續紀、姓氏錄)

カミノヤマジャウ

上山城 備前羽前國南村山郡上の山町(國郡沿革考) 起原詳かならず、初め筑前守源滿兼居住す、滿兼試せられ里見民部之に代る、其後民部子細ありて退城す、元和六年松平重忠四萬石に封せられて此に治し、寛永三年滿生忠知代り、四年除封、土岐頼行就封す、元禄五年七月金森頼業來り治し、十年松平信通三萬石に封せられて代り來る、子孫相繼ぎて明治維新に至る(出羽國風土略記、武蔵、徳川加除封録、明治政覽)

カミノヨナナヨ

神代七世 國常立尊、國狹狹尊、豐斟尊、泥土尊、沙土尊、大戸之尊、大戸間尊、面垂尊、性根尊、伊非諾尊の七代を云ふ、古事記に、上件自國之常立神以下、伊邪那美神以前、并稱神世七世(上二柱獨稱各云一代、次雙十神各合三神云二代也)とあり、書紀亦同し、

カミヒナ

紙雛 「ヒナ」を見よ、

カミフネヤク

紙船役 江戸幕府の時、紙漕者より紙漕船の數に應じて徴取したる税(地方凡例錄)

カミムスビノカミ

神皇產靈神 高御產靈神に次ぎて、高天原に生れ給ひし神、古語拾遺に神皇產靈と云せり、高皇產靈神と共に、天地萬物の事を成生し給へり(古事記)

カミヤカミ

紙屋紙 紙の一種、紙屋にて製する紙、枕草子に、カワヤカミ、玉緒日記に、カンヤカミと云り又湯墨紙、木雲紙、漙反(還魂紙)繪旨紙、カイ紙、宿紙とも云ふ又除目抄に、白紙とは神屋紙也と見えたり(應永塚裏抄に、カミヤ紙と云

カミノ

は何なる紙にか、宿紙と書く、又紙屋共書也、又カイカミ共云にや、昔し大内の中の紙屋にて調せしかば紙屋紙と申也、紙屋川共云も、此紙漕る河なれば此名を得る也、然る今神字を用ふる人あり、社頭近き故歟、二條攝政家三十八帖名寄にも紙字にて侍り、是を宿紙と書すは、昔此紙屋に宿紙して宿直せし故に宿紙と書也、則是なにかみやがみと讀也、湯墨色の紙なるべし、當時漙反と云是也、公家の料紙也、繪旨などに用るが故に繪旨漙と云歟、自餘にも用ればこそ樂平宿紙にて手を書けるとあり、雅州府志に、樂理院中の反故を再び漙く故に漙反と云ひ、其處を宿紙村と號じ、四洞院川なりと云ふ、又水雲紙と號するは、反故を漙反す故に漙漙墨汁を洗へども淡墨色を帯ぶる故に名づくと云へり(國郡沿革考) 上代は紙屋紙と、宿紙とは別なりしが、中古に至りては、紙屋にて宿紙のみを漙りし故に、宿紙を紙屋紙と稱するに至りしと云ふ、古く物に見えたるは、神龜五年四月二十四日の東大寺正倉院文書に、紙屋紙百張云云、江次第圓宗寺最勝會の條に、請願人所宿紙書之云々と見えたり、(文藝類纂)

カミユヒ

髪結 人々の頭髪を結ぶことを業とする者、一錢職(イツセンシヨク)と稱す、髪結ふ所を髪結床と稱し、又浮世床ともいふ、髪結に男女の二種あり、女髪結は、ナンナカミユヒの條を見よ、(國郡沿革考) 古へ朝廷にては、おうちきの人と稱し、天皇の御髪を結ぶ者あれども、髪結なる職、民間にありたるか詳かならず、髪結職由緒書によれば、鎌倉時代、文永中、北小路晴基の三男采女介なる者髪結なるものを始め、面體現はし髪結を以て、住宅は雨落より張出し、長のうれん四尺二寸、縫下五寸、かみ障子三尺餘の寸法に定めて渡

カム カン

世し、爾後子孫之を業とし(以上は信じ難し)七代の孫藤七郎に至り、元龜三年十月徳川家康の髪を結び、褒美金に、錢一錢、舞一對を受け、以後髪結び職分は一錢職と唱ふべき旨を傳へられ、慶長十八年徳川氏江戸入府の朝、藤七郎召されて一錢職を渡世とせし由見えたり(當時人家少きを以て高札場六箇所の側に設けて之を給むと云ふ)、是れ江戸髪結の始まりとなすべし、寛永年間此職甚だ多くなりしを以て、十七年二月髪結を下すことなれり、然れども其後人數多くなり、札なきものあまたなりしかば、明暦元年八月取調あり、萬治元年八月髪結株、一町に一箇づ、八百八株に定め、同二年正月振實定めありし同時に、髪結にも札を渡し、一箇年に師匠は金二兩、弟子は金一兩宛、札錢と稱して税を徴收す、向行届かざるに因り、橋火消に従はしむ、享保二十年橋火消を免じ、番所へ出火の節返付くこととなさしむ、明治維新に至り、洋風に習ひて散髪となる、武江年表後編、明治四年四月の條に、西洋風髪結床、此頃常磐橋門外、寛頭鋪に西洋風髪結所の招牌を出す、太き棒の頭に、寶珠の形を彫り、右の棒へは朱、白藍色の左巻といふ塗分にして立る、これより諸方に之を擬して一般の形状となれりとい見えたり(浮世床、江戸繁昌記、世事談、通遊笑覽)

カム

家務 武家の役名、一家の執事として家務を攝行する者、鎌倉管領兩上杉氏の臣長尾太田二氏は世々執事として、其職を襲ひしを以て一家の人々之を呼びて家務と稱したりき、鎌倉大草紙文明五年十一月二十四日の條に、扇ヶ谷の家務は太田左衛門入道道灌、山内の家務長尾左衛門入道(景信)死去の間云々と見えたり、

カムア カン井

ど、今世に傳はらば其形状知りがたし、隋書音樂志に、笙竿並に女媧の作る所なりといへり(樂器考)○體源抄に、通憲云、竿は東大寺の寶藏に在り、勅使たりし時見之、長けれども管のかすは室と同じ、云々、以之思之、近年竿減三其數歟、とあるによらば、十七箇と見ゆ、陳氏樂書に、宋朝大樂諸工以三竿樂和併爲三品、率取三胡部十七管室爲之、所謂異者、特以宮管移之左右、而不在于中管、雖名爲三竿樂、實胡音也、とみゆ、又唐樂圖所傳十七管之室、通三黃鐘二均聲清樂用之、ともあるを思ふに、十七箇の竿の我國に傳はりてありしなるべしといへり、

カムアカリ

崩 天皇、皇族の崩御をいふ、古事記五瀬命崩去の條、書紀宇治若耶子崩去の條に崩の字を「カムアカリ」と云り、萬葉集日並知皇子命薨時長歌に、天原石門乎閉、神上、上座氣、とあり、古事記傳に、凡て入は死のれば、尊きも卑しきも、皆季く麻津根國(夜見國なり)に罷ることなるを、天皇を始め奉り、凡て尊むべき人なば、其を忌懼りて、反を云ふて、天に上り坐とは言へる古言なり」といへり、

カンイマケ

神今食 「シンコンシキ」を見よ、

カン井ン

監院 監寺に同じ、「カンシ」を見よ、

カン井ンケ

閑院家 藤原師輔の第九子太政大臣公季より出づ、公季の家を閑院と號す、其族に三條、四國寺、徳大寺、滋野井、八條、阿野、姉小路、清水谷、敷、橋本、今出川、小倉、正親町等の諸族あり、詳しくは各氏の條を見よ(尊卑分祿)

カン井ンノキンスエ

閑院公季 藤原公季(アヤハラノキンスエ)を見よ、

カン井

カン井ノキンナリ 開院公成 藤原公成(フナハラノキンナリ)を云ふ、

カン井ノサダイジン 開院左大臣 藤原冬嗣(フナハラノフユヅケ)を見よ、

カン井ノソリツ 開院帥 藤原實成(フナハラノサネナリ)を云ふ、

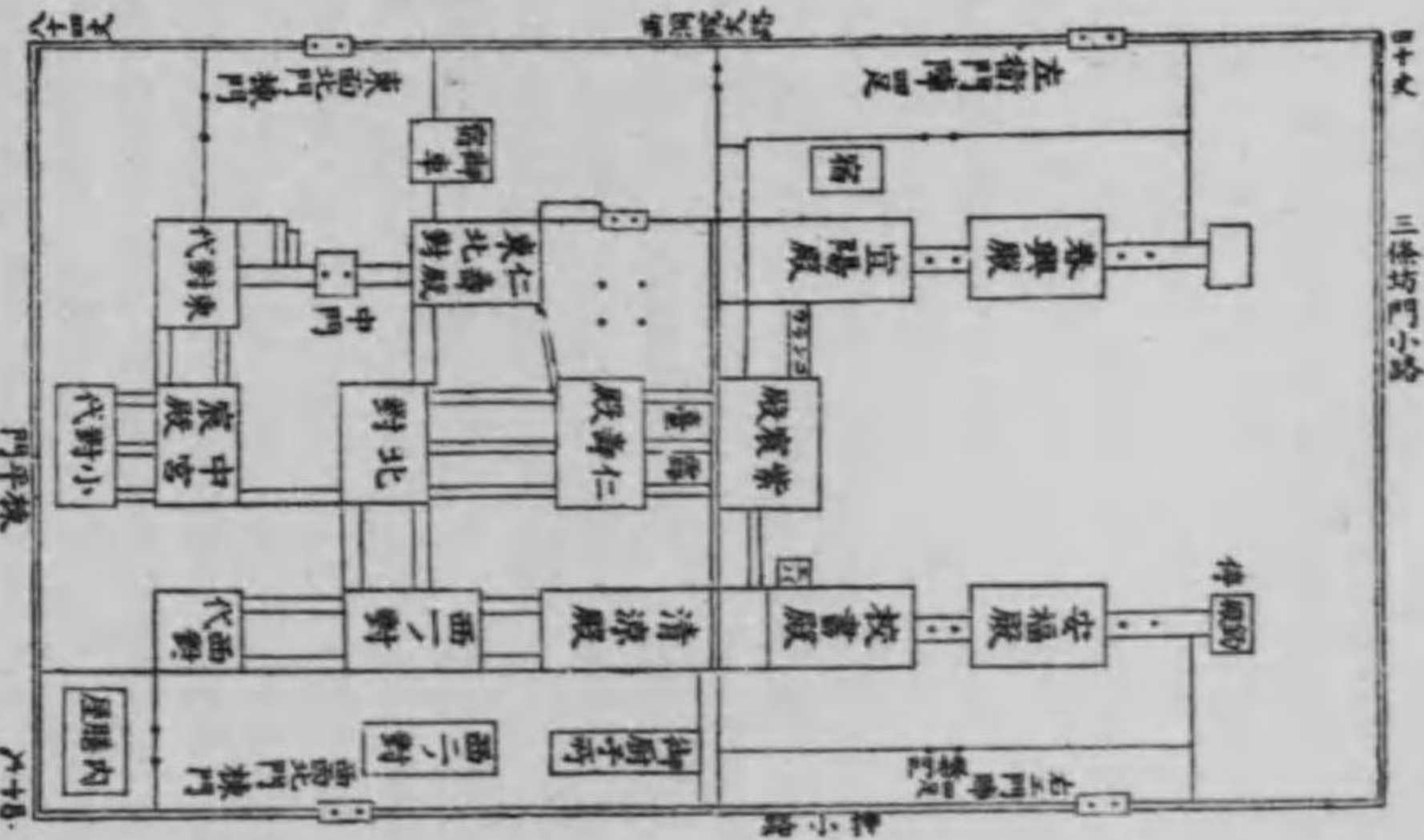
カン井ノダイジン 開院大臣 藤原内麻呂(フナハラノウチマロ)を云ふ、

カン井ノダイジャウダイジン 開院太政大臣 藤原公季(フナハラノキンス)を云ふ、

カン井ノノダイリ 開院内裡 山城國京都市上京區二條西洞院の西、東西一町、南北二町〇里内裡の一(開院)と開院殿の地にして藤原冬嗣の第なり、弘仁中嵯峨天皇再び行幸あり、後ら公季之を傳領し、又基房に傳ふ、高倉天皇の時、之を皇居と爲し、大禮ある毎に大内に幸し、常に開院内裡に居す、壽永二年八月後鳥羽天皇開院に踐跡す、文治元年地大に震ひ、開院中殿西廊等傾倒し殿舎破壊す、文治三年五月源賴朝修造し、十一月成りて徙御す、土御門天皇承元二年十一月開院災す、順德天皇應永二年二月後鳥羽上皇深賀朝に命じて開院内裡を造營せしむ、建保元年二月竣りて遷幸す、此時始めて大内皇居の制に擬し結構見るべきに至れり、四條天皇壽永三年六月一日地震し、開院内裡を損す、秋に至て修理す、後嵯峨天皇寛元元年六月改造せしむ、翌年七月功成り遷幸す、後深草天皇建長元年二月開院内裏上、焼焼す、二年七月造營、三年六月竣工す、正元元年五月賊火を里内に放ち爲めに土に歸す、爾後造營なし、高倉天皇より九代九十九年に及べり(山城名勝志、平安通志)

カン井

(平安通志所載)



カン井ノミヤ

カン井ノミヤ 開院宮 四親王家の一、
「カン井ノミヤ」と訓む古實たり、東山天皇より出づ、初め、當時の世襲親王家は、伏見、有栖川、京極の三家に限り、其流の外は、一切の皇子皆出家入道する制なりしが(諸君皇太子を除く)家宣將軍の時、新井白石の建議に基き、奏上して寶永七年八月天

カンエーカンオ

皇第三の皇子秀宮親王宣下の事あり、直仁親王と稱し、新たに親王家を立て、開院宮と號す、爾來世々相繼ぎ現今に至り給ふ(折鏡集紀、德川實紀、親王家圖)

○直仁親王 典仁親王 美仁親王 孝仁親王
愛仁親王 殿仁親王

カンエウモン

カンエウモン 含輝門 大内親八省院二十五門の一、含輝門とも書す、章德門外の東門、又は朝集堂東北門ともいふ、東面の門にて東朝集堂の東北に在り、西面の章義門と相對す(拾芥抄、大内親圖考)

カンオン

カンオン 漢音 支那北方(隋唐以前)の音を云ふ、孝行、京師、和尙と呼ぶが如し(開院)應神天皇十五年百濟阿直岐來朝し、翌年王仁來りて論語千字文を獻す、是れ漢音の傳はる始めなり、孝德天皇の時、佛書には吳音、儒書には漢音を用ひしむ、文武天皇大寶令制定の時、大學寮に音博士を置きて音を正さしむ、桓武天皇延暦十一年諸生をして漢音を習はしむ、十七年漢音韻を定めて、吳音を用ふる勿らしむ、仁明天皇の時朝野野郎取漢音に通ず、延喜の制漢語漢音生を置き、漢語を教へ學ばしむ、後世支那交通の断絶と共に漸く衰へし、傳へ傳へて藤原實房林道春に及べり、安齊隆華に大學寮博士世々其の漢音を習ひ傳へて、後代惟高先生林道春等に及ぶまでに相承けられり、漢の正音は變ぜずして、我朝に遺り傳はれり、然るに近世の腐儒は、右の漢語の傳來の正しき事を知らず、漢音を脱しめて、後音と稱して、肥前長崎にて譯士の云ふ所清朝の音を準音と稱して、彼國慶成三代の時より以來の正音なりと思ふは誤なり云々といへり(漢

カンオーカンガ

音正音考、本朝學原、安齊隆華)

カンオンタ 威恩多 唐樂平調十四曲中の一、新樂にて小曲(唐樂)唐の李德裕の作る所か、傳來詳かならず、賀宴禮記などに用ふるものにて、舞なし、村上天皇藤原の宴に、退出音聲に此曲を奏せしむし、教訓抄などに見えたり(禮樂志)

カンガカリ 神憑 古より既にあり、人に或は物に憑り、又は夢に託して以て吉凶を示し、意志を宣するをいふ、又神託、託宣、託神ともいふ、時には自ら形を現することあり、亦神託と稱す、蓋し一種の精神作用として、中には方便として、故意に作爲せることも多かりしが如し(通鑑)古より既にあり、之に據りて疑を決し事を處したり、書紀神武天皇の條に、熊野村に到るや皇軍大に備み、天照大神の神託ありて、吉野に着し給ひしことあるは史に見えたる始なるべし、崇神天皇の代疫病起り、人民多く死せしかば、天皇懇歎して神林に坐せし夜、大物主大神御夢に顯はれて託宣ありしこと古事記に見え、桓武天皇延暦二十三年二月託宣ありしこと、日本後紀にあり、一條天皇の時託宣ありしこと、續古事談にあり、其他神託の史に見えたるもの實に夥しく擧ぐるに堪へず、其中には神託に出でしもの往々ありて、後一條天皇の時には之が制禁をたられたり(古事類苑神祇部)、下りて江戸時代に至りても、迷信の隆盛と共に、各地方に於て此事ありき、

カンガク 漢學 漢文學(廣義の)をいふ、又儒學とも云ふ、舊くは單に學問と云へば漢學の事を云、玉勝間に、「世の中に學問と云は、からぶみ學びの事にて、皇國の古を學ぶをば、分て神學佛學國學など云ふなるは、例から國をわねとして御國を傍になせる云候にて、いとあるまじきこと

カンガ

なれ共、古は只だから書學びのみこそ有けれ、御國の學びとは、專とする者なかりしかば、自ら然云ひならふべき勢也云々」と見ゆ(支那との交通は太古よりありしを以て、早く彼の文學等我に傳はりしならん、されど史上明に見えしは、應神天皇十五年八月百濟昭古王阿知吉師を遣はして馬を獻す、阿直岐經典に通ず、太子菟道稚郎子師とし學ぶ、翌年二月王仁を召す、王仁論語十卷千字文一卷を獻せしを始めとす、是れ漢學の起りなり、履中天皇の朝諸國に史を置きて記録せしむ、推古天皇以後屢々留學生を支那に發遣せしを以て學術大に進み、王朝時代に至り益々盛なりしが、醍醐天皇の時菅原道真遣唐使を留めしより、又昔時の如くならず、源平の亂を経て益々衰へ、室町幕府の末に至りては、僅に四書の素讀を爲し得るのみなりき、江戸幕府に至り學問を獎勵し、幕府諸藩皆儒者を聘用せしを以て漢學大に勃興す、此時代に始めて行はれしは朱子學にして、尊々林家が昌平校を預り幕府の文教を司るや、朱子學は政府の保護によりて盛大を來し、遂に寛政異學の禁をさへ生ずるに至れり、其他伊藤仁齋は復古學を、荻生徂徠は古文辭學を、中江藤樹は陽明學を唱へて、皆一旗色を立つ、また別に折衷學あり、前後學者の輩出せること頗る多く、その進歩も亦著かりし、(文藝類纂、古事類苑文學部)

カンガクシヨ 漢學所 舊新宮藩の學校

カンガクシヨ 漢學所 創立年代未詳、文化年間より漢學所といふ、維新の際藩主水野忠幹本校を擴張し育英堂と改む、廢藩の際廢止す(數地三百八十七坪、建坪百三十坪(日本教育史資料))

カンガタウ 含嘉堂 大内親八省院十二堂の一、院の四方、延休堂の南四丈に在りて、北より

カンガ

第二の堂、長さ七間、朝堂の座者ば、彈正にて、北を上座と爲す(拾芥抄、大内親圖考)

カンガフノイン 勘合印 支那明の時、諸國往來の證に授けたる割符を云ふ、即ち押切の往來手形なり、勘合は爲す爲めに印を押切る故に名づく、銅製にて五面あり、各面に字を書き、永樂日本等の字あり(開院)洪武三年勘合の印を戶籍に用ひしこと皇明通紀に見えたり、往來手形に用ひしは十六年とす、廣東通志に、勘合符、洪武十六年始給、通關、以後漸及諸國、每國勘合二百通、號簿曰、通送野、內府、羅字、勘合一百通、及通字號簿一、朝貢填字國使臣姓名年月方物、今、使者齎至、布政司先驗、表文、次驗、簿比相同、方許、送還、京、每紀元、則更給しとあるもの是なり、足利義滿朝と貿易を始むるや、明の成祖勘合百通を與へ、十年に一貢、各貢正副使二百人に過ぐるを得ず、若し期にあらず、人數數に隨え、刀服を帶せば、並に寇を以て論ずと約し、寧波にて貿易することを定めたり、義政の時、一貢三百人と改む、後勘合印底簿を海賊に奪はる、後土御門天皇の頃、我國の海賊朝鮮全羅道の海邊を侵したれば、朝鮮王之を拒ぐ能はずして、海賊と和し、彼等に王の印璽を押たる書を與へ、期を約し、船の大小を計りて財を與へしむ、是れ朝鮮勘合印の監驗なり、其後ち、大内氏世々朝鮮の勘合印を掌り、商舶を渡す、蓋し海賊より奪ふ所なり、義興の時正德勘合印を奪ひて盛に貿易す、大永七年八月將軍義晴、使を遣はして新に勘合印金印を請ひしも市舶通ぜず、天文八年再び之を許し、十年一貢、一貢三百人を限りしも、我國の商人之を遵守せざりし故、彼國にては之を拒絕

カンキ

せんといふたり、然れども實際に於ては滑に我國の貿易を望む者多かりしかば、遂に密商となりて彼我國往來略語、外蕃通書、真文雜記、武家名目抄

カンキ

勘氣 武家時代に、主人より告めらるるをいふ、又御氣色とも云ふ、吾妻鏡に、壽永三年二月一日庚申、蒲原守範頼、御氣色、是去年冬爲征三木會、上洛之時、於三尾根國墨俣渡、依相三先陣、與三御家人等、鬪亂之故也、云々、元暦二年五月二十四日

カンキ

御家人等、鬪亂之故也、云々、元暦二年五月二十四日、義經の狀に、義經無罪而蒙、告有功、無罪、蒙、御勘氣、之問、空沈、紅淚、云々、と見えたり、此外吾妻鏡、者問集、沙石集に多く見えたり、

カンキ

和和心が創めし銀幣の流儀、和和流ともいふ、此流の種古は常に木刀にて竹刀を用ひず、寶水の頃、備後福山に酒井六彌といふ者あり、此流を弘む、此流は四分六分に勝負を爲せば免許を出すと云ふ(擊劍叢書)

カンク

岸駒 「キシコ」を見よ、

カンク

威化門 大内禮八院院二十五門の一、右廂門とも號す、古本拾芥抄及び有職抄は、威化門に、奥本拾芥抄は威化門に作る、孰も非なり、東面の門にて宣政門の南に在り(大内禮園考)

カンケ

勘下 除目の時、申文を外記に下して當年給未給等を考へよと、仰せ付らるるを云ふ、兼按抄に、孔雀圖には外記ありて除目の折り、下し勘へらるる文を勘下なりと見え、除目申文内覽抄に、匡房抄云、親王巡給別送給可入公福當年給未給云々、然而於當年給未給之、於親王巡給別送給、可、勘、送、當、不、由、執、筆、加、三、下、勘、云々

カンケ

と見えたり(名目抄注釋、名目抄異本)

カンケイシヨ

勘系所 平安京の初期に臨時に設けたる所なり、諸家の系譜を考ふることを掌る、後紀に、弘仁五年八月丁未、直勅系所書手三人、准、勢、叙階有差、一等二階、二等一階、と見えたるものはなり、日本紀略に、弘仁十年四月庚戌、勅本系使中務卿高多親王、中納言藤原朝臣緒綱等奏曰云々、伏願、舊記、判定、說、譯、者、許、之、とある勅本系使は本所の長官ならん、新撰姓氏錄は本所にて撰出せるものなり、又續後紀承和十三年三月庚戌の條に、勅王世所とあるも同じく王の世代を勘へ、家譜を札す所なるべし、(續後紀)姓氏は歴朝の重する所なりしが、孝謙天皇の朝に、外蕃人の歸化已に久くして、姓を賜はらんと願ふものは、悉く賜せりありしかば、歸化人等は從來内地人と同じく待遇せられざるを憂ひたる事なれば、大抵皇胤神裔の姓氏と同じきを辨ひ請ひしを以て、異族同姓のもの、前後相仍り、源流明ならず、賤族も妄りに華貴に攀縁したるりき、淳仁天皇の時に及びて、其争ひ益々甚しかりければ、詔して諸部を集め、辨氏族志所を置きて、氏族志を撰ばしむ、通々國體によりて之を中止す、桓武天皇の時に及び、始めて勘系所を設け、勅本系使以下書手等の吏員を置き、姓氏錄を作らしめたり、平城遷都、順天、桓武天皇の遺志を繼ぎ、弘仁六年に至りて姓氏錄成る、氏族の源始めて明なりと、(後紀)續後紀、紀略、姓氏錄、大日本通史)

カンケ

久我通見(コガミチニ)を見よ、

カンケ

古(農家のひまなる月、即ち冬月)をいふ、要月に對しての稱、賦役令に、其分番

カンコ

上役者、家有丁者、要月、家賃單身者、開月と見えたり、

カンコ

神子 「カンナギ」を見よ、

カンコ

盛獄 牢屋(ラウヤ)を見よ、

カンコ

神崎郡 近江國書紀天皇四年二月の條に、始めて神前郡と見えたり、延喜式に神崎と改む、和名抄に、高屋(カヤ)神崎(カムザキ)郡家、神主(カムヤシ)垣見(カキミ)小社(コヤシロ)小幡(チバタ)等の郷あり、後世郡の東北境神崎郡の内清水郷の地覺智郡に入る、明治二十九年三月、郡の一部葉枝見村をまた覺智郡に入る(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

カンサ

神崎郡 國郡沿革考、法令全書)

カンサ

神崎郡 國郡沿革考、法令全書)

カンサ

神崎郡 國郡沿革考、法令全書)

カンサ

神崎郡 國郡沿革考、法令全書)

カンサ

神崎郡 國郡沿革考、法令全書)

カンサ

神崎郡 國郡沿革考、法令全書)

カンサ

神崎郡 國郡沿革考、法令全書)

カンサ

作頭を監するもの、蓋し力者の上首、又監作行者とも云ふ、和訓にて兄弟と云ふ、人力を差遣する事を掌る(釋林象器考)

カンサク

監作行者 「カンサク」を見よ、

カンサ

簪 鬪鬪婦人頭髪の裝飾品、髮刺の義なり、古は冠挿の意より出でしならんか、古史傳に、頭挿の轉語にて、兼葉鳴尊佐世の本の葉を、頭挿にして鬪鬪し給ふ時、刺せる佐世の本の葉を、地を佐世といふといへり(古)銀簪のありしこと、大安寺寶財帳に見えたるが、唯に冠を止むるの釘具なること、儀名抄に據り明なり、現今の簪は、古の釘具にて、裝式部日記に、うすもの、うはぎ、かどりのもの、からさぬ、さいしきしてしるきものとゆひしたり」とあり、其他物語などに多く見えたり、江戸幕府享保の頃に至り、始めて之を婦女子の頭にさして一の裝飾品となせり、歴世女裝考に、寛永以來寛文の末まで、五十年ばかりの間の鬪鬪板本の類の女輪どもには、首飾一品も見えず、延寶、天和、貞享、元禄此間三十四年、兼川師宣が繪本あまたあれど、遊女すら髪のかざりなし、櫛はさしたる事書にみえたりと繪にはみえず云々」といひ、なほ、正徳六年板(享保元年)繪本圖若草に、數多婦女の畫中かんざししたるもの四人見え、元文の頃流行したる由記せり、また、享保の頃まで、女の子供など花すいなどの形したる銀の簪をさしたるが、御厨所預故若狭守宗直者かりしより好事のものにて、耳簪を其花のうへにつけて作らしめ、簪耳簪を人に送るに、人々便利なりとて次第に作り、終に貴賤となく白銀にて作り弄ぶに至れりといへり、是れ享保三十四年の事にて、また少女の専ら花簪をさしたるは、元

文寛保以來の事なれども、萬葉集等によれば、既に花の枝を髪に挿したること見えたり、萬葉集に、やますみのまつる調と春へは、花挿頭持、秋くれば、もみぢかざせり云々とあり、嬉遊笑覽に、花簪の銀製は享保元年停められ、其後象牙角獸甲等にて拵へたり、又寛延の頃より已前も花簪さしといへり、然るを寶曆の初よりやりしなど云は、一度止て後の度を始と思へるなり」といへり、簪は、享保の頃金銀の製作を禁じ、延享の頃花簪の停止ありしに、寛政の頃に至り、ビラ(の)簪など流行して其業大に進歩せり、茲に於て幕府禁令を發して金製を止め、銀製甲の大造ならざるもののみを許せり、天保九年に至り亦金銀にて製作の程度を定む(歴世女裝考、我衣、嬉遊笑覽、徳川禁令考)

カンシ

勘事 勘當(カンダウ)を見よ、

カンシ

監寺 禪宗にて、寺院の事務を總領するもの、釋氏聖賢に、會要云、監者總領之稱、所、以不稱、寺院主者、蓋推、尊長老とあり、古は監院と稱す、院門の諸事を總領する故なり、故に院主とも院宰とも云ふ、又主首とも云ふ、主事の首席なる故なり、又權管とも云ふ、一寺の權柄を取りて事務を管領する故なり(釋林象器考)

カンシ

澗州 唐樂、平調二十九曲中の一、邊地の名に依て名付けしものなり、一名甘州、又衍慶と稱す、新樂にて中大曲、詠あれど後世用ひず、四人舞、答舞林歌、唐玄宗皇帝の製作なりと云ひ傳ふ、我國に傳來せしは、何頃なるか詳かならず、凡皇太子誕辰第七夜の御遊に奏すと體源抄に見ゆ、舞樂(アカタ)の挿繪(繪卷)に(禮樂志)

カンシ

簡修館 舊秋山藩の學校

カンシ

簡修館 舊秋山藩の學校

カンシ

簡修館 舊秋山藩の學校

カンシ

簡修館 舊秋山藩の學校

カンシ

簡修館 舊秋山藩の學校

カンシ

簡修館 舊秋山藩の學校

カンシ

ならず、嘉永の末北條氏義隆を中興し、簡修館と稱す、明治維新に至りて廢す、(教地地誌)百六十八坪、建物坪數二十八坪(日本教育史資料)

カンシ

閑室 名は元倍、一名を三

カンシ

世に吉長老と稱す、肥前の人、幼にして京都の圓通寺に祝髮す、長じて命を以て足利學校第九世の座主となる、曾て徳川家康の寵遇を受け赤社の専ら總管す、紫衣を賜はりて南無寺に昇り、家康の命により、諸書を刊刻す、關ヶ原の戰軍中に在り、功を以て京に地を賜りて圓光寺を建つ、曾て福里に歸りし時、國主鶴島氏歸依し、爲めに三番寺を建て、閑室を以て閑山となす、慶長十七年五月二十日駿府に卒す、年六十五(足利學校事蹟考)

カンシ

鑑眞 姓は淳子氏、淳子院の後、唐國揚州江陽縣の人、年十四、大雲寺智滿に從て沙彌となり、大寶二年十二月、二弟祥彦道興及び榮觀、普照等、并に徒屬八十餘人と來朝せんとす、五度風波の爲めに妨げらる、遂に天平勝寶六年正月、太宰府に著す、四月入京す、佛舍利三十粒、阿育王塔模範支提、止觀、支義、文句、菩提子三斗、晋王右軍真行書一卷を獻す、聖武上皇菩薩戒を受く、天皇、皇太后、太子、公卿以下同じく受くるもの四百三十餘人、招提寺を創立す、本朝の戒法此時方に熾なり、天平寶字二年大和尚の號を賜ふ、七年五月六日示寂す、壽七十七(元亨釋書)

カンシ

勘上 除目の時、下勘の申文を外記勘へて返進するを云ふ(名目抄注釋)

カンシ

感狀 感書(カンショ)を見よ、

カンシ

感狀朱印 朱印を捺したる感狀、續撰清正記に、志岐の城落去の旨、委細秀吉公へ申上られければ、御感狀の御朱印二通

カンシ

感狀朱印 朱印を捺したる感狀、續撰清正記に、志岐の城落去の旨、委細秀吉公へ申上られければ、御感狀の御朱印二通

カンシ

感狀朱印 朱印を捺したる感狀、續撰清正記に、志岐の城落去の旨、委細秀吉公へ申上られければ、御感狀の御朱印二通

カンシ

感狀朱印 朱印を捺したる感狀、續撰清正記に、志岐の城落去の旨、委細秀吉公へ申上られければ、御感狀の御朱印二通

ガンス

まで下し給ふ云々」とあり、武家名目抄に、朱印は東山殿(義政)の時、大磨より調達したりしを、伊勢貞宗の將軍家に奉りしかど、其比は文書に捺すこととなりしなり、其季世に及びて、文書に捺して其證とすること世に出来しより、頓て朱印と云ふが其文書の名とはなりたりと云へり、

ガンスヤウタウ

合章堂 大内親八倉院十二堂の一、院の東方、昌福堂の南四丈に在りて、第二の堂、長さ九間とす、朝堂の座者は大納言、中納言、参議等にて、北を以て上座と爲す(拾芥抄、大内親八倉院)

ガンスヤクシヤウ

岩酌城 豊前國田川郡赤村添田村の關嶺遺蹟、源朝臣文治中、筑紫氏の在りと稱す、承久の役、筑紫種國官軍に屬したるを以て、事府より所領を没收せらる、同三年より大友氏城代を置、曆元年より天文十八年まで、大庭氏在城す、十九年より弘治永祿元龜を經る間、原田義實在城、天正の初年より十五年まで秋月種長の一黨熊井越中守在城、この年三月豊臣秀吉蒲生氏郷に命じて之を攻めしむ、四月一日に至りて遂に陷る、九州之がために風靡す(豊前國志)

カンスヨ

甘藷 薩摩平ノサツマイモを見よ、

カンスヨ

武者に於て、勳功ありたる者に與ふる賞状をいふ、感状、又は御感とも云ふ、後世は軍功にのみ用ふ、方式も初めは定らざりしが、後には略一定の式を備ふるに至る、概して粉書無比類之段、神妙令感候、彌可勳忠節、事肝要也の文言あり、料紙は、鳥子杉原等を用ふ、吾妻鏡元暦元年十二月二十六日の條に、佐々木三郎盛綱、自馬渡(備前國兒島)追伐左馬頭平行盛朝臣事、今日以御書蒙御感之仰、其詞曰、自昔雖有渡河

カンス

水之敷、未開以前馬渡(海濱)之例に整頓振興希代勝事也云々、とあるは、始めなるべし、建久六年七月十六日の條に、被下御感御書云々と見えたり、清正秀吉の感書に左の如くあり(武家名目抄) 因幡國鳥取之城爲可責屬着陣、爲見物遺候、伏兵起候處、以半弓敵を討退、其上太刀打之高名、殊以神妙之至也、因茲爲加増一百石宛行之事、關於抽三軍忠者、可加増一者也、仍如件 天正九年六月二十九日 秀吉御判 加藤虎之助殿

カンスヨゼンセイ

甘藷先生 青木昆陽(アチキコノヤウ)を見よ、

カンスヨノビヤウフ

漢書屏風 内裡の調度にて、名ある屏風の一、其屏風に、漢書に載せたる政事などを書きたるを以て名づく(大内親圖考證)

カンスイラク

感城樂 樂曲の名、

黃鐘調二十一曲中の一、新樂にて中曲、四人舞、答舞延喜樂、備義操之を作る、或は唐の大常樂工馬順の作る所とも稱す、樂家録に、嵯峨天皇の御製とあるは再興せさせ給ひしなるべし、源氏重親王の始めて拜誦の時、用ふるよし、仁智聖略に見えたり、傳來詳かならず、又八幡放生會に此舞を奏せり(禮樂志、舞樂圖說)

カンスキ

勘責 御勘責を蒙りて御此責を受くるを云ふ、公卿以下等朝廷の公事に出仕せざる時、多くは此責に違ふ、殿曆長治二年正月一日庚午西社參、及三變燭、入右右衛門陣、於弓馬殿、著經、此間頭辨來仰云、夜前追違上觸不參、仍如儀、而各申致障不參、件上違部可有勘責也、余(忠實)申云、大納言經實、國信(中納言)右衛門督雅俊(不參、右大辨同之、仍各勘責了)と見えたり、此外日記記録に

カンス

歴々見えたり、 甘泉樂 賀殿(カタン)を見よ、

カンスンラク

高麗傳來の樂曲、壹越調三十四曲中の一、ガンスヨともよめり、小曲にて中曲に中る、作者傳來共に詳かならず、大法會の道行に用ふる樂なり、舞なし、後、純伊(禮樂志)

ガンス

頑徐(顔序) 高麗傳來の樂曲、壹越調三十四曲中の一、ガンスヨともよめり、小曲にて中曲に中る、作者傳來共に詳かならず、大法會の道行に用ふる樂なり、舞なし、後、純伊(禮樂志)

ガンス

武家の職名、代官をいふ、目代と同じく人の耳目に代る意なり、鎌倉時代、國司の代官を目代と稱せし故に、名稱の紛れん事を恐れ、武家にて代官を眼代と呼びしなり、

香妻鏡元暦元年三月十七日の條に、凡實平貞心者、雖混雜輩之上、守眼代器、示付四國巨細、訖と見えしを始めとす、是れ將軍の眼代なり、其他追捕使守護地頭等に至るまで、代官を置て眼代と稱したり、吾妻鏡文治元年四月二十六日の條に、關東以實平景時、被差定近國追捕使之處、於二彼兩人者、雖存廉直、所補置之眼代等、各有張所行之由云々と見えたり、爾來眼代を置くもの多し、室町時代の初めまで存せしが如し、鎌倉大草紙應永三十一年十一月十一日の條に、奥州には眼代置置、御上りの由にて云々と見えたり、其後武士にも目代(モクダイ)と稱せしと云ふ名稱出て來て眼代の稱絶えたり(武家名目抄)

カンス

勘當 律に据て罪を案するを云ふ、即ち其罪を勘へて輕重の法に當ること、後世の勘當と異なり(別條參看)承和八年三月一日春日神山之神獵伐木を禁する太政官符に、今關狩獵之輩、闕三檢齋、採獵之人、伐採樹木(中略)若不遵三制、猶有違犯者、量狀勘當、不得容隱こと見え、春記

カンス

甘棠館 齋館(シヤイワツラン)を見よ、

カンス

公卿を云ふ、又、カンマチとも云ふ、名目抄注に、關白以下三位以上云々公卿、又云上違部、叙三位、所曰上階、仍謂上階違部事歟」とあり、儀訓葉に、上等部の義なりと

カンス

勘當 律に据て罪を案するを云ふ、即ち其罪を勘へて輕重の法に當ること、後世の勘當と異なり(別條參看)承和八年三月一日春日神山之神獵伐木を禁する太政官符に、今關狩獵之輩、闕三檢齋、採獵之人、伐採樹木(中略)若不遵三制、猶有違犯者、量狀勘當、不得容隱こと見え、春記

に、長久元年六月六日己丑、參内、其久之有召參、御前、仰云、經季朝臣爲陪膳、早御台盤、參進之間、關朝干御膳候之由、御昇御台盤、退歸、關人資成同昇之、未聞之事也、共以不覺者也、早示關關白、可處勘當也、予即參關關白、頼通依御物忌、以人令傳、申此旨、被申云、事之旨甚以違例也、早可被勘當也、予又參内奏聞、了後召、件二人、仰勘當了云々と見えたり、此外延喜式太政官の條、小右記長和二年正月二十五日、春記長久元年五月十二日、榮花物語若枝の卷等にも見えたり、

カンス

勘當 江戸時代、親より子、師匠より弟子に對し、不行跡等の爲め異見を加ふれども、用ひず、將來の望なきもの、親子師弟の縁を切りて追出すをいふ、古の勘當と異なり(別項參看)下學集に、勘當爲君父之所擯之義云々とみえたり、勘當の手續につき、地方凡例錄に、勘當の義、親勘當相願し上は、不行跡の次第委く伺書に認るに及ばず、平日不行跡にて度々異見差加候得共、不相用候間、致勘當度旨、親誰申之、親類五人組、村役人一同願出、吟味の上相違無之に付、相何處に可認、勘當の儀、前々村方願承届相何御下知済の上、帳外致來、願落者と違ひ、帳外書替は不相濟候處、安永元年より改り、勘當何御附紙に、願の通勘當承届、帳外相願候は別段可申間旨に付、帳外申渡、帳外の願奉行所へ差出せば、斯落者同様書替相渡る、然る處、天明二年八月御代官所武州埼玉郡坂井村勘當願有之、例の通り相何たる處、其節附紙に、願の通勘當承届、人別帳相除候様可申渡旨御下知にて、例と違たる附紙云々とみえたり、

カンス

勘當 江戸時代、親より子、師匠より弟子に對し、不行跡等の爲め異見を加ふれども、用ひず、將來の望なきもの、親子師弟の縁を切りて追出すをいふ、古の勘當と異なり(別項參看)下學集に、勘當爲君父之所擯之義云々とみえたり、勘當の手續につき、地方凡例錄に、勘當の義、親勘當相願し上は、不行跡の次第委く伺書に認るに及ばず、平日不行跡にて度々異見差加候得共、不相用候間、致勘當度旨、親誰申之、親類五人組、村役人一同願出、吟味の上相違無之に付、相何處に可認、勘當の儀、前々村方願承届相何御下知済の上、帳外致來、願落者と違ひ、帳外書替は不相濟候處、安永元年より改り、勘當何御附紙に、願の通勘當承届、帳外相願候は別段可申間旨に付、帳外申渡、帳外の願奉行所へ差出せば、斯落者同様書替相渡る、然る處、天明二年八月御代官所武州埼玉郡坂井村勘當願有之、例の通り相何たる處、其節附紙に、願の通勘當承届、人別帳相除候様可申渡旨御下知にて、例と違たる附紙云々とみえたり、

カンス

勘當 江戸時代、親より子、師匠より弟子に對し、不行跡等の爲め異見を加ふれども、用ひず、將來の望なきもの、親子師弟の縁を切りて追出すをいふ、古の勘當と異なり(別項參看)下學集に、勘當爲君父之所擯之義云々とみえたり、勘當の手續につき、地方凡例錄に、勘當の義、親勘當相願し上は、不行跡の次第委く伺書に認るに及ばず、平日不行跡にて度々異見差加候得共、不相用候間、致勘當度旨、親誰申之、親類五人組、村役人一同願出、吟味の上相違無之に付、相何處に可認、勘當の儀、前々村方願承届相何御下知済の上、帳外致來、願落者と違ひ、帳外書替は不相濟候處、安永元年より改り、勘當何御附紙に、願の通勘當承届、帳外相願候は別段可申間旨に付、帳外申渡、帳外の願奉行所へ差出せば、斯落者同様書替相渡る、然る處、天明二年八月御代官所武州埼玉郡坂井村勘當願有之、例の通り相何たる處、其節附紙に、願の通勘當承届、人別帳相除候様可申渡旨御下知にて、例と違たる附紙云々とみえたり、

カンス

勘當 江戸時代、親より子、師匠より弟子に對し、不行跡等の爲め異見を加ふれども、用ひず、將來の望なきもの、親子師弟の縁を切りて追出すをいふ、古の勘當と異なり(別項參看)下學集に、勘當爲君父之所擯之義云々とみえたり、勘當の手續につき、地方凡例錄に、勘當の義、親勘當相願し上は、不行跡の次第委く伺書に認るに及ばず、平日不行跡にて度々異見差加候得共、不相用候間、致勘當度旨、親誰申之、親類五人組、村役人一同願出、吟味の上相違無之に付、相何處に可認、勘當の儀、前々村方願承届相何御下知済の上、帳外致來、願落者と違ひ、帳外書替は不相濟候處、安永元年より改り、勘當何御附紙に、願の通勘當承届、帳外相願候は別段可申間旨に付、帳外申渡、帳外の願奉行所へ差出せば、斯落者同様書替相渡る、然る處、天明二年八月御代官所武州埼玉郡坂井村勘當願有之、例の通り相何たる處、其節附紙に、願の通勘當承届、人別帳相除候様可申渡旨御下知にて、例と違たる附紙云々とみえたり、

カンス

勘當 江戸時代、親より子、師匠より弟子に對し、不行跡等の爲め異見を加ふれども、用ひず、將來の望なきもの、親子師弟の縁を切りて追出すをいふ、古の勘當と異なり(別項參看)下學集に、勘當爲君父之所擯之義云々とみえたり、勘當の手續につき、地方凡例錄に、勘當の義、親勘當相願し上は、不行跡の次第委く伺書に認るに及ばず、平日不行跡にて度々異見差加候得共、不相用候間、致勘當度旨、親誰申之、親類五人組、村役人一同願出、吟味の上相違無之に付、相何處に可認、勘當の儀、前々村方願承届相何御下知済の上、帳外致來、願落者と違ひ、帳外書替は不相濟候處、安永元年より改り、勘當何御附紙に、願の通勘當承届、帳外相願候は別段可申間旨に付、帳外申渡、帳外の願奉行所へ差出せば、斯落者同様書替相渡る、然る處、天明二年八月御代官所武州埼玉郡坂井村勘當願有之、例の通り相何たる處、其節附紙に、願の通勘當承届、人別帳相除候様可申渡旨御下知にて、例と違たる附紙云々とみえたり、

漢島帶取 舶來のカンタウノオビトリ、太刀の帶取とするを云ふ、筋あり

カンス

勘當箱 江戸時代、親より子、師匠より弟子に對し、不行跡等の爲め異見を加ふれども、用ひず、將來の望なきもの、親子師弟の縁を切りて追出すをいふ、古の勘當と異なり(別項參看)下學集に、勘當爲君父之所擯之義云々とみえたり、勘當の手續につき、地方凡例錄に、勘當の義、親勘當相願し上は、不行跡の次第委く伺書に認るに及ばず、平日不行跡にて度々異見差加候得共、不相用候間、致勘當度旨、親誰申之、親類五人組、村役人一同願出、吟味の上相違無之に付、相何處に可認、勘當の儀、前々村方願承届相何御下知済の上、帳外致來、願落者と違ひ、帳外書替は不相濟候處、安永元年より改り、勘當何御附紙に、願の通勘當承届、帳外相願候は別段可申間旨に付、帳外申渡、帳外の願奉行所へ差出せば、斯落者同様書替相渡る、然る處、天明二年八月御代官所武州埼玉郡坂井村勘當願有之、例の通り相何たる處、其節附紙に、願の通勘當承届、人別帳相除候様可申渡旨御下知にて、例と違たる附紙云々とみえたり、

カンス

勘當箱 江戸時代、親より子、師匠より弟子に對し、不行跡等の爲め異見を加ふれども、用ひず、將來の望なきもの、親子師弟の縁を切りて追出すをいふ、古の勘當と異なり(別項參看)下學集に、勘當爲君父之所擯之義云々とみえたり、勘當の手續につき、地方凡例錄に、勘當の義、親勘當相願し上は、不行跡の次第委く伺書に認るに及ばず、平日不行跡にて度々異見差加候得共、不相用候間、致勘當度旨、親誰申之、親類五人組、村役人一同願出、吟味の上相違無之に付、相何處に可認、勘當の儀、前々村方願承届相何御下知済の上、帳外致來、願落者と違ひ、帳外書替は不相濟候處、安永元年より改り、勘當何御附紙に、願の通勘當承届、帳外相願候は別段可申間旨に付、帳外申渡、帳外の願奉行所へ差出せば、斯落者同様書替相渡る、然る處、天明二年八月御代官所武州埼玉郡坂井村勘當願有之、例の通り相何たる處、其節附紙に、願の通勘當承届、人別帳相除候様可申渡旨御下知にて、例と違たる附紙云々とみえたり、

カンス

勘當箱 江戸時代、親より子、師匠より弟子に對し、不行跡等の爲め異見を加ふれども、用ひず、將來の望なきもの、親子師弟の縁を切りて追出すをいふ、古の勘當と異なり(別項參看)下學集に、勘當爲君父之所擯之義云々とみえたり、勘當の手續につき、地方凡例錄に、勘當の義、親勘當相願し上は、不行跡の次第委く伺書に認るに及ばず、平日不行跡にて度々異見差加候得共、不相用候間、致勘當度旨、親誰申之、親類五人組、村役人一同願出、吟味の上相違無之に付、相何處に可認、勘當の儀、前々村方願承届相何御下知済の上、帳外致來、願落者と違ひ、帳外書替は不相濟候處、安永元年より改り、勘當何御附紙に、願の通勘當承届、帳外相願候は別段可申間旨に付、帳外申渡、帳外の願奉行所へ差出せば、斯落者同様書替相渡る、然る處、天明二年八月御代官所武州埼玉郡坂井村勘當願有之、例の通り相何たる處、其節附紙に、願の通勘當承届、人別帳相除候様可申渡旨御下知にて、例と違たる附紙云々とみえたり、

カンス

勘當箱 江戸時代、親より子、師匠より弟子に對し、不行跡等の爲め異見を加ふれども、用ひず、將來の望なきもの、親子師弟の縁を切りて追出すをいふ、古の勘當と異なり(別項參看)下學集に、勘當爲君父之所擯之義云々とみえたり、勘當の手續につき、地方凡例錄に、勘當の義、親勘當相願し上は、不行跡の次第委く伺書に認るに及ばず、平日不行跡にて度々異見差加候得共、不相用候間、致勘當度旨、親誰申之、親類五人組、村役人一同願出、吟味の上相違無之に付、相何處に可認、勘當の儀、前々村方願承届相何御下知済の上、帳外致來、願落者と違ひ、帳外書替は不相濟候處、安永元年より改り、勘當何御附紙に、願の通勘當承届、帳外相願候は別段可申間旨に付、帳外申渡、帳外の願奉行所へ差出せば、斯落者同様書替相渡る、然る處、天明二年八月御代官所武州埼玉郡坂井村勘當願有之、例の通り相何たる處、其節附紙に、願の通勘當承届、人別帳相除候様可申渡旨御下知にて、例と違たる附紙云々とみえたり、

カンス

勘當箱 江戸時代、親より子、師匠より弟子に對し、不行跡等の爲め異見を加ふれども、用ひず、將來の望なきもの、親子師弟の縁を切りて追出すをいふ、古の勘當と異なり(別項參看)下學集に、勘當爲君父之所擯之義云々とみえたり、勘當の手續につき、地方凡例錄に、勘當の義、親勘當相願し上は、不行跡の次第委く伺書に認るに及ばず、平日不行跡にて度々異見差加候得共、不相用候間、致勘當度旨、親誰申之、親類五人組、村役人一同願出、吟味の上相違無之に付、相何處に可認、勘當の儀、前々村方願承届相何御下知済の上、帳外致來、願落者と違ひ、帳外書替は不相濟候處、安永元年より改り、勘當何御附紙に、願の通勘當承届、帳外相願候は別段可申間旨に付、帳外申渡、帳外の願奉行所へ差出せば、斯落者同様書替相渡る、然る處、天明二年八月御代官所武州埼玉郡坂井村勘當願有之、例の通り相何たる處、其節附紙に、願の通勘當承届、人別帳相除候様可申渡旨御下知にて、例と違たる附紙云々とみえたり、

カンス

勘當箱 江戸時代、親より子、師匠より弟子に對し、不行跡等の爲め異見を加ふれども、用ひず、將來の望なきもの、親子師弟の縁を切りて追出すをいふ、古の勘當と異なり(別項參看)下學集に、勘當爲君父之所擯之義云々とみえたり、勘當の手續につき、地方凡例錄に、勘當の義、親勘當相願し上は、不行跡の次第委く伺書に認るに及ばず、平日不行跡にて度々異見差加候得共、不相用候間、致勘當度旨、親誰申之、親類五人組、村役人一同願出、吟味の上相違無之に付、相何處に可認、勘當の儀、前々村方願承届相何御下知済の上、帳外致來、願落者と違ひ、帳外書替は不相濟候處、安永元年より改り、勘當何御附紙に、願の通勘當承届、帳外相願候は別段可申間旨に付、帳外申渡、帳外の願奉行所へ差出せば、斯落者同様書替相渡る、然る處、天明二年八月御代官所武州埼玉郡坂井村勘當願有之、例の通り相何たる處、其節附紙に、願の通勘當承届、人別帳相除候様可申渡旨御下知にて、例と違たる附紙云々とみえたり、

カンス

勘當箱 江戸時代、親より子、師匠より弟子に對し、不行跡等の爲め異見を加ふれども、用ひず、將來の望なきもの、親子師弟の縁を切りて追出すをいふ、古の勘當と異なり(別項參看)下學集に、勘當爲君父之所擯之義云々とみえたり、勘當の手續につき、地方凡例錄に、勘當の義、親勘當相願し上は、不行跡の次第委く伺書に認るに及ばず、平日不行跡にて度々異見差加候得共、不相用候間、致勘當度旨、親誰申之、親類五人組、村役人一同願出、吟味の上相違無之に付、相何處に可認、勘當の儀、前々村方願承届相何御下知済の上、帳外致來、願落者と違ひ、帳外書替は不相濟候處、安永元年より改り、勘當何御附紙に、願の通勘當承届、帳外相願候は別段可申間旨に付、帳外申渡、帳外の願奉行所へ差出せば、斯落者同様書替相渡る、然る處、天明二年八月御代官所武州埼玉郡坂井村勘當願有之、例の通り相何たる處、其節附紙に、願の通勘當承届、人別帳相除候様可申渡旨御下知にて、例と違たる附紙云々とみえたり、

カンス

勘當箱 江戸時代、親より子、師匠より弟子に對し、不行跡等の爲め異見を加ふれども、用ひず、將來の望なきもの、親子師弟の縁を切りて追出すをいふ、古の勘當と異なり(別項參看)下學集に、勘當爲君父之所擯之義云々とみえたり、勘當の手續につき、地方凡例錄に、勘當の義、親勘當相願し上は、不行跡の次第委く伺書に認るに及ばず、平日不行跡にて度々異見差加候得共、不相用候間、致勘當度旨、親誰申之、親類五人組、村役人一同願出、吟味の上相違無之に付、相何處に可認、勘當の儀、前々村方願承届相何御下知済の上、帳外致來、願落者と違ひ、帳外書替は不相濟候處、安永元年より改り、勘當何御附紙に、願の通勘當承届、帳外相願候は別段可申間旨に付、帳外申渡、帳外の願奉行所へ差出せば、斯落者同様書替相渡る、然る處、天明二年八月御代官所武州埼玉郡坂井村勘當願有之、例の通り相何たる處、其節附紙に、願の通勘當承届、人別帳相除候様可申渡旨御下知にて、例と違たる附紙云々とみえたり、

カンス

勘當箱 江戸時代、親より子、師匠より弟子に對し、不行跡等の爲め異見を加ふれども、用ひず、將來の望なきもの、親子師弟の縁を切りて追出すをいふ、古の勘當と異なり(別項參看)下學集に、勘當爲君父之所擯之義云々とみえたり、勘當の手續につき、地方凡例錄に、勘當の義、親勘當相願し上は、不行跡の次第委く伺書に認るに及ばず、平日不行跡にて度々異見差加候得共、不相用候間、致勘當度旨、親誰申之、親類五人組、村役人一同願出、吟味の上相違無之に付、相何處に可認、勘當の儀、前々村方願承届相何御下知済の上、帳外致來、願落者と違ひ、帳外書替は不相濟候處、安永元年より改り、勘當何御附紙に、願の通勘當承届、帳外相願候は別段可申間旨に付、帳外申渡、帳外の願奉行所へ差出せば、斯落者同様書替相渡る、然る處、天明二年八月御代官所武州埼玉郡坂井村勘當願有之、例の通り相何たる處、其節附紙に、願の通勘當承届、人別帳相除候様可申渡旨御下知にて、例と違たる附紙云々とみえたり、

カンス

勘當箱 江戸時代、親より子、師匠より弟子に對し、不行跡等の爲め異見を加ふれども、用ひず、將來の望なきもの、親子師弟の縁を切りて追出すをいふ、古の勘當と異なり(別項參看)下學集に、勘當爲君父之所擯之義云々とみえたり、勘當の手續につき、地方凡例錄に、勘當の義、親勘當相願し上は、不行跡の次第委く伺書に認るに及ばず、平日不行跡にて度々異見差加候得共、不相用候間、致勘當度旨、親誰申之、親類五人組、村役人一同願出、吟味の上相違無之に付、相何處に可認、勘當の儀、前々村方願承届相何御下知済の上、帳外致來、願落者と違ひ、帳外書替は不相濟候處、安永元年より改り、勘當何御附紙に、願の通勘當承届、帳外相願候は別段可申間旨に付、帳外申渡、帳外の願奉行所へ差出せば、斯落者同様書替相渡る、然る處、天明二年八月御代官所武州埼玉郡坂井村勘當願有之、例の通り相何たる處、其節附紙に、願の通勘當承届、人別帳相除候様可申渡旨御下知にて、例と違たる附紙云々とみえたり、

カンス

勘當箱 江戸時代、親より子、師匠より弟子に對し、不行跡等の爲め異見を加ふれども、用ひず、將來の望なきもの、親子師弟の縁を切りて追出すをいふ、古の勘當と異なり(別項參看)下學集に、勘當爲君父之所擯之義云々とみえたり、勘當の手續につき、地方凡例錄に、勘當の義、親勘當相願し上は、不行跡の次第委く伺書に認るに及ばず、平日不行跡にて度々異見差加候得共、不相用候間、致勘當度旨、親誰申之、親類五人組、村役人一同願出、吟味の上相違無之に付、相何處に可認、勘當の儀、前々村方願承届相何御下知済の上、帳外致來、願落者と違ひ、帳外書替は不相濟候處、安永元年より改り、勘當何御附紙に、願の通勘當承届、帳外相願候は別段可申間旨に付、帳外申渡、帳外の願奉行所へ差出せば、斯落者同様書替相渡る、然る處、天明二年八月御代官所武州埼玉郡坂井村勘當願有之、例の通り相何たる處、其節附紙に、願の通勘當承届、人別帳相除候様可申渡旨御下知にて、例と違たる附紙云々とみえたり、

カンス

勘當箱 江戸時代、親より子、師匠より弟子に對し、不行跡等の爲め異見を加ふれども、用ひず、將來の望なきもの、親子師弟の縁を切りて追出すをいふ、古の勘當と異なり(別項參看)下學集に、勘當爲君父之所擯之義云々とみえたり、勘當の手續につき、地方凡例錄に、勘當の義、親勘當相願し上は、不行跡の次第委く伺書に認るに及ばず、平日不行跡にて度々異見差加候得共、不相用候間、致勘當度旨、親誰申之、親類五人組、村役人一同願出、吟味の上相違無之に付、相何處に可認、勘當の儀、前々村方願承届相何御下知済の上、帳外致來、願落者と違ひ、帳外書替は不相濟候處、安永元年より改り、勘當何御附紙に、願の通勘當承届、帳外相願候は別段可申間旨に付、帳外申渡、帳外の願奉行所へ差出せば、斯落者同様書替相渡る、然る處、天明二年八月御代官所武州埼玉郡坂井村勘當願有之、例の通り相何たる處、其節附紙に、願の通勘當承届、人別帳相除候様可申渡旨御下知にて、例と違たる附紙云々とみえたり、

カンス

勘當箱 江戸時代、親より子、師匠より弟子に對し、不行跡等の爲め異見を加ふれども、用ひず、將來の望なきもの、親子師弟の縁を切りて追出すをいふ、古の勘當と異なり(別項參看)下學集に、勘當爲君父之所擯之義云々とみえたり、勘當の手續につき、地方凡例錄に、勘當の義、親勘當相願し上は、不行跡の次第委く伺書に認るに及ばず、平日不行跡にて度々異見差加候得共、不相用候間、致勘當度旨、親誰申之、親類五人組、村役人一同願出、吟味の上相違無之に付、相何處に可認、勘當の儀、前々村方願承届相何御下知済の上、帳外致來、願落者と違ひ、帳外書替は不相濟候處、安永元年より改り、勘當何御附紙に、願の通勘當承届、帳外相願候は別段可申間旨に付、帳外申渡、帳外の願奉行所へ差出せば、斯落者同様書替相渡る、然る處、天明二年八月御代官所武州埼玉郡坂井村勘當願有之、例の通り相何たる處、其節附紙に、願の通勘當承届、人別帳相除候様可申渡旨御下知にて、例と違たる附紙云々とみえたり、

カンス

勘當箱 江戸時代、親より子、師匠より弟子に對し、不行跡等の爲め異見を加ふれども、用ひず、將來の望なきもの、親子師弟の縁を切りて追出すをいふ、古の勘當と異なり(別項參看)下學集に、勘當爲君父之所擯之義云々とみえたり、勘當の手續につき、地方凡例錄に、勘當の義、親勘當相願し上は、不行跡の次第委く伺書に認るに及ばず、平日不行跡にて度々異見差加候得共、不相用候間、致勘當度旨、親誰申之、親類五人組、村役人一同願出、吟味の上相違無之に付、相何處に可認、勘當の儀、前々村方願承届相何御下知済の上、帳外致來、願落者と違ひ、帳外書替は不相濟候處、安永元年より改り、勘當何御附紙に、願の通勘當承届、帳外相願候は別段可申間旨に付、帳外申渡、帳外の願奉行所へ差出せば、斯落者同様書替相渡る、然る處、天明二年八月御代官所武州埼玉郡坂井村勘當願有之、例の通り相何たる處、其節附紙に、願の通勘當承届、人別帳相除候様可申渡旨御下知にて、例と違たる附紙云々とみえたり、

カンス

勘當箱 江戸時代、親より子、師匠より弟子に對し、不行跡等の爲め異見を加ふれども、用ひず、將來の望なきもの、親子師弟の縁を切りて追出すをいふ、古の勘當と異なり(別項參看)下學集に、勘當爲君父之所擯之義云々とみえたり、勘當の手續につき、地方凡例錄に、勘當の義、親勘當相願し上は、不行跡の次第委く伺書に認るに及ばず、平日不行跡にて度々異見差加候得共、不相用候間、致勘當度旨、親誰申之、親類五人組、村役人一同願出、吟味の上相違無之に付、相何處に可認、勘當の儀、前々村方願承届相何御下知済の上、帳外致來、願落者と違ひ、帳外書替は不相濟候處、安永元年より改り、勘當何御附紙に、願の通勘當承届、帳外相願候は別段可申間旨に付、帳外申渡、帳外の願奉行所へ差出せば、斯落者同様書替相渡る、然る處、天明二年八月御代官所武州埼玉郡坂井村勘當願有之、例の通り相何たる處、其節附紙に、願の通勘當承届、人別帳相

カンバ

若狭小濱酒井 陸奥白川阿部 上野高崎松平
 常陸笠間牧野 丹波能山青山 出羽山形秋元
 下總國宿久世 美濃八幡青山 越前大野土井
 駿河田中本多 攝津高槻水井 丹後田邊牧野
 上野安中板倉 上野久保 美濃岩村松平
 下野山 大久保 陸奥福島板倉 三河刈谷土井
 美作勝山三浦 常陸下館石川 上野大宮 松平
 上總佐貫阿部 信濃小諸牧野 遠江相良田沼
 以下の諸家は、元雁問詰なり、
 山城淀 稻葉 備後福山阿部 常陸土浦土屋
 下總古河土井 下野吉田 丹後宮津松平
 三河吉田松平 遠江濱松水野 陸奥棚倉井上
 遠江懸川太田 備中松山板倉 陸奥前江間部
 安藤 信濃高遠内藤 美濃加納水井
 丹波細山 朽木 伊勢長島増山 武蔵岩槻大岡
 上総鷲牧水野

カンバウ

看坊

寺院の留守居をいふ、然れど強て留守居に限らず、只尋常の後見者をいふ、察の時は看家と云ふ(摩訶薩婆論)

カンハタ

似て、鞆織りより薄く、且つ其幅狭し、又加賀波多とも、加賀波多とも、爾之岐とも云ふ(起原不明)始め詳ならず、其制太古より傳へ来る所の者ならん、大明命の子天香山命の子孫世々能く織を織る、因て姓を織と賜ふ、景行天皇五十二年天皇伊勢の織宮に居ることあり、織宮と稱するは、蓋し其地織を織出すを以ての故なるべし、後世其織と稱するは幅廣からず、男子の帯とす、又真田紐と稱するは帯に用ふる者より一層狭し、並に蘭糸及び木綿糸を以て之を織るは柳條ありて上古の織に似たり、是れ恐らくは織の異製ならん(工藝志料)

カムハ

カムハトリ 神服部 伊勢神宮にて神衣を織るもの、三河國赤羽の糸にて和紗の御衣を織るなり(公事根源)

カンバン

看板 江戸時代、陸尺、仲間などの著するわたり仕者をいふ、今いふ法被の類、草履取、傘持等は看板に五所の紋を染め出し、色は黒又は紺なり、其丈け長く、裾は前より取りて膝にて帯



(用着版看開仲)

に挟み、襷の端を後に懸はさず、之を巻端折といふ、本式なり、通常冬は木綿袴(縮入りあり)夏は單なり、陸尺も紋付の看板を着るれども、樂典にあらざる人の陸尺は、紋付看板を着るを得ず、寛政五年



(用着版看尺陸)

正月加藤作内より、陪臣駕籠看板の事につき伺ひし答に、陪臣駕籠のもの、看板目印付候儀御定め無し之に付、陸尺及交換候とみえたり(傳言集覽、徳川盛世談、的例問答)

カムバラノコホリ

蒲原郡 所居越後國

カンビ

續紀桓武天皇延暦十三年十月の條に、始めて郡名見たり、和名抄に、日置(ヒオキ)櫻井(サクラキ)男禮(イタレ)青海(アヲミ)小伏(チヲシ)等の郷あり、元禄以後沼垂を併せ、明治十一年東、西、中、南、北、の五郡に分つ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

カンビ

雁皮 紙の一種、カニヒの轉なり、荒花を以て製する故に名づく、或は紙葉の轉なりと雖も誤なり、荒花は早く拾遺集物名の歌、及び枕草子の草花の段に見えて、藤花に似て淡紫色なるを以て俗に雁皮と云ふ(起原不明)始め詳ならず、宗長手記秋の文書に、御約束之雁皮之紙、上給候、聖不始予今一儀候、御芳志之至陸(紙面候)とあれば永正頃已に多くありしこと明なり(文藝類纂)

カンブク

款伏 法律語、又伏辨ともいふ、令義解に、謂款誠也、服罪輸誠之書、是爲款伏、即伏辨亦同也とあり、意狀(イシヤウ)を見よ、

カンファン

漢文 我國支那文を傳へしは、歷神天皇十五年なれども、國人の漢文を作りしは、推古天皇の朝に成れる、伊豫道後の禮文、及び十七憲法とす、共に厩戸皇子の作なりと傳ふ、其文また幼稚を免れず、この後唐支那に往來し、又支那人の歸化するもの多く、文章漸く進み、文武天皇の世に律令、元正天皇の世に日本書紀の撰修あり、嵯峨淳和天皇の頃、文章輩出し、備前海、都賀香、菅原道真等最も著る、皆家集あり、又經國集の撰あり、曾今日に存す、村上天皇以後稍々衰へたれども、猶正續本朝文粹、朝野群載等に載する所の文、巧妙の者少からず、江帥大江匡房尤も著る、源平の争亂を経て鎌倉幕府起るに及びて觀るべきの文少し、僅に藤備の宋元に往來して其學を傳へたるのみ、幕府の末

カンバ

業に至り宋の道隆等一山等の名僧歸化するありて文運又振ひ、南北朝室町時代を越して語録文集の見るべきもの多し、即ち大應國師獨極の如き、義堂の如き、絶海の如き最も絶好と稱せらる、江戸幕府の時に至り、林道春父子博學高才を以て文章一世を風靡し、漸く四六文の風習を脱せり、蓋し我國の漢文は六朝の文を尙びしが、茲に至り韓柳の文を貴び文體大に變ぜり、然れども和習を免れず、获生狂傑の起るに及びて、明の李攀龍王世貞等の文に依り、古文辭を修め和習を去る、茲に於て一世を風靡して一時の師法する所となる、然れども古文に摸するを務め、詭辭に陥りしを以て、大に後人の議する所となる、寛政年間柴野栗山、古賀精里等の輩出で、之を矯正し、文體大に整へり(古事類苑文學部)

カンベ

神戸

祖調庸を其社司に納むる神社領の民戸、又神田を耕す民、延喜式によれば、毎戸丁男五六人を以て率となし、衛士仕丁事力に點せざりしが、其後には普通の例に従ひ、正丁四人中男一人を點じ、米を以て代へしが如し、封丁は社殿の修造及び其他の雜事に役し、租調は祭祀料及び社司の俸給等に用ひたり、神戸には神戸司、神戸預等ありて之を管し、神祇官其名稱を掌る(起原不明)崇神天皇七年神戸を定めたるを始めとす、垂仁天皇二十七年之を更定し、平城天皇の朝に至りては、全國の神戸凡七千有餘に及び、源賴朝神祇を尊崇して諸社の神領を加へたり、されど守護地頭等悉に神領を奪ひ、神人を使ひしかば、北條氏足利氏に至りては守護不入の地となす、又社司の社領賣買を禁ず、江戸時代は社の領地に券狀を附し、將軍の捺印をなす、これを御朱印といふ、神領(シニヤウ)參看(古事類苑神祇部)

カンベジャウ

神戸城

郡(今河内)神戸町 延喜式 平宗隆五世の孫神戸下總守天文中始めて築く所、其子友盛、永祿二年繼ぎ、尋で織田信孝に女を配し、城主と爲す、天正八年信孝城郭を修築し、五重の天主を設く、其後阿波讃岐等の四國を領するに及び、小島治部少輔を當城主と爲す、十年信孝信雄と隙あり、信雄の臣林與五郎政めて之を取り、神戸與五郎と稱す、天正十二年信雄、豊臣秀吉と隙を生ずるや、與五郎尾張清洲に奔る、信雄生駒一政を城主と爲す、尋で湖川一益之に居す、慶長五年一柳直盛に賜はりて城主とす、寛永十一年石川總長に賜ふて二萬石を領す、享保十七年本多忠統に賜ふ、子孫相繼ぎて明治維新に至る(五鈴遺響、明治政覽)

カンベノジンジャ

神部神社

河内國守宮 時町字暖機山 〇神部神社の攝社、神明神なるべしと駿河國式社略記にいへり、現今國幣小社に列す(大己貴尊)延喜式に見えたるれど、其後の沿革詳かならず、明治二十八年五月國幣小社に列す、祭日三月三日(官國幣社一覽)

カンホキ

神祝(神賀、神壽)

天皇の御代を祝賀す目出度詞といふ義にて、神代の古事によりて祝言詞なる故に、カムと尊稱したるなり、書紀には「カンホキヤ」といふ(祝詞式講義、祝詞式)、出雲國造神賀詞あり、元正紀に、出雲國造外正七位上出雲臣果安、齋賀奏三神賀事、神祇大副中臣朝臣人足、以三其詞、奏聞といふ是也、孝謙紀に出雲國造奏三神賀賀事とも見ゆ、又光仁紀に、大中臣朝臣奏神壽詞、とあるも同意なり、

カンボチア

東埔塞(漢市塞)

古の眞臘國なり、又占臘と稱し、其國自ら甘字智と稱す、又敢

カンボ

カンマ

カンホ

勘本系所

浦、又甘波牙とも稱す、四語「カムホイア」又「カムホチア」といふ(暹羅國の東南に在り、本邦の西南海陸千六百里を隔つ、北緯十度三十分、東西百二十一度十二分)眞臘はもと扶南の屬國にして、王姓利利、名は質多斯那、始めて扶南を併せて之を有す、宋宣和の初(我が鳥羽天皇保安の頃)封せられて王と爲る、慶元中(後鳥羽天皇建久の頃)國人大學して占城を伐ち、之を破りて眞臘人を立てて占城主と爲す(是時國を占領と改むといふ)故に當時占城亦屬國と爲る、是印度東方の王國にして、安日河に近く、自立の國王ありて其地を治むと雖も、近世より暹羅國に屬し、三たび其命令を受く、清康熙五十六年(我享保二年)廣南人に攻められて又之に臣服せりといふ(交廣)慶長六年始めて我國に入貢す、八年正月徳川家康書と物とを送りて返贈す、同四月上書し、獅角八箇、鹿皮三百、孔雀一箇を獻す、十一月復書及び物を賜ふ、十年四月、暹羅島銀二門、明角藥筒二口、帶心筒二箇、孔雀尾四屏、蜂臘五十斤を進貢す、十一年九月、家康金屏風五雙を賜ひ奇楠香を求む、其後彼我の往來あり、享保十二年七月貢船長崎に入り、六佛蓮花信牌願の書翰一通、並に土産二十品を進貢し、久しく中絶せる交貿を請ふ、依て信牌一枚を與へ、交易を許さずして其買物を卻く、其後亦來貢すれども未だ交易を許さざりき(采覽異言増譯、外蕃通書)

カンホケイシ

勘本系使

カンホケイシヨ

勘本系所

カンマイ

欠米

江戸時代租税米の不足を補ふ漢米を云ふ、租税米を遠國より運送する時、航海中

カムミ

腐化米、又は淨手米(濡米を云ふ)等の爲めに...

カムミリノマツリ

神宮の祭、神服部等潔斎して、三河國の赤引の絲を...

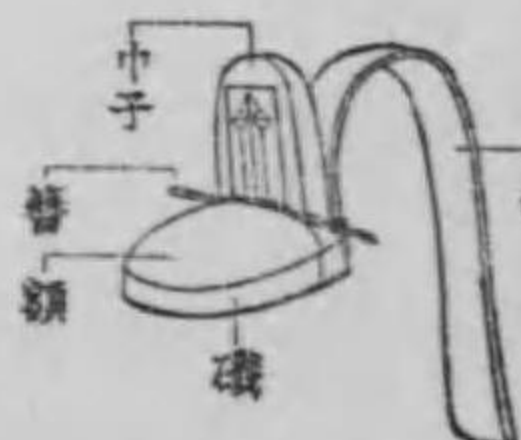
カムム

く絶えたるを再興し、その政印を作る事を請奏せる...

カムムリ

音便「カフムリ」と云ふを正しかるべし、又「カウ...

カムム



て、鬘、髻の別を立て、又武官の冠に始めて、(オイカケ)参看)を用ふ、其他禮冠等の制定ありて、後世の冠制一に起因するに至れり、

カムム—カンヤ

に透のある透額と云ふ、玆月に透したるを半透額とも中額とも云ふ、

カンヤ—カムリ

となり神祇を奉典せんと、是れ多臣の始祖なり、

カムリ

の祭にも用ふ、江戸時代小堀遠江守政一始めて之を造る、

カンリ—カニコ

カンリモン 合利門 大内親實院十九門の一、延英堂北廊廂門、大内親實院に、廣前按、諸圖作、開明門者非也、當作合利門、古本拾芥抄首書曰、開明門外門也、如八音含樂門、又曰、開明門外門也、同、開明門、又曰、開明門、延明門南廂門、と見えたり可、從とあり、

カンロサイ 寒路齋 戸田茂隆(トダモスキ)を云ふ、

カンロジウチ 甘露寺氏 姓は藤原、其先は冬嗣の六子瓜門の子高藤より出づ、四代の孫爲輔、始めて甘露寺氏を稱す、爲輔權中納言正三位となり、寛和二年薨す、子孫相繼ぎて、明治に至り華族に列し、伯爵を授けらる(知譜拙記、華族譜、系譜)

- 真門 高藤 定方 朝頼 爲輔 宣孝 隆光 隆方 爲房 爲隆 光房 經房 定經 實經 爲經 經長 隆長 藤長 兼長 房長 親長 元長 伊長 經元 經遠 豐長 時長 嗣長 冬長 方長 輔長 尙長 規長 篤長 國長 愛長 勝長 義長

カンロジチカナガ

甘露寺親長 法名蓮空、關西人頭左大辨房長の子、關西人頭左大辨參議に歴任して、享徳二年十月權中納言に任じ、陸奥出羽按察使を兼ね、後、權大納言に至る、嘉吉三年九月賊の宮闕を犯せし時、親長上坐に侍し、劍を取りて之を防ぐ、然れども事急にして警衛の用意なきを以て難を裏辻亭に避く、應仁の變動修石山

カンワ—カメ井

寺に逃れ避け、遂に鞍馬に假寓す、文明二年災に罹りて、祖先の古記吉禮記歌集等を焼失す、是より先藏書に富みしが、兵亂の爲めに掠奪せられ、遺る所の殘帙亦盡く、同年二月歸京筆を取りて日記を書き、後、住吉高野山等を巡遊して至る處和歌を吟じ自ら慰む、延徳四年八月出家し、九年八月薨す、年七十七(親長記(野史))

カンワウセイシヨ 勘王世所「カンケイ」ヲ見よ、

カメ井ウチ

龜井氏(石見津和野) 神速日命より出づ、命河内國に天降し、大倭國に住し、飛鳥大神の女登美御炊屋姫命を娶り美吉連命を生む、神武天皇東遷の時神寶を獻じて仕へ、申食國政大夫とし、内物部を率ゐて宮門を護る、子孫世に大和十市郡種積の地に居す、因て種積臣の姓を負ふ、六世の孫大木口宿禰命崇神天皇に仕へ、大國魂神、熊野神等の尊を祀す、其子建忍山宿禰の少女弟橘姫、日本武尊の東征に從て上總海に入て歿す、種積山山臣繼體天皇の時任那國を鎮す、孫忍足臣推古天皇八年新羅征討將軍となる、孫百足臣壬申亂に大友天皇に仕へ大倭に死す、其孫濃美臣紀伊國牟婁郡に移り熊玉神禰宜となり、十一世出羽大掾重實初め熊野神戶の年預となり、同國海部郡藤白莊を掌り、鈴木庄司と號

カメ井

長徳四年十一月出羽國にて平維茂と地を争ひ、終に戦死す、子重武長元元年源頼義に從て平忠常を討す、六世重倫平治元年源義朝に屬して討死す、其子鈴木三郎重家、龜井六郎重清、源義經に從て八島壇浦等に戦ひ勳功あり、重清の子又六郎重清、紀伊龜井に居住するを以て龜井氏と稱す、七世龜井六郎重徳、後醍醐天皇に仕ふ、正平八年京都八幡の戦に功あり、同國重石に移住す、其七世能登守重貞出雲に到り、尼子經久に仕へて武功あり、嗣なきを以て佐佐木の族湯淺新十郎益矩を養ひ後を嗣がしむ、山中鹿之助幸盛の女を娶る、幸盛の妻は龜井重貞の女なり、故を以て繼嗣とす、益矩幼にして孤、幸盛に屬して勳功あり、後、豊臣秀吉に從ひ屢々武功あり、天正十年秀吉に從て明智光秀を誅す、秀吉曰く、汝に雲州を與へんと、益矩答て曰く、願くは我に琉球國を賜へんと、秀吉其壯勇を嘉みし、關西に琉球守殿と書て與ふと云ふ、文祿朝鮮の役黒田長政と渡海して大に武勇を顯はす、秀吉薨後徳川家康に從ふ、慶長五年十一月關ヶ原の功を以て二萬五千石加賜、十七年九月五千石を伯耆國に加賜、前封と併せて四萬三千石、元和五年十二月封を石見に移され津和野城に治す、三千石を次子貞右衛門矩經に分封す、寛永六年四月隱岐守益矩藤原班より柳間班に進む、爾來子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、徳川加除封録、華族譜)

- 天照御魂大神 天忍魂耳命 神速日命 宇摩志麻遲命 日子湯支命 意富禰命 出石心大臣命 内色許男命 大木口宿禰命 建忍山宿禰命 木木別垂根命 直津臣 阿米臣

カメ井

十能寸臣 鎌子臣 押山臣 鑿弓臣 祖足臣 一足臣 古閉臣 男萬臣 濃美臣 忍萬呂 息嗣 財際 水成 豐庭 國興 基行 真氏 重氏 重實 重武 重康 重光 重元 重邦 重倫 重清 盛清 重春 重水 資重 爲重 重徳 重宗 重村 重信 重高 重則 重貞 秀綱 益矩 政矩 益政 益親 益滿 益延 益胤 矩貞 矩賢 益尙 益才 益監 益明 益常

カメ井トセニ

龜井戸鏡 江戸時代

カメシ—カメタ

カメシノコホリ 神石郡(龜石) 備後國 始め龜石郡に作る、書紀天武天皇二年三月の條に見えたり、後、神石に改む、桓武天皇二十四年十一月の官符に見えたり、和名抄に、神石(カメシ)高市(カカチ)三坂(ミサカ)等の郡あり、正保關上石に作り、郡名考にシシキと訓めり、天保關以後カメシと訓めり、後之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

カメタボウサイ

龜田鵬齋 名は長

カメタマコパン

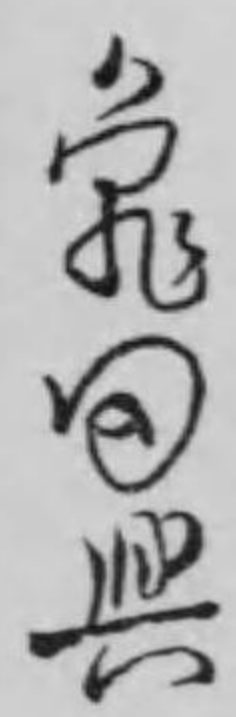
龜山小判 丹波國龜山にて鑄造の金貨の一、二種あり、一は重三匁八分、縦一寸七分、横一寸六分弱、形も圓めを帯び、表の上

カメヤマジヤウ

鹿郡龜山町 平實盛の孫實忠本郡關谷を領す、元弘三年實忠六世の孫關四郎盛忠、本郡龜山の若山に於て始めて城壘を築きて居住す、これ當城の始祖なり(或はいふ、文永二年白子黨平藤景綱の裔國綱之を築くと) 子孫相傳へて盛信に至り、元龜四年

カメノ—カメヤ

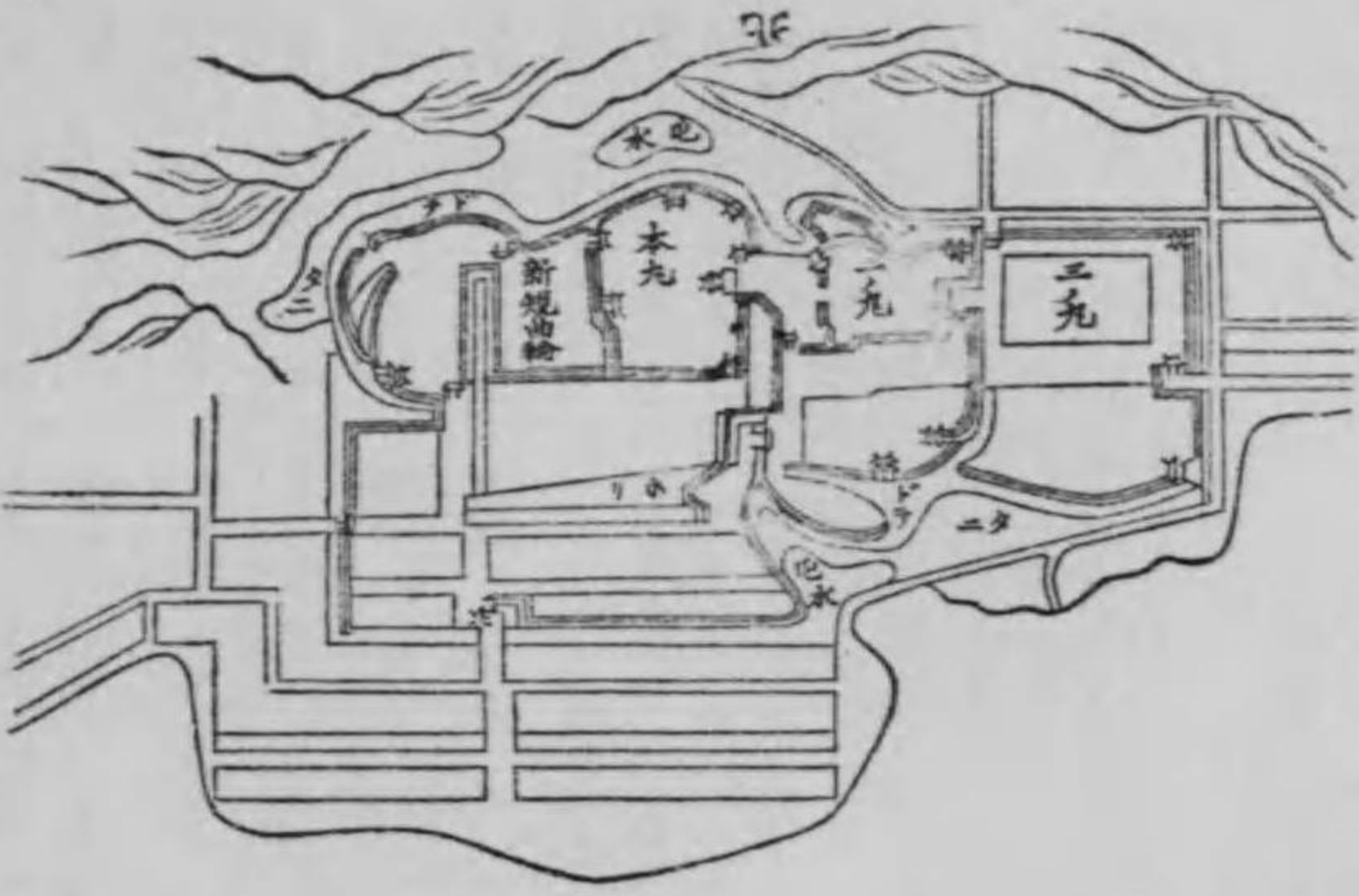
豐臣秀吉、此城を滿生氏郷に賜ふ、氏郷關一政に之を領せしむ、天正十五年一政川中島に轉住して、岡本重



世備を蔑視す、學問博洽、賦蘇の文を唱導す、終生仕へず、醇酒に放浪し、晩年書を好む技大に達す、又畫

カメヤ

政移り居し四萬餘石を領す、十七年大に土木を興し經營す、殿宇此時に備はる、慶長五年關一政關ヶ原戦功に因り三萬石を領し、當城に再轉す、十五年伯耆國墨坂に移り、松平清匡代り居し、元和元年大阪



に移りしより公領となり(此時三宅康信龜山五千石を領す)寛永十三年本多俊次六萬石に封ぜられ、米り住し、城郭を修營す、其後慶安四年石川昌勝、寛文九年板倉重常、寶永七年松平乗色、享保二年板倉重治等相繼ぎて當城に治し、延享元年石川繩慶六萬石

カメヤ

を領して治せしより、子孫世襲して明治に至る(五鈴遺響、主圖合結記、明治政覽)

カメヤマシヤウ 龜山城 所在丹波國桑田郡龜山町の東北○現今龜岡と改稱す(起原沿革)天正七年織田信長、明智光秀に此の地を賜ひて城を築かしむ、十一年五月光秀殺後丹波秀勝の領となる、丹波氏死後城邑の治者詳かならず、慶長十四年關部長盛此に封ぜられ入部し壘壁を修め、山陰道の要衝を扼す、尋で松平成重(元和七年)菅沼定晴(寛永十一年)松平忠晴(慶安元年)久世重之(貞享元年)井上正舉(元祿十年)青山忠重(元祿十五年)等相次で之に治す、寛延元年松平信岑五萬石に封ぜられてより子孫相襲きて明治維新に至り、伊勢龜山と相類するを以て龜岡と改む(丹波志、徳川加除封録、明治政覽)



(藏所御館物博室帝京東)

カメヤ

名は恒仁、法諱金剛源(後嵯峨天皇の第三皇子、御母は大宮院、實氏の女、第九十代の天皇)建長元年五月御降誕、八月親王宣下、正嘉二年八月後深草天皇の皇太弟に立たる、正元元年十一月禪を受け、十二月即位、後嵯峨上皇院に在りて政を聽かる、天皇在位十五年、改元するもの三、文永十一年太子に位を禪り院政を聽く、正應二年出家、南禪寺に居す、因て禪林寺殿と號す、嘉元三年九月十五日崩す、壽五十七、山城國龜山法華堂に葬る(大日本史)

カメヤマドノ 龜山殿 所在山城國葛野郡、今の天龍寺の地内、山城名勝志に、東限今天龍寺方丈前、南限三井川、西限山、北限野宮(歎)といへり(嵯峨に在るを以て嵯峨殿とも稱す、仙洞の一窟)建長中、後嵯峨上皇、檀林寺の齋壇に宮殿を建て、七年十月移徙の儀あり、龜山上皇亦之を承け、仙洞と爲し給ひ、孰も此地に崩御せらる、古圖に據れば、東に總門、北に土門、上土門及び唐門あり、東に芹川殿、長に壹殿、北に北殿あり、其北に淨金剛院北殿、西に壽量院あり、其西に藥草院あり、藥草院の北に法華堂あり(増境、山城名勝志)

カメヤマドノホツケタウノミササキ 龜山殿法華堂殿 後嵯峨、龜山二帝の御陵、山城國葛野郡嵯峨村天龍寺方丈の北に在り、(陸奥一覽)山陵志に、後嵯峨殿、帝王物語皇年代略記並云、藏遺骨於淨金剛院、吉續記文永十一年、遷子法華堂、故知、拆龜山殿、又今天龍寺相傳、以其後林數歩之間、爲空夢所、蓋法華堂跡といへり、カメヨロツコパン 龜萬代小判 金銀貨玩賞品の一、金銀の二種あり、孰も表に龜の圖と、萬代の文字との極印あるが故に此名あり、小判金は重四匁五分、縦一寸九分、横一寸一分五厘、金位下

カモア—カモウ

下(其他撰作のものにや、重二匁八分五厘の一種あり)小判銀は、重二匁二分とす(金銀圖録) カモアハセ 鴨合 鴨を合せて勝負を争ふ遊戯、高倉天皇承安三年始めて此事あり、玉葉承安三年五月二日の條に、此日院中有鴨合事、公卿殿上人已下北面に僧入道等、左右念人其數繁多云々、左打錦襪、右作黒木假屋云々、各其風流、盡善盡美、但右殊有禁制、不用金銀錦等之類云々、然而甚優美也云々、三日今日北面鴨合内々事也」と見えたり、

カモウチ 賀茂氏(鴨) 縣主、姓山城に實す、神皇產靈尊の孫鴨武津身命より出づ、神武天皇時中國に入らんとし給ふや、山中險絶にして、跋渉路を失ふ、時に鴨武津身命化して大鳥となり、先導す、皇軍竟に達するを得たり、天皇天下を定むる後、功を賞して八咫鳥となす、其苗裔世々賀茂御祖社禰宜となる、其族に矢田部丈部等の氏あり、俱に山城に實す、光仁天皇の御代山城愛宕郡の人正六位上鴨禰宜眞髮部津守等十人に姓賀茂縣主を賜ふ、後其族別れて河合、賣布禰、比良木等の禰宜、祝となる(續紀、姓氏錄、賀茂縣主系圖)

カモシユウ 賀茂衆 山城賀茂明神の社家の人々を云ふ(眞丈雜記) カモチマサズミ 鹿持雅澄 通稱源太、後ち藤太と改む、山齋又は古義堂の號あり、柳村氏後ち善性鹿持に復す(關西柳村氏系圖)寛政三年土佐國幡多郡鹿持村に生る、十八才の時已めて學に志し、漢籍を中村某に、皇學を宮地某に、入水道を下元某に學ぶ、爾來其一生を皇學の研究に委れ、夜々として倦まず、然れども居住の地たる邊遠にして、加ふるに赤貧洗ふがごとき家計は、書籍購求の自由を許さざりしを以て、僅に知人の問を瀆りて、耽讀するに過ぎざりしが、藩老福岡氏其博學を聞き、書庫を開きて蔵書の閱覽を許し、なほ不足のものあらば、特に購ひて之を助く、雅澄深く知遇に感し、日夜奮勵、密かに學業の大成を期したり、萬葉集古義の版稿は、實に此際(既胎せりといふ、是より獨學古人を師として學漸く進む、藩中の子弟就きて學ぶもの多し、維新の際國事に奔走せる志士武市平下太、吉村實太郎のこゝきまた其門に出づ、次で老公、及び藩主の連枝某々等も門人に列せり、雅澄また、廣く天下の諸學者と文通交を結び、殊に清水濱臣のこゝきは、尤も

カモケ—カモゲ

カモケノククルマ 鴨毛車 鴨の毛を以て飾りたる車、醍醐天皇の皇子重明親王の乗らせられたること、江次第に見えたり、 カモゲノヒヤウア 鴨毛屏風 正倉院の寶物、五彩を具へし鳥の毛を以て、今の押給の如くに屏風に作りたるものを云ふ、鳥毛の屏風ともいふ(關西)長さ四尺九寸三分、幅一尺九寸三分、縁は一分半、赤染にて縁がたの木地とす、中は花織を飾り、鳥の毛にて文字を織成せり、字の大きき四寸或は五寸程にて、一行八字、總て九十六字あり、金具は赤銅にして、つなぎの皮は檀香なり(東大寺藏物帳に、鳥毛筆書屏風六扇、鳥毛帖成文書屏風六扇、鳥毛立女屏風六扇など見えて、奈良朝時代、專

カモシ—カモチ

カモシ 鹿持雅澄 通稱源太、後ち藤太と改む、山齋又は古義堂の號あり、柳村氏後ち善性鹿持に復す(關西柳村氏系圖)寛政三年土佐國幡多郡鹿持村に生る、十八才の時已めて學に志し、漢籍を中村某に、皇學を宮地某に、入水道を下元某に學ぶ、爾來其一生を皇學の研究に委れ、夜々として倦まず、然れども居住の地たる邊遠にして、加ふるに赤貧洗ふがごとき家計は、書籍購求の自由を許さざりしを以て、僅に知人の問を瀆りて、耽讀するに過ぎざりしが、藩老福岡氏其博學を聞き、書庫を開きて蔵書の閱覽を許し、なほ不足のものあらば、特に購ひて之を助く、雅澄深く知遇に感し、日夜奮勵、密かに學業の大成を期したり、萬葉集古義の版稿は、實に此際(既胎せりといふ、是より獨學古人を師として學漸く進む、藩中の子弟就きて學ぶもの多し、維新の際國事に奔走せる志士武市平下太、吉村實太郎のこゝきまた其門に出づ、次で老公、及び藩主の連枝某々等も門人に列せり、雅澄また、廣く天下の諸學者と文通交を結び、殊に清水濱臣のこゝきは、尤も

カモノ

入魂の友なりきといふ、かくて雅澄の名漸く國內に高く、藩主より賞金賞米を給せられしこと、數回に及べり、後諸職に歴任し、諸公子の侍講を拜し、文武館の教授に任ぜられ、且つ特旨を以て、士格に拔擢せらる、安政五年九月二十七日、病を以て歿す、年六十八、雅澄の精力を注ぎたるは、萬葉古義にして廣く群籍を涉獵考證せらるる所なく、議論また極めて正確に、萬葉の注釋は、古義の出づるに及び、殆んど完璧の域に達したりと稱するも不可なきに似たり、雅澄の歿後二十有餘年にて、事聖廟に入り、明治十二年其稿本を召し、宮内省に於て出版を命ぜらる、萬葉集古義、萬葉集品物解、萬葉集名所圖分、萬葉集人物傳、萬葉集名所考、萬葉集枕詞解、萬葉集卷讀解、古言譯通、雅言成法、言靈傳、舒言三轉例、永言格、土佐日記地理辨、南京遺書、山齊集等數十部、

カモノクニノマツリ

賀茂國祭 山城國 賀茂社にて行ふ祭、國司檢察して行ふ故にかく名づく、毎年四月中申日を以て祭日とす、公事根源に、欽明天皇の御宇四月に吉日をえらびて、まつらる、よし所見あり、又和銅年間詔ありて山城の國司是を檢察せすと見えたり、又けふの國祭は賀茂の本祭なるべきにや、西の日の祭は公家より使をたてられ走馬を獻らる、あひかはるべきなりと見え、台記に、久安三年四月十五日戊申、攝政(藤原忠通)詣賀茂、云々、公家今日散齋而今日國祭也、臣下此日奉幣、因之今日又致齋也とあり、

カモノケイバ

賀茂競馬 毎年五月五日、京都上賀茂別雷神社境内馬場にて行ふ競馬、今は六月五日に之を行ふ、馬場の距離二百四十間騎士二十人、襦袢に耳蔽附の冠を附け、左方は赤

カモノ

袍を著し、右方は黒袍を著す、一同休息所に揃ひたる上は列を正して境内に入り、勝負を以て神酒を受け、更に神殿に上りて奉幣す、終て境内に入り、各々の鳥居より乗馬し、馬場の末より、馬場本に至りて、先づ一番をばじむ、左右一匹毎に馳す、これを空走と云ふ、其後各併ひ馳せて勝負を決す、これ古への真手結の遺風なり、勝負の判者を念人と云ふ、馬場の左右の縁所に坐し、赤、黒の扇を以て、勝負を示す、勝者は此縁所に於て精料を受け、頓宮に拜して退出す、堀河天皇寛治七年を始めとす、注進略記に、五月五日競馬、人皇七十二代堀河院寛治七年、爲五穀成就天下安泰祈禱、始被寄三十番二十疋馬料、例年被令行しとあり、爾來全國の庄園より各々一頭の馬を出して、毎年興行したりしも、應仁以來の亂より此儀も廢絶したり、然るに徳川氏天下を一統するに及び、再興せられて今に其技を傳へたり(日次紀事、藝苑日談、履歷)

カモノコホリ

賀茂郡 多河國 古(衣衣)あり、延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に賀茂、仙施、伊保(イホ)母母(コロモ)高橋(タカハシ)山田(ヤマダ)賀禰、信茂等の郷あり、元祿圖以後加茂に作り、明治十一年東加茂郡となす(郡名異同一覽、國郡沿革考)

カモノコホリ

賀茂郡 伊豆國 延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、賀茂(カモ)月間(ツキマ)川津(カハツ)三島(ミシマ)大社(オホヤシロ)等の郷あり、後世北境は田方郡東邊三郷の地を併せ、西境は那賀郡一郷の地を併せ、磯城嶺と全國の半に及び、中世川津郷の地を川津庄と云ふ、元祿天保二圖共に加茂に作る、後賀茂に改む(郡名異同一覽、國郡沿革考)

カモノ

賀茂郡 美濃國 類聚國史桓武天皇延暦十九年四月の條に、賀茂郡見えたり、和名抄に、埴生(ハニフ)美和(ミツ)生部(イケンベ)井門(キノベ)小山(チヤマ)米田(ヨネダ)日理(ワリ)神田(カムダ)中家、川邊(カハノベ)志麻(シマ)等郷あり、正保圖加茂に作る、後之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

カモノコホリ

賀茂郡 佐渡國 元正天皇養老五年雄略太都を割て之を置、和名抄に、升栗、加茂(カモ)勸知、大野(オホノ)佐爲(サキ)等の五郷あり、元祿圖加茂に作る、後之に仍る、明治二十九年三月雄略大、羽茂の二郷と合併せられて佐渡郡と爲る(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

カモノコホリ

賀茂郡 播磨國 風土記に、賀毛郡となす、後賀茂に改む、延喜式に賀茂郡となす、里名上鴨、下鴨、修布(スフ)三重(ミエ)曾原(ナハラ)雲洞(ウミ)六里(ムロ)加西に屬す、河内(カハチ)起勢(コセ)山田(ヤマダ)穂積(ホヅミ)端處(ハシカ)五里(イタ)加東に屬す、川合の里東西に分屬す、和名抄に、三重(ミエ)上鴨(サカミ)大神(オホムチ)住吉(ヌミヨシ)川合(カハヒ)夷母等の郷あり、後世分て加東加西二郡となす、正保圖に仍る、寛文中之を併せ、元祿以後復之を分つ、爾來變遷なし(播磨風土記、郡名異同一覽、國郡沿革考)

カモノコホリ

賀茂郡 安藝國 據後紀天長十年十月の條に始めて郡名見えたり、和名抄加茂に作り、賀茂(カモ)志芳(シノ)造果(サウカ)高屋(タカヤ)入農(イヘノ)訓美(ヤマタニ)香津(カヅ)木縣、大弓(オホユミ)等の郷あり、

カモノ

リ、後ち郡の北境入農郷、造果郷の地の内豊田郡に入る、正保圖以後之に仍り、天保郷帳賀茂に復し、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

カモノサイ井シ

賀茂齋院司 「サイ」ケンシを見よ、

カモノジンジャ

賀茂神社 上下の二社あり、上社は、賀茂別雷神社と稱し、山城國愛宕郡上賀茂村鴨山の麓、下社は賀茂御祖神社と稱し、京都市上京區下鴨町○上下の二社祭祀行幸して同日に行ひ、殆ど一社の如し、故に多くは二社を合せて賀茂大神、或は賀茂神社とのみ稱せり、孰も本國の一宮にて、今は官幣大社なり、國郡圖上社は、賀茂別雷神、下社は、賀茂別雷命の母玉依媛及び外祖父賀茂建角見命(建角)神武天皇の時、神教に據り神を祭る、小野郡大原御座山に天降り給ひき、是れ山本に坐す別雷神なり、欽明天皇の時、賀茂神樂あり、四月吉日を撰び祭を行ふ、賀茂祭並に始まる、孝德天皇の時、神戶十四畑、神田一町八畝を奉り、天武天皇五年二月山背國に令して神宮を造營せしめ、元明天皇和銅四年四月祭日に國司臨て檢察することと勅す、桓武天皇延暦三年長岡運都の由を告げ、同十一月上下二社を從二位に叙され、神社を修理せしめ、四年愛宕地各十戸を充て給ひ、十二年平安京に遷ることを告げ、十三年十月從一位勳一等を授け、十二月行幸あり、賀茂行幸並に始まる、爾後屢々奉幣及び行幸啓の事史上に見えたり、平城天皇大同二年正一位を授け、嵯峨天皇弘仁元年始めて皇女有智子内親王を賀茂齋院とす、仁明天皇承和三年四月始めて祭使の鞍馬を覽る、清和天皇貞觀元年神寶幣帛を奉り、七年神田各五段を寄せ、宇多天皇寛平元年十一月始めて臨時祭を行ふ、醍醐天皇延喜の制名神

カモノ

大社に列り、月次新嘗新年案上及び祈雨の幣に預る、凡二社の神祇を悉く社用に充てしむ、堀河天皇寛治四年七月不輪田六百餘町を供御料に充て、又御厨を諸國に分ち置、嘉承元年四月別雷神殿災に罹り、三日廢朝す、鳥羽天皇元永二年十一月御祖社災あり、先例により廢朝す、崇德天皇保延四年二月下社神宮寺社頭等焼亡す、高倉天皇承安四年九月上下の社三夜の神樂を行ふ、凡兩社を造る制、別雷社は破壊を期とし、御祖社は、二十年毎に之を改む、後鳥羽天皇元暦元年源賴朝諸國に令し、賀茂社四十二所神領は院殿の御下文に任せて武士の領籍を停め、神事の用途に備ふべき由を沙汰す、後嵯峨天皇仁治三年八月下社二十年一度の遷宮を行ふ、恒例なり、文明八年八月本社悉く焼失す、降りて後水尾天皇寛永五年三月遷宮あり、又寛永七年より正徳元年に至る間、上賀茂の堂舎を造り畢り、正徳元年より二年まで、下鴨の堂舎を修復す、神領は、古より公私の寄進する所數十箇所に至りしが、江戸時代上賀茂は二千五百石餘、下鴨は、五百四十石餘ありき、明治四年官幣大社に列す、三十四年八月兩社の社殿孰も特別保護建造物となる、祭日は五月十五日、詳しくは賀茂祭カモノ(マツリ)参看すべし○神職は、神主、禰宜、祝、禰宜、權祝あり、其神裔なるを以て神社に仕ふる者百四十人、總て之を氏人と云ふ○攝社末社に、上賀茂社の末社數十座あり、其内太田、白鬮、新宮、山尾、藤尾、白大夫、福徳社、若宮、奈良社、土師尾、川尾、片岡、諏訪、楳尾、澤田、梶田の諸社等尊榮勝れり、下賀茂には、比良木、河合、小島、三井、久我、靈巖の諸社とす(神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

カモノ

賀茂忠行 大外記 孝雄の子、和漢の學に長じ、又陰陽天文の道に達す、朝野の信を受く、後ち陰陽師となり近江接、丹波介等に歴任し、天曆中從五位下になる、天德三年村上天皇忠行を召して、試に篋中の物を占はしむ、忠行古文を獻す、篋を開けば其古文に違はざりしといふ、其他占ふこと皆あたはざるはなし、子保憲また名あり(大日本史)

カモノ

鴨 長明 菊大夫と稱す、後ち制琴して藤原と號す、長明幼にして父母を失ひ、歸る所なきを以て志を得ず、而して其の管絃に通じ、和歌を善くするを以て後鳥羽上皇召して北面とし、建仁元年和歌所管人と爲す、和歌所開闢源家長と最も親し、明年氏社河合社の禰宜の闢出來しを以て、上皇之に補せんとし、長明亦之を望む、時に總官祐兼上訴して子祐頼を補せんことを請ひしを以て、長明の意違せず、上皇長明を哀み、宇治社を官社とし、禰宜に補す、然れども執々として樂まず、門を杜ちて交を絶ち、和歌を作りて其意を寓し、遂に剃髮して僧となり大原山に入る、時に年五十、建曆中鎌倉に遊び、幾干もなくして、京師に歸り、日野外山に居る、有する處は、佛像、及び書數軸、筆墨玩のみにして餘に貯蓄なし、山に登り水に臨み、採擷自ら給し、また方丈記を著はす、耿介の氣其中に概見す、世これを傳誦す、後ち上皇再び召して和歌所に入れんとす、長明和歌を誦じてこれを辭す、長明最も和歌に長じ、其歌、古今集、千載集等に入る、榮玉集、無名抄、發心集、文字錄、四季物語、方丈記、海道記(源家長日記、方丈記、大日本史)然れども四季物語、無名抄の如き、孰れも長明の著として疑はしきこと多し、今暫く採録して參考に供ふ、

カモノ

カモノマツリ

社にて行ふ祭を云ふ。或は「マツリ」といひ、或は男山八幡宮の祭に對して北祭とも云ふ。又單に「マツリ」とも云ふ。是れ儀式の盛大なるを以て、總稱もて別稱とするなり。或は「アツヒ祭」といふ。祭日に祭の業を供奉職員に付し、又社前を飾り、車籠に懸くる故に名づく。毎年四月中西日を祭日とす。二酉の時は西日を用ふ。祭の前、午日若くは未日を卜して、齋王の御座あり、御座より前に、宮中に於て前驅の人を定め、又數日にして、御座の地を點定し、又數日の後に至り、始めて祝を修む。此日天皇南殿に御し、齋王前驅の馬、及び乘車用の牛を覽給ふ。既にして齋王は齋院より車に駕し、前驅後陣を從へ、鴨の河原に向ひ、流に臨みて御座あり、其後六衛府をして戒嚴せしむ、これを警固といふ。此日天皇、祭に供する所の、女扇料の馬を覽給ふ。祭日には朝廷より奉幣使以下を發し、齋王に供奉せしむ。此日天皇其乘馬等を覽給ふ。齋王は下社より上社に参向せらる。其式同じ、社に至れば齋王先づ輿を下り、社頭の轡に就き清服を著し、更に腰輿に駕し、社に近づきて歩行、社前の殿につき給ふ。使も亦社に入りて座につき齋院奉幣あり、翌日、齋王神前を出で、齋院に還り給ふ。宮中にては、使等を宮中に召し、宴を賜ひ、膳を給す。此日警固の陣を解く、この祭の如く奉幣使の行列盛にして車服を飾りたる祭少く、上下擊て見物し、道路人車を以て充され、往來すること難かりき、故に僕從等の争鬪を引起したること屢あり、又朝廷は令を發して奢靡を禁じ、争鬪を戒めしこともありたれど、止むる能はざりき。御座は祭日の如く盛ならざりしも、觀覽者亦多かりき。起原傳説 欽明天皇の時風吹き雨降

(傳説)

り止まざりしかば之をトせしに、賀茂の神樂なりとの故を以て四月吉日を撰びて祭を行ひ、馬に鈴をかかけ人形影を蒙り驅馳して祈る、是れ祭の原く所にして、爾後毎祭馬、奏を用ふるは是によれるなり。天智天皇六年丁卯始めて官祭を行ふ、元明天皇和銅四年祭日には國司をして檢察せしむ、嵯峨天皇の御宇齋院を置き、始めて中祀に列せらる。土御門天皇皇女以後は齋王殿せられしと雖も、使以下列を整へて、大路を渡ることは、猶舊の如くなりしが、應仁の大亂以後祭儀中絶す、東山天皇元祿七年四月再興して奏を將軍に獻す、然れども其儀式往時の如く盛ならず(古事類苑神祇部)

カモノマアチ

賀茂眞淵

初字參

四、又政徳、後に衛士と改む、實名政成、又政産ともいふ、號は眞淵、家號を經居と稱す、法名玄珠院眞淵義龍居士、傳説は同部、神魂神の孫鴨武津之身命の後裔、遠江國數知郡伊勢村同部新宮の禰宜定信



(藏所氏之由野萩)

爲し、往時は花を以て挿頭とせしが、一條天皇の時、藤原方竹枝を用ひしより遂に例となる、鴨河舞求子等を舞ふ、此日天皇又祭祀に供する十列の御馬を覽給ふ、圓融天皇永觀二年、祭の前一日を以て此儀を行ひ、三條天皇和三年試樂の前一日を用ひたりしが、後世多く試樂の日に行ふこととなり、祭祀の日は、天皇清涼殿に御出先づ御座を行ひ、御幣を拜し給ふ、其後更に御座を改め、所司の座を庭中に分設す、之を庭座と稱す、又出御ありて使及び舞人陪從等を召して宴を賜ひ(特に舞人には蠶豆、陪從には銅盃を以て酒を賜ふ)歌を覽給ふ、式畢りて使以下裝束を改め、列を正して先づ下社に参向し、使舞殿の座に就きて宣命を讀み、禰宜幣帛を捧げ、祝返祝を述べ、次に舞人御馬を牽きて舞殿を遶り、又御馬を馳する等の事あり、既にして使以下宿所に入りて小憩の後、更に上社に向ふ、其儀一に下社の如し、上社の式畢り夜に入りて使以下歸參すれば、天皇清涼殿に御出先づ御座を賜ひ、歌舞を御覽す、之を還立の御神樂と稱す、往時は此時祿を賜ひしが、再興の後此事なし。起原傳説 宇多天皇即位以前、賀茂大神の託宣を蒙ることありて、即位の四年、即ち寛平二年十一月己酉の日を以て、幣帛及び走馬等を奉進して、臨時に之を行ひしに權輿す、その後三年十一月庚午の日、又祭事を行ひ、尋で醍醐天皇昌泰二年十一月己酉の日、前蹤を追ひて之を修せしより以來、歷朝相承け舉行せしが、室町時代の末より中絶し、三百餘年を経て光格天皇の文化十一年に再興あり(神祇志料、古事類苑神祇部)

カモノ

カモノリンジノマツリ

賀茂臨時祭

賀茂上下の兩社に於て、毎年十一月下の酉日に行ふ祭をいふ、恒祭に對するの稱、祭日前三十日、祭使及び舞人陪從等を簡定し、其後樂所に於て歌舞を調習す、之を調樂と稱す、其後祭に先づ三日、更に清涼殿の東庭に於て歌舞を試練す、晴雨の時弓馬殿の御下に於て、之を試樂と云ふ、試樂には天皇出御し、使以下参入し、竹枝を以て挿頭と

カモノ

カモノワキイカツチノシンジヤ

賀茂別雷神社

賀茂の上社と稱す、賀茂神社(カモノ)

カモノ

カモノ

の二男、母は竹山氏孫左衛門茂家が女、元祿十年生る、二十七歳の時濱松の郡長梅谷甚三郎が養子となる、享保十八年京に出て荷田東慶の門に入り、吾國の學を研め、遂にその學派を傳ふ、元文三年より同部の姓に復す、寛保三年江戸に下りて教授す、延享三年田安中納言宗武招聘して優遇す、寶曆十年十一月致仕し、家を養子定雄に譲る、明和六年十月三十日歿す、年七十三、江戸品川東海寺境内少林院に葬る、眞淵初め漢學に心をよせし、遂に我國の學を研め、師の道を繼ぎて國學を復興す、後世國學四大人の一人に數へらる、又繪畫を善くし、故實考證上その調度供物等の圖を詳かに畫きしと云ふ。三百餘人、その中に藤原字萬伎、村田春郷、樺取魚彦、橋千蔭、村田春海、本居宣長、荒木田久老等尤も名あり。眞淵傳説 眞淵、冠辭考、祝詞考、源氏物語新釋、伊勢物語古意、古今集打聽等數十種(玉簪問、玉環、近世叢書、古學小傳)

眞淵

善くし、故實考證上その調度

カモノミオヤノシンジヤ

鴨御祖神社

カモノミカゲマツリ

賀茂御蔭祭

下賀茂の神來現の地にて上賀茂の神の生所と稱する愛宕郡高野村御蔭神社にて行ふ祭、毎年四月中旬日に行ふ。京初根に、毎歲四月中旬の午の日、内裏より恒例の祭あり、式嚴重にして、賀茂より、社務神官參候し、音樂にて下賀茂の神臨幸ありと見え、諸國國會年中行事大成に、恒例の儀式として神人列を正し神馬に錦蓋を覆ひ、音樂を奏し東の方比叡山の西の麓御蔭の社より迎奉る云々と見え

カモン

家門 家のちすちをいふ、儀調業に、家門の稱は、攝家は公界に於て稱し、清華以下の大匠は、其家に於て稱すといへり。

カモン

家紋 各家にて其家の記章として用ふる紋、イノモン、或は單に紋とも云ふ、紋とは、物の模様の義なり、其用に從ひて定紋、正紋、本紋、代紋、添紋、祿紋、裏紋、むだ紋、たい紋等の稱あり。公卿のは車輿に始まり、武家のは旗幕に起りしものにて、一種の目印なり、推古天皇十一年旗幟に繪畫を施せしこと書紀に見えたり、是れ紋の濫觴なるべし、源平時代旗幟に用ふる者漸く多く、佐竹氏の如きは源頼朝より扇に月を出したる紋を賜はりて付けしこと、吾妻鏡に見えたり、後宇多天皇弘安四年蒙古襲來繪詞には、家の紋をつけたる旗を挿立てたるもの多く見ゆ、足利義政將軍の頃より衣服に付くること始まれり(但し家紋に限らず付けたるが見えたらば、此頃より紋に丸を附くること始まりしならん、然れども、定紋と號し、貴賤となく、家々の紋を衣服調度に附くることに至りしは江戸時代よりなり。文字を以てするもの(日月の如き)動物を以てするもの(桶木正成の菊子の牡丹の如き)植物を以てするもの(桶木正成の菊水の如き)器物を以てするもの(南宮氏の日の丸、野中重政の三日月、千葉氏の九曜の如き)等の區別ありて尙ほ種々の名を附く、詳しくは各條參看、眞文雜記、見聞諸家紋後付、諸家系圖纂、古事類苑姓名部)

カモン

勘文 古例をかんがへ、又は日時方角を占ひ勘へ、其他凡て故實等を調査して、朝廷又

陰陽家

東本寺言上怪異吉吉如何... 占今日二日辛子持加木... 龍中河魁將大衆終小吉將天后... 物立頃四致

惟之惟所長吏及子未... 改期昨日以後廿五日丙及未... 中並丙丁日也何以言又用... 五墳心敏之故也... 谷武

天喜六年六月廿日... 主計部... 嘉陽門

カモン

は幕府等へ奉る書き物を云ふ... カモンナレども、カモンと讀む習なり... カモンツカサ 播部寮... カモンレウ 播部寮

カモリ

令史、史生を改めて頭、助、允、屬となし、其官位又主... カモリウ 加茂流... カモリツカサ 掃部寮... カヤウノミヤ 賀陽宮

久二年五月父君の爲めに出家す、文永十年八月二日... カヤク 加役 江戸時代、盗賊火附改を云ふ、

カヤクカヤニソクヨセバ 加役方人... カヤクサイロ 萱草色 染色の名、藍に蘇...

カヤ又ヒメ 草野姫 野神又は野稚神とも... カヤノ井 高陽院 後冷泉天皇及び後三...

カヤノシシワウ 賀陽親王... カヤノサカツキ 榎木にて作れる... カヤノミヤ 河陽宮

カヤク

カヤノ

カヤノ

カヤノ

カヤノ

カヨウ

つてうおもてにて御覽候てのち、いつもの御所に上様はじめ参らせ候て、御女房衆の右の御方の上を、三ツづいそと御うち候、その杖に御あたり候が、御めんぼくに候と見えたり、また江戸時代にも、地方によりて此風の残りたるもあれど、多くは小兒などのする戯事たるに過ぎざりき、

カヨウ

侯家に假し職名、通の假字なり、通とは、往來給仕するの意、幕府にて荷用又は加用ともいふにより、諸侯にては通の字を用ひ、通衆(カヨヒシユウ)と云ふ、陪膳、役送の職名なり、重き儀式の時は陪膳役送の分別を明に定むれど、然らざる時は概ね荷用とのみ(ヘリ(武家名目抄)〇鎌倉年中行事に、御元服の時管領出仕あり、御装束調てをよめての御妻戸之間へ有御出、御酒式三獻、(中略)役人御荷用の人皆直垂也、また今川大變紙に、尊主の前加用の事、是は始終りまで一人也、いかに衣裳を改めふくめんすべしと見えたり、

カヨチヤウ

駕輿丁 輿をかき仕(カヨ)をいふ、太平記に、歩立なる武者ども俄に駕輿丁の如くなりて、御輿の前を仕りける云々とあり、又神社にも神輿をかき駕輿丁あり、ヨロゴロと参看、

カヨヒシユウ

通衆 武家の職名、給仕の者ないふ、幕府にて荷用といへるより、私にかくいへるなり、嵯川親元記に、寛正六年九月二十三日戊辰御成(中略)、走來御折人御方の通衆同上院家の衆相交、云々と見えたり、荷用(カヨウ)と参看(武家名目抄)

カラ

加羅 南島(南仁紀)に、意富加羅國、南書新羅傳に加羅國、加洛國記に大加羅、又加那國、三國史記に伽落國、伽耶とあるも皆同國、蓋太古弁韓の地にして、今の朝鮮慶尙道地方なり、崇神天皇の末

カラ

年、其國の王子都怒我阿羅斯等來朝し、垂仁天皇の御世に本國に歸らんとする時、其國に任那の賦を賜ふ、これより任那は加羅の別號となれり、加羅は専ら大加羅を指し、又は諸小國の總名に用ふれども、我國にては三韓諸國及び支那等凡て海西の諸國を呼ぶ稱となす、古事記傳に、加羅國と云は、任那の舊名にて崇神天皇の御代に外國の始て参りしは此國なり、故西方諸外國の大名となりて、三韓をも漢國をもみな加羅と云なり、然るに此をたゞ三韓のみに限る名と心得て、漢國などを然云を誤なりと云ふは中々に非なり、萬葉十九に、漢人とも見え、又同卷に遣唐使のこを、韓國邊遣とも韓國爾由多其波之互、とあるなどをば知らずや」と云へり、後漢建武十八年金首露と云者、龜筆に登て駕落九村を望み、其地に至り國を聞く、伽耶國と稱す、後ち改めて金官とす、此外五人あり五伽耶の主となる、大伽耶(慶尙道高靈)小伽耶(同城)碧瑠(星山)伽耶(同星州)阿那伽耶(同成安)古寧伽耶(同成安)と云ふ、(阿那伽耶は、即ち書紀に見えたる安羅國なり)、其地新羅の西南に在り、東は黃山江に抵り、東北は伽耶山に至り、西南は海に濱し、西北は智異山に界す、首露城郭を築き、宮室を營み、時に新羅の南鄙を襲ふ、又昔什伐悉直谷と驅を争ひ、新羅に詣り決せん」と請ふ、新羅王之を難じて、首露を召して問ふ、首露立るに之を決す、後ち事を以て首露怒り、漢部主深齊を殺して歸る、居登立て和を新羅に請ひ、其救援に頼りて外寇をも破り、其子を送りて質とす、坐知の時備女を嬖し、新羅内亂に乗じて之を伐たんと謀る、其臣朴元道之を諫め、又ト士占巫を以て諭せしかば、其女を擯斥し爲めに禍を免る、仇衛の時婚を新羅に結び、好を修めたりしも、事を以て新羅の怒を招き、頗に北境

カラ

甚たくはしく、こまかにかくゆゑに、上手の書けるはまこと其の其物の如く見ゆ云々と云へり、(木朝遺史、文藝類考)

カララキ

加良乎支(枯萩) 神樂を舞ふをいふ、清養堂御神樂の試樂、執柄家にて行はるる時、人長が、枯れたる萩をかきして舞ふことあるより此名あり、源氏物語に、いとしくくかれたるなきをなにかやかにかきして見え、辨内侍日記に、新大納言神神をよきほどにうたひすて、出給ひし云々、さかばやな大和にはあらぬからなきの身にしむ風は秋ならずとも」とあり(源流抄、倭訓考)

カラオリ

唐織 唐めきたる織物の義、唐織物とは別物なり、日本にて織り、地は生絲にて紋がら五色のぬり絲、金糸等を交へて浮織にしたる物、京都西陣に於て織り始めたるものなりと云ふ(世事談、貞丈雜記)

カラオリモノ

唐織物 唐土より渡來の織物を云ふ、即ち金襴、段子、縞子、綾、錦等の總稱(貞丈雜記)

カラカサ

傘 雨を防ぐ爲めに用ふるを雨傘といひ、日光を遮る爲めに用ふるを日傘といふ、古への大笠にて、和名抄に、笠の字を書きて俗云大笠、笠有柄也、とあり、傘の字就文に見えず、玉篇に、音散、蓋也、と見えたるが、按るに今の製始まりて後、その象に因りて作りたるもの、如し、新撰字鏡には、「キマカサ」と訓めり、「カラカサ」と稱するは、その構造に比して巧なるを稱して云へるなり、唐鞍、唐紅、唐衣などいへる類に同じ、古の制詳かならず、始め絹を以て張しが如し、中古以來皆紙にて張り、今の制は、竹を細くして骨となし、之に紙を貼り、柄の先に糊を塗つて開閉の便に供ふ、

カラカ

種類により、大小長短あり、内宮長唐笠符に、菅大笠二枚、柄長各八尺五寸、徑一寸五分、黒漆平文云云、骨二十枚、漆塗骨、末押金柄、其體如扇形、廻曲、各五枚云々、笠日徑四尺六寸二分云々と見えたり、大笠、日傘、雨傘、黒傘、爪折傘、風流傘(文武頃に加茂祭の古書に見えたり、たゞ線など飾りたるもの、傘針の類)紅葉傘(天井のみ青紙にて細く線とりたるもの)蛇の目傘(廻りの青きもの、一名軒青傘(藍の染紙一ツ色にはり、日よけ傘としたるもの)長柄傘等(因縁)古よりありしと見え、齊明紀、内匠寮式、儀式等に見えたり、職員令に、主殿寮、頭供御輿蓋蓋殿扇を掌るとありて、蓋は今の傘なれば、大寶養老の頃、早く有りしと思はる、空穂物語(樓の上)に、山の高きより落る瀧の、からかさの柄さしたるやうにて云々、枕草子に、「からかさなしたるに、風のいたく吹て云々」その他散木集、著聞集等にも見えたり、然るに、和漢三才圖會等には、天正の頃堺の商人呂宋に航し、文祿三年歸朝の時、持ち歸りたるを始めと爲すといへど、恐らく誤りなるべし、室町時代日傘(ヒカサ)参看なるものあり、又傘を布の袋に入れて持せしといふ、江戸時代に至り、諸侯の供行列の中に、長柄傘、爪折傘などを持せ、民間にては、貞享の頃より各種の傘あるに至れり、我衣に、天和の頃までは、大版より來る傘を用ひ、大黒屋の髷ガサと云は名代なり、貞享の頃より地の「モミチガサ」しやしやなり、元禄より蛇目ガサ出る、正徳の頃より地傘は下り傘の如く骨の磨きよく作り、享保の頃、紀州若山傘下る、輕く小ぶりにして奇麗なり、常のさし料にはよはし、狭箱入る用心傘なり、又懐中傘といひて袖へ入れ既雨に用るもの也、元文頃より傘の風きやしやを第一として巧者の

ガラ

を殺され、遂に自立すること能はずして、我紀元一千九百十三年に至りて新羅に降る、新羅の法興王待するに客禮を以てし、其國を賜りて食邑とし、金官郡となす、萬曆十四百九十九年にして亡ぶ、今系圖を左に示す(三國史記、東國通鑑、朝鮮傳地考) 〇金首露(五十七居登、麻品、居叱爾、伊品六二、坐知、吹希、鈍知、九衛)

ガラ

箆 矢に用ふる竹を云ふ、夫射から、笠懸がら、かりまたがらなど云ふがらは、皆箆を云ふなり(貞丈雜記)

カラアヤ

唐綾 唐土より傳來せる綾、今の綾子なり、綾とは地と紋と同じ色に織りなしたるものを云ふ(羽倉考)

カラアヤトシ

唐綾 綾を細くしたるたため重ねて糸威の如く成したる綾を云ふ(軍用記)

カラウ

家老 武家の老臣にして、家務を總理する者、其家における老臣の義、武家名目抄に、初め一國の守護、若くは中國の守護にもあれ、一族家内の内、さるべき長老の輩の守護代に補せられ、境内の政事を執行せり、是れ其の起なり、凡て守護家の内、守護代となるべき家族或は兩三家あり、或は四五家なるもあり、其内に年腐たけたる者を撰びて、當職に補する故に、自家老年寄等の稱起れり、又當時其職を帯せざるも、其家なるものばや、家務に預るを以て、何れも家老又は年寄など稱せし見えたり云々とあるにて其起原する所を知るべし、これを實例に徴するに、永享記に、若君御入ありければ、家老一門大におどろきて云々など、蓋し其初見なるべきか、蓋し室町時代の中頃より、此稱起りしもの、如し、古くは執事と唱へたり(室町)

カラウ

カラエ

町時代の末年には、大小名の家々皆此稱あり、織田豊臣の二氏また此稱を用ひ、遂に大老中老の制を生ず、なほ宿老、年寄など唱へたるも、皆家老の別稱なり、江戸時代には、幕府にては之を老中(大老中老の如きまたおなじ)と稱し、譜代もしくは准譜代の諸大名其任に當る、また年寄とも稱したれど、家老とは唱へざりき、諸大名旗下等にては、舊稱に従ひて家老の稱を用ひ、世襲の職と爲す、而して三家三卿の家には皆幕府より委任せる家老あり、前者は其家譜代の家老の筆頭に置き、萬石以上の士をして附庸たらしめ、其職を世襲せしむ、附家老と稱す、尾張の竹越、紀伊の安藤、水戸の中山の如きこれなり、後者は時々他の職員と同じく、幕府より任命せる者にして、旗下をして其職に當らしめたりき、

カラウキ

家老脇 室町時代の末葉諸大名の職名、諸家老の家にあらずとも、才略を以て擧用せられ、家老の列に連りて政事に預る者を云ふ、又家老列とも、年寄脇とも、中老分とも云ふ、江戸に家老格、家老並と云へるは是なり(武家名目抄)

カラエ

唐畫 系統を支那に發したる繪畫の一種、多くは宋元の筆蹟を學び、共に其の筆粗なり、延慶貞和頃の可翁、曆應中の明光、明德應永頃の如拙周文等皆之を習ふ、寛正中備中の僧雪舟、明の畫法を傳へて歸朝す、これを雪舟流と云ふ、可翁以下之を總稱して唐繪と云ふ、玉勝間に、から繪は木の枝さし、草花のもとち、葉の在所など法なきが如にて心にまかせてかくゆゑにしまりなし、家の畫は皆法ありと覺しく、とり繪よくつたなきことなし、大かたこれらすべての拙き所なり、しかれども唐繪は鳥獸魚木など、すべて此方の家の畫とくられば、

カラカ

カラカ

カラカ

カラカ

上手出、兎角手披をして下直に賣る、其後爪折の手...

カラカミ 唐紙 鷲の色目の名、表白、裏黄な...

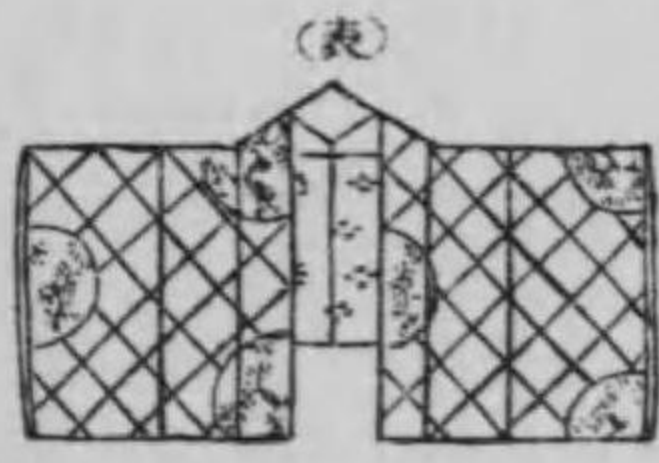
カラカミノマツリ 韓神祭 國韓神祭(ソノカラカミノマツリ)を見よ、

カラカミノヤシロ 韓神社 國韓神社(ソノカラカミノヤシロ)を見よ、

カラキ 唐衣 女官の禮服の表衣、一に背子とも書す、和名抄に、背子、和名加良岐形...

カラク

え、裝束要領抄後附に、凡そ織物は上臈小上臈まで...



カラクサ 唐草 織物又は蒔繪などにあらはせる莨菪を云ふ、絨草の義なるべし、伊勢貞丈、か...

カラクリニンギョ 機械人形 操に同じ、カラゴト 唐琴 樂器の名、倭琴(ヤマトゴト)に對して外國より傳はりたるものをいふ、又...

カラク

用ふるに至り、官位或は家々の故實によりて、菊唐草、丁子唐草、棠中唐草、櫻唐草、(輪違、輪無)、若松唐草、牡丹唐草等を用ひ、其他器具等に皆唐草を用ひ...

カラクシゲ 唐櫛筒 或は唐匣と書す、四隅に角の入りたる箱にて、蓋の上に又小き箱をのせ置く、蓋足四つある蓋にすまたり(類聚雜要抄)

カラクモン 嘉樂門 大内親豐樂院十九門の一、儀樂門の西廊六間の所に在り、西廊十一間招後堂に接す、古本拾芥抄に、嘉樂門、右廂門、謂西廊儀樂門西、とあり(拾芥抄、大内親豐考證)

カラクモン井 嘉樂門院 藤原信子、二位局と稱す、法名榮良、居所に因り東洞院殿ともいふ、藤原孝長朝臣の女、典樂頭和氣綱成の嫡子、後に内大臣大炊御門信宗の養女、後醍醐天皇の母君、初め信宗の嫡子となり、宮に入りて後花園天皇の中宮となる、從三位に叙し從二位に進む、文明三年正月悲田院に落飾し、間八月准三宮となり、封五百戸を宛給ふ、十二年七月門院號を上り、年官年爵を賜ふ、初め正親町第に居し、後東洞院に遷らる、長享三年四月二十八日薨す、年七十九(或七十七)同年五月三日伏見般舟院に葬る(皇朝通志、門院傳、親長記、野史)

カラクラ 唐鞍 美麗に裝飾を施したる鞍、他に勝れたるを稱して、カラ何々といひしこと多し、世に、馬の裝束を唐風に爲す故を以てかく名づくといへるは誤れり、此の鞍は、御旅行幸の時、節下の左大臣一ノ上の乘鞍なり、又賀茂祭の使も亦乘用すといふ、杏葉、雲珠等の飾あり、唐鞍の具に、鞍橋(形は移り同く黒地に貝或は玉などを摺入たり)鞍、大鞍



青(飾抄に、徳大寺僧請唐鞍寫之、大浴三重有伏輪二重付、透金物、幅三十六、次二十六とあり)鞍褥(大和錦を以てす)鞍褥、物(輪無、宇波良具都波、杏葉、鏡等)など其制定まらず(鞍褥(重に蘇芳の條を用ふ、鞍とは地を白くして處々に間をおきて何色にも染るをいふ)經(諸鞍日記に輪經也といへり)力革、鞍(奉鞍にて、杏葉或は金銅金物をつけ瑠璃玉など入るといふ)鞍、銀面、角袋、頸袋、杏葉(其數定まらず

公光卿記に鞍左右各五枚、胸掛五枚、面掛左右各五枚、合二十五枚、禪大御記に、鞍十、胸掛五、面掛兩方各七、物具裝束抄に、ムナガイ七ツ、シリガイ十、オモガイ十と見えたり)攝蝶(物具裝束抄に胸掛十、鞍十八、面掛十、長秋記に、鞍左右各五、胸當七、面當十とみゆ)八子(飾抄に兩方六筋、已上十二と見え、物具裝束抄に胸付十とあるも同一なり)雲珠、腹帶、表腹帶、鈴、尾袋、差繩、繩袋等あり、延喜左馬寮式に、

カラク

カラク

カラク

凡番客乘、騎唐鞍、寮家學收、若有損損、隨即修理しとあり、これ物に名の見えたる始めなるべし(諸鞍日記、同考註、飾馬考)

カラサウツク 唐裝束 唐袴、唐帽、唐襪物にて作りし裝束を云ふ、西三條裝束抄に、唐裝束、文色など強ち定事なし、下重表袴に、唐綾の顯文紗

カラサ

カラサ 一日晴と稱して、尋常に替り侍るなり、仍定儀なし、又唐装束、染装束は、老若は之を用ひ侍らざる事、後照念院裝束抄に、唐装束、知足院殿仰云、唐装束、冬唐装束、同表袴、下重、唐絹の半臂など着也、大口袖、單衣は不燃、夏は唐絹の表衣、同半臂、表袴、單、帷、大口者不燃、若時最勝講など着之し、など見たり、

カラサハヤマノジンジャ

唐澤山神社

下野國安蘇郡田沼町栃木〇別格官幣社、藤原秀郷、延暦四年明治十八年創建し、二十三年十一月別格官幣社に列す、祭日十月二十五日(官國幣社一覽)

カラスオホクボ

烏大久保 下野國烏山藩主の大久保氏の俗稱、オホクボウザと參看、

カラスグロ

烏黒 馬の毛色の名、烏の羽の如く黒く青みあるものを云ふ、長門本平家物語聯合戦の條に、からすくろの馬のふとくたくましきに、黒く置て乗たりけり、源平盛衰記小坪合戦の條に、滋藤の弓の真中とり、烏黒なる大馬に金伏輪の鞍にぞ乗たりける云々と見えたり、

カラスマルウチ

烏丸氏 姓は藤原、日野權大納言從一位藤原資康の二男豊光始めて氏を稱す、豊光官左衛門督正二位に至り正長二年二月薨す、其族に勘解由小路、真松氏あり、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる(知譜拙記、系圖)

- 豊光 資任 冬光 光康 光宣 光廣
光賢 資慶 光雄 宣定 光榮 光胤
光祖 資重 光政 光徳 光亨

カラスマルスケトウ

烏丸資任

カラス

蓮光院入道と號す、長祿三年三月大臣に准ぜられ、應仁元年九月出家、文明十四年十二月十五日薨す、年六十六(公卿補任、大臣補任)

カラスマルドノ

烏丸殿 一條烏丸御所ともいふ、足利義政の邸宅、山城國京部一條北小路萬里小路に在り、今其址詳かならず、應仁記に、義政幼少の時、立給ひし處とて美麗と云、中々言及と、るなしと見えれば、義政幼少の時に築きしものか、文安六年(寶徳元年)三月室町より之に移りし、と康富記に見えたり、後世、室町殿また花御所といふに至る、是れ義政の居宅なりしより、さきの名を附せしものなるべし〇江戸時代堂上家に烏丸と稱する家あり、そは別なり(山城名勝志)

カラスマルドノ

烏丸殿 足利義政を云ふ、烏丸殿に居るを以てなり、アシカゴシマサを見よ、

カラスマルトヨミツ

烏丸豊光

乗林院と號す、藤原資康の二男、藤原實朝中納言左衛門督正二位たり、應永三十年四月出家、正長二年二月十八日薨す、年五十二、内大臣を贈らる(公卿補任、大臣補任)

カラスマルミツノフ

烏丸光宣

顯性院准大臣と稱す、光康の子、官權大納言たり、慶長十六年十一月大臣に准ぜられ、從一位に叙す、同月二十一日薨す、年六十三、光宣書を以て名あり(公卿補任、大臣補任)

カラスマルミツヒロ

烏丸光廣

法名法雲院宗山、從一位光宣の子、天正九年從五位下に叙せられ、侍從左右少辨右大辨藏人頭に歴任し、慶長十一年正月正四位に進む右大辨元頭如し、十四年七月宮女と遊蕩淫蕩せる事により大炊

カラス

御門頼國、花山院忠長、飛鳥井雅賢、中御門宗信、徳大寺實久等と勲勳を蒙り官位を停めらる、超えて十一月頼國以下皆配流せられたれども、光廣は罪輕きにより特に實久と共に宥免を蒙り、尋で十六年四月全く其罪を赦され、參議左大辨に復任し、翌年



光廣

カラスマルミツヤス

烏丸光康

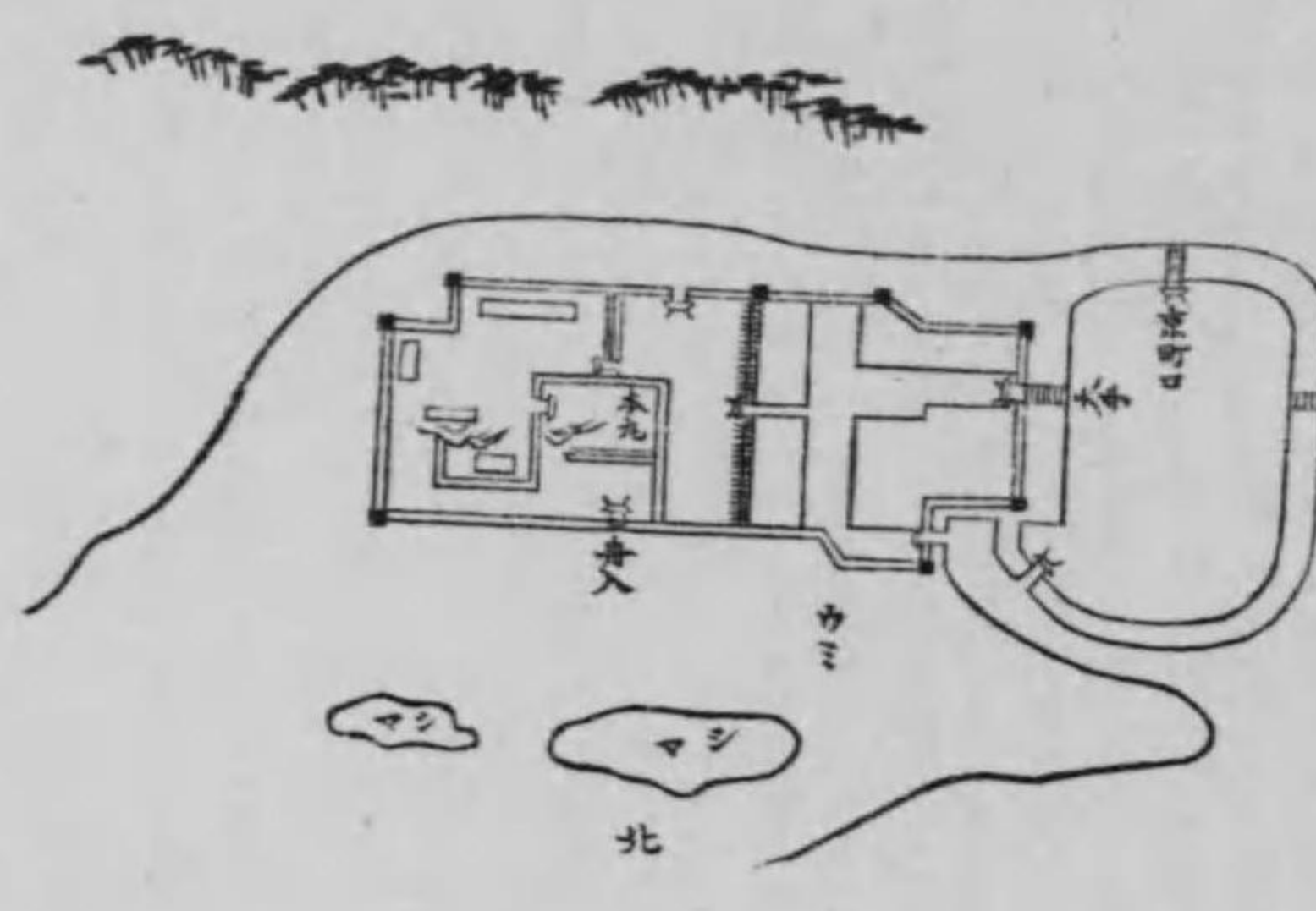
法名蓮光院了覺、父は權中納言冬光、光康父の職を繼ぎて右少辨に任じ左衛門佐を兼ね、大永元年出奔して近江に至り、將軍足利義晴に侍る、幾干ならずして赤京師に遷り、享祿二年權右中辨に任ぜらる、四年六月義晴に從ひて越前に至り、又京に遷り左中辨藏人頭を歴て左宮城使を兼ね、後累任して權大納言に遷り、十六年義晴に北白川城に從ふ、天正七年四月二十七日大臣に准じ、從一位に叙し、同日薨す、年六十七(公卿補任、野史)

カラスヤマジヤウ

烏山城 下野國那須郡烏山町、應永二十五年正月那須資之の弟資重始めて烏山に居る、其後永正十三年那須氏絶え、烏山資房之を總領す、十七年八月白川の結城氏烏山を攻めんとし、却て資房に破らる、大永元年以後結城氏佐竹氏屢々來り侵し職亂絶えず、資晴の時天正十八年豊臣秀吉烏山八萬石を削て福原千石に封す、元和九年三月松平重綱、寛永四年三月頼親、寛文十二年六月板倉重規、天和元年二月那須實綱(實祇の時貞享二年十月除封)、四年十二月永井尚敬、元

カラツ

遊記に、豊臣氏征韓の時秀吉命じて之を築くとあり、初め波多信時居城せしが、文祿征韓の役怯懦の故を以て城を奪ひ、寺澤廣高をして守らしめ、松浦八萬石を領す、關ヶ原の役後、肥後天草四萬石を加封せら



カラツジャウ

唐津城 所在肥前國東松浦郡唐津町〇又俗に舞鶴城と稱す、肥前藩大八洲

カラツヤキ

唐津焼 肥前國松浦郡唐津の山麓に在る陶窯にて製する陶器、肥前藩、孝徳天皇齊明天皇御代の頃に創始すと云ふ、是日本陶器の始祖と云ふべきなり、其造る所石器の一種を稱す、創業の人名詳かならず、而して此頃より建長年間(西暦千二百五十年)までを一段とし、文明年間までを二段とし、慶長初年までを三段とし、通じて古唐津と稱す、其一段のものは白土にて陶膚に薄釉を施す、米盃と稱す、二段のものは白土又赤土あり、釉色は鉛色にして漆輪の内端の如く、蠟狀に土質を露して釉を施さず、根拔といふ、三段のものは、奥高麗と稱し、高麗(今朝鮮)の器物に擬せしものなり、陶膚稍々密にして釉色根柢實の如く、又青黄のものあり、此の外瀬戸唐津とて、應仁の頃より天正年間に至りて製する所の者あり、尾張の瀬戸の釉水を用ふ、白土にして白色、釉を濃に施せり、又繪唐津といふあり、慶長年間以降のものにて其質赤土、青黄黒を兼たる釉を施せり、繪は草薙なり、又朝鮮唐津とて天正より寛永年間に至りて製せるものあり、朝鮮の土及び釉を用ふ、土質赤黒にして青白を兼へたる釉を施す、瀬戸唐津とて寛永より享保年間に至りて製せるものあり、陶質堅く青黒を帯びたる釉色にして、初め缺損せる陶器を土中に埋め置きたるを、

カラツ

カラナ

カラナ 唐秤 權衡をいふ、もと外國より渡來のもの故に、かくなづく、和名抄に、權衡、加良波加利と見えたり、ハカリと參看、

カラハシウチ

唐橋氏 姓は菅原、贈太政大臣道眞の玄孫文章博士從四位上下總介孝標の男贈從一位理正大弼大學頭定義の四男贈從三位式部大輔在良より出づ、在良九世の孫從二位在雅始めて唐橋

カラノムチ

唐鞭 鞭の先に革緒をつけたるもの、此革にて打つ故に馬の骨を痛めずと云ふ(貞丈雜記)

カラバカリ

唐秤 權衡をいふ、もと外國より渡來のもの故に、かくなづく、和名抄に、權衡、加良波加利と見えたり、ハカリと參看、

カラナ

カラナ 唐秤 權衡をいふ、もと外國より渡來のもの故に、かくなづく、和名抄に、權衡、加良波加利と見えたり、ハカリと參看、

カラハシウチ

唐橋氏 姓は菅原、贈太政大臣道眞の玄孫文章博士從四位上下總介孝標の男贈從一位理正大弼大學頭定義の四男贈從三位式部大輔在良より出づ、在良九世の孫從二位在雅始めて唐橋

カラノムチ

唐鞭 鞭の先に革緒をつけたるもの、此革にて打つ故に馬の骨を痛めずと云ふ(貞丈雜記)

カラバカリ

唐秤 權衡をいふ、もと外國より渡來のもの故に、かくなづく、和名抄に、權衡、加良波加利と見えたり、ハカリと參看、

カラナ

カラナ 唐秤 權衡をいふ、もと外國より渡來のもの故に、かくなづく、和名抄に、權衡、加良波加利と見えたり、ハカリと參看、

カラハシウチ

唐橋氏 姓は菅原、贈太政大臣道眞の玄孫文章博士從四位上下總介孝標の男贈從一位理正大弼大學頭定義の四男贈從三位式部大輔在良より出づ、在良九世の孫從二位在雅始めて唐橋

カラノムチ

唐鞭 鞭の先に革緒をつけたるもの、此革にて打つ故に馬の骨を痛めずと云ふ(貞丈雜記)

カラバカリ

唐秤 權衡をいふ、もと外國より渡來のもの故に、かくなづく、和名抄に、權衡、加良波加利と見えたり、ハカリと參看、

カラナ

カラナ 唐秤 權衡をいふ、もと外國より渡來のもの故に、かくなづく、和名抄に、權衡、加良波加利と見えたり、ハカリと參看、

カラバ

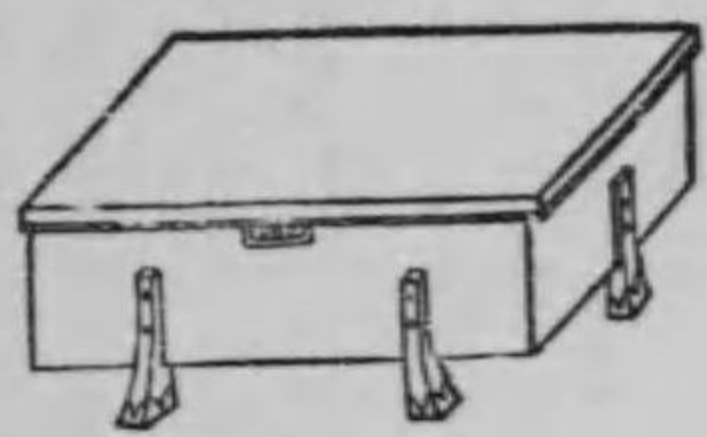
と稱す、子孫世々相襲きて明治に至り、華族に列し...

カラバナノモン



唐花紋 紋所の名、阿蘇氏は「唐花」(別圖) 月田氏は「銀唐花」...

カラビツ



唐櫃 足を附したる櫃をいふ、長唐櫃は長持の如く二人にて棒にて荷ふ、荷唐櫃は長唐櫃の半程にて一人にて二箇を擔ぐ...

カラビ

カラビツフギヤウ 唐櫃奉行 御物奉行 (ゴモツフギヤウ)を見よ、カラフギヤウ 唐奉行 唐船奉所(カラフネアギヤウ)を見よ、カラフト 樺太(唐太) 北海道北見國の北、宗谷海峡を隔て、相對する島、北緯四十五度五十七分に起り、五十四度二十四分に至る、東西凡四十五里、南北凡二百七十三里...

カラフ

至り、終に樺太に渡り、冬に及びて江戸に歸り、觀察する所の巨額を將軍に復命す、五年幕府露人屬々寇するを以て會津藩に命じ、兵を屯戍せしむ、又松田仁三郎(後に傳十郎)問宮林蔵をして探險せしむ、傳十郎西海岸を廻り、林蔵は東海岸を廻り、奥地に至る、而してホロコタン以北に日本人の到りしは、傳十郎を以て始となす、五年林蔵再び北蝦夷の奥地を探り、六年五月ノテトに至り、尙進で東陸アルコエ地を経てテレンに達し、滯留六日にして、九月下旬宗谷に歸著す、此探險により、一は樺太の島嶼たることを精確にし、一は黒龍江下流の地を視察して大陸との關係を明にす、是を以て靉靄海峡は問宮海峡とも稱せらる、同年六月樺太を改めて北蝦夷と名づく、文政四年再び松前氏の管する所となる、嘉永六年八月魯西亞の使臣布帖廷、長崎に來り、樺太領土の境界を定め、交易を通せんことを乞ふ、江戸幕府、簡井政憲、川路聖謨を遣りて議せしめ、北緯五十度の地を以て分界とせんとす、議協はす、安政元年布帖廷又伊豆下田に來り約す、今より後兩國の界は、擇提得權二島の間を以てし、樺太は舊に依て界を分たす、然れども連年露人樺太に寇す、五年七月假に租親通商の約を結ぶ、六年七月に至り、露國又平澤布伊余數列をして江戸に來らしめ、若年寄遠藤但馬守胤統、酒井右京亮忠吐と樺太の境界を論じ、限るに宗谷海峡を以てせんとす、我聽かず、文久二年七月幕府竹内保徳、松平康直、京極某を露國比特堡に遣りて議せしむ、辯論反復決せず、遂に彼我吏を派し其地に臨て定むるを約して歸る、未だ事ありて果さず、慶應二年十二月、幕府又小出秀實、石川某を比特堡に遣り、外國事務參政須子列榮保と議せしむ、復協はず、時に彼れ得權諸島を以て交換する儀をいふ、我聽か

カラフネフギヤウ

唐船奉行 關東室町幕府の職名、外國の通信及び貿易の事、并に五山の僧の明に使用する時の事を掌る、また唐奉行ともいふ、(起原)寶徳三年八月琉球の商船兵庫に來る、攝津守護細川勝元人を遣はして、其貨物を取り價を給せず、因りて之を訴ふ、幕府より奉行布施貞基、飯尾之種、同六部を遣はして之を糾問せしむ、享徳三年十月明へ遣はし、船歸朝す、奉行飯尾貞元、同孫左衛門を兵庫に遣はして搭載の貨物を檢閲せしむ、又文正元年琉球入貢す、奉行を遣はし貨物を點檢せしめ、品目を録上して遺漏なからしむ、將軍琉球使を薩摩庭前に延見す、唐船奉行飯尾元連、同之種等其貨物を受く、文明六年京畿の商人琉球に往て五市す、或は制に違ふ者あり、薩摩守護島津武久之を幕府に訴

カラフ

カラヘ

カラヘ カラモ

カラモ

カラモ カラワ

カラヘイシ

唐製に類似したる瓶子、眞丈雜記に「唐瓶子之事、鎌倉年中行事云、正月朔日御座に、御二重、御唐瓶子、同銚子提有之云々、唐瓶子とは、金にてこしらへたる瓶子なり、又は木にて作り黒のりにしたるもあり、かれにてこしらへ唐めてきたる故、唐瓶子と云ふなるべし、外に子細なしとあり、ガラン 伽藍 佛道を修する處即ち寺を云ふ、梵語、精舎と譯す、慧花華嚴音義に、僧伽藍其云二僧伽羅摩、言僧者衆也、伽羅摩者園也、或云衆所樂住處也」と見えたり、七堂伽藍とは、法堂、佛殿、山門、厨庫、僧堂、浴室、西淨を云ふ、左の如き配置を爲す(禪林象器箋)シチダウガラン(參看) 法堂 佛殿 山門 僧堂 西淨

カラメ

唐目 斤兩の名、宋の量目に據るを以て名づく、後世黒目とも稱す、百六十目を一斤となし、普通に之を用ふ(地方新書) カラメテ 搦手 城廓の後の入口をいふ、大手(オホテ)の條參看、カラモノツカヒ 唐物使 王朝時代支那の商船が、筑紫に來れる時、積み載せたる荷物を改め、都に送ることを掌るために、遣はさる、人をいふ、文徳實錄に「承和五年藤原房守出爲、太宰少貳、因檢校大唐人貨物、適得三白詩草、美上、帝甚就悅」と見え、尙ほ古今集新千載集などの詞書にも見えたり、カラモノフギヤウ 唐物奉行 室町幕府

カラメ

カラメ 唐輪 髪の一風、元服以前童形の上ほどに圓く輪に結ぶをいふ、(起原)古くよりありしと見え、書紀に、角子をアゲマキカラメと訓めり、今いふ禪子箱のことなり、太平記に「年十五六許なる小兒の髪、唐輪にあげたる云々」と見え、總て男兒にのみいひ、女の結びしことは、詳かならざれども、吾妻鏡正治三年五月十四日の條に「坂額女如童上、髪云々」とあるもの唐輪なるが如し、然れども其明かに見えたるは、天正の頃なるべし、小松軍記に、陣

カラヤウ

唐様 (起原)入木道の一派、支那流の書體をいふ、和樣と區別する爲めに名づく、その書を學ぶもの多し、又僧空海、橘逸勢は、唐に渡りて其法を傳へ、後世嵯峨天皇と並べ稱して三筆となし、純然たる支那風なりしが、小野道風に至り、漸く彼風を離れ、藤原佐理、藤原行成に及びて、益々彼風と遠ざかり、世尊寺流持明院流等の和樣出來りて支那風衰ふ、鎌倉時代の末禪僧の宋元等に往來せしにより、支那風起り、特に歸化僧寧一山の如き尤も巧なりしと云ふ、江戸時代に至り、儒學の盛に行はるるに由り、唐樣盛にして細井知愼、澤田東江、市川米庵等名を得たり(文藝類纂、古事類苑文學部) カラワ 唐輪 髪の一風、元服以前童形の上ほどに圓く輪に結ぶをいふ、(起原)古くよりありしと見え、書紀に、角子をアゲマキカラメと訓めり、今いふ禪子箱のことなり、太平記に「年十五六許なる小兒の髪、唐輪にあげたる云々」と見え、總て男兒にのみいひ、女の結びしことは、詳かならざれども、吾妻鏡正治三年五月十四日の條に「坂額女如童上、髪云々」とあるもの唐輪なるが如し、然れども其明かに見えたるは、天正の頃なるべし、小松軍記に、陣

カルコ

置評かならず、或は、齊明天皇百濟を援はんとし給ひ、當國に到り關を蒞置の里に置き、往來の人を改め軍勢を集めたりと云へども、并に史籍に見ゆる所なし、新古今集に「かかるかの關守にのみ見えつるは人も許さぬ道邊なりけり」とありて、當時ありしなり、降りて室町時代文明の頃、尙ほ未だ存せしとみえ、宗祇の筑紫紀行に「かかるかの關にかゝるほどに關守立出で、我行末をあやしげに見るも恐ろし云々」とあり、慶長前風土記、筑紫紀行、和漢三才圖會、カルコ、輕子、江戸時代、荷車を引き、或は物を負ひて人に儲はるゝ者の總名、輕子とは、輕籠にして物を負擔する器なるを、後ち假りて儲夫の名と爲す(官中要録、皇典講究所講義、徳川氏施政大意)

カルサン

輕衫、袴の袂さき如きもの、元祿時代流行す、番語ならんと云ふ、今絶えてなければ、其形製法知る由なしと雖も、按ずるに西洋服に倣ひて作りたるものにして、今の股引に似たるものならんと云ふ、寛政波集に「きて見れば氣もかかるまむぞ藤ばかりと見えたり、元祿頃迄は股引なく、皆之を用ひたり、明和二年川柳點に「かかるまむで心中のぞく料理人などありて、凡てせばしき働きする者は、皆はきたるが如し、又髮結、吳服屋の下男なども之をばきたり(嬉遊笑覽、松屋筆記)

カルシマノトヨアカリノミヤ

輕島豐明宮、應神天皇の皇居、開國大和國高市郡白檮原大字大經の邊、應神天皇元年、此地に都し、四十一年にして廢す、古事記及び書紀に、輕島之明宮とあり、舊事紀に「都子輕島宮、謂豐明宮」と見え、續紀、古語拾遺等皆豐明宮とあり(首府沿革論)カルタ、骨牌、遊戯具の一種、小き厚き紙に、種々の形を畫きたるもの數十種を以て一組を

カルタ

爲す、西班牙語の「カルタ」なり、春海濱話に、輕板の略語とし、白河燕談に、繪圖の變語を「カルタ」と云、故に繪あるを以て亦「カルタ」と名づくるといひ、遠碧軒記に、南蠻の詞なりといひ、又一説に、博奕の名にて、樞蒲の板の約ならんといへり(雍州府志に詳しくその構造及び遊戯の仕方を記せり)賀留多六條



(載所風屏藏所家浦松爵伯)

カルノ

法師之形、第十一畫、騎馬人、第十二畫、臥床之人、一種稱波字、變國語青色謂波字、一種紋謂古津不、變國語器謂古津不、一種紋謂於字留、變國語王謂於字留、執自三數至九數、第十第十一、第十二同、其玩之法、其始三人或五人圍座、其内一人左手取持加留多、以裏面上下混雜、不見其畫、配分而置各々之前、是謂切加留多、其爲戲謂打加留多、然後人々所得之札、數一二三之次第、早拂盡所持之札、是爲得、又互所得之札、合其紋之同者、其紋無相同者、爲負、是謂合也云々、これ後世のトランプと稱するものか(起原論、天正年間、始めて和蘭人之を傳ふ、之を天正賀留多とて、四十八枚の物傳はり、初の一枚に天正金入極上仕入の八字を記すを例とす、後ち寛永の頃に至りて、一般に傳播し、遂にワンスン骨牌、歌骨牌、花骨牌、イロハ骨牌等出づ(近代世事談、嬉遊笑覽、屏風工職、洋々社談、骨牌考)カルノサカヒバラノミヤ、輕境原宮、孝元天皇の皇居、開國大和國高市郡白檮原大字大經、天皇の四年此地に都し、五十三年間にして廢す(書紀、首府沿革論)カルノマガリヲノミヤ、輕曲峽宮、應神天皇の皇居、開國大和國高市郡白檮原大字大經、天皇の二年此地に都し、三十三年間にして廢す、書紀通讀に、曲峽宮在輕町地方、今名田有末波利平佐、即此といへり(書紀、首府沿革論)カルメキン、輕目金、通用貨幣の量目減少したるをいふ、正實事錄に享保六年六月、慶長古金の内金目三厘迄輕き分は薄りなく通用すべきことを令し、若し目輕き金より歩銀取る者あらば曲事たるべきことを命する由見え、寶曆集成録續に、延享二年閏十二月、輕目金の備は、小判者四厘迄輕き分通

カレイ

用せしめ、一分判も是に准せしむべき由見えたり、カレイ、家禮、「クワイ」を見よ、カレイ、家令、王朝時代、親王、内親王三位以上公卿等の家事を總へ知る事を掌る、文武天皇大寶元年制定して、親王、内親王、及び三位以上の公卿に各一人を賜ふ、三位以上と雖も無職の人は此限にあらず、天曆以後は家司を置き、その上に別當を置き、専ら家事を掌りしを以て家令は空名となる(令義解、同集解)カレイツケ、糎(干飯附)四方手(シホテ)を見よ、カレイロ、枯色、露の色目の名、表黄にして裏の青きもの、桃花葉葉に、表白、裏薄色といへるは如何あるべきか、十月頃より翌年三月まで着用す(物具裝束抄、裝束色葉)カレウヒン、迦樓頻、伽藍黃、迦樓頻、迦樓頻に作る、林色葉にて、壹巻調二十五曲中の一、或は沙陀調とも稱す、一名不言樂、又鳥とも云へり、古樂にて中曲〇序拍子八、破拍子八、急拍子八、舞者四人、天冠羽衣にて雙手に銅鉦子を拍ち、拍子を取る、鳥の妙音に擬したり、答舞胡蝶(起原論)迦樓は梵語なり、漢にて教鳥と譯す、鳥なり、舊傳に、祇園精舎供養の日に、此鳥來りて空中に鳴き舞ふ妙音、天女其狀に取り舞曲を作り、是を阿羅尊者に傳ふと云ふ、或は此鳥、苦空無我常樂淨土と唱する所よりしか名づくこと、本朝へは婆羅門僧正佛智等之を傳ふ、舞樂(アガク)の挿繪參看(禮樂志、歌舞音樂略史、舞樂圖説)カレノ、枯野、露の色目の名、西三條裝束抄には面は黄にて、裏薄青なりといひ、雜事抄には、表香色にて、裏青なるものといふ、裝束色葉に、桃花葉葉

カレノ

の衣の色々の中に、枯色と、枯野とを別々に擧げたれども、其名、其色を考ふるに一物歟といへり、カレノノヒイロ、枯野靑色、露の色目の名、瑠璃色をいふ(胡曹抄)カロウクワン、何陋館、舊黒羽藩の學校、後ち作新館と改む、サクシヤクワンを見よ、カロク、嘉祿、後醍醐河天皇御宇の年號、元仁二年四月二十日改元、疾疫に依てなり、二年にして安貞と改元す(開國圖傳志に、承天皇嘉祿とあるに據る、從二位行兵部卿菅原朝臣在高之を勸進す、(元祿別錄、年號譜)カロク、家祿、江戸時代、旗下御家人の家につきたる蘇高をいふ、子孫相繼ぎて其蘇高を食むを以てなり、明治十年に至りて之を廢す、ガワウオン、賀王恩、唐樂大食調二十四曲中の一、一に感皇恩に作る、新樂にて中曲、又古樂とも爲す、四人舞、答舞、綾切、唐太宗秦王たりし時、此曲を作り父高祖の美徳を稱賛したる者と云ふ、我國傳來後嵯峨天皇、大石峯真に勸し之を改作すと云ふ、こは上皇御賀の參音聲(マキリオンシヤウ)に用ふ(禮樂志、舞樂圖説)カワラ、加和羅、鐘の古名、ヨロヒを見よ、



キ

寸、馬の尺をはかるるときにいふ詞、古事記傳に、寸を伎といふは刻むの意なり、萬葉集に、玉刻春と伎に刻の字を書けりとも、その意にて伎といふキ、キ、キ、支、吉士(キシ)を見よ、キ、城、宮垣、又櫓を云ふ、シロシ、カキ「サク」等を見よ、キ、議、王朝時代における刑法上の特典、議親、議故、議能、議功、議貴の六種あり、之を六議と稱す、議親とは、天皇三后の親族、議故とは、久しく君側に侍りて接遇を蒙れる者、議賢とは、大徳行ある者、議能とは、大才藝ある者、議功とは、國家に大勳功ある者、議貴とは、三位以上をいふ、以上六議者にして死刑の罪を犯せば、坐する所及び議に應ずるの狀を條録して、まづ天皇に奏して議を請ひ、議定まりて奏裁し、流刑以下の罪を犯せば、特に一等を減じて處刑す、此特典を得る者を應議者と稱す、但し八座を犯すものは之に與かるを得ず、請(セイ)減(カン)贖(ノク)參看(律統、古事類苑法律部)キアンモン、徽安門、大内省内郭十二門の一、西廂門ともいふ、貞觀殿の西北、支障門四處九間の所に在り、北方に面す(拾芥抄、大内省圖考)キアンモン、徽安門院、壽子内親王、花園天皇の皇女、母は准三宮藤原實子、光嚴天皇の妃となる、建武四年二月内親王と

キウジ キウリ

仁元年三月二十二日、長元九年四月七日、以宮城門一...

キウシヤウモン

宮城門 大内程中和院外門の一、南に在り、左記記には、宮城南門、拾芥抄...

キウジシユ

久壽 近衛天皇御宇の年號、仁平四年十月二十八日改元、二年を経て後白河天皇...

キウセイタイ

糺政臺 彈正臺をいふ、天平寶字二年藤原仲麻呂の謀を納れて、令制の彈正臺を...

キウリク

九族 高祖、曾祖、祖父、己子、孫、曾孫、玄孫の九代の家族をいふ、五等親(ゴトウシン)...

キウリクノマ

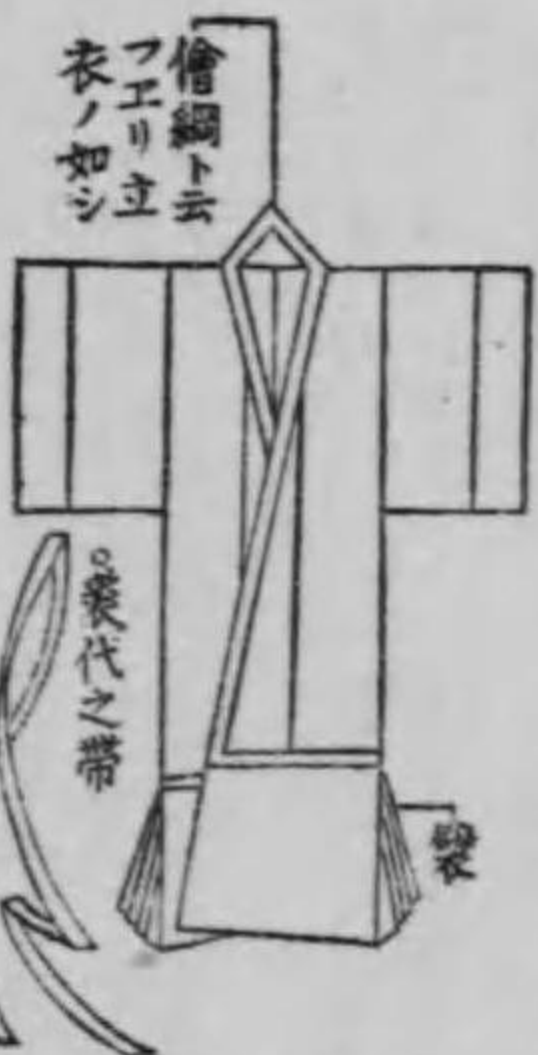
休息間 江戸幕府將軍居間

キウタ

の名、千代田城大典に、御座の間の入側より續きて萩...

キウタイ

表代(求袋、宮體) 法皇及び諸門跡方參内の時着する服、表に代る義、表は毛皮に縫...



(載所記雜丈員)

キウタ

言より參議迄の法體の人は着不用之候、内々には素...

キウタクワン

求道館 舊館林藩の學校、弘化四年三月、藩主秋元忠朝始めて之を設立し、漢...

キウタン

糾彈 彈正臺にて、左右兩京五畿七道の非違を彈奏するを云ふ、彈奏の式は、太政大...

キウチ

官司の枉判、閭里の不法を聞く時は、彈正は之を案...

キウチ

紀氏 神別、神皇產靈尊の裔、天照根命より出づ、宿禰姓、直姓、國造あり、直は河内に貫...

キウチ

Table with 2 columns: 國見 (Country) and 麻佐平 (Masaheira). Lists various names and titles.

キウチ

紀氏 皇別、孝元天皇の皇子彦太忍信命の後なり、其子武雄心命景行天皇の朝、紀伊國...

キウチ

文學を以て著はる、六世孫頼季山城介となり、子孫留て木國に居す、其裔品河春日部、湖田、堤、大井田...

キウハ

こと知るべし、又下々にまで及びたりしは、春記の長曆三年十月十四日の條に、今日始服生乳一盃、自今可持參由、仰乳牛司正友云々」とあるを見て知るべし、而して牛七頭より乳を取りしもの、如し、政事要略、元慶八年九月一日の條に、乳牛院立、飼牛總十四頭、就中母牛七頭、選相輪轉、以充供御、(中略)舊將勳四歳以上十二歳以下之課、然則供御之儲自備云々と見え、今年より改めて四歳より十二歳までの牛の乳を取る制となるなり、是より先、延喜式の制に、諸國蘇麻のこを定めらる、蘇麻は、煉乳のこにて、朝廷より諸國に乳戸の民を置きて乳を絞らせ、其を煎じ詰めて最上の煉乳となさしめたまふなり、民部式に、凡諸國買蘇、各依番次、當年十一月以前進了、但出雲國十二月爲限、輪轉隨次、終而復始、其取得乳者、肥牛日大八合、瘦牛減半、作蘇之法、乳大一斗、煎得乳大一斗と見えたり、然れど古より蘇を防長地方より獻じたるものにて、東大寺所藏の天平十年周防國正税帳殘缺に、造蘇肆升(小)納壹肆口(並小)乳牛六頭、取乳二十日、飼稻肆拾捌束(牛別四抱)と見えたるを以てなり、降りて江戸時代亦之を使用したるもの、如しと雖も未だ詳かならず、享保中安房廣岡に白牛を放養せしめて、白牛酪の製法を命ぜりし、其頃僅に三頭なりしが、寛政八年の頃、七十餘頭に至り、依て數斛の乾酪を製し牛酪賣私の事を命ず、明治の頃となり、盛に之を用ふるに至れり(牛乳考)

キウハイ 九拜 拜(ハイ)を見よ、
キウバノイ 弓馬家 武家と云ふに同じ、弓馬を帶し、騎馬にて戦ふ故にかく名づくるならん、吾妻鏡文治二年三月二十六日の條に、此上人(延嗣)者多田新發備前八代苗裔對馬太郎義信男也、出二果

キウビ

葉弓馬之家云々、太平記行下合戦の條に、弓馬の家を生れたる者は名をこ惜め、命をば惜まぬ者と云云、榎松論に、義祖武藏守兼遠守府將軍秀朝朝臣、承平に朝敵平將門を討取て子々孫々守府將軍の職を蒙りし、五代將軍の後胤なり、累代武略のほまれを遺し、弓馬の家の達者也云々とあり、
キウビノイタ 鳩尾板 龜の名所、ヨロヒを見よ、
キウ 義雲 少より寂置和尚に越前の薦福寺に隨侍し、弱冠にして遊方し、本性を窮明す、圓和尚を歸省して、遂に洞上の訣を受く、正安元年冬薦福寺に住す、正和二年波多野真通請じて越の永平寺に住せしむ、住職未だ久しからざるに、堂宇を鼎新し、宗乘を整頓す、稱して中興となす、後、寶慶寺に返りて、正慶二年十月十二日偶を著して寂す、壽八十一(本朝高僧傳)

キウリ

長上より絶縁せらるるをいふ、勸當とは異なり、地方凡例録に、舊離は、兄弟伯叔父母等目上の者より、弟甥等目下の者を離見屆時、相顧致舊離、目下より目上を舊離といふ事は不成、又致欠落、行衛不計、致舊離時、親類の内目上の者一人加り、夫に差添て、弟甥從弟等も一同に舊離仕度旨、相顧は不苦、若欠落者舊離帳外願時、目上の親類無之ば、帳外計可願也、舊離とはならず云々と見え、又、村方にては、舊離を致せば、其者惡事仕出ても、難儀不惡事と心得居れども、一通の事は、格別、舊離帳外致たる者にては親類へ尋ね渡す御付事有之、さすれば致舊離とも血筋は離通、さつぱりと御構無之とは離申、村役人も帳外致たる者故、不構と申儀には不

キウリ

て、近江丹波兩國の豐凶を占ふを以てかく名づくとも云ふ、削掛の神事とも云ふ、日次紀事に、晦日子削掛の社、神前、神の灯の外、悉く火を滅して、暗中參詣の人、口を念にして他人の現況をそりし合ふ、例へ其聲をき、其人を知ると雖も、争はず、恨みず、これ懺悔の儀にして勸善懲惡の意が、丑の刻ばかりに、執行腰裏にて、社司前驅して、執行拜殿に上り、神前に向ひて黙座する事しばらくありて、經咒を誦す、東西の欄内に預め削掛の水を左右に建て置くこと各六屯、是十二月の數を表すなり、是を卯杖と稱す、而して同時に之を焼くなり、傳へ云ふ、其煙西へ向く時は丹波國來年五穀熟せず、東へなびく時は近江國又しかり、これによりて兩國の豐凶を占ふと、其後社司新に水を汲みて、削掛の火を以て元朝の供物を調ふ、是新年水火を改むるの義なり、參詣の人も亦其火を火繩に移し、携へて家に歸り元朝の羹を煮ると云ふ(本朝俗談志、華實年浪草)

て、近江丹波兩國の豐凶を占ふを以てかく名づくとも云ふ、削掛の神事とも云ふ、日次紀事に、晦日子削掛の社、神前、神の灯の外、悉く火を滅して、暗中參詣の人、口を念にして他人の現況をそりし合ふ、例へ其聲をき、其人を知ると雖も、争はず、恨みず、これ懺悔の儀にして勸善懲惡の意が、丑の刻ばかりに、執行腰裏にて、社司前驅して、執行拜殿に上り、神前に向ひて黙座する事しばらくありて、經咒を誦す、東西の欄内に預め削掛の水を左右に建て置くこと各六屯、是十二月の數を表すなり、是を卯杖と稱す、而して同時に之を焼くなり、傳へ云ふ、其煙西へ向く時は丹波國來年五穀熟せず、東へなびく時は近江國又しかり、これによりて兩國の豐凶を占ふと、其後社司新に水を汲みて、削掛の火を以て元朝の供物を調ふ、是新年水火を改むるの義なり、參詣の人も亦其火を火繩に移し、携へて家に歸り元朝の羹を煮ると云ふ(本朝俗談志、華實年浪草)

キウキレ

相成、併御咎を蒙る節、過料は手續に成し、手續は急度叱咤と一尋輕くは相成とも一向無構には不相成、由也云々といへり、
キウレキ 九曆 舊本一冊(内右大臣藤原師輔の日記、一に九紀、又御曆、或は九條右大臣之記と稱す、今現存するものは天曆元年より三年に至り、天德元年より四年に至る、されど四宮記に引用する所に依つて考ふれば、各條記事詳細にして本書の簡略不了なるものと大に異なり、或は原本はもと數十卷ありしも、世に因て盡く亡佚し、僅に略抄の零本を傳へたるにあらざるか(歴世記考)

キエン

己の財物を棄て、人に恵むをいひ、又貸借の破棄をいふ、(正確にいはば)後者は元より前者の中に含まるべきものなれども、便宜別として説明す)前者は歴史上特に説明するに足るものなし、後者は、江戸時代に於て注意すべき現象にして、實に近代の名宰相と稱せらるる、松平定信の行ひたるものとす、蓋し當時御家人の下級なる者は、みな慶米を給せられ、所謂札差(フダサシ)と稱すの手より之を受取る制なりしが、世の下ると共に上下驕奢に流れて、困窮する者次第に多く、遂には僅め受取るべき慶米を抵當として、札差より借財するに至り、札差また其間において不當の暴利を貪りしが爲め、益々負債を増加し、甚だしきは財政必迫の結果、子弟の教育をも放棄するの傾を生じたり、松平定信の首相となるや、深くこれを慨し、寛政元年九月札差九十六人の者に、六ヶ年以前迄にかゝる幕士の負債は悉く棄捐を命じ、且つ其利足を改正し、一兩に付きて六分と定め、なほまた五ヶ年以後の負債は、一ヶ月五十兩一分、高百俵につき一ヶ年三兩つゝの返済法によらしめたり、これ實に、前に述べ

キエン

己の財物を棄て、人に恵むをいひ、又貸借の破棄をいふ、(正確にいはば)後者は元より前者の中に含まるべきものなれども、便宜別として説明す)前者は歴史上特に説明するに足るものなし、後者は、江戸時代に於て注意すべき現象にして、實に近代の名宰相と稱せらるる、松平定信の行ひたるものとす、蓋し當時御家人の下級なる者は、みな慶米を給せられ、所謂札差(フダサシ)と稱すの手より之を受取る制なりしが、世の下ると共に上下驕奢に流れて、困窮する者次第に多く、遂には僅め受取るべき慶米を抵當として、札差より借財するに至り、札差また其間において不當の暴利を貪りしが爲め、益々負債を増加し、甚だしきは財政必迫の結果、子弟の教育をも放棄するの傾を生じたり、松平定信の首相となるや、深くこれを慨し、寛政元年九月札差九十六人の者に、六ヶ年以前迄にかゝる幕士の負債は悉く棄捐を命じ、且つ其利足を改正し、一兩に付きて六分と定め、なほまた五ヶ年以後の負債は、一ヶ月五十兩一分、高百俵につき一ヶ年三兩つゝの返済法によらしめたり、これ實に、前に述べ

キエン

己の財物を棄て、人に恵むをいひ、又貸借の破棄をいふ、(正確にいはば)後者は元より前者の中に含まるべきものなれども、便宜別として説明す)前者は歴史上特に説明するに足るものなし、後者は、江戸時代に於て注意すべき現象にして、實に近代の名宰相と稱せらるる、松平定信の行ひたるものとす、蓋し當時御家人の下級なる者は、みな慶米を給せられ、所謂札差(フダサシ)と稱すの手より之を受取る制なりしが、世の下ると共に上下驕奢に流れて、困窮する者次第に多く、遂には僅め受取るべき慶米を抵當として、札差より借財するに至り、札差また其間において不當の暴利を貪りしが爲め、益々負債を増加し、甚だしきは財政必迫の結果、子弟の教育をも放棄するの傾を生じたり、松平定信の首相となるや、深くこれを慨し、寛政元年九月札差九十六人の者に、六ヶ年以前迄にかゝる幕士の負債は悉く棄捐を命じ、且つ其利足を改正し、一兩に付きて六分と定め、なほまた五ヶ年以後の負債は、一ヶ月五十兩一分、高百俵につき一ヶ年三兩つゝの返済法によらしめたり、これ實に、前に述べ

ギラン

たるが如く、一方にありては御家人の貧窮を救ひ、一方にありては、札差等が、非常の利潤を得て、奢侈に耽りたるを懲戒する精神に出でたるものなりき、然れども、これが爲め富家をして危憂の念を抱かしめしこと甚だしく、爾來天變地異のある毎に、棄捐の令出づると噂傳して騒擾したりして、府内の金融をなさしめたり、蓋し此棄捐は其精神において將た其形に於て、往古行はれたる徳政と全く同質のものなりと雖も、其弊を生ぜざりし所謂のもの、これを再行はざりしこと、幕府の紀綱振へるが爲めなりき、トケイ(横濱川實紀、徳政考)

ギエン 義淵 俗性市住氏、義淵の字は、古來よりギエンと訓じたり、關東大和富市郡の人、其父某子なきことを憂ひ、常に觀世音菩薩に祈る、一夜柴垣の上にて一兒を拾ひ、養つて子と爲す、即ち義淵なり、後ち出家して、元興寺に投じ、智風に就きて唯識を學ぶ、尋で入唐し、智周法師に相宗の秘訣を受け、歸朝して法相宗を唱ふ、後ち吉野に龍門寺を開きて留任す、天智天皇爲めに關本宮を賜ひ、寺と爲さしむ、龍蓋寺(俗に關寺)これなり、大寶三年三月十四日僧正に任ぜらる、十一年勅して稻一萬束を賜ひて其學業を賞揚す、神龜五年十月寂す、治部省に勅して喪事を監護せしむ、(元亨釋教、東國高僧傳)

ギランノケツリカケ 祇園削掛 京都祇園社に於て、十二月晦日子刻に行はる、神事、丑刻に十二ヶ月にたたりし十二本の削掛を焼き

ギラン

て、近江丹波兩國の豐凶を占ふを以てかく名づくとも云ふ、削掛の神事とも云ふ、日次紀事に、晦日子削掛の社、神前、神の灯の外、悉く火を滅して、暗中參詣の人、口を念にして他人の現況をそりし合ふ、例へ其聲をき、其人を知ると雖も、争はず、恨みず、これ懺悔の儀にして勸善懲惡の意が、丑の刻ばかりに、執行腰裏にて、社司前驅して、執行拜殿に上り、神前に向ひて黙座する事しばらくありて、經咒を誦す、東西の欄内に預め削掛の水を左右に建て置くこと各六屯、是十二月の數を表すなり、是を卯杖と稱す、而して同時に之を焼くなり、傳へ云ふ、其煙西へ向く時は丹波國來年五穀熟せず、東へなびく時は近江國又しかり、これによりて兩國の豐凶を占ふと、其後社司新に水を汲みて、削掛の火を以て元朝の供物を調ふ、是新年水火を改むるの義なり、參詣の人も亦其火を火繩に移し、携へて家に歸り元朝の羹を煮ると云ふ(本朝俗談志、華實年浪草)

ギランノゴリヤウエ 祇園御靈會 山城國愛宕郡八坂神社の齋會をいふ、毎年六月十四日若くは十五日に行ふ、京中の大祭なり、先づ御輿洗、御輿あり、十四日に神輿三基族所に神幸あり、同日還幸、此日馬長及び山鉾等の盛儀あり、御輿迎及び神幸の日には、上皇、后宮の御覽あり、或は主上紫宸殿に御して、御覽ありし事あり、又攝關大臣及び將軍は棧敷を構へて之を觀るを常とす、又此日には神輿遣ひの行幸と稱して、皇居の方位、神幸路に禁忌ある時は他所に行幸ある例なり、上皇及び后宮等亦同じ、猶諸國會年中行事大成に委しく祭禮の事見えたり、(皇朝通志、二十二社注式)には、開闢天皇天孫元年に始まるといひ、年中行事大成には、清和天皇貞觀十八年に始まるといふ、

ギランノヤシロ 祇園社 山城國京都四條賀茂河の東邊神院、古の八坂神社下是なり、祇園天神、牛頭天王等の稱あり、現今八坂神社と稱し、官幣中社に列す、(皇朝通志、神祇考)を祀り、五男三女八柱命稻田媛命を配す、(皇朝通志、神祇考)清和天皇貞觀十八年常任寺僧圓始めて之を攝關廣孝より八坂神社に移し祀り、陽成天皇元慶の初、攝關藤原基經禱合を建て、觀音寺感神院と號し、院内に遷祀せり、即ち今の地是なり、(開闢天皇天孫元年六月始めて御靈會、ギランノゴリヤウエ)を看す)を行ふ、三年此社を以て日吉社の末社とす、天延三年始めて臨時祭(ギランノゴリヤウエ)を行ひ、勅使東遊走馬を奉る、後三條天皇延久二年十月感神院火あり、尋で兵部大輔藤原公房を遣はして火災を謝し、又詔して神殿を造る、四年三月天皇行幸あり、祇園行幸此に始まる、初木社

ギラン

大治二年六月御靈會、勅使唐院に乗り、殿上人馬長重巫女種女田樂舞人等金銀飾物を裝ふ者數百人、最し美麗を極む、高倉天皇承安二年六月、上皇神輿三基獅子七頭を遣り、之を奉り臨て御靈會を覽る、是より御靈會益々盛なり、室町時代應仁文明頃には戰亂の爲めに行はれず、後土御門天皇の明應九年六月再興せらる(親長補記、忠實記、古事類苑神祇部)

ギランノミハツカウ 祇園御八講 毎年二月八日京都祇園社にて行ふ八講をいふ、勸會なり、中古以後漸絶して此儀なし、天台宗にて、修行する法なり、法華經二十八品に、結經無量義經を加へて、三十日三十口の式あり、八講壇とて兩壇相對して之を飾る、講師問者を定め、右座は傳名をふし付に唱へ、左座は法華八卷の大意を論ず、別に論議を設けて論義あり、其外加陀囉散花等の法式嚴重なり(拾芥抄、華實年浪草)

ギランノヤシロ 祇園社 山城國京都四條賀茂河の東邊神院、古の八坂神社下是なり、祇園天神、牛頭天王等の稱あり、現今八坂神社と稱し、官幣中社に列す、(皇朝通志、神祇考)を祀り、五男三女八柱命稻田媛命を配す、(皇朝通志、神祇考)清和天皇貞觀十八年常任寺僧圓始めて之を攝關廣孝より八坂神社に移し祀り、陽成天皇元慶の初、攝關藤原基經禱合を建て、觀音寺感神院と號し、院内に遷祀せり、即ち今の地是なり、(開闢天皇天孫元年六月始めて御靈會、ギランノゴリヤウエ)を看す)を行ふ、三年此社を以て日吉社の末社とす、天延三年始めて臨時祭(ギランノゴリヤウエ)を行ひ、勅使東遊走馬を奉る、後三條天皇延久二年十月感神院火あり、尋で兵部大輔藤原公房を遣はして火災を謝し、又詔して神殿を造る、四年三月天皇行幸あり、祇園行幸此に始まる、初木社